

欧米主要国における最近の税制改革の動向

阿部 敦壽

I. はじめに

1970年代末から80年代にかけて、欧米主要国においては、簡素・中立を理念とした比較的大きな税制改革が行われた。具体的には、所得税や法人税について課税ベースの拡大とともに税率引下げ及び累進緩和が行われ、併せて、多くの国においては付加価値税率が引き上げられた。

1990年代に入ると、各国において財政赤字の累積が大きな問題となった。この問題に対処するため、例えば、アメリカにおいては包括財政調整法（OBRA90, 93）においてペイ・アズ・ユー・ゴー原則、キャップ制といった財政規律が規定されるとともに、複数年にわたる財政健全化目標が掲げられ、その達成のため、歳出削減とあわせ、税率引上げや課税ベース拡大といった増税措置がとられた。また、1993年に欧州通貨統合に向けたマーストリヒト条約が発効したことにより、同条約において規定された対 GDP 比財政赤字 3% 以下、対 GDP 比債務残高 60% 以内という財政基準を達成するため、フランスにおいて付加価値税率が引き上げられるなど、欧州各国において歳出削減措置・増税措置がとられた。こうした財政再建への努力が奏効し、各国とも概ね 2000 年までには財政状況が大きく改善することとなった。

2000年代に入ると、財政状況の好転を背景とし、欧米主要国においては、財政余剰の用途を巡る議論や国民負担率の高まりに対する議論が行われ、アメリカにおけるいわゆるブッシュ減税をはじめとして、各国において減税措置が講じられた。しかしながら、IT バブルの崩壊や米国同時多発テロの影響等により、各国は景気対策としての減税を余儀なくされ、結果として再び財政赤字が拡大することとなった。さらに、2007年のサブプライム・ローンの焦付きに端を発し、2008年のリーマンショックを通じて世界各国の実体経済に影響を及ぼした金融危機は、各国の経済政策による財政出動圧力を強め、財政状況を悪化させた。また、2009年末にギリシャにおける財政統計の粉飾問題が顕在化し、マーケットが不安定化すると、アイルランド・ポルトガルといった国の政府債務についても不安が伝播し、これらの国においては厳しい歳出削減や増税を余儀なくされるとともに、IMF や EU からの資金支援を受けるに至り、こうした欧州政府債務危機問題は、EU 全体の財政状況に不安の影を落としている。

こうした中、2010年 6 月にトロントで開催された G20 においては、財政問題が主要な議題となり、サミット宣言においては「先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対 GDP 比を安定化または低下

させる財政計画にコミット」することとされた（但し、日本については、これと異なり、サミット直前に閣議決定した「財政運営戦略」における財政健全化目標（2015年度までに基礎的財政赤字対 GDP 比を2010年度から半減し、2021年度以降において、公債残高の対 GDP 比を安定的に低下させるなど）にコミットした）。その後、同年11月のソウル・サミットにおける議論を経て、2011年11月のカンヌ・サミットにおいては、各国が財政健全化を含む中長期的な政策コミットメントを集約したアクションプランを策定し、各国とも、中長期的な財政健全化を見据えた財政運営を行っている。

欧米主要国における2011年度税制改正及び税制改革案は、政党間の対立を背景として生じた債務上限問題を契機とする内部要因や国債の格下げや国債金利の上昇といった外部要因の影響を受け、追加的財政再建策の提案を余儀なくされたアメリカやフランスと、概ね計画通り財政健全化を進め、財政再建目標を堅持する中で国民負担に配慮した税制措置を講じたイギリスやドイツとはその内容が異なる。

アメリカにおいては、2011年 5 月以降、連邦政府の債務残高が、法定された上限額である 14 兆 2,940 億ドルに達する中、上限額の引上げにあわせて講じる財政再建策について、歳出削減のみによるべきとする共和党と増税にもよるべきとする民主党との間で攻防が続けられていた。資金繰り限度の見通しが 8 月 2 日とされ、デフォルトの懸念も高まる中、7 月末に両党において合意が成立し、8 月 2 日に 2011 年予算管理法が成立した。同法においては、債務上限額の 2 兆ドル規模の引上げと併せ、今後 10 年間の財政再建策として、新規の裁量の経費への上限設定により経済成長見通しを織り込んだベースライン比で約 9,000 億ドルの削減を行うとともに、社会保障及び税制の改革を含む約 1.6 兆ドルの削減策を検討するための超党派委員会を設置し、11 月 23 日までに提案を行うこととされた（仮に提案が行われなかった場合、ベースライン比 1.2 兆ドルの歳出一律削減措置を発動）。

しかしながら、法案成立直後の 8 月 5 日、スタンダード・アンド・プアーズ社は、この財政再建策が、アメリカ財政の中期的な安定に必要とされる内容としては不十分であるとして、アメリカ国債の格付けを AA+ に格下げした。その後、オバマ大統領は 2011 年予算管理法で規定された財政赤字削減の目標額を上乗せして 10 年間で 4.4 兆ドル規模とし、そのうち約 1.6 兆ドルを高所得者に対するブッシュ減税の不延長等の富裕層増税を柱とする税制改正で賄うこととする案を超党派委員会に提案したが、超党派委員会は期限の 11 月 23 日までに結論を得ることができなかったため、2011 年予算管理法に基づき、ベースライン比 1.2 兆ドルの歳出一律削減措置の発動が確定した。

オバマ大統領が2012年2月に公表した2013年度予算教書においては、再び高所得者に対するブッシュ減税の不延長等の富裕層増税が提案されている。

フランスにおいては、2010年10月に成立した複数年財政計画法に基づく財政健全化を行っていたところ、経済見通しの下方修正を受け、税収の落込みによる財政赤字拡大を防ぐため、2011年8月24日に2011・2012両年で120億ユーロ規模の財政赤字削減計画を発表、さらに11月7日には2012-2016の5年間で647億ユーロの追加財政赤字削減計画を発表した。これらの計画に係る税制改正は、4次にわたる2011年修正予算法及び2012年予算法において、所得税、相続・贈与税、富裕税に係るインデクセーションの停止による課税最低限の実質的引下げ、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税（法人税額の5%）導入、食料品を除く大半の品目に対する付加価値税の軽減税率の引上げ（5.5%→7%）といった措置が講じられた。

こうした措置にも関わらず、欧州諸国の信用不安はフランスにも及び、2011年末には、フランスの国債金利が急上昇した。そして、2012年1月13日、スタンダード・アンド・プアーズ社は、フランスの財政赤字と労働硬直性を理由に、国債格付けをAA+に引き下げた。

これを受け、サルコジ大統領は2012年修正予算法を議会に提出、2月29日に成立したことにより、企業の競争力強化及び雇用促進のため、家族手当保険料の企業負担を軽減するため、資本所得に係る社会税の税率引き上げ（3.4%→5.4%）及び付加価値税の標準税率引上げ（19.6%→21.2%）が行われるとともに、財政赤字削減のため、一定の株式取得等に係る金融取引税を導入することとされた。

ただし、5月6日に決選投票が行われたフランス大統領選挙においては、大幅な所得増税を提案し、付加価値税率の引上げに反対していた社会党オランド候補が勝利したため、今後、税制改正の方向性が変更される可能性がある。

一方、アメリカやフランスと異なり着実に財政健全化を推進しているイギリスやドイツにおいては、その路線を堅持することを前提として、減税策も提案されている。

イギリスにおいては付加価値税率を2008年12月から15%に引き下げていたところ、2010年1月には17.5%に、2011年1月には20%に引き上げたり、減価償却の特例を見直し、法人税の課税ベースを拡大したりするなど、着実に財政再建化の道を歩んでいる。2012年のバジェットにおいても、財政再建目標を堅持しつつ、公平で成長を支える持続可能な税制の実現といった観点から、所得税の最高税率の50%から45%への引下げや法人税率の引下げの前倒し（バジェット2011においては2012年4月に26%→25%とされていたところ、24%へ引下げ）が提案されている。

ドイツにおいても、2010年6月に閣議決定された2014年までの「財政健全化の基本方針」に基づき、2011年から航空税及び核燃料税が導入されるなど、財政再建が着実に進められる中、与党のキリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）及び自由民主党（FDP）は、所得減税の方針

について合意した。具体的には、名目所得が増えても限界税率の上昇とインフレにより実質所得が減少する「冷たい累進性」と呼ばれる現象に歯止めをかけるため、税率の累進性を緩和し、60億ユーロ規模の減税を行う2012年4月4日に連邦議会を通過したところであり、今後、連邦参議院で可決されれば、法案が成立することとなる。

以下、欧米主要国における直近の税制改革の動向（2012年5月現在）を概観する。

Ⅱ. アメリカ

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

2010年の上下両院の選挙によって、上院は民主党、下院は共和党が過半数を占めることになり、議会はねじれ状態となっている。2011年は、連邦債務の上限引上げを巡る議論において、4月には政府機能の一時閉鎖の懸念、連邦債務残高が法定上限に達し、8月にデフォルトに陥る恐れとなる事態に陥った。また、赤字削減のための歳出削減幅やその方法を巡り両党間で対立し、結果的に合意がまとまらないという事態が生じたほか、2011年末で期限切れとなる社会保障税に係る減税措置延長の財源措置を巡る対立も生じるなど、両党間の対立を原因として、税財政措置の議論に大きな影響を与えた。

2012年11月に、大統領選挙及び上下両院の選挙を実施予定であり、両党の候補者は、民主党が再選を狙うオバマ大統領、共和党がロムニー氏で実質的に確定しており、両者の対決となる見込みである。両者の税制政策に関する提案を比較すると、オバマ大統領は富裕層に対する増税措置、ロムニー氏は全体的に減税措置を主張しているなど両者で大きく異なっている。

連邦議会上下院の議席数

	連邦議会下院 (435議席)	連邦議会上院 (100議席)
民 主 党	193議席	53議席
共 和 党	242議席	47議席

2. 経済

2011年の経済成長率は前年比1.7%となり、主な内訳としては、個人消費が前年比2.2%増、設備投資が前年比8.7%増、住宅投資は前年比1.3%減であった。国際収支では、貿易・サービス収支は▲5,600億ドルと前年に引き続き赤字幅が拡大し、経常収支全体でも、▲4,734億ドルと2年で赤字幅が拡大した。雇用情勢では、失業率は通年平均で8.9%と、1983年（9.6%）以来の高水準となった前年より低下し

オバマ大統領とロムニー候補の主な税制政策の比較

税制政策	オバマ大統領	ロムニー候補
個人所得税	高所得者に対する税率の引上げ (最高税率35%→39.6%)	全ブラケットにおける税率を20%引下げ(最高税率35%→28%)
法人所得税	最高税率を35%→28%に引下げ	最高税率を35%→25%に引下げ
配当・長期キャピタルゲイン課税	・配当の総合課税化(個人所得税の税率ブラケットを適用) ・高所得者に対する長期キャピタルゲインにかかる税率を15%→20%に引上げ	・現行の税率(0%, 15%)の維持 ・所得が20万ドル未満の世帯に対する非課税
遺産税	・最高税率を35%→45%に引上げ ・課税最低限を500万ドル→350万ドルに引下げ	廃止

(注) オバマ政権の政策については予算教書等、ロムニー候補の政策についてはロムニー候補のHP等により作成。

(単位: 億ドル, %)

暦年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
名目GDP	145,270	151,060	157,790	165,220	173,970	184,480	195,330	206,510
名目成長率	4.2	4.0	4.5	4.7	5.3	6.0	5.9	5.7
実質成長率	3.0	1.8	2.7	3.0	3.6	4.1	4.0	3.9
インフレ率	1.6	3.2	2.2	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1
失業率	9.6	9.0	8.8	8.6	8.1	7.3	6.5	5.8
長期金利	3.2	2.8	2.8	3.5	3.9	4.4	4.7	5.0

(注) 2010年は実績。2011年以降は見通し。

たものの、以前高い水準のままであった。また、消費者物価上昇率は、エネルギー・原料価格高騰などにより、前年比3.2%となった。

2012年2月13日、オバマ大統領が公表した「2013年度大統領予算教書」の経済見通しによると、経済成長については、2009年からの回復が継続しており、大統領の提案が実現すると、2012年は名目成長率4.5%、実質成長率2.7%、物価についてはインフレ率2.2%と予測している。失業率に関しては、経済成長の加速に伴い、徐々に低下するものの、6%以下にまで低下するのは2017年以降になると予測している。

3. 財政

アメリカでは連邦政府の債務の上限が法定されており、これまで債務残高が上限に近づく度に法定上限を改正してきた(2000年以降の連邦政府の債務残高と法定上限は下記の表を参照)。2011年に、債務残高が法定上限に達する見込みとなったが、この上限引上げのための法律改正を行う政治的な前提として、民主党は増税を含む財政健全化策を主張する一方、共和党は歳出削減のみによるべきと反発した。2011年5月に連邦政府の債務残高は上限に達した。その後は、「異例の措置」として、州・地方政府の余裕資金運用のための非市場性債権の発行の停止、公務員年金基金が資金の運用として購入している国債を償還して運用対象の無利子の政府預金への切り替えの資金繰り措置を講じていたが、8月2日には、当該措置による資金繰りが困難となるとの見通しが発表されており、債務上限が引き上げられなければ、最悪の場合、デフォルトに陥る恐れがあった。そのような状況の中、7月末

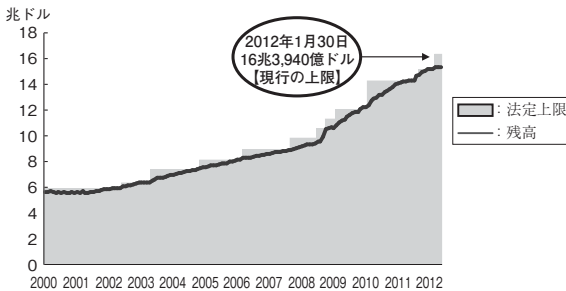
に両党間で合意が成立し、8月2日に予算管理法が成立したほか、法定債務上限が引き上げられることとなった(2012年1月末時点の法定上限は、1兆3,940億ドル)。しかし、その後、スタンダード・アンド・プアーズ社は、合意された財政再建計画が、政府の中期的な財政状況の安定のために必要とされるであろうと当社が考えるものと比べて不十分との理由から、米国債の格付けを最上級の「AAA」から「AA+」に1ノッチ引き下げるとともに、今後の長期的な格付け見通しを「ネガティブ」とした(ムーディーズ社及びフィッチ社は最上級の格付けを維持)。

2011年予算管理法では、①歳出削減策と同時に債務上限を引き上げること、②超党派の委員会を設置し、11月23日までに財政再建策をとりまとめ、同額の債務上限を引き上げること(仮に決裂した場合又は赤字削減額が1.2兆ドルを下回る場合は、9年間の合計でベースライン比で最大1.2兆ドルの歳出の一律削減措置が発動する)を内容とするものである。

同法に基づき設置された超党派委員会においても、民主党は増税を含む歳出・歳入両面での対策を主張した一方、共和党は増税に反対して歳出削減のみによるべきと主張し、両党の対立が繰り返された。2011年11月21日、同委員会は財政健全化策のとりまとめを断念する旨を発表し、2013年以降、総額約1.2兆ドルの歳出の一律削減措置が発動されることが確定した。なお、超党派委員会のとりまとめ断念の発表後、主要格付け会社3社は格付け判断について変更は行われなかった(ムーディーズ社は、その理由として、最低1.2兆ドルの削減が確保されていることから、超党派委員会の結果が短期的には米国の格付けに影響を及ぼさないことを示唆)。

また、2013年会計年度の予算教書（2012年2月13日公表）によると、2012年会計年度の財政収支は、▲約1兆3,269億ドル（対GDP比▲8.5%）となり、2009年度以降4年連続で1兆ドルの大台を超える水準となる見通しであることが示されている。2013年会計年度予算教書では、2022年会計年度までの今後10年間で、財政収支を対GDP比▲3%以下とすることを目標とし、約4兆ドルの財政赤字の削減を行うこととしている。

アメリカの連邦政府債務の法定上限と残高の推移



Ⅱ. 2011年及び2012年における税制改革に係る動き

2011年末に社会保障減税、2012年末にブッシュ減税（2001年及び2003年に実施）等の期限が到来することから、期限が到来する措置について、オバマ大統領は延長又は廃止に係る提案を行っている。また、オバマ大統領は、大規模な財政赤字削減策を発表するとともに、国内の雇用創出の観点から、雇用創出法案や法人税改革案を提案している。

（参考） 社会保障減税（2010年減税延長法）

社会保障税は労使折半で負担されており、各々の負担については、公的年金部分は給与又は106,800ドル（2010年当時）のいずれか少ない額に6.2%を乗じた額、メディケア部分は給与の1.45%となっている（自営業者については、公的年金部分が12.4%、メディケア部分が2.9%）。2010年減税延長法において、2011年のみの1年間の措置として、被用者負担部分の公的年金部分の負担率が6.2%から4.2%（自営業者については、公的年金部分の負担率が12.4%から10.4%）に引き下げられた。

（参考） 主なブッシュ減税の内容

- ①個人所得税率の段階的引下げ（15%、28%、31%、36%、39.6%→10%、15%、25%、28%、33%、35%）。
- ②配当所得に係る税率の引下げ（15%、28%、31%、36%、39.6%→0%、15%）
- ③長期（1年超）保有のキャピタルゲインに係る税率の引下げ（10%、20%→0%、15%）
- ④人的控除及び項目別控除の通減措置の段階的縮減（2010年廃止）
- ⑤遺産税の段階的廃止（課税最低限：67.5万ドル→350万ドルに引き上げ、最高税率：55%→45%に引き下げた後、2010年廃止）

⑥贈与税の段階的引下げ（課税最低限：67.5万ドル→100万ドル、最高税率：55%→35%）

⑦児童税額控除の拡充（500ドル／人→1,000ドル／人）

※ 上記措置については、2010年減税延長法等において、2012年末まで延長（修正・拡充措置を含む）されている。

1. オバマ大統領の赤字削減策

2011年9月19日、オバマ大統領は、2011年予算管理法で規定された財政赤字削減の目標額を積み上げ（10年間で約4.4兆ドルの赤字削減）し、雇用対策（4,470億ドル）の財源を確保することを目的として、財政赤字削減策を発表し、「財政赤字削減のための合同特別委員会」に提出した。

本提案における主な税制改正の提案（10年間で約1.5兆ドルの増収）は以下の通り。

【個人に対する増税措置】

(1) 高所得者に対するブッシュ減税の不延長（10年間8,660億ドルの増収）

2013年以降、2010年減税延長法によって2012年末まで延長された個人所得税率の引下げ措置について、所得25万ドル超の高所得者に対し、2013年以降、当該措置を不延長。

(2) 高所得者に対する所得控除の制限（10年間で4,100億ドルの増収）

世帯所得25万ドル超（単身の場合は20万ドル超）の高所得者に対する項目別控除等に関しては無制限に認められているところ、2013年以降、高所得者の項目別控除等に対する適用税率を28%に制限。

（参考） 制限のイメージ

収入200、項目別控除100、適用税率35%（累進構造は考慮しない）、その他の控除が存在しない場合、従来の税額は35（＝（200－100）×35%）だが、今回の措置が成立すると、税額は42（＝200×35%－100×28%）となる。

(3) 投資パートナーシップにおける勤労に係る所得の通常所得化（10年間で130億ドルの増収）

投資パートナーシップにおいて、パートナー（ファンドマネージャー等）の勤労により発生した所得の分配額（成功報酬）は、キャピタルゲインとして取扱いが可能となっているところ、2013年以降、当該所得について、総合課税化（15%～39.6%の税率）を適用。

（参考） 短期キャピタルゲインは総合課税（通常の所得税率）、長期（1年超の保有）キャピタルゲインは、0%、15%の税率で二段階課税される。

【企業に対する増税措置】

(1) 石油業界への優遇措置の縮減・撤廃（10年間で410億ドルの増収）

2013年以降、石油会社に対する優遇税制を以下の通り廃止・縮減。

- ・油田に注入する化学物質に係る即時費用化の廃止
- ・石油等に係る国内生産控除（国内生産活動に係る所得に対し3%の控除）を廃止

- ・地質調査費用等に係る償却年数が2年間であるところ、7年に延長
- ・アラスカ等における天然ガス投資等に係る費用に対する15%の税額控除を廃止
- (2) 後入先出法の廃止（10年間で520億ドルの増収）
棚卸資産の売上原価の計算において、後入先出法の適用が可能であるところ、後入先出法による売上原価の計上の廃止。
- (3) 国際課税の見直し（10年間で1,130億ドルの増収）
所得算入が繰り延べられている海外所得に関連する支払利息の損金算入の繰延等の実施。
- (4) 連邦失業保険の付加税部分の恒久化（10年間で150億ドルの増収）
雇用主に対して課されている0.8%（うち付加税0.2%）の連邦失業保険税について、2011年7月以降、付加税が廃止されること、当該付加税部分を恒久化。
- (参考) 連邦失業保険税は、日本の失業保険料に相当するものとして、雇用主に対し、支払給与額又は7,000ドルの少ない方に0.8%（うち付加税0.2%）を乗じた額を課すもの。

2. 雇用創出法案

2011年9月8日、オバマ大統領は議会演説を行い、雇用対策として、総額4,470億ドルの雇用創出法案を発表した。なお、減税措置については2012年度単年度のものが多く、効果は短期間に集中すると考えられる内容となっている。

本法案の主な内容は以下の通り。

- (1) 中小企業の雇用促進・投資促進に係る税制措置（700億ドルの減収）
 - 社会保障税（公的年金部分）の雇用主負担分の税率を、企業の支払給与額の500万ドルまでについて、6.2%から3.1%に引下げ。
 - 新規の雇用又は既存従業員の給料の増加により支払給与額が増加した小規模事業者に対し、5,000万ドルまでの増加分については、社会保障税（公的年金部分）の雇用主負担を全額免除。
 - 2010年減税延長法により、2010年9月9日から2011年末までの設備投資につき、初年度に取得減価全額の償却（即時償却）が認められているところ、当該措置を2012年末まで延長。
- (2) 米国の再建、近代化に伴う雇用創出に係る税制措置（1,400億ドルの減収）
 - 6ヶ月以上求職中の退役軍人を雇用した企業に対し、1人当たり5,600ドルの税額控除を、6ヶ月以上求職中の軍役に係る障害を負った軍人を雇用した企業に対し、1人当たり9,600ドルの税額控除を実施。
- (3) 求職者への機会提供に係る税制措置（80億ドルの減収）
 - 6ヶ月以上求職中の者を雇用した企業に対し、1人当たり4,000ドルの税額控除を実施。
- (4) 全米の勤労者、家庭への税制措置（1,750億ドルの減収）

- 社会保障税（公的年金部分）の被用者の負担率について、2010年減税延長法により、2011年末までの時限措置として6.2%から4.2%に引き下げられているところ、2012年の1年間の措置として、当該負担率を3.1%に引下げ。

3. 法人税改革案

2012年2月22日、ホワイト・ハウスと財務省は共同で、税法の単純化、多数の税の抜け穴と補助金の除去、国内での雇用創出の促進を目的とした法人税制改革案「法人税改革のフレームワーク」を公表した。

本改革案の主な提言内容は以下の通り。

- (1) 課税ベースの拡大と法人税率の引下げ
 - 法人税率の引下げ（最高税率35%→25%）
 - 税制優遇措置の大幅な縮小
主な内容は以下の通り。
 - ・後入先出法の廃止
 - ・石油及びガス関連特別措置の廃止
 - ・役員及び従業員に係る保険購入に対応する負債利子の原則損金不算入
 - ・ファンドマネージャーの成功報酬を通常所得として課税
 - ・非商業用法人ジェットに対する特別償却制度の廃止
 - 課税ベースの適正化
主な内容は以下の通り。
 - ・減価償却表の見直し
 - ・利払費の損金不算入等により、借入れによる資金調達優遇を見直し
 - ・法人大企業と非法人の大企業との間の中立性を確保
- (2) 製造業とイノベーションの強化
 - 製造業に対する法人税の実効税率の25%への引下げ
現行の国内製造による所得に対する控除制度について、製造業に対する控除率を9%から10.7%に引き上げ、先端製造業に対する控除率を（会見録では）18%に引き上げることで、製造業に対する法人税率を実質25%まで引下げ。
 - 試験研究費税額控除の拡充・簡素化・恒久化
複雑かつ時限的な試験研究費税額控除について、簡便法による控除割合を14%から17%に引き上げるとともに、当該制度を恒久化。
- (3) 国内投資促進のための国際課税制度の強化
 - 海外での収益に対する課税
米企業の海外子会社の所得についてもミニマム税を課税。また、海外移転に要する費用を損金不算入とする一方、海外から米国内への移転に要する費用に対して20%の税額控除を実施。
- (4) 中小企業に対する税制簡素化及び減税
主な内容は以下の通り。
 - ・中小企業による100万ドルまでの適格投資に係る即時償却を恒久化 等

(5) 財政規律の回復

- 時限的な事業関連租税優遇措置における財源確保

4. 社会保障減税の延長

2011年末で期限が到来する社会保障税の減税措置の延長を巡る議論が議会で活発に行われた。民主党及び共和党ともに、社会保障減税には賛成していたものの、その財源を巡り、民主党は、高所得者向けの個人所得税の増税、共和党はGSE（政府支援機関）による保証料引上げ、連邦政府職員及び議員の給与凍結延長等による歳出削減を主張して対立していた。その結果、民主党が上院で法案を提出するものの、クローチャー動議(注)が否決され採決されないという状態が続いた。しかし、2011年12月23日、2012年2月末まで同措置を延長すること等を目的とした「2011年一時的給与減税延長法」(Temporary Payroll Tax Cut Continuation Act of 2011)が、オバマ大統領の署名をもって成立した。なお、その財源は、GSEによる保証料を引き上げ、増額分を国庫に納付することによって賄われている。

また、2012年2月末の期限切れに向け、同措置の延長に係る議論が両党で行われ、2月22日、2012年末まで同措置を延長すること等を目的とした「2012年中間層減税及び雇用創出法」(Middle Class Tax Relief and Job Creation Act of 2012)が、オバマ大統領の署名をもって成立した。なお、その財源の一部は連邦政府職員の年金給付及び医療費関連支出の削減を充てるものの、その財源の大半については裏付けがなく、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則の対象外としている。

(注) クローチャー動議：上院において、提出された法案の修正案を何度も提出して審議を求めるなどのフィリバスター（議事進行妨害）といわれる行為を行うことが可能であり、審議が際限なく行われる可能性がある。クローチャー動議は、当該法案の審議を打ち切り、採決を行うか否かを定めるための投票を求める動議である。なお、クローチャー動議の可決には60票の賛成が必要である。

Ⅲ. 2013年度予算教書における税制改革案

2012年2月13日、オバマ大統領は、取り組むべき政策及び今後10年間の財政見通しを示す「2013年度大統領予算教書」を公表した。

同予算教書においては、財政健全化に向けて、国防費等の海外活動経費及び医療関連支出等の削減、高所得者に対して2012年末で期限切れとなるブッシュ減税を延長しない等の増収策の実施により、今後10年間で財政収支を対GDP比▲3%以下にする目標を達成するために今後10年間で財政赤字を約4兆ドル削減することを提案した。また、「競争力強化に向けた取組」として、人材育成、イノベーションへの投資、21世紀型インフラの整備、市場開放・国民の安全の確保を国内政策の重点分野と位置付けた。

本予算教書における主な税制改正の提案は以下の通り。

1. 増税措置（10年間で2兆361億ドルの増収）

(1) 富裕層増税（10年間で1兆4,331億ドルの増収）

- 所得税率の引上げ（10年間で4,416億ドルの増収）

2010年減税延長法により、2012年末までの時限措置として、所得が25万ドル（夫婦共同申告）超の高所得者に対して、33%又は35%の税率を適用。

- 配当の総合課税化

2010年減税延長法により、2012年末までの時限措置として、配当については所得税率のブラケットに応じて、0%又は15%の軽減税率が適用されているところ、2013年以降、配当に係る税率について総合課税化（15%～39.6%）を実施。

- 人的控除及び項目別控除の通減廃止措置の見直し

2010年減税延長法により、2012年末までの時限措置として、高所得者に対する人的控除及び項目別控除（医療費等の実額控除）の通減措置が廃止されているところ、2013年以降、人的控除について、所得25万ドル（夫婦共同申告）から37.5万ドルで通減・消失し、項目別控除について、所得25万ドルを超える部分の3%（上限は特定の項目別控除対象費用の80%）を控除額から減額。

- 長期キャピタルゲインに係る税率引上げ

2010年減税延長法により、2012年末までの時限措置として、長期（1年超保有）キャピタルゲインについては所得税率のブラケットに応じて、0%、15%の軽減税率が適用されているところ、2013年以降、所得25万ドル（夫婦共同申告）超の高所得者について、長期キャピタルゲインに係る税率を20%（5年超保有については18%）に引上げ。

- 項目別控除の控除割合の見直し（10年間で5,482億ドルの増収）

世帯所得25万ドル超（単身の場合は20万ドル超）の高所得者に対する項目別控除等に関しては無制限に認められているところ、2013年以降、高所得者の項目別控除等に対する適用税率を28%に制限。

(2) 遺産税等の見直し（10年間で1,433億ドルの増収）

2010年減税延長法により、2012年は遺産税等について、最高税率35%、課税最低限500万ドルとなっているところ、2013年以降、遺産税・贈与税等について、最高税率45%、課税最低限350万ドル（世代飛越移転税は100万ドル）を適用。

(参考)「世代飛越移転税」とは、孫世代への財産移転に対して課される税。

(3) 国際課税の強化（10年間で1,475億ドルの増収）

2013年以降の措置の提案として、主な内容は以下の通り。

- ・ 海外子会社からの将来の配当に対応する支払利子の損金算入の繰延べ
- ・ 受取配当に係る外国税額控除を連結ベースにより算定

- ・移転価格税制等における無形資産の範囲にのれん等が含まれるよう、無形資産の定義の明確化 等
- (4) 金融機関及びその商品の取扱いの見直し（10年間で806億ドルの増収）
 - 金融機関への金融危機責任負担金の賦課
TARP（不良資産買取プログラム）の損失を取り戻すため、資産総額500億ドル以上の金融機関に対して、2014年以降、「金融危機責任負担金（Financial Crisis Responsibility Fee）」を賦課する。税額は、リスクウェイト調整後の資産総額から自己資本、保護預金及び一部の中小企業に対する貸付金を差し引いた額に0.15%を乗じた額である。

2. 減税措置（10年間で3,861億ドルの減収）

- (1) 個人向けの減税措置（10年間で1,793億ドルの減収）
 - 大学教育費税額控除の拡充の恒久化
2010年減税延長法により、2012年までの時限措置として、大学教育費に係る税額控除が給付付き税額控除化されている。控除額は、2,500ドルを上限とし、給付部分の上限は税額控除総額の40%、税額控除額は所得16万ドル～18万ドル（夫婦共同申告）で通減・消失とされているところ、2013年以降、当該時限措置を恒久化するとともに、通減開始所得及び通減停止所得のインデクセーションを行う。
 - 勤労所得税額控除の拡充の恒久化
2010年減税延長法により、2012年末までの時限措置として、控除額は所得額に適格児童（納税者と同居し、収入の半分超の支援を受ける19歳未満の者等）の数に応じた控除率を乗じて算出される勤労所得税額控除の向上率の上昇は3人目の適格児童まで拡大されているところ、2013年以降、当該措置を恒久化。
 - 児童養育費税額控除の拡大
家庭内の適格扶養親族（13歳未満の扶養親族又は同居中の肉体的・精神的障害を有する配偶者・扶養親族）が勤労のために育児サービス等を受けることが必要な場合、育児サービス等に要した費用の一定割合（低所得者は35%、所得に応じ通減し高所得者は20%）の税額控除が認められており（給付は行わない）、35%の税額控除の通減開始所得は15,000ドル、通減停止所得は43,000ドルとなっているところ、2013年より、35%税額控除の通減開始所得を75,000ドルに、通減停止所得を103,000ドルに引上げ。

- (2) 雇用創出及び成長のための一時的な減税措置（10年間で249億ドルの減税措置）

- 被雇用者及び自営業者に対する社会保障税（公的年金部分）の減税措置の延長

社会保障税は労使折半（公的年金部分は被雇用者の給与又は106,800ドルの6.2%、メディケア部分は給与の1.45%）となっているところ、2010年減税延長法等により、2012年2月末までの時限措置として、被雇用者の公的部分が2%引き下げられているところ、2012年末までの時限措置として、被雇用者の年金部分について、給与又は110,100ドルのいずれか少ない額に課税する税率を4.2%（自営業者は10.4%）とする引下げ措置を維持。

- (参考) 予算教書の公表後、2012年末までの時限措置として、被雇用者の公的年金部分に係る税率を4.2%（自営業者は10.4%）に引き下げる措置を講ずる法律が成立。

- 即時償却措置の延長（2012年末まで）

2010年減税延長法により、2010年9月9日から2011年までの設備投資につき初年度に取得減価全額の償却（即時償却）が認められているところ、当該措置を2012年末まで延長。

- 新規雇用又は賃上げを行う企業に対する税額控除の導入（2012年末まで）

新規雇用又は賃上げを行う企業に対して、新規雇用については2012年の賃金の20%、賃上げについては2012年の上昇分について、10%の税額控除を実施。

- (3) 国内製造等拡大のための措置（10年間で1,206億ドルの減収）

- 試験研究費税額控除の拡充及び恒久化

2010年減税延長法により、2011年末まで、一定額を超える試験研究費に対して税額控除が認められているところ、2012年以降、当該措置を恒久化するとともに、簡便法による控除割合を14%から17%に引上げ。

- (参考) 試験研究費の税額控除額の計算方法は以下の2つより選択可能。

- ① 当年の適格研究費から、その企業の1984年から1988年までの適格研究費の平均に基づいて算出した額と当年の適格研究費の50%のどちらか大きい方を引いた額の20%（原則法）
- ② 当年の適格研究費のうち、直近の過去3年間の適格研究費の平均額の50%を超える額の14%（簡便法）

(参考) 2012年の控除額（夫婦共同申告）

適格児童の数	0人	1人	2人	3人以上
控除率	7.65%	34.00%	40.00%	45.00%
控除限度額	475ドル	3,169ドル	5,236ドル	5,891ドル
通減開始所得額	12,980ドル	22,300ドル	22,300ドル	22,300ドル
通減停止所得額	19,190ドル	42,130ドル	47,162ドル	50,270ドル

(参考) 2013年度予算教書における主な税制措置の一覧 (10年間で総計約 1 兆6,824億ドル (130兆円) の増収)

項目名		措置の規模 (10年間の増減収規模) (▲は減収)
I 個人向けの減税措置		▲1,793億ドル (13.8兆円)
1	大学教育費税額控除拡充の恒久化	▲1,374億ドル (10.6兆円)
2	雇用主による個人退職勘定 (IRA) 等への自動登録プラン提供の義務付け等	▲150億ドル (1.2兆円)
3	勤労所得税額控除の拡充の恒久化	▲140億ドル (1.1兆円)
4	児童養育費税額控除の拡大	▲102億ドル (0.8兆円)
II 雇用創出及び成長のための一時的な減税措置		▲249億ドル (1.9兆円)
1	被雇用者及び自営業者に対する社会保障税 (公的年金部分) の減税措置の延長 (2012年末まで)	▲312億ドル (2.4兆円)
2	即時償却措置の延長 (2012年末まで)	309億ドル (2.4兆円)
3	新規雇用又は賃上げを行う企業に対する税額控除の導入 (2012年末まで)	▲184億ドル (1.4兆円)
III 国内製造等拡大のための措置		▲1,206億ドル (9.3兆円)
1	試験研究費税額控除の拡充及び恒久化	▲1,085億ドル (8.4兆円)
IV 中小企業への減税措置		▲252億ドル (1.9兆円)
1	中小企業の新規発行株式に係る売却益の非課税措置	▲79億ドル (0.6兆円)
V 地域発展の促進措置		▲96億ドル (0.7兆円)
1	新市場税額控除の拡充	▲34億ドル (0.3兆円)
VI 2013年までに期限切れとなる一部の時限措置の延長		▲264億ドル (2.0兆円)

V 富裕層増税 (所得が25万ドル (夫婦共同申告の場合) を超える者を対象)		1兆4,331億ドル (110兆円)
1	ブッシュ減税の不延長 (所得税率の引上げ, 配当の総合課税化, 長期キャピタルゲインに係る税率引上げ, 人的控除・項目別控除の通減廃止措置の見直し)	8,489億ドル (65.4兆円)
2	項目別控除の控除割合の見直し	5,842億ドル (45.0兆円)
VI 遺産税等の見直し		1,433億ドル (11.0兆円)
VII 国際課税の強化		1,475億ドル (11.4兆円)
VIII 金融機関及びその商品の取扱いの見直し		806億ドル (6.2兆円)
IX 石油会社等への優遇措置の廃止		296億ドル (2.3兆円)
X その他の歳入に係る改正措置等		1,899億ドル (14.6兆円)
1	後入先出法の廃止	738億ドル (5.7兆円)
2	ファンドマネージャーの成功報酬に対する適用税率の見直し	135億ドル (1.0兆円)
XI タックスギャップの縮小		121億ドル (0.9兆円)

(注) 増減収額の見積りの前提は、①2013年以降、2010年12月減税延長法による中低所得者層に対するブッシュ減税の延長を維持、②2013年以降、2012年の遺産税等の水準を維持、③2010年12月減税延長法における代替ミニマム税の基礎控除額に係るインデクセーションの維持。

(備考) 邦貨換算レート: 1ドル=77円 (基準外国為替相場: 2011年12月中における実勢相場の平均値)。なお、金額の合計は四捨五入の関係上、必ずしも一致しない。

※当該大統領予算教書による税制改正案は、今後、与党議員により法案化され審議される可能性が高いが、全て実現するとは限らないことに留意。

Ⅲ. イギリス

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

2010年5月に実施された下院総選挙の結果、保守党が下院の第一党となったが、単独過半数に達しなかったため、自由民主党との連立を組み、キャメロン保守連立政権が誕生した。これにより、13年間続いた労働党政権に終止符が打たれた。なお、2011年10月現在の議席数は以下の通り（次回選挙は2015年を予定）。

	保守党	自由民主党	労働党	中立	その他	計
下院(庶民院)	305	57	256	—	32	650
上院(貴族院)	218	91	240	183	55	787

(注) 上院は一代貴族、一部の世襲貴族、司教等から構成され、公選制は導入されておらず、任期は終身。
(出典) 外務省ホームページ

2. 経済

2011年3月の見通しでは、2011年から2013年の経済成長率は、それぞれ1.7%、2.5%、2.9%と見積もられていたが、ユーロ圏債務危機等の影響により、2011年11月に大幅下方修正された。

その後、2012年3月の経済財政見通しにおいては、2011年第4四半期及び2012年第1四半期はプラス成長で、英国経済がテクニカル景気後退（2四半期連続でのマイナス成長）に陥ることはないと思われていた。しかし、2012年4月に発表された2012年第1四半期の経済成長率が▲0.2%（一次速報）となったことを受け、オズボーン財務大臣は、現在、英国は極めて厳しい経済状況にあるとの認識を示している。

(参考) 実質 GDP 成長率の見通し

(単位：%)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
2012年3月	0.8	0.8	2.0	2.7	3.0	3.0
2011年11月	0.9	0.7	2.1	2.7	3.0	3.0
2011年3月	1.7	2.5	2.9	2.9	2.8	—

【(参考) 財政統計】

(対 GDP 比, 単位：%)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016
構造的財政赤字	▲6.4	▲4.0 (5.7)	▲4.1	▲2.9	▲1.9	▲0.7
構造的経常収支	▲4.6	▲4.2	▲2.7	▲1.5	▲0.7	0.5
純債務残高	67.3	71.9	75.0	76.3	76.0	74.3

(注) 2012年のカッコ書きは、ロイヤルメール職員年金に係る資産・負債の承継の影響を考慮しない場合。

3. 財政

2011年3月の経済財政見通しにおいて、構造的財政赤字（対 GDP 比）は、2009年度の11.2%をピークに減少を続け、2016年度には0.7%まで低下、構造的経常収支（対 GDP 比）は、2009年度の▲5.5%をピークに減少し、2016年度に黒字化（+0.5%）、純債務残高（対 GDP 比）は、2009年度の52.5%から増加し、2014年度にピークに達した後（76.3%）、減少傾向に入ると見込まれている。

なお、2011年度から2012年度にかけて、構造的財政赤字の大幅減少（6.4%⇒4.0%）が見込まれているが、これは、英国政府が2012年4月に、ロイヤルメール職員の年金に係る資産及び債務を承継することとなっており、その資産承継額分（280億ポンド）の投資歳出が減少し、結果として同年度の財政赤字も減少することによる。なお、同要因を除けば、11月見通しから大きな変更はない。なお、同要因により、2012年度以降の政府純債務残高（対 GDP 比）が1.5%程度減少することとなる。

このような状況下において、英国政府は2011年11月の秋の財政演説において、従来の財政政策を継続するだけでは、財政目標(注)の実現が困難となる中、英国の財政に対する市場のコンフィデンスを維持するため、2015年度及び2016年度における経常歳出の削減（計151億ポンド、具体的な内容は今後決定予定）等の追加的な財政削減を行うことを決定し、財政目標の達成を堅持することとした。

なお、2012年第1四半期の経済成長率が予想を下回ったものの、オズボーン財務大臣は、政府が現在掲げる財政健全化計画を中止し、借入による債務の拡大は状況をさらに悪化させることになるとして、財政健全化路線を維持する旨を述べている。

(注) 財政目標：①2016年度までに、構造的経常財政収支を黒字化させること、②2015年度までに、純債務残高（対 GDP 比）を減少させること。

Ⅱ. 2011年及び2012年における税制改革に係る動き

2012年3月発表のバジェット2012(注)において、経済見通しが昨年11月と大きく変わらない中、既存の経済政策等の方針を維持したまま、①安定的な経済、②より公平、効率的で簡素な税制、③成長を支える改革を実現するための措置を講じることが提案された。なお、当バジェットは財政中立を前提として提案されており、2016年度においては、11.4億ポンド

ド（歳入減0.4億ポンド、歳出減11.8億ポンド）の財政健全化効果が見込まれる。

（注）バジェットとは、将来的な戦略及び経済予測等を含んだ税制・歳出の両面に関する予算案で、そのうち税制改正措置については、原則として、下院における予算演説の直後、10会期日内の確認決議を条件に、仮の効力を発する動議を付すことができるほか、当該動議に付されなかった措置についても、予算審議終了後の下院決議により施行が可能（原則として8月5日に失効）。

1. 所得税及び印紙税等に係る措置

- (1) 基礎控除の引上げ等（8,105ポンド→9,205ポンド）等
【▲35.8億ポンド（4,403億円）】
 政府は、中低所得者の支援等を目的として、2015年度ま

で基礎控除を10,000ポンドに引き上げることを表明しており、2013年度については、基礎控除額を1,100ポンド引き上げる（8,105ポンド→9,205ポンド）。一方で、高所得者がその恩恵を受けないよう、2013年度に20%の税率が適用されるブラケットの上限を2,125ポンド引き下げる（34,370ポンド→32,245ポンド）。

- (2) 所得税最高税率の引下げ（現行50%→45%）

【▲1.1億ポンド（135億円）】

英国における所得税の最高税率はG20の中で最も高く、英国内で勤労することの魅力が損なわれるリスクが存在する。バジェット2011（2011年3月発表）において、歳入関税庁（HMRC）が50%の最高税率の効果について検証することとされたことを受け、歳入関税庁が検証した結果によると、当該税率は、経済的に効率的ではなく、当該税率は英国税制の競争力を阻害し、長期的には歳入に対して負

項 目 名		2016年度の増減収規模	
		億ポンド	億円
1 所得税及び印紙税等に係る措置			
(1)	基礎控除の引上げ等 （2013年度の当初予定8,105ポンド→9,205ポンド）	▲35.8	▲4,403
(2)	所得税最高税率の引下げ（現行50%→45%）	▲1.1	▲135
(3)	軽減措置の制限（所得控除50,000ポンド超の利用者に所得の25%のキャップ）	3.0	369
2 成長・企業			
(1)	法人税率の更なる引下げ（2012年度：24%、2013年度23%。2014年度：22%）	▲9.2	▲1,132
(2)	銀行税の税率引上げ（2013年度：0.075%→0.105%）	4.6	566
3 環境			
(1)	社用車の使用に係るフリンジベネフィット課税の強化	6.0	738
4 諸税			
(1)	タバコ税率の引上げ（インフレ率＋5%）	0.5	62
5 簡素化			
(1)	高齢者に係る基礎控除の増額凍結	12.5	1,538
(2)	付加価値税における軽減税率等の適用対象の変更	1.6	197
6 その他の措置			
(1)	職域年金制度等への自動加入方式の適用時期の一部延期	3.4	418

（参考）税率表（利子・配当所得を除く給与所得等）

（単位：ポンド）

税 率	2011年度	2012年度	2013年度
20% （Basic Rate）	0～35,000	0～34,370	0～ <u>32,245</u>
40% （Higher Rate）	35,001～150,000	34,371～150,000	<u>32,246</u> ～150,000
50% （Additional Rate）	150,001～	150,001～	150,001～ ※税率は45%
基礎控除額	7,475	8,105	<u>9,205</u>

の影響を与える可能性があるなどと結論付けられた。

この検証結果を踏まえ、2013年度の所得税の最高税率を5%引き下げることとした(50%→45%)。

- (3) 軽減措置の制限(所得控除50,000ポンド超の利用者に所得の25%のキャップ) 【▲3.0億ポンド(369億円)】

所得控除等の軽減措置は、投資や慈善活動の促進といった正当な理由に基づいて存在するが、控除額が無制限である場合、高所得者の実効税率が中低所得者よりも低くなることもあり、不公平が生じる。そこで、軽減措置の過度な利用を抑制するため、所得控除50,000ポンド超の利用者に対し、控除額を所得の25%に制限する。なお、当該措置が多額の寄附に依存する慈善活動団体に深刻な影響を与えないようにする方法を別途検討することとする。

2. 成長・企業

- (1) 法人税率の更なる引下げ(2012年度:24%, 2013年度23%, 2014年度:22%) 【▲9.2億ポンド(1,132億円)】

バジェット2011において、英国法人税制の競争力を改善するため、2011年4月に法人税率を2%引き下げ(28%→26%)、その後も毎年1%ずつ引き下げ、最終的に2014年4月には23%とするとされていたところ、2012年4月の引下げ幅を1%から2%に拡大し、24%に引き下げるとともに、翌年度以降も1%ずつ引き下げ、2014年4月には22%とする。

- (2) 銀行税の税率引上げ(2013年度:0.075%→0.105%) 【4.6億ポンド(566億円)】

銀行税の税収を当初の見込みどおり、最低年間25億ポンド確保するとともに、法人税率の引下げが金融機関に与える利益を考慮し、2013年度の銀行税の税率を0.105%とする。なお、2012年度の税率についても0.088%に引上げ。

3. 環境

- (1) 社用車の使用に係るフリンジベネフィット課税の強化 【6.0億ポンド(738億円)】

社用車を個人目的で使用する場合、原則として、取得原価に1kmあたりのCO₂排出量に応じた適用割合(5%~35%)を乗じた額が、年間の受益額として所得に算入される。今回、二酸化炭素の排出量が75g/km以上の車両に係る適用割合を2014年度に1%引き上げる(最大適用割合は35%のまま)とともに、2015年度及び2016年度についてさらに2%引き上げ(最大適用割合37%)。また、社用車の減価償却については、1kmあたりのCO₂排出量に応じて初年度全額償却、18%定率法または8%定率法のいずれかが認められているところ、2013年度以降、初年度全額償却及び18%定率法に係る排出量の基準を厳格化。

4. 諸税

- (1) タバコ税率の引上げ(インフレ率+5%) 【0.5億ポンド(62億円)】

2012年3月21日午後6時より、タバコ税の従量税部分に

ついて、小売物価指数の伸び率+5%の割合で引き上げる(例:紙巻たばこ154.95ポンド/1,000本→167.41ポンド/1,000本)。なお、従価税部分(小売価格の16.5%)は変更せず。

5. 簡素化

- (1) 高齢者に係る基礎控除の増額凍結

【12.5億ポンド(1,538億円)】

財務大臣に対する独立した助言機関である租税簡素化室(Office of Tax Simplification)が2012年3月6日に公表した年金課税の見直しに係る中間報告書において、高齢者に係る基礎控除が税制の複雑性をもたらしていると指摘されたことなどを踏まえ、年齢に関わらず基礎控除を同額とし、勤労世代と年金世代が減税措置を等しく享受できるようにするため、2013年度以降、高齢者に係る基礎控除額につき、通常的基础控除と同水準になるまで、2012年度の水準(1938年4月6日~1948年4月15日に出生した者については、10,500ポンド、それ以前に出生した者については10,660ポンド)に凍結。

- (2) 付加価値税における軽減税率の適用対象の変更

【1.6億ポンド(197億円)】

以下の状況に対応するため、一部の温かいテイクアウト商品やスポーツドリンク等、軽減税率等が適用されている一部商品・サービスを標準税率化する(2012年10月より適用予定)。なお、法令案のパブコメ(2012年5月18日締切)を踏まえ、今後、その内容を決定予定。

- (i) 軽減税率等の適用対象が1973年の付加価値税の導入以来、ほとんど変更されていなかったところ、当時予見できなかったタイプの商品・サービスの提供が行われてきていること
- (ii) 法令ではなく判例で事例が蓄積されてきたことによる不確実性の上昇
- (参考) 変更例

① スポーツ飲料

スポーツ飲料は水分補給等の目的を有し、糖分が含まれる場合は標準税率の適用になっているところ、水分補給等の目的ではなく、身体能力の向上等の目的であると主張されていた一部のスポーツ飲料はゼロ税率の適用となっていた(判例)。今回、法令上、スポーツ飲料がゼロ税率適用対象外と明記。

② 温かいテイクアウト商品

現行の付加価値税法上、食品にはゼロ税率が適用されるが、その例外として、「ケータリングの過程」で提供される食品(すなわち、提供地で消費される全ての食品及び提供地外で消費される「温かい食品」)は除くとされている。

「温かい食品」は、気温より高い温度での消費を可能とすることを目的として温められ続けるとともに、提供された時点でも気温より高い温度であると定義されており、見た目の改善目的や衛生関連規則の遵守目的で温め

られ続けていると主張されていたパンやパステイ（牛ひき肉等のパイ包み）は「温かい食品」とはみなされず、現在ゼロ税率が適用されている。

今回、「温かい食品」の定義規定が改正され、パンを除き、消費者に提供された時点で気温より高い温度を有する食品は目的を問わず全て「温かい食品」に含まれることとなり、パステイについても「温かい食品」として標準税率の適用となる。

(注) 5月末の報道によると、本改正に係る批判が大きかったことから、要件を変更し、温かい棚で陳列販売される食品が標準税率の対象とされる見込み（4,000万ボンドの減収見込み）。

6. その他の措置

(1) 職域年金制度等への自動加入方式の適用時期の一部延期 【3.4億ボンド（418億円）】

2008年年金法において、全ての事業者に対し、一定の年齢要件及び所得要件等を満たす被用者を雇用する場合、当該被用者を職域年金制度等に一律強制加入させる義務を負うこととされ（被用者の脱退は任意）、2012年10月より2015年にかけて、大規模事業者から順にその適用が開始される予定だった。今回、例外的に厳しい経済状況を鑑み、2012年1月に雇用労働省が発表したスケジュールに従い、小規模事業者（従業員50人未満）について、原則として、2015年8月（従業員数30～49人）または2016年1月（従業員数30人未満）にその適用時期を延期。なお、当該年金への拠出につき、政府から税額控除の形で実質的な補助が行われることから、適用時期の延期により、政府歳入は増加することとなる。

Ⅳ. ドイツ

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

(1) 2013年秋の連邦議会選挙に向けた動き

ドイツでは、2009年9月に連邦議会（下院）選挙が行われ、メルケル首相率いるキリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）が勝利し、社会民主党（SPD）との連立政権を解消して、自由民主党（FDP）との中道右派連立政権を樹立した。その後の州議会選挙を受けて、連邦参議院（上院）においては与党派が過半数を割るというねじれの状態が発生し、連邦議会を通過した法案が連邦参議院で修正を受ける、という事態が生じている。与党が州議会選挙で敗北を続ける中、2013年秋には、再度、連邦議会選挙が行われる予定である。与党を構成するFDPは、各州議会選挙で議席確保に必要な得票率5%すら獲得できておら

ず、連邦参議院におけるねじれの状態がさらに強まっている。

このような中、2011年12月に、ゼロ税率適用限度額の拡大や税率の累進性緩和などの所得税減税を盛り込んだ「冷たい累進性排除法案」が連邦議会に提出された。少数与党のFDPが3年前の政権合意当時から所得税減税を強く主張してきたこともあり、最大与党のCDUは減税に慎重な姿勢を示してきたものの、円滑な政権運営のため、FDPの要求をある程度受け入れ、法案提出に至った。ショイブレ財務相（CDU）は「公的債務の削減路線から逸脱しない」範囲で譲歩したとコメントしているが、エコノミストや市民の間では、減税よりも財政再建を行い、マーストリヒト条約をいち早く達成すべきという声が大半を占めている。現在、すでに連邦議会を通過し、野党が過半数を占める連邦参議院に法案が提出されているが、全野党は減税を批判しており、現時点では成立しない可能性が高い。

連邦参議院の議席数（2012年4月現在）

	与党派	中立派	野党派
議席数（割合）	28（41%）	15（22%）	26（38%）

(注) 中立は、連邦議会における与党と野党が州議会において連立を組んでいる場合。

(2) 各州議会選挙の動向

ドイツでは、2010年5月に行われたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙で連立与党が敗北してから、連邦参議院で野党が過半数を占めるねじれ状態にある。

2011年9月4日にメクレンブルク・フォアポンメルン州において州議会選挙が行われ、SPDと緑の党（Grüne）が得票率を大きく拡大する一方、国政レベルの与党であるCDU/CSUとFDPはともに大敗した。FDPは議席獲得に必要な5%を大きく割り込んだため、議席を獲得することが出来なかった（議席数、得票率については下記参照）。

2011年9月18日にベルリン州において州議会選挙が行われ、同州与党のSPDが得票率を落としながらも第1党の地位を維持した一方、選挙戦の終盤にギリシャの債務不履行をタブー視しないとのキャンペーンを打ち出したFDPは得票率が前回選挙（2006年）から激減、メクレンブルク・フォアポンメルン州と同様、議席獲得に必要な5%を大きく割り込んだ。同州選挙の台風の目となったのは初参加の海賊党（Piraten）で、得票率8.9%を獲得し、国内で初めて議席を獲得した。同党はインターネットの利用を前提とした政治・社会生活の実現や著作権規制の緩和、公共交通機関の無料化などを要求しており、選挙公約には総合性がないものの、政治不信の高まりが追い風となり議会進出を果たした（議席数、得票率については下記参照）。

2012年3月25日にザールラント州において州議会選挙が行われ、2大政党のCDU/CSUとSPDがともに得票率を伸ばした。CDU/CSUが得票率を伸ばした結果、同州与党のSPDと合わせて51議席中36議席を獲得し、安定的に政権を運営できる基盤を確保した。これまで同州の与党だっ

た FDP は得票率が前回の9.2%から1.2%へと激減し、議席獲得に必要な5%を大きく下回った。国政レベルでの人気凋落のほか、州レベルでの党内の内紛も響いたと考えられる。ベルリン州に続き、同州選挙の初参加となった海賊党は、いきなり得票率7.4%を獲得し、初の議席獲得を達成した（議席数、得票率については下記参照）。

各州議会選挙を受け、連邦参議院において、州議会の与党に連邦議会の野党が含まれない州の有する議席数は、全体の41%（2012年4月現在）と過半数を割り込み、依然としてねじれの状態が続いていることが窺える。

(3) 欧州債務危機への対応

2011年8月16日に行われた独仏首脳会談において、独仏共同でユーロ圏における金融取引税の創設を提案すること及び、2013年以降、両国で法人税の税率及び課税ベースを共通化する予定であることが発表された。

欧州債務危機を背景に、英国とチェコを除く欧州連合（EU）加盟国25カ国は1月末の首脳会談で、各国の財政規律を強化する新条約に調印することで合意。この合意に基づき、2012年3月2日に、欧州連合の欧州理事会（EU首脳会談）において、中長期的にユーロ圏の財政的安定を目指す「経済通貨同盟における安定、調整および統治に関する条約（財政条約）」に署名。当該条約は、遅くとも2013年1月1日の発効を目標としている。

先の独仏首脳会談で導入に関する合意が行われた金融取引税について、メルケル首相個人としてはユーロ圏内での導入も考えているが、連立与党である FDP が EU 加盟国 27カ国全体での導入を主張しており、ドイツ政府として

は、EU 域内で共通に導入されるべき税制と捉えている。FDP を始めとするユーロ圏内導入反対派の論拠としては、大きな金融市場であるロンドンを有するイギリスを巻き込まないことで、金融市場における自国の競争力低下を招く点が挙げられている。

ドイツの想定する金融取引税は、幅広くデリバティブも含めた金融取引に課税するもので、租税債務者には金融機関だけでなく市場で活動しているヘッジファンドも含まれる。投機的な金融取引に課税をし、間接的に投機を抑制する目的で導入を検討しており、国際連帯税のように目的税化する予定はない。また、すでに金融危機への対応として銀行負担金が導入されているが、両者は並び立つものであり、銀行負担金が廃止されることはない。なお、ドイツが考える金融取引税は、あくまでも EU の指令に基づき、各国が税制として定め、各国が徴収する税である。

2. 経 済

連邦財務省が2012年4月に発表した2012年安定化プログラムによれば、2011年の実質経済成長率は3.0%であり、2012年も0.7%と引き続きプラス成長すると予測している。また、連邦経済技術省によれば、雇用の増大、収入の増加、安定的な物価といった背景から、ドイツ経済は引き続き堅調であり、2012年中に経済成長のペースは回復すると予測している。

メクレンブルク・フォアポンメルン州議会選挙結果（2011年9月4日実施）

	キリスト民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	左翼党 (Linke)	その他
獲得議席数	18	0	27	7	14	5
() 内は増減数	(▲4)	(▲7)	(+4)	(+7)	(+1)	(▲1)
得票率	23.0	2.8	35.6	8.7	18.4	11.5

ベルリン州議会選挙結果（2011年9月18日実施）

	キリスト民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	左翼党 (Linke)	海賊党 (Piraten)	その他
獲得議席数	39	0	48	30	20	15	0
() 内は増減数	(+2)	(▲13)	(▲5)	(+7)	(▲3)	(+15)	(0)
得票率	23.4	1.8	28.3	17.6	11.7	8.9	8.3

ザールラント州議会選挙結果（2012年3月25日実施）

	キリスト民主同盟 (CDU)	自由民主党 (FDP)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	左翼党 (Linke)	海賊党 (Piraten)	その他
獲得議席数	19	0	17	2	9	4	0
() 内は増減数	(0)	(▲5)	(+4)	(▲1)	(▲2)	(+4)	(0)
得票率	35.2	1.2	30.6	5.0	16.1	7.4	4.5

3. 財 政

(1) 2012年予算の概要

2012年予算は、2011年7月に閣議決定し、同年11月に成立した2012年予算法（Haushaltsgesetz 2012）により規定されている。同予算における歳出総額は、前年予算比4億ユーロ増の3,062億ユーロとなり、歳入については、税収が前年予算比200億ユーロ増の2,492億ユーロ、税外収入が前年予算比27億ユーロ増の309億ユーロとなった。その結果、本予算における公債収入額は261億ユーロとなった。

(2) 財政見通し

2012年安定化プログラムによれば、2011年の構造的財政収支（対 GDP 比）は▲0.7%となっている。ドイツでは2009年7月のドイツ基本法改正により、連邦予算について、2011年以降、構造的財政収支（対 GDP 比）が0.35%を上回ってはいけないという債務抑制条項（通称「債務ブレーキ」）が存在する（ドイツ基本法109条・115条）。ただし、連邦は2015年末までに、州は2019年末までに当該条項を満たせばよい（ドイツ基本法143d 条）。同安定化プログラムによれば、2014年以降、当該条項は達成される見通し。

また、マーストリヒト条約に基づき、財政収支（対 GDP 比）は▲3.0%まで、債務残高（対 GDP 比）は60%までとされているところ、ドイツの2011年の財政収支（対 GDP 比）は▲1.0%と目標を満たしているが、債務残高（対 GDP 比）は81.2%と以前と高い数字のままであり、2016年までの見積りにおいても、60%は達成されないままである。

II. 2011年及び2012年における税制改革に係る動き

1. 銀行負担金に関する政令（Restrukturierungsfonds-Verordnung (RStruktFV)）

2010年12月に成立した金融機関再生関連法における、銀行負担金の創設及び負担率等については政令で別途定めるとの規定に基づき、2011年7月に銀行負担金に関する政令が成立した。銀行負担金は、金融機関の存続危機あるいはシステムリスクに際し、金融安定化のための資本注入等を行う金融再生基金の原資を確保することを目的として導入され

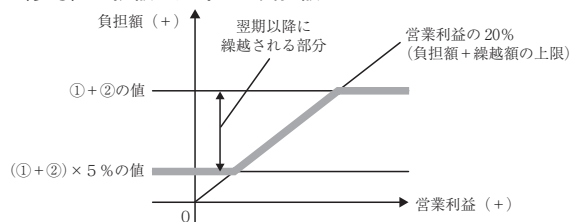
た。負担金の賦課対象者はドイツ国内で銀行業務を営む金融機関（単体ベース）及びEEA（EU＋ノルウェー＋アイスランド＋リヒテンシュタイン）外の外国金融機関のドイツ支店。なお、負担額の算出方法は下記計算方法により算出された金額の合計。負担額には上限額が設定されており、営業利益の20%、又は下記(1)＋(2)により算出される金額の5%に相当する額のどちらか大きい方とされている。超過額については、翌年以降に繰越し（2019年までは翌年以降2年間、2020年からは翌年以降5年間繰越し）。また、負担額＋繰越額の上限は営業利益の20%である。なお、銀行負担金の法人税法上及び営業税法上の損金算入は不可。2012年の増収額（見積り）は10億ユーロ（0.1兆円、報道ベース）である。

(1) 負債と資本の合計額から、自己資本及び預金等を除いた部分に下表の負担率を乗じた額

資本＋負債－（自己資本＋預金）の額	負担率(超過累進)
3億ユーロ超100億ユーロ以下	0.02%
100億ユーロ超1,000億ユーロ以下	0.03%
1,000億ユーロ超2,000億ユーロ以下	0.04%
2,000億ユーロ超3,000億ユーロ以下	0.05%
3,000億ユーロ超	0.06%

(2) 期末日に対象金融機関が保有しているデリバティブの想定元本に0.0003%を乗じた額

(参考) 上限額を加味した負担額のイメージ



(注) ¹ ドイツにおいて本措置は税ではなく、用途が特定された負担金として分類されている。

² 銀行負担金の負担率等は政令によって定められるとされているため、負担率等はドイツ連邦財務省が発表した政令によるもの。

経済・財政指標

	2011年 (見積り)	2012年 (見積り)	2013年 (見積り)	2014年 (見積り)	2015年 (見積り)	2016年 (見積り)
実質経済成長率	3.0%	0.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
構造的財政収支 (対 GDP 比)	▲0.7%	▲0.5%	▲0.5%	0%	0%	0%
財政収支 (対 GDP 比)	▲1.0%	▲1.0%	▲0.5%	▲0%	0%	0%
債務残高 (対 GDP 比)	81.2%	82%	80%	78%	76%	73%

(出典) ドイツ連邦財務省「2012年安定化プログラム」

2. 租税簡素化法 (Steuervereinfachungsgesetz 2011)

納税者及び税務当局の事務負担の軽減を目的として、租税

簡素化法案が2011年9月23日に連邦参議院で可決され成立し、11月1日より施行されている。減収額は平年度ベースで約5.9億ユーロ（各年の減税額については下記参照）。

単位 (億ユーロ)	2012年 (見積り)	2013年 (見積り)	2014年 (見積り)	2015年 (見積り)	2016年 (見積り)
総税収	▲8.3	▲5.7	▲5.9	▲5.9	▲5.9
連邦	▲8.4	▲5.7	▲5.9	▲5.9	▲5.9
州及び市町村	0.2	—	—	—	—

同法における主な税制改正は以下の通り。

- ① 被用者概算控除額を920ユーロから1,000ユーロへ増額
 - ② 児童保育費控除適用に関する要件(片親世帯について、児童の年齢制限が3歳以上6歳未満)の廃止
 - ③ 児童手当適用に関する要件(児童の所得が8,004ユーロ以下)の廃止
- (注) ①については2011年1月から遡及適用。②・③は2012年1月から適用。

3. 冷たい累進性排除法案 (Gesetz zum Abbau der kalten Progression)

冷たい累進性排除法案は2012年4月4日に連邦議会を通過し、現在、連邦参議院に提出されており、今回連邦参議院で可決された場合には、法案が成立することとなる。減収額は平年度ベースで61.1億ユーロ（各年の減税額については下記参照）。

単位 (億ユーロ)	2013年 (見積り)	2014年 (見積り)	2015年 (見積り)	2016年 (見積り)	2017年 (見積り)
総税収	▲19.5	▲56.7	▲62.6	▲64.1	▲65.8
連邦	▲12.6	▲37.7	▲40.3	▲41.0	▲41.8
州及び市町村	▲6.9	▲19.1	▲22.2	▲23.1	▲24.0

主な税制改正は以下の通り（内容は閣議決定後のもの）。

- ゼロ税率適用限度額の拡大と累進性緩和
- 2013年度の税額算出式（〔〕内は2014年度以降のもの）を以下の通りとする。
- S = 税額
- ① 課税所得 8,130 [8,354] ユーロ以下
S = 0
 - ② 課税所得 8,131 [8,355] ユーロ以上
13,685 [14,062] ユーロ以下
 $S = (897.39 [873.44] Y + 1,400) \times Y$
(Y は課税所得から8,130 [8,354] ユーロを減じた額の10,000分の1)
 - ③ 課税所得 13,686 [14,063] ユーロ以上
53,727 [55,208] ユーロ以下
 $S = (225.14 [219.10] Z + 2,397) \times Z + 1,055 [1,084]$

(Z は課税所得から13,685 [14,062] ユーロを減じた額の10,000分の1)

- ④ 課税所得 53,728 [55,209] ユーロ以上
249,999ユーロ以下
 $S = 0.42X - 8,303 [8,531]$
- ⑤ 課税所得 250,000ユーロ以上
 $S = 0.45X - 15,803 [16,031]$
(X は課税所得)

4. 税制改正による税収見積り

2012年に行われる税制改正を加味した2012年から2015年までの税収見積りは以下の通り（2013年～2015年の税収見積りは、2012年予算と同時に提出された中期財政計画に基づくもの）。

(単位) 10億ユーロ	2011年 (確定)	2012年 (見積り)	2013年 (見積り)	2014年 (見積り)	2015年 (見積り)
総税収	248.1	249.2	256.4	265.8	275.7

(出典) ドイツ連邦財務省「月次統計 (Monatsbericht) (2012年3月)」

V. フランス

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

(1) ねじれ国会の出現

2011年9月25日の上院選挙（全348議席のうち約半数改選）後、社会党を中心とする左派勢力が議席の過半数を占めるに至った。下院においては、国民運動連合（UMP）を中心とする与党勢力が多数を占めているため、「ねじれ国会」状況が出現し、数次の予算編成において、上院による否決後に下院による再可決という事態が連続し、税制改正において政府が野党に譲歩する場面も散見されることとなった。

(2) 大統領選挙

欧州債務危機を背景に財政健全化の重要性を説くサルコジ大統領（UMP）は、財政再建への取組を堅持する姿勢を保つことで、「危機に強い大統領」として有権者へのアピールを図った。また、年明け後の2012年1月29日にはテレビ・インタビューの中で、大統領選挙を見据えた政策の重要課題として、市場の信認を確保する観点から財政赤字の削減に加え、経済対策を重視する観点から企業の競争力強化・失業対策を軸とする改革案を発表し、その後2012年第1次修正予算法として成立させた。

しかし、大統領選をめぐる世論調査では、社会党前第一書記のオランド氏がほぼ一貫して支持率でサルコジ大統領の優位に立つ状況が続き、2012年4月22日の大統領選第一回投票では、サルコジ大統領及び社会党前第一書記のオランド氏が各々約26%、約28%の得票率で決選投票に進んだ。そして、その2週間後の5月6日に行われた決選投票の結果、約52%の得票率で、オランド氏がサルコジ大統領を破り、仏第5共和制下での第7代大統領に選出された。左派政権の誕生はミッテラン政権以来18年振りとなり、また、オランド氏が選挙期間中、大幅な所得増税を提案し、付加価値税率の引上げに反対していたこともあって、今後、税制改正の方向性が変更される可能性がある。

2. 経済

2010年9月の2011年予算案提出時には各々1.5%・2.0%との見通しを打ち出していた2011年及び2012年の実質GDP成長率については、2011年6月の政府見通し発表時には、2.0%・2.25%に上方修正したものの、2011年8月の財政赤字削減計画（後述3(2)(i)）発表時には各々1.75%に下方修正することとなった。さらに、2012年の実質GDP成長率については、2011年11月の追加財政赤字削減計画（後述3(2)(ii)）発表時には1.0%へ、2012年2月の2012年第1次修正予

算法案（後述Ⅱ3）発表時には0.5%へと下方修正を続けた。

なお、2011年の消費者物価上昇率についてフランス政府は2.1%と発表している。

3. 財政

(1) 財政健全化に関する憲法改正案を巡る動き

毎年の予算案と社会保障予算案について、多年次の複数年財政計画法に服することを義務付ける憲法改正案が2011年3月16日に閣議決定された後、下院、上院での国会審議を経て、2011年7月13日に下院で最終的に可決された。もっとも、憲法改正案の成立には、両院総会で全議員（下院577議席、上院348議席）の60%以上の賛成票（555議席）が必要となるため、左派勢力が勝利した9月25日の上院選挙により、憲法改正は絶望的となり、両院総会への憲法改正案の提出は見送られることとなった。

(2) 財政赤字削減計画の発表

憲法改正には至らなかったものの、一貫して財政赤字対GDP比の継続的な削減（後掲参考）を目指す政府は、経済見通しの相次ぐ下方修正を受け、税収の落込みによる財政赤字拡大を防ぐため、2011年8月24日に(i)財政赤字削減計画、同年11月7日に(ii)追加財政赤字削減計画を発表した。

(i) 財政赤字削減計画（増収見込み額：2011年・2012年で120億ユーロ）

公務員新規雇用の抑制の継続等による10億ユーロの歳出削減を打ち出すとともに、富裕層及び大企業への課税強化を中心とした税制改正による110億ユーロの歳入増を図り、2年間で総額120億ユーロの財政赤字削減が見込まれている。同計画で打ち出された主な税制関連措置は以下の通り（増収見込み額は財政赤字削減計画中、2012年の増収見込み額として示されたもの）。なお、①～④については2011年9月8日成立の2011年第2次修正予算法、⑤については同年11月29日成立の2012年社会保障予算法、⑥⑦については同年12月21日成立の2012年予算法により各々成立している。

① 欠損金の繰越し控除額の制限及び繰戻し期間の短縮（増収見込み額15億ユーロ）

従来、欠損金につき、繰越し控除額は無制限であったところ、今回の改正により、所得が100万ユーロ超の場合には、控除可能額を100万ユーロ＋所得のうち100万ユーロ超の部分の60%に制限する。また、全ての法人に対して繰戻し期間を3年から1年に短縮する。

② 資本所得に係る社会税の税率引上げ（増収見込み額13億ユーロ）

有価証券キャピタルゲイン及び家賃・地代等につき2011年の所得より、不動産キャピタルゲイン及び利子・配当等につき2011年9月20日以降得た所得より、社会税の税率を2.2→3.4%に引き上げる（資本所得に係る社会保障関連諸税の合計は、13.5%となる。

なお、社会税の税率については後述Ⅱ 3(3)参照。

- ③ 個人保有の不動産譲渡益に対する課税強化（増収見込み額22億ユーロ）

従来、個人が保有する不動産のキャピタルゲインに係る税額算出においては、5年超の保有期間年数×10%分を所得控除することが認められていたところ、今回の改正により、8月25日以降に行なわれた譲渡に関しては、所得控除を廃止する。

なお、主たる住居については、従来からの免税措置が継続される。

- ④ 医療保険契約に係る保険契約税税率の引上げ（増収見込み額11億ユーロ）

従来保険業者に対し、保険契約の種類に応じて税率の異なる保険契約税が契約で定められた保険料等について課されていたところ、2011年10月1日より、疾病歴の審査を行わない任意加入の医療保険契約である「連帯と責任」保険契約につき3.5%→7%、その他の医療保険契約につき7%→9%へ税率を引き上げる。

- ⑤ 一般社会税における経費控除の見直し（増収見込み額7億ユーロ）

従来、一般社会税（CSG）の税額算出をする際の必要経費控除として、給与所得については3%の概算控除が認められていたところ、2011年以降は概算控除率を3%→1.75%へと引き下げる。

- ⑥ 一時的に発生した高額所得に係る所得課税の導入（増収見込み額2億ユーロ）（後述Ⅱ 1）

- ⑦ 砂糖入りの清涼飲料に係る新税の導入（増収見込み額1.2億ユーロ）（後述Ⅱ 1）

- (ii) 追加財政赤字削減計画（増収見込み額：2012－2016年で647億ユーロ）

2010年9月成立の年金制度改革法により定められた年金受給開始年齢の引上げ（60歳→62歳）実施時期の前倒し等、社会保障支出の抑制を中心に280億ユーロの歳出削減を打ち出す一方、引続き富裕層や大企業への課税強化に注力した税制改正を進めることにより367億ユーロの歳入増を図り、5年間で総額647億ユーロの財政赤字削減が見込まれる。同計画の中で打ち出された主な税制措置は、いずれも2011年第4次修正予算法により成立している（後述Ⅱ 2）。

Ⅱ. 2011年及び2012年における税制改革に係る動き

1. 2012年予算法（2011年9月28日閣議決定、同年12月21日成立）

2011年8月発表の財政赤字削減計画で出された経済見通し（前述Ⅰ 2）及び財政赤字削減目標（後掲参考）を踏まえた経済・財政見通しの下、財政赤字削減に向けた増税措置を策

（参考）財政赤字対 GDP 比削減目標

（2010年12月複数年財政計画法成立時）

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
▲7.7%	▲6.0%	▲4.6%	▲3.0%	▲2.0%

（2011年8月財政赤字削減計画発表時）

2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
▲7.1%	▲5.7%	▲4.5%	▲3.0%	▲2.0%

（2011年9月2012年予算法案閣議決定時）

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
▲5.7%	▲4.5%	▲3.0%	▲2.0%	▲1.0%

（2011年11月追加財政赤字削減計画発表時）

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
▲5.7%	▲4.5%	▲3.0%	▲2.0%	▲1.0%	0

（2012年2月2012年第1次修正予算法案提出時）

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
▲5.3%	▲4.5%	▲3.0%	▲2.0%	▲1.0%	0

予算規模：一般会計歳入3,770億ユーロ（税収3,580億ユーロ）、一般会計歳出4,509億ユーロ

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
財政赤字（対 GDP 比）	▲5.7%	▲4.5%	▲3.0%	▲2.0%	▲1.0%
累積債務残高（対 GDP 比）	▲84.1%	▲85.5%	▲85.4%	▲84.3%	▲82.3%
物価上昇率	2.1%	1.7%	1.75%	1.75%	1.75%
実質 GDP 成長率	1.75%	1.75%	2.0%	2.0%	2.0%

※データは予算法案閣議決定時のもの

定（主な税制措置としては後述(1)～(5)。(1)～(3)については、財政赤字削減計画でも発表されていた。増収見込み額は2011年9月28日予算法案閣議決定時に示された見積額）。

- (1) 一時的に発生した高額所得に係る所得課税の導入（増収見込み額2億ユーロ）

財政赤字が解消するまでの時限措置として、2012年より一時的に発生した高額所得が単身世帯で25万ユーロ、夫婦世帯で50ユーロを超える場合、当該超過部分につき新規の所得課税が課税される（最高税率4％）。なお、偶然の事情で所得が一時的に増加したものへの課税を避けるため、過去3年間の所得の平均が課税最低限を下回る場合は、課税対象から除外される。

- (2) 砂糖入りの清涼飲料に係る新税の導入（増収見込み額1.2億ユーロ）

8月発表の財政赤字削減計画（前述（前述 I 3(2)(i)）で打ち出されていた砂糖入りの清涼飲料に係る新税については、次のように定められた。

納税義務者	製造者又は輸入者
課税標準	砂糖入りの清涼飲料（スープや乳製品等は課税対象から除外）の体積
税率	1リットル当たり0.0716ユーロ
施行時期	2012年1月1日

- (3) CO₂排出権を6万トン以上割り当てられた企業に対する新税導入（増収見込み額2億ユーロ）

8月発表の財政赤字削減計画（前述（前述 I 3(2)(i)）で

打ち出されていたCO₂排出権を6万トン以上割り当てられた企業に対する新税については次のように定められた。

納税義務者	2008年1月1日から2012年12月31日の間にCO ₂ 排出権を6万トン以上割り当てられた企業
課税標準	年間売上高
税率	0.03%から0.07%の間で政令により定められる割合（2012年4月11日付政令により0.052%とされた）
施行時期	2012年1月1日

- (4) 賃貸用の住宅の購入に係る税額控除の見直し

8月発表の財政赤字削減計画（前述（前述 I 3(2)(i)）で打ち出されていた賃貸用の住宅の購入に係る税額控除の見直しについては、改正内容は以下の通り。

2. 2011年第4次修正予算法（2011年11月16日閣議決定、同年12月21日成立）

2011年11月発表の追加財政赤字削減計画で出された経済見通し（前述 I 2）及び財政赤字削減目標（前掲表）に基づき、増税措置を策定。主な税制措置は以下の通り（増収見込み額については、追加財政赤字削減計画中、2012年の増収見込み額として示されたもの）。

- (1) 所得税、相続・贈与税及び富裕税の税率表の改定凍結（増収見込み額17億ユーロ）

毎年度実施してきた所得税、相続・贈与税及び富裕税の税率表のインデクセーションによる改定を2012年以降実施

○家具なし賃貸用の住宅の購入に係る税額控除

	2011年まで	2012年より
適用対象	省エネ基準(注)を満たす新築住宅の購入	新築住宅だけでなく、改装住宅も含める（年数制限は存在しない。）。
控除割合	取得原価の22%	16%に引下げ。
適用期限	2012年12月31日までの時限的措置	2015年12月31日まで延長

(注) 平方メートル当たり年間消費電力量が50Kwh 未満等であることが必要となる。

○家具付き賃貸用の住宅の購入に係る税額控除

	2011年まで	2012年より
適用対象	新築または改装後15年以内の住宅の購入	変更なし
控除割合	取得原価の18%	14%に引下げ
適用期限	2012年12月31日までの時限的措置	2015年12月31日まで延長

しない。これにより、所得税、相続・贈与税及び富裕税の課税最低限は実質的に引き下げられることとなる。なお、フランス政府は修正予算法案提出時においては、当該措置は財政赤字対 GDP 比が 3 % になるまでの時限的措置であると説明している。

(2) 配当・利子に係る分離課税の引上げ（増収見込み額 6 億ユーロ）

2012 年 1 月 1 日以降得られる配当につき分離課税の税率を 19 % → 21 % に、利子につき分離課税の税率を 19 % → 24 % に各々引上げ（各々につき別途、社会保障関連諸税が 13.5 % の税率で課税される。なお、社会保障関連諸税の税率は 2012 年 7 月 1 日以降 15.5 % となる。後述 3 (1) 参照）

(3) 大企業に対する法人税付加税の導入（増収見込み額 17 億ユーロ）

売上高 2.5 億ユーロ超の大企業に対しては、2011 年 12 月 31 日から 2013 年 12 月 30 日の間に終了する事業年度につき、法人税額の 5 % の付加税を課す（法人実効税率は約 35 % となる）。

(4) 付加価値税の中間税率（7.0 %）の創設（増収見込み額 18 億ユーロ）

従来 5.5 % の軽減税率が適用されてきたほぼ全ての品目（旅客輸送、宿泊施設の利用・外食サービス等）に係る付加価値税の軽減税率を 2012 年 1 月 1 日より 7 % に引上げ。ただし、キャビア・マーガリン等従来から標準税率が適用されてきた品目を除く食料品及び非アルコール飲料の購入代金、出力 36kVA 以下で加入申込みをした電気及びガスの加入契約金、水道の利用料金等に係る軽減税率については、5.5 % に維持されている。

なお、書籍に係る軽減税率 5.5 % の 7 % への引上げの施行日については、事業年度の開始日と合わせる旨の書籍業界からの要請を受け、2012 年 4 月 1 日まで延期された（ただし、電子書籍については 2012 年 1 月 1 日より施行）。

3. 2012 年第 1 次修正予算法（2012 年 2 月 8 日閣議決定、2012 年 2 月 29 日成立）

企業の競争力強化及び雇用促進のため、家族手当保険料（賃金の 5.4 % 相当額）に関する企業負担部分の軽減を行う一方、その財源措置として (1) 社会税の引上げ及び (2) 付加価値税の標準税率の引上げを行う。また、経済見通しの下方修正（前述 I 2）を踏まえ財政赤字削減（前掲参考）に向けた税制措置として、(3) 金融取引税の導入を行う。

修正後の 2012 年予算規模は、一般会計歳入 3,776 億ユーロ（税収 3,584 億ユーロ）、一般会計歳出 4,550 億ユーロとなる。主な税制措置は以下の通り（増収見込み額は 2 月 8 日修正予算法案閣議決定時に示された見積額）。

(1) 資本所得に係る社会税の税率引上げ（増収見込み額 26 億ユーロ）

有価証券キャピタルゲイン及び賃・地代等につき 2012 年の所得分より、不動産キャピタルゲイン及び利子・配当等につき 2012 年 7 月 1 日以降得た所得分より、社会税の税率

を 3.4 % → 5.4 % に引き上げる（資本所得に係る社会保障関連諸税の合計は、15.5 % となる）。税収分は全国家族手当金庫（家族手当保険の公的運用機関）に繰り入れられる。

(2) 付加価値税の標準税率の引上げ（増収見込み額 106 億ユーロ）

2012 年 10 月 1 日より付加価値税の標準税率を 19.6 % → 21.2 % に引き上げる。付加価値税収の 6.7 % 相当額が金融支援会計（社会保障機関等の運営のため融資を經理する特別会計）を経由して、全国家族手当金庫に貸し付けられる。

(3) 金融取引税の導入（増収見込み額 11 億ユーロ）

2012 年 8 月 1 日より金融取引税を導入し一定の株式等取得につき税率 0.1 %、EU 加盟国の国債に係るネイキッド CDS 取得（当該国債等を保有していない取引主体による CDS 取得）及び株式等に係る一定の高頻度取引（短時間で連続した注文の発注をコンピュータにより自動的に行う取引）につき税率 0.01 % で課税。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	日 本								
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)	
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)
昭和 9～11年度	1	百万円	億円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%
	16	14, 372	...	1, 226	629	1, 855	8. 5	12. 9	...	...
	19	35, 834	...	4, 931	879	5, 810	13. 8	16. 2	...	...
	25	56, 937	...	12, 715	862	13, 577	22. 3	23. 8	...	...
	30	億円	億円	億円	億円	億円	16. 9	22. 4	...	...
	35	33, 815	...	5, 702	1, 883	7, 585	13. 4	18. 9	10. 9	15. 3
	40	69, 733	85, 979	9, 364	3, 815	13, 179	13. 3	18. 9	10. 8	15. 3
平成 2	45	134, 967	166, 806	18, 010	7, 442	25, 452	12. 2	18. 0	9. 7	14. 3
	50	268, 270	337, 653	32, 785	15, 494	48, 279	12. 7	18. 9	10. 3	15. 3
	55	1, 239, 907	1, 523, 616	145, 042	81, 548	226, 590	11. 7	18. 3	9. 5	14. 9
	60	2, 038, 787	2, 483, 759	283, 688	158, 938	442, 626	13. 9	21. 7	11. 4	17. 8
	7	2, 605, 599	3, 303, 968	391, 502	233, 165	624, 667	15. 0	24. 0	11. 8	18. 9
	12	3, 468, 929	4, 516, 830	627, 798	334, 504	962, 302	18. 1	27. 7	13. 9	21. 3
	13	3, 689, 366	5, 045, 943	549, 630	336, 750	886, 380	14. 9	24. 0	10. 9	17. 6
	14	3, 718, 039	5, 108, 347	527, 209	355, 464	882, 673	14. 2	23. 7	10. 3	17. 3
	18	3, 781, 051	5, 091, 063	541, 169	365, 062	906, 231	14. 3	24. 0	10. 6	17. 8
	19	3, 810, 615	5, 130, 233	526, 558	402, 668	929, 226	13. 8	24. 4	10. 3	18. 1
	20	3, 547, 672	4, 895, 201	458, 309	395, 585	853, 894	12. 9	24. 1	9. 4	17. 4
	21	3, 425, 189	4, 738, 592	402, 433	351, 830	754, 263	11. 7	22. 0	8. 5	15. 9
	22	3, 492, 777	4, 792, 046	437, 074	343, 163	780, 237	12. 5	22. 3	9. 1	16. 3
	23	3, 423, 000	4, 701, 000	443, 614	339, 890	783, 504	13. 0	22. 9	9. 4	16. 7
	24	3, 494, 000	4, 796, 000	452, 830	341, 282	794, 112	13. 0	22. 7	9. 4	16. 6

区 分	番 号	イ ギ リ ス									
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
昭和 9～11年度	1	百万ポンド 4, 126	百万ポンド …	百万ポンド 747	百万ポンド 184	百万ポンド 931	% 18. 1	% 22. 6	% …	% …	
	16……………	2	6, 886	…	1, 962	226	2, 188	28. 5	31. 8	…	…
	19……………	3	8, 118	…	3, 135	235	3, 370	38. 6	41. 5	…	…
	25……………	4	10, 783	…	3, 696	337	4, 033	34. 3	37. 4	…	…
	30……………	5	15, 551	…	4, 658	475	5, 133	30. 0	33. 0	…	…
	35……………	6	21, 041	25, 857	5, 580	771	6, 351	26. 5	30. 2	21. 6	24. 6
	40……………	7	29, 085	35, 964	8, 032	1, 228	9, 260	27. 6	31. 8	22. 3	25. 7
平成 2	45……………	8	41, 337	52, 364	14, 580	1, 845	16, 425	35. 3	39. 7	27. 8	31. 4
	50……………	9	86, 752	107, 517	26, 676	4, 127	30, 803	30. 7	35. 5	24. 8	28. 6
	55……………	10	173, 121	234, 499	59, 047	8, 575	67, 622	34. 1	39. 1	25. 2	28. 8
	60……………	11	266, 177	360, 805	96, 350	13, 582	109, 932	36. 2	41. 3	26. 7	30. 5
	7……………	12	417, 852	570, 283	153, 975	14, 146	168, 121	36. 8	40. 2	27. 0	29. 5
	12……………	13	544, 880	733, 266	195, 897	9, 303	205, 200	36. 0	37. 7	26. 7	28. 0
	17……………	14	735, 059	976, 533	280, 764	14, 067	294, 831	38. 2	40. 1	28. 8	30. 2
	18……………	15	1, 027, 375	1, 325, 795	372, 074	22, 421	394, 495	36. 2	38. 4	28. 1	29. 8
	19……………	16	1, 092, 226	1, 398, 882	388, 944	23, 618	412, 562	35. 6	37. 8	27. 8	29. 5
	20……………	17	1, 154, 932	1, 448, 392	393, 665	24, 711	418, 376	34. 1	36. 2	27. 2	28. 9
	21……………	18	1, 099, 958	1, 394, 989	359, 255	25, 402	384, 657	32. 7	35. 0	25. 8	27. 6

(備考)

1. 国民所得及び国内総生産は「国民経済計算（93SNA）」による実績額である。ただし、平成23年度及び平成24年度は「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による実績見込額及び見通し額である。
2. 租税負担額は、昭和40年以降はOECD「Revenue Statistics」、それ以前は商務省資料に基づく。「Revenue Statistics」のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。
3. 連邦の会計年度は10月／9月（ただし、昭和50年以前に開始する会計年度については7月／6月）であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

1. 国民所得、国内総生産については昭和45年以降93SNAベース、それより前は68SNAベース（出典は、OECD「National Accounts」）。
2. 租税負担額は、昭和40年以降はOECD「Revenue Statistics」、それ以前は商務省資料に基づく。「Revenue Statistics」のデータは、平成2年以降は暦年ベース、それ以前は会計年度ベースである。
3. 連邦の会計年度は10月／9月（ただし、昭和50年以前に開始する会計年度については7月／6月）であり、州及び地方政府税については、各州、地方の6月30日までに終了する会計年度をその年のデータとして用いている。なお、租税負担額には社会保障税は含まない。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較

ア											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ド イ ツ												番 号
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)			
		連邦税 (C)	州 税 (D)	市 町 村 税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)	
億マルク	億マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	%	%	%	%	
569	...	8,983		3,611	12,594	15.8		22.1	...	...	...	1
978	...	32,338		...	...	33.1		...	...	...	...	2
900	...	38,010		...	...	42.2		...	...	...	...	3
785	...	17,423		2,549	19,972	22.2		25.4	...	...	...	4
1,422	...	36,755		5,561	42,316	25.8		29.8	...	...	...	5
2,401	3,027	58,811		9,637	68,667	24.5		28.5	19.4		22.6	6
3,585	4,592	92,400		13,063	106,230	25.8		29.4	20.1		23.0	7
百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ							
310,171	390,858	...		...	79,234	...		25.5	...		20.3	8
470,025	597,245	65,613	42,116	17,042	124,771	14.0	9.0	26.5	11.0	7.1	20.9	9
665,578	854,685	97,499	64,870	26,224	188,593	14.6	9.7	28.3	11.4	7.6	22.1	10
831,591	1,067,012	115,996	77,980	31,475	225,451	13.9	9.4	27.1	10.9	7.3	21.1	11
1,109,131	1,416,324	148,081	97,793	38,441	284,315	13.4	8.8	25.6	10.5	6.9	20.1	12
1,386,640	1,848,450	220,348	148,902	50,666	419,916	15.9	10.7	30.3	11.9	8.1	22.7	13
1,517,630	2,062,500	238,581	172,062	56,962	467,605	15.7	11.3	30.8	11.6	8.3	22.7	14
1,778,200	2,325,100	256,532	182,136	68,039	506,707	14.4	10.2	28.5	11.0	7.8	21.8	15
1,838,200	2,428,200	281,384	200,052	73,273	554,709	15.3	10.9	30.2	11.6	8.2	22.8	16
1,883,770	2,495,800	288,805	206,847	76,631	572,283	15.3	11.0	30.4	11.6	8.3	22.9	17
1,792,590	2,397,100	281,648	191,904	69,407	542,959	15.7	10.7	30.3	11.7	8.0	22.7	18

- イギリス
1. 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は“National Income and Expenditure”、昭和35年以降は OECD “National Accounts”に基づく。昭和45年以降は93SNA による計数である（それ以前は68SNA ベース）
 2. 租税負担額は、昭和19年以前は、国税は“Financial Statement”、地方税は“Annual Abstract of Statistics”に基づき、昭和25～30年はともに“National Income and Expenditure”、昭和35年以降は OECD “Revenue Statistics”に基づく。
 3. 会計年度は、4月／3月であるが、資料の関係上暦年計数で示してある。

- ドイッ
1. 国民所得及び国内総生産は、昭和19年以前は“国連世界統計年鑑1953”、昭和25年以降昭和30年までは“Statistisches Jahrbuch 1953, 1969”、昭和35年以降は OECD “National Accounts”に基づく。昭和45年以降は93SNA による計数である（それ以前は68SNA ベース）。昭和25年及び30年は西ベルリン、ザール州をともに含まず、昭和35年以降は両者をともに含む。なお、昭和45年以降は新推計による計数であり、それ以前の計数と接続しない。平成2年は旧西ドイツ、平成3年以降は全ドイツの数値である。
 2. 租税収入は、昭和9～11年は“Statistisches Jahrbuch 1935及び1936”（昭和9年と10年の平均値によった。）、昭和16年及び19年は“Bulletin de Législation Comparée 1948”、昭和25年は“Statistisches Jahrbuch 1953”、昭和30～45年は“Finanzbericht 1965～1995”、昭和50年以降は OECD “Revenue Statistics”に基づく。
 3. 会計年度は昭和36年度以降4月／3月から1月／12月に変更されたが、資料の関係上暦年計数で示してある。
 4. 所得税、法人税及び付加価値税は共有税であるので、税収の配分割合に応じて、連邦・州・市町村税にそれぞれ組み入れてある（なお、営業税は本来市町村税であるが、連邦及び州にも税収が配分されているため同様の措置をとった。）。

1. 国民所得に対する

区 分	番 号	フ ラ ン ス									
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
昭和 9～11年度	1	億フラン 18	億フラン …	百万フラン 333	百万フラン …	百万フラン …	% 18.5	% …	% …	% …	
	16……………	2	…	…	647	…	…	…	…	…	
	19……………	3	…	…	1,016	186	1,202	…	…	…	
	25……………	4	765	1,002	17,149	2,756	19,905	22.4	26.0	17.1	19.9
	30……………	5	1,296	1,705	27,777	4,643	32,420	21.4	25.0	16.3	19.0
	35……………	6	2,308	3,007	56,226	8,540	64,766	24.4	28.1	18.7	21.5
	40……………	7	3,690	4,835	93,600	15,244	108,844	25.4	29.5	19.4	22.5
平成 2……………	45……………	8	百万ユーロ 98,643	百万ユーロ 124,456	百万ユーロ …	百万ユーロ …	百万ユーロ 27,026	…	27.4	…	21.7
	50……………	9	178,253	233,384	42,823	6,248	49,071	24.0	27.5	18.3	21.0
	55……………	10	337,084	445,231	89,684	12,657	102,341	26.6	30.4	20.1	23.0
	60……………	11	552,201	743,889	152,866	27,693	180,559	27.7	32.7	20.5	24.3
	2……………	12	774,631	1,033,026	202,428	40,202	242,630	26.1	31.3	19.6	23.5
	7……………	13	886,111	1,194,600	238,276	56,595	294,871	26.9	33.3	19.9	24.7
	12……………	14	1,085,580	1,441,373	346,581	64,836	411,417	31.9	37.9	24.0	28.5
	18……………	15	1,339,253	1,806,429	410,229	92,113	502,342	30.6	37.5	22.7	27.8
	19……………	16	1,411,400	1,895,284	422,228	99,109	521,337	29.9	36.9	22.3	27.5
	20……………	17	1,441,673	1,948,511	428,608	102,214	530,822	29.7	36.8	22.0	27.2
	21……………	18	1,402,349	1,907,145	383,559	105,437	488,996	27.4	34.9	20.1	25.6

区 分	番 号	カ ナ ダ											
		国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額				租税負担率 (対国民所得比)			(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		
				連邦税 (C)	州 税 (D)	地方税 (E)	合 計 (F)	連邦税 ($\frac{C}{A}$)	州 税 ($\frac{D}{A}$)	合 計 ($\frac{F}{A}$)	連邦税 ($\frac{C}{B}$)	州 税 ($\frac{D}{B}$)	合 計 ($\frac{F}{B}$)
昭和 9～11年度	1	百万カナダ・ドル百万カナダ・ドル百万カナダ・ドル百万カナダ・ドル百万カナダ・ドル百万カナダ・ドル						%	%	%	%	%	%
	16	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	19	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	25	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
30	5	...	...	4,311	1,216	636	6,163	...	...	...	...	...	...
35	6	28,858	39,405	5,618	1,840	1,449	8,907	...	...	30.9	...	...	22.6
40	7	42,258	57,426	...	...	...	14,464	...	...	34.2	...	...	25.2
45	8	67,248	90,179	...	...	...	25,461	...	...	37.9	...	...	28.2
50	9	133,934	173,621	27,438	18,721	5,685	51,844	20.5	14.0	38.7	15.8	10.8	29.9
55	10	240,737	314,390	43,703	36,719	9,944	90,366	18.2	15.3	37.5	13.9	11.7	28.7
60	11	363,063	485,714	66,110	57,910	14,982	139,002	18.2	16.0	38.3	13.6	11.9	28.6
平成 2	12	488,592	679,921	101,701	89,274	23,524	214,499	20.8	18.3	43.9	15.0	13.1	31.5
	7	571,656	810,426	113,397	107,439	28,483	249,319	19.8	18.8	43.6	14.0	13.3	30.8
	12	782,780	1,076,577	165,670	139,905	31,550	337,125	21.2	17.9	43.1	15.4	13.0	31.3
	18	1,088,785	1,449,215	199,358	175,522	41,487	416,367	18.3	16.1	38.2	13.8	12.1	28.7
	19	1,151,444	1,532,944	209,643	183,332	44,214	437,189	18.2	15.9	38.0	13.7	12.0	28.5
	20	1,211,845	1,600,081	203,957	186,219	46,670	436,846	16.8	15.4	36.0	12.7	11.6	27.3
	21	1,123,398	1,527,259	189,500	181,065	48,239	418,804	16.9	16.1	37.3	12.4	11.9	27.4
	22	1,188,444	1,588,444	199,444	181,444	48,444	428,444	16.7	16.4	37.1	12.4	11.9	27.4

- フランス
1. 国民所得及び国内総生産は、昭和9～11年はDR Bernoville氏調査("Revenus d'Économie Politique, 1939"), 昭和25年以降はOECD "National Accounts"に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
 2. 租税収入は、昭和40年以前は"Statistiques et Études Financières", 昭和45年以降はOECD "Revenue Statistics"に基づく。
 3. 会計年度は1月/12月である。
- イタリア
1. 国民所得及び国内総生産は、昭和30年以前は"Razionale Generale sulla Situazione Economica del Paese", 昭和35年以降は、OECD "National Accounts"に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNAベース)。
 2. 租税負担額は、昭和9～11年は"Gazzetta Ufficiale", 昭和16年は"Bulletin de L'égislation Comparée 1948", 昭和25年及び30年は"国連統計年鑑", 昭和35年～45年は"Razionale Generale Sulla Situazione Economica Del Paese", 昭和50年以降はOECD "Revenus Statistics"に基づく。計数は決算額である。
 3. 会計年度は、昭和40年以降7月/6月から1月/12月に変更された。

租 税 負 担 率 の 国 際 比 較 (続)

イ								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

ス ウ エ ー デ ン									番
国 民 所 得 (A)	国 内 総生産 (B)	租 税 負 担 額			租税負担率 (対国民所得比)		(付) 租税負担率 (対国内総生産比)		号
		国 税 (C)	地方税 (D)	合 計 (E)	国 税 ($\frac{C}{A}$)	合 計 ($\frac{E}{A}$)	国 税 ($\frac{C}{B}$)	合 計 ($\frac{E}{B}$)	
百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	百万クローネ	%	%	%	%	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	1
...	...	...	...	...	...	...	...	...	2
...	...	...	...	...	...	...	...	...	3
...	...	...	...	...	...	...	...	...	4
...	...	8,956	3,727	12,683	...	...	...	...	5
58,104	72,946	13,537	5,225	18,762	23.3	32.3	18.6	25.7	6
88,903	114,314	...	...	35,152	...	39.5	...	30.8	7
142,711	183,251	...	...	58,932	...	41.3	...	32.2	8
248,900	320,040	67,653	38,564	106,217	27.2	42.7	21.1	33.2	9
432,763	558,878	101,876	82,693	184,569	23.5	42.6	18.2	33.0	10
660,359	915,256	193,668	131,600	325,268	29.3	49.3	21.2	35.5	11
1,020,398	1,447,412	329,069	221,017	550,086	32.2	53.9	22.7	38.0	12
1,344,426	1,809,575	355,848	265,854	621,702	26.5	46.2	19.7	34.4	13
1,633,048	2,265,447	521,871	336,304	858,175	32.0	52.6	23.0	37.9	14
2,181,376	2,944,480	605,932	454,117	1,060,049	27.8	48.6	20.6	36.0	15
2,345,181	3,126,018	615,663	479,068	1,094,731	26.3	46.7	19.7	35.0	16
2,382,298	3,213,659	602,568	515,873	1,118,441	25.3	46.9	18.8	34.8	17
2,178,246	3,089,181	567,743	524,829	1,092,573	26.1	50.2	18.4	35.4	18

- カ ナ ダ
1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。昭和45年以降は93SNAによる計数である(それ以前は68SNA ベース)。
 2. 租税収入は OECD "Revenue Statistics" に基づく。"Revenue Statistics" のデータは会計年度ベース。
 3. 連邦及び州の会計年度は4月/3月、地方政府の会計年度は1月/12月である。
- スウェーデン
1. 国民所得及び国内総生産は OECD "National Accounts" に基づく。
 2. 租税負担額は OECD "Revenue Statistics" に基づく。
 3. 会計年度は1月/12月である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	日 本			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			国 税	国税, 地方税計	
		円	円	円	万人
昭和 9～11年度…	1	209	18	27	6,865
16……………	2	500	69	81	7,160
19……………	3	772	172	184	7,380
25……………	4	40,658	6,856	9,120	8,317
30……………	5	78,150	10,494	14,770	8,923
35……………	6	144,520	19,285	27,253	9,339
40……………	7	273,187	33,386	49,164	9,820
45……………	8	585,979	74,636	110,648	10,415
50……………	9	1,108,644	129,687	202,602	11,184
55……………	10	1,742,702	242,489	378,345	11,699
60……………	11	2,153,922	323,636	516,382	12,097
平成 2……………	12	2,807,485	508,092	778,814	12,356
7……………	13	2,939,735	437,952	706,279	12,550
12……………	14	2,930,128	415,485	695,621	12,689
17……………	15	2,928,257	409,319	681,760	12,775
18……………	16	2,959,727	423,616	709,378	12,775
19……………	17	2,982,869	412,178	727,378	12,775
20……………	18	2,778,783	358,979	668,829	12,767
21……………	19	2,686,212	315,609	591,532	12,751
21(邦貨換算)	20				
22……………	21	2,734,714	342,213	610,896	12,772

区 分	番 号	イ ギ リ ス			
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口
			国 税	国税, 地方税計	
		ポンド	ポンド	ポンド	万人
昭和 9～11年度…	1	88	16	20	…
16……………	2	143	41	45	…
19……………	3	171	64	69	…
25……………	4	212	73	80	…
30……………	5	304	91	100	5,120
35……………	6	402	106	121	5,235
40……………	7	535	148	170	5,435
45……………	8	743	262	295	5,563
50……………	9	1,543	474	548	5,622
55……………	10	3,073	1,048	1,200	5,633
60……………	11	4,696	1,700	1,940	5,668
平成 2……………	12	7,259	2,675	2,921	5,756
7……………	13	9,297	3,342	3,501	5,861
12……………	14	12,482	4,768	5,006	5,889
17……………	15	16,360	5,683	6,036	6,024
18……………	16	16,956	6,141	6,511	6,059
19……………	17	17,911	6,378	6,766	6,098
20……………	18	18,815	6,413	6,816	6,138
21……………	19	17,796	5,812	6,223	6,181
21(邦貨換算)	20	(3,381,146)	(1,104,309)	(1,182,392)	

- (備考) 1. 各国の国民所得及び租税負担額については「1. 国民所得に対する租税負担率の国際比較」の備考を参照のこと。
2. 日本の人口は毎月全国推計人口(総務省)の年度平均である。(平成23年3月までは国勢調査に基づく補間補正後)
3. 諸外国の人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。ドイツについては、昭和25年及び30年の人口の上欄は、西ベルリン及びザール州を含まない人口(1人当たり国民所得の算出に用いる。), 下欄は、西ベルリンは含むがザール州を含まない人口(1人当たり租税負担額

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較

ア				
---	--	--	--	--

ド イ ツ					番
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額			人 口	号
	連 邦 税	州 税	連邦税, 州税, 市町村税計		
マルク	マルク		マルク	万人	
851	134		188	…	1
1,392	460		…	…	2
1,288	544		…	…	3
1,673	355		407	{ 4,691 4,905	4
2,890	747		823	{ 4,920 5,140	5
4,332	1,061		1,235	5,543	6
6,116	1,576		1,799	5,862	7
ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ		
5,114			1,306	6,065	8
7,599	1,061	681	2,017	6,185	9
10,815	1,584	1,054	3,065	6,154	10
13,637	1,902	1,279	3,697	6,098	11
17,536	2,341	1,546	4,495	6,325	12
16,981	2,698	1,823	5,142	8,166	13
18,465	2,903	2,093	5,689	8,219	14
20,542	2,918	2,024	5,675	8,247	15
21,588	3,114	2,211	6,152	8,237	16
22,346	3,421	2,432	6,743	8,226	17
22,936	3,516	2,519	6,968	8,213	18
21,888	3,439	2,343	6,630	8,190	19
(3,305,019)	(519,278)	(353,816)	(1,001,060)		20

の算出に用いる。)であり、昭和35年以降の人口には西ベルリン及びザール州の双方が含まれている。平成2年度は旧西ドイツの数値、平成3年度以降は全ドイツの数値である。フランスについては、昭和25年以前は国際連合の“Demographic Yearbook 1960”によった。イタリアについては、昭和55年以降の計数はそれ以前の計数と接続しない。

4. 諸外国欄の()書は邦貨換算額である。

2. 1 人 当 た り 国 民 所 得 及

区 分	番 号	フ ラ ン ス			人 口	
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額			
			国 税	国税, 地方税計		
昭和 9～11年度…	1	フラン 44	フラン 8	フラン …	万人 4,134	
	16……………	2	…	17	…	3,880
	19……………	3	…	27	31	3,830
	25……………	4	1,833	411	477	4,174
	30……………	5	2,984	640	746	4,343
	35……………	6	4,937	1,231	1,418	4,568
	40……………	7	…	…	…	…
	45……………	8	ユーロ 1,943	ユーロ …	ユーロ 532	5,077
	50……………	9	3,377	811	930	5,279
	55……………	10	6,256	1,665	1,899	5,388
平成 2……………	60……………	11	10,009	2,771	3,273	5,517
	7……………	12	13,655	3,568	4,277	5,673
	12……………	13	15,320	4,120	5,098	5,784
	17……………	14	18,381	5,868	6,966	5,906
	18……………	15	20,849	6,398	7,823	6,118
	19……………	16	21,745	6,661	8,156	6,159
	20……………	17	22,787	6,817	8,417	6,194
	21……………	18	23,148	6,882	8,523	6,228
	21……………	19	22,395	6,125	7,809	6,262
	21(邦貨換算)	20	(3,381,583)	(924,903)	(1,179,150)	

区 分	番 号	カ ナ ダ				人 口
		1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額			
			連 邦 税	州 税	連邦税, 州税, 地方政府税計	
		カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	カナダ・ドル	万人
昭和 9～11年度…	1	…	…	…	…	…
16……………	2	…	…	…	…	…
19……………	3	…	…	…	…	…
25……………	4	…	…	…	…	…
30……………	5	…	…	…	…	…
35……………	6	…	…	…	…	…
40……………	7	2,147	…	…	735	1,968
45……………	8	3,154	…	…	1,194	2,132
50……………	9	5,892	1,207	824	2,281	2,273
55……………	10	10,014	1,818	1,527	3,759	2,404
60……………	11	14,430	2,628	2,302	5,525	2,516
平成 2……………	12	17,639	3,672	3,223	7,744	2,770
7……………	13	19,510	3,870	3,667	8,509	2,930
12……………	14	25,506	5,398	4,559	10,985	3,069
17……………	15	31,524	5,898	5,190	12,316	3,225
18……………	16	33,514	6,119	5,387	12,780	3,258
19……………	17	34,980	6,366	5,567	13,276	3,293
20……………	18	36,359	6,119	5,587	13,107	3,333
21……………	19	33,315	5,620	5,370	12,420	3,372
21(邦貨換算)	20	(3,198,286)	(539,503)	(515,487)	(1,192,325)	

5. 邦貨換算レートは、2009年上期の基準及び裁定外国為替相場による。

び 租 税 負 担 額 の 国 際 比 較 (続)

イ			
---	--	--	--

ス ウ ェ ー デ ン				番
1 人 当 た り 国 民 所 得	1 人当たり租税負担額		人 口	号
	国 税	国税, 地方税計		
クローネ	クローネ	クローネ	万人	
...	...	...	...	1
...	...	...	...	2
...	...	...	...	3
...	...	...	...	4
...	...	...	...	5
...	...	...	...	6
11,501	...	4,547	773	7
17,750	...	7,330	804	8
30,391	8,260	12,969	819	9
52,077	12,259	22,210	831	10
79,085	23,194	38,954	835	11
119,205	38,443	64,262	856	12
152,257	40,300	70,408	883	13
184,109	58,836	96,750	887	14
225,542	61,595	109,831	903	15
240,240	66,733	116,745	908	16
256,304	67,286	119,643	915	17
258,384	65,354	121,306	922	18
235,996	61,511	118,372	923	19
(3,775,941)	(984,171)	(1,893,950)		20

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和16年度		25		30		35	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	3,161	64.1	3,136	55.0	4,811	51.4	9,784	54.3
所 得 税	2	※ 1,585	32.1	2,201	38.6	2,787	29.8	3,906	21.7
源 泉 分	3	—	—	1,275	22.4	2,141	22.9	2,929	16.3
申 告 分	4	—	—	926	16.2	646	6.9	977	5.4
法 人 税	5	※ 1,349	27.4	838	14.7	1,921	20.5	5,734	31.8
会 社 臨 時 特 別 税	6	—	—	—	—	—	—	—	—
相 続 税	7	65	1.3	27	0.5	56	0.6	123	0.7
旧 税	8	—	—	—	—	—	—	—	—
再 評 価 税	9	—	—	64	1.1	43	0.5	21	0.1
そ の 他	10	162	3.3	6	0.1	5	0.1	0	0.0
間 接 税 等	11	1,770	35.9	2,566	45.0	4,552	48.6	8,226	45.7
酒 税	12	359	7.3	1,054	18.5	1,605	17.1	2,485	13.8
砂 糖 消 費 税	13	120	2.4	7	0.1	476	5.1	281	1.6
揮 発 油 税	14	12	0.2	74	1.3	255	2.7	1,030	5.7
石 油 ガ ス 税	15	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税	16	—	—	—	—	—	—	—	—
石 油 税	17	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	18	181	3.7	165	2.9	269	2.9	822	4.6
ト ラ ン プ 類 税	19	—	—	—	—	—	—	3	0.0
取 引 所 税	20	28	0.6	—	—	2	0.0	6	0.0
有 価 証 券 取 引 税	21	3	0.1	0	0.0	8	0.1	111	0.6
通 行 税	22	29	0.6	11	0.2	24	0.3	43	0.2
入 場 税	23	—	—	—	—	144	1.5	164	0.9
自 動 車 重 量 税	24	—	—	—	—	—	—	—	—
関 税	25	87	1.8	16	0.3	270	2.9	1,098	6.1
と ん 税	26	1	0.0			3	0.0	8	0.0
日 本 銀 行 券 発 行 税	27	—	—	—	—	5	0.1	5	0.0
印 紙 収 入	28	146	3.0	92	1.6	233	2.5	506	2.8
日 本 専 売 公 社 納 付 金	29	415	8.4	1,138	20.0	1,182	12.6	1,465	8.1
地 方 道 路 税 (特)	30	—	—	—	—	77	0.8	188	1.0
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分) (特)	31	—	—	—	—	—	—	—	—
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分) (特)	32	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分) (特)	33	—	—	—	—	—	—	—	—
特 別 と ん 税 (特)	34	—	—	—	—	—	—	11	0.1
原 重 油 関 税 (特)	35	—	—	—	—	—	—	—	—
電 源 開 発 促 進 税 (特)	36	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	37	389	7.9	8	0.1	0	0.0	—	—
合 計	38	4,931	100.0	5,702	100.0	9,364	100.0	18,010	100.0

(備考) 1. 平成22年度以前は決算額であり、平成23年度は補正後予算額、平成24年度は当初予算額である。

2. 昭和16年度の直接税及び間接税等の「その他」の内容は次のとおりである。

直接税のその他 配当利子特別税 (10百万円)、外貨債特別税 (9 ヶ), 鉱業税・鉱区税 (10 ヶ), 地租 (25 ヶ), 営業収益税 (14 ヶ), 営業税 (87 ヶ), 資本利子税 (0 ヶ), 法人資本税 (5 ヶ), 利益配当税 (1 ヶ), 公債及び社債利子税 (0 ヶ), 戦時利得税 (0 ヶ), 北支事件特別税 (1 ヶ)
 間接税等のその他 建築税 (2百万円)、清涼飲料税 (12 ヶ), 織物消費税 (130 ヶ), 遊興飲食税 (201 ヶ), 入場税 (33 ヶ), 兌換銀行券発行税 (11 ヶ)

収 入 の 累 年 比 較

(単位 16年度 百万円
25年度以降 億円, %)

40		45		50		55		番 号
金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
19,416	59.2	51,344	66.1	100,583	69.3	201,628	71.1	1
9,704	29.6	24,282	31.2	54,823	37.8	107,996	38.1	2
7,122	21.7	17,287	22.2	39,663	27.3	82,354	29.0	3
2,581	7.9	6,995	9.0	15,160	10.5	25,643	9.0	4
9,271	28.3	25,672	33.0	41,279	28.5	89,227	31.5	5
—	—	—	—	1,374	0.9	0	0.0	6
440	1.3	1,391	1.8	3,104	2.1	4,405	1.6	7
—	—	0	0.0	2	0.0	0	0.0	8
0	0.0	—	—	—	—	—	—	9
13,369	40.8	26,388	33.9	44,460	30.7	82,060	28.9	10
3,529	10.8	6,136	7.9	9,140	6.3	14,244	5.0	11
289	0.9	442	0.6	426	0.3	430	0.2	12
2,545	7.8	4,987	6.4	8,244	5.7	15,474	5.5	13
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	14
—	—	—	—	183	0.1	488	0.2	15
—	—	—	—	—	—	4,041	1.4	16
1,379	4.2	3,395	4.4	6,825	4.7	10,379	3.7	17
5	0.0	6	0.0	9	0.0	5	0.0	18
25	0.1	49	0.1	97	0.1	152	0.1	19
82	0.3	158	0.2	668	0.5	2,087	0.7	20
42	0.1	122	0.2	345	0.2	637	0.2	21
104	0.3	135	0.2	26	0.0	54	0.0	22
—	—	—	—	2,203	1.5	3,951	1.4	23
2,220	6.8	3,815	4.9	3,733	2.6	6,469	2.3	24
29	0.1	51	0.1	67	0.0	89	0.0	25
4	0.0	8	0.0	40	0.0	—	—	26
827	2.5	2,187	2.8	4,798	3.3	8,409	3.0	27
1,793	5.5	2,723	3.5	3,380	2.3	8,081	2.8	28
461	1.4	903	1.2	1,496	1.0	2,783	1.0	29
0	0.0	122	0.2	139	0.1	149	0.1	30
—	—	—	—	33	0.0	89	0.0	31
—	—	—	—	734	0.5	1,317	0.5	32
36	0.1	63	0.1	84	0.1	111	0.0	33
—	—	963	1.2	1,349	0.9	1,387	0.5	34
—	—	—	—	299	0.2	1,085	0.4	35
—	—	—	—	—	—	—	—	36
32,785	100.0	77,733	100.0	145,042	100.0	283,688	100.0	37

3. 昭和16年度の所得税には個人臨時利得税（184百万円）を含み、法人税には法人臨時利得税（814百万円）を含んでいる。
4. 入場税は昭和36年度までは特別会計に属していた。
5. 電源開発促進税は、平成19年度より一般会計に組み入れられている。
6. 揮発油税（特）は、平成21年度より一般会計に組み入れられている。

3. 国 税 の 税 目 別

区 分	番 号	昭和60年度		平成 2		7		12	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
直 接 税	1	285, 170	72. 8	462, 971	73. 7	363, 519	66. 1	323, 193	61. 3
所 得 税	2	154, 350	39. 4	259, 955	41. 4	195, 151	35. 5	187, 889	35. 6
源 泉 分	3	122, 495	31. 3	187, 787	29. 9	157, 259	28. 6	158, 785	30. 1
申 告 分	4	31, 855	8. 1	72, 168	11. 5	37, 891	6. 9	29, 104	5. 5
法 人 税	5	120, 207	30. 7	183, 836	29. 3	137, 354	25. 0	117, 472	22. 3
法 人 特 別 税	6	—	—	—	—	44	0. 0	1	0. 0
相 続 税	7	10, 613	2. 7	19, 180	3. 1	26, 903	4. 9	17, 822	3. 4
地 価 税	8	—	—	—	—	4, 063	0. 7	9	0. 0
旧 税	9	0	0. 0	0	0. 0	—	—	0	0. 0
法 人 臨 時 特 別 税 (特)	10	—	—	—	—	4	0. 0	—	—
所 得 税 (譲与分) (特)	11	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 法 人 特 別 税 (特)	12	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 所 得 税 (特)	13	—	—	—	—	—	—	—	—
復 興 特 別 法 人 税 (特)	14	—	—	—	—	—	—	—	—
間 接 税 等	15	106, 332	27. 2	164, 827	26. 3	186, 111	33. 9	204, 016	38. 7
消 費 税	16	—	—	46, 227	7. 4	57, 901	10. 5	98, 221	18. 6
酒 税	17	19, 315	4. 9	19, 350	3. 1	20, 610	3. 7	18, 164	3. 4
た ば こ 税	18	8, 837	2. 3	9, 959	1. 6	10, 420	1. 9	8, 755	1. 7
砂 糖 消 費 税	19	408	0. 1	0	0. 0	—	—	—	—
揮 発 油 税	20	15, 568	4. 0	15, 055	2. 4	18, 651	3. 4	20, 752	3. 9
石 油 ガ ス 税	21	155	0. 0	157	0. 0	153	0. 0	142	0. 0
航 空 機 燃 料 税	22	521	0. 1	641	0. 1	855	0. 2	880	0. 2
石 油 石 炭 税 (15年 9月30日までは石油税)	23	4, 004	1. 0	4, 870	0. 8	5, 131	0. 9	4, 890	0. 9
電 源 開 発 促 進 税	24	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 税	25	15, 279	3. 9	46	0. 0	3	0. 0	—	—
ト ラ ン プ 類 税	26	4	0. 0	0	0. 0	—	—	—	—
取 引 所 税	27	111	0. 0	413	0. 1	438	0. 1	—	—
有 価 証 券 取 引 税	28	6, 709	1. 7	7, 479	1. 2	4, 791	0. 9	0	0. 0
通 行 税	29	753	0. 2	△ 4	△ 0. 0	—	—	—	—
入 場 税	30	50	0. 0	0	0. 0	0	0. 0	—	—
自 動 車 重 量 税	31	4, 523	1. 2	6, 609	1. 1	7, 837	1. 4	8, 507	1. 6
関 税	32	6, 369	1. 6	8, 252	1. 3	9, 500	1. 7	8, 215	1. 6
と ん 税	33	86	0. 0	89	0. 0	87	0. 0	88	0. 0
印 紙 収 入	34	14, 126	3. 6	18, 944	3. 0	19, 413	3. 5	15, 318	2. 9
消 費 税 (譲与分) (特)	35	—	—	11, 557	1. 8	14, 475	2. 6	—	—
地 方 道 路 税 (特)	36	2, 999	0. 8	3, 608	0. 6	2, 635	0. 5	2, 962	0. 6
石 油 ガ ス 税 (譲与分) (特)	37	155	0. 0	157	0. 0	153	0. 0	142	0. 0
航 空 機 燃 料 税 (譲与分) (特)	38	95	0. 0	116	0. 0	155	0. 0	160	0. 0
自 動 車 重 量 税 (譲与分) (特)	39	1, 508	0. 4	2, 203	0. 4	2, 612	0. 5	2, 836	0. 5
特 別 と ん 税 (特)	40	107	0. 0	112	0. 0	109	0. 0	111	0. 0
原 油 等 関 税 (特)	41	1, 204	0. 3	1, 029	0. 2	821	0. 1	550	0. 1
電 源 開 発 促 進 税 (特)	42	2, 335	0. 6	2, 947	0. 5	3, 386	0. 6	3, 746	0. 7
揮 発 油 税 (特)	43	1, 110	0. 3	5, 011	0. 8	5, 976	1. 1	6, 934	1. 3
石 油 臨 時 特 別 税 (特)	44	—	—	—	—	0	0. 0	—	—
た ば こ 特 別 税 (特)	45	—	—	—	—	—	—	2, 644	0. 5
合 計	46	391, 502	100. 0	627, 798	100. 0	549, 630	100. 0	527, 209	100. 0

収 入 の 累 年 比 較 (続)

(単位 億円, %)

17		22		23 (補正後)		24 (当 初)		番 号
金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
315,413	60.3	246,225	56.3	251,957	56.8	259,182	57.2	1
155,859	29.8	129,844	29.7	134,000	30.2	134,910	29.8	2
129,558	24.8	106,770	24.4	109,890	24.8	110,940	24.5	3
26,301	5.0	23,073	5.3	24,110	5.4	23,970	5.3	4
132,736	25.4	89,677	20.5	88,070	19.9	88,080	19.5	5
—	—	—	—	—	—	—	—	6
15,657	3.0	12,504	2.9	14,230	3.2	14,300	3.2	7
2	0.0	1	0.0	—	—	—	—	8
0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	9
—	—	—	—	—	—	—	—	10
11,159	2.1	—	—	—	—	—	—	11
—	—	14,200	3.2	15,657	3.5	16,587	3.7	12
—	—	—	—	—	—	495	0.1	13
—	—	—	—	—	—	4,810	1.1	14
207,492	39.7	190,849	43.7	191,657	43.2	193,648	42.8	15
105,834	20.2	100,333	23.0	101,990	23.0	104,230	23.0	16
15,853	3.0	13,893	3.2	13,480	3.0	13,390	3.0	17
8,867	1.7	9,077	2.1	9,940	2.2	9,450	2.1	18
—	—	—	—	—	—	—	—	19
21,676	4.1	27,501	6.3	26,340	5.9	26,110	5.8	20
142	0.0	119	0.0	120	0.0	110	0.0	21
886	0.2	749	0.2	460	0.1	440	0.1	22
4,931	0.9	5,019	1.1	5,120	1.2	5,460	1.2	23
—	—	3,492	0.8	3,460	0.8	3,290	0.7	24
—	—	—	—	—	—	—	—	25
—	—	—	—	—	—	—	—	26
—	—	—	—	—	—	—	—	27
0	0.0	—	—	—	—	—	—	28
—	—	—	—	—	—	—	—	29
—	—	—	—	—	—	—	—	30
7,574	1.4	4,465	1.0	4,280	1.0	4,170	0.9	31
8,857	1.7	7,859	1.8	8,150	1.8	9,100	2.0	32
91	0.0	95	0.0	90	0.0	100	0.0	33
11,688	2.2	10,240	2.3	10,570	2.4	10,320	2.3	34
—	—	—	—	—	—	—	—	35
3,112	0.6	2,942	0.7	2,818	0.6	2,793	0.6	36
142	0.0	119	0.0	120	0.0	110	0.0	37
161	0.0	136	0.0	131	0.0	126	0.0	38
3,787	0.7	3,065	0.7	2,938	0.7	2,862	0.6	39
114	0.0	119	0.0	113	0.0	125	0.0	40
446	0.1	—	—	—	—	—	—	41
3,592	0.7	—	—	—	—	—	—	42
7,408	1.4	—	—	—	—	—	—	43
—	—	—	—	—	—	—	—	44
2,329	0.4	1,625	0.4	1,537	0.3	1,462	0.3	45
522,905	100.0	437,074	100.0	443,614	100.0	452,830	100.0	46

4. 国 税 の 税 目 別

日 本 (億円, %)			アメリカ (百万ドル, %)			イギリス (百万ポンド, %)		
税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
直 接 税	259,182	57.2	直 接 税	1,108,871	92.3	直 接 税	218,685	58.5
所 得 税	134,910	29.8	個 人 所 得 税	898,549	74.8	所 得 税	147,949	39.6
{ 源 泉 分	110,940	24.5	法 人 所 得 税	191,437	15.9	法 人 税	42,121	11.3
{ 申 告 分	23,970	5.3	遺 産 税・贈 与 税	18,885	1.6	キャピタル・ゲイン税	3,601	1.0
法 人 税	88,080	19.5	間 接 税 等	92,207	7.7	相 続 税	2,723	0.7
相 続 税	14,300	3.2				石 油 収 入 税	1,458	0.4
地方法人特別税(特)	16,587	3.7	一 般 財 源	18,256	1.5	非居住用資産レイト	20,833	5.6
復興特別所得税(特)	495	0.1	酒 税	9,229	0.8	間 接 税 等	155,152	41.5
復興特別法人税(特)	4,810	1.1	た ば こ 税	17,160	1.4			
間 接 税 等	193,648	42.8	電信電話サービス税	993	0.1	付 加 価 値 税	83,502	22.3
			輸 送 燃 料 税	△11,030	△0.9	炭 化 水 素 油 税	27,256	7.3
消 費 税	104,230	23.0	そ の 他	1,904	0.2	た ば こ 税	9,144	2.4
酒 税	13,390	3.0	関 税	25,298	2.1	酒 税	9,397	2.5
た ば こ 税	9,450	2.1	特 定 財 源	48,653	4.1	賭 博・遊 戯 税	1,533	0.4
揮 発 油 税	26,110	5.8	ハイウェイ財源	34,992	2.9	関 税	2,998	0.8
石油ガス税	110	0.0	空港・航空路財源	10,612	0.9	航 空 旅 客 税	2,155	0.6
航空機燃料税	440	0.1	そ の 他	3,049	0.3	保 険 税	2,400	0.6
石油石炭税	5,460	1.2	合 計	1,201,078	100.0	埋 立 税	1,065	0.3
電源開発促進税	3,290	0.7				気 候 変 動 税	674	0.2
自動車重量税	4,170	0.9				採 掘 税	288	0.1
関 税	9,100	2.0				自 動 車 税	5,808	1.6
と ん 税	100	0.0				印 紙 税	8,932	2.4
印 紙 収 入	10,320	2.3				そ の 他	0	0.0
地方揮発油税(特)	2,793	0.6						
石油ガス税(譲与分)(特)	110	0.0				合 計	373,837	100.0
航空機燃料税(〃)(特)	126	0.0						
自動車重量税(〃)(特)	2,862	0.6						
特別とん税(特)	125	0.0						
たばこ特別税(特)	1,462	0.3						
合 計	452,830	100.0						

(備考) 1. 日本は平成24年度予算額、アメリカは平成21年10月／平成22年9月会計年度決算額、イギリスは22年度実績額、ドイツは平成22年決算額、フランスは平成22年実績額(本表の数値は、一般会計に係る税収)、イタリアは平成22年決算額である。

収 入 の 国 際 比 較

ドイツ（百万ユーロ，％）					フランス（百万ユーロ，％）			イタリア（百万ユーロ，％）		
税 目	金 額			構成比	税 目	金 額	構成比	税 目	金 額	構成比
	連邦税	州 税	計							
直 接 税	96,954	92,997	189,951	41.3	直 接 税	147,607	43.0	直 接 税	235,794	53.4
所 得 税	77,933	77,933	155,866	33.9	所 得 税	55,101	16.0	所 得 税	173,515	39.3
法 人 税	6,021	6,021	12,042	2.6	徴収名簿による法人税・給与税等	7,805	2.3	法 人 税	45,631	10.3
財 産 税	0	1	1	0.0				資本所得に係る源泉税	8,095	1.8
相続・贈与税	0	4,404	4,404	1.0	法 人 税	49,767	14.5	相続・贈与税	493	0.1
営 業 税	1,287	4,638	5,925	1.3	富 裕 税	4,464	1.3	そ の 他	8,060	1.8
連帯付加税	11,713	0	11,713	2.5	金融機関支出特別税	0	0.0			
					相続・贈与税	7,837	2.3	間 接 税 等	205,820	46.6
間 接 税 等	153,225	117,055	270,280	58.7	その他	22,633	6.6	付 加 価 値 税	131,025	29.7
付加価値税	95,860	80,588	176,448	38.3				酒 税	1,037	0.2
関 税	4,378	0	4,378	1.0	間 接 税 等	195,872	57.0	たばこ消費税	11,538	2.6
不動産取得税	0	5,290	5,290	1.1	登 録 税	4,561	1.3	鉱 油 税	20,263	4.6
自 動 車 税	8,488	0	8,488	1.8	印 紙 税	118	0.0	電気ガス消費税	6,199	1.4
保 険 税	10,284	0	10,284	2.2	関 税	374	0.1	ディーゼル油付加税	1	0.0
競馬富くじ税	0	1,412	1,412	0.3	石油産品内国消費税	14,202	4.1	自 動 車 税	639	0.1
防 火 税	0	326	326	0.1	付 加 価 値 税	170,724	49.7	印紙税・登録税	14,116	3.2
たばこ税	13,492	0	13,492	2.9	たばこ税	302	0.1	抵当権等登記税	2,102	0.5
コーヒー税	1,002	0	1,002	0.2	汚染活動一般税	119	0.0	興 行 税	58	0.0
ビール税	0	713	713	0.2	そ の 他	5,472	1.6	富 く じ 税	5,232	1.2
蒸留酒税	1,990	0	1,990	0.4				政府免許税	1,612	0.4
アルコール税	2	0	2	0.0				テレビ受信税	1,698	0.4
発泡ワイン税	422	0	422	0.1				そ の 他	10,300	2.3
中間製品税	22	0	22	0.0						
エネルギー税	39,838	0	39,838	8.7						
電 気 税	6,171	0	6,171	1.3						
そ の 他	2	0	2	0.0						
連邦と州間の調整等	△28,726	28,726	—	—						
合 計	250,178	210,052	460,230	100.0	合 計	343,479	100.0	合 計	441,614	100.0

2. 諸外国の計数の原資料は、各国の租税統計資料である。そのため、合計額はOECD資料を原資料とする第1表の租税負担額（国税分）とは必ずしも一致しない。

5. 歳 出 及 び 歳 入 に 対 す る

区 分	番 号	本							
		一般会計 歳出総額 (A)	一般会計 歳入総額 (B)	租税及び 印紙収入 (C)	租税及び印紙 収入と日本専 売公社納付金 の計(D)	$\frac{C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{C}{B}$	$\frac{D}{B}$
		百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%
昭和 9～11年度…	1	2, 217	2, 293	1, 024	1, 226	46. 2	55. 3	44. 7	53. 5
16……………	2	8, 134	8, 602	4, 403	4, 818	54. 1	59. 2	51. 2	56. 0
19……………	3	19, 872	21, 040	11, 665	12, 715	58. 7	64. 0	55. 4	60. 4
		億円	億円	億円	億円				
25……………	4	6, 333	7, 168	4, 564	5, 702	72. 1	90. 0	63. 7	79. 5
30……………	5	10, 182	11, 264	7, 960	9, 097	78. 2	89. 3	70. 7	80. 8
35……………	6	17, 431	19, 610	16, 183	17, 648	92. 8	101. 2	82. 5	90. 0
40……………	7	37, 230	37, 731	30, 496	32, 289	81. 9	86. 7	80. 8	85. 6
45……………	8	81, 877	84, 592	72, 958	75, 681	89. 1	92. 4	86. 2	89. 5
50……………	9	208, 609	214, 734	137, 527	140, 907	65. 9	67. 5	64. 0	65. 6
55……………	10	434, 050	440, 407	268, 687	276, 768	61. 9	63. 8	61. 0	62. 8
60……………	11	530, 045	539, 926	381, 988	381, 988	72. 1	72. 1	70. 7	70. 7
平成 2……………	12	692, 687	717, 035	601, 059	601, 059	86. 8	86. 8	83. 8	83. 8
7……………	13	759, 385	805, 572	519, 308	519, 308	68. 4	68. 4	64. 5	64. 5
12……………	14	893, 210	933, 610	507, 125	507, 125	56. 8	56. 8	54. 3	54. 3
17……………	15	855, 196	890, 003	490, 654	490, 654	57. 4	57. 4	55. 1	55. 1
22……………	16	953, 123	1, 005, 346	414, 868	414, 868	43. 5	43. 5	41. 3	41. 3
23(補正後)…	17	1, 075, 105	107, 510, 467	420, 300	420, 300	39. 1	39. 1	0. 4	0. 4
24(当 初)…	18	903, 339	903, 339	423, 460	423, 460	46. 9	46. 9	46. 9	46. 9

- (備考) 1. 日本は平成22年度以前は決算額、平成23年度は補正後予算額、平成24年度は予算額であり、いずれも特別会計に属する諸税を含まない。
2. アメリカは、会計年度は、昭和50年以前に開始する年度については7月／6月、それ以降については10月／9月、歳入額及び税収入額の上段は、社会保障税を控除した額であり、() 書は、社会保障税を含めた額である。原資料は「予算教書」である。
3. イギリスは、中央歳出額及び中央歳入額は、昭和19年度以前は年度決算額、昭和25～50年度は暦年実績額、昭和55年度以降は年度実績額である。原資料は昭和19年度以前は“Financial Statement”，昭和25～45年度は“National Income and Expenditure”，昭和50年度は“United Kingdom National Accounts”，昭和55年度～平成19年度は“Financial Statistics”，平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく。なお、中

区 分	番 号	ド イ ツ					フ	
		連 邦 歳 出 額 (A)	連 邦 歳 入 額 (B)	連 邦 税 収 入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	一般会計 歳 出 額 (A)	一般会計 歳 入 額 (B)
		百万マルク	百万マルク	百万マルク	%	%	億フラン	億フラン
昭和 9～11年度…	1	…	…	…	…	…	5	4
16……………	2	101, 000	72, 400	32, 338	32. 0	44. 7	12	8
19……………	3	176, 000	108, 200	38, 010	21. 6	35. 1	26	12
25……………	4	14, 685	14, 428	11, 904	81. 1	82. 5	236	208
30……………	5	29, 700	32, 821	27, 240	91. 7	83. 0	395	345
35……………	6	41, 938	41, 938	38, 082	90. 8	90. 8	600	620
40……………	7	69, 178	68, 450	60, 034	86. 8	87. 7	982	1, 018
		百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ				
45……………	8	48, 178	48, 178	43, 551	90. 4	90. 4	1, 716	1, 747
50……………	9	84, 880	84, 880	64, 615	76. 1	76. 1	3, 525	3, 164
55……………	10	115, 944	115, 944	95, 527	82. 4	82. 4	6, 822	6, 470
60……………	11	139, 448	139, 448	113, 239	81. 2	81. 2	12, 755	11, 210
平成 2……………	12	205, 571	205, 571	152, 151	74. 0	74. 0	16, 581	15, 617
7……………	13	258, 222	258, 222	207, 623	80. 4	80. 4	313, 111	266, 766
12……………	14	266, 372	266, 372	220, 623	82. 8	82. 8	361, 984	332, 669
17……………	15	281, 913	281, 913	211, 857	75. 1	75. 1	430, 486	385, 335
20……………	16	305, 381	305, 381	262, 261	85. 9	85. 9	440, 284	383, 295
21……………	17	312, 754	312, 754	248, 497	79. 5	79. 5	478, 794	348, 888
22……………	18	328, 025	328, 025	250, 178	76. 3	76. 3	515, 576	364, 772

4. ドイツの原資料は、昭和16年及び19年についてはR.W.Lindholm “German Finance in World War II”，昭和25年以降は“Finanzbericht”による。なお、昭和36年度以降、会計年度が4月／3月から暦年に変更されたため、昭和35年度は4月／12月であるが、4月／3月の予算額を掲げた。4月／12月による決算額は連邦歳出額33, 129百万マルク、連邦歳入額33, 078百万マルク、連邦税収入29, 739百万マルクである。昭和47年以降の一般会計歳出額にはEU拠出金を含む。平成2年（但し、7月／12月のみ）及び平成3年以降は、旧東ドイツ地域を含めた数値である。
5. フランスは平成8年以前は決算額、平成9年以降は実績見込額、原資料は，“Statistiques et Études Financières”，“LesNotes Bleues”，及び“Annuaire Statistique de la France”である。なお、地方交付金及びEU拠出金は、原資料では歳出に含まず、歳入の減少項目という取扱いが

租 税 収 入 の 割 合 の 国 際 比 較

区 分	ア メ リ カ					イ ギ リ ス					番 号
	連 邦 歳 出 (A)	連 邦 歳 入 (B)	連 邦 税 収 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	中 央 歳 出 (A)	中 央 歳 入 (B)	国 税 収 入 (C)	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$	
	億ドル	億ドル	億ドル	%	%	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	%	%	
昭和 9～11年度…	71	35 (35)	… …	… …	…	1,019	770	747	73.3	97.0	1
16……………	137	68 (87)	68 (87)	49.5 (63.7)	99.8	4,776	2,074	1,962	41.1	94.6	2
19……………	913	403 (437)	402 (437)	44.1 (47.9)	99.9	6,058	3,238	3,135	51.7	96.8	3
25……………	426	351 (394)	349 (392)	81.9 (92.1)	99.3	3,461	3,977	3,696	106.8	92.9	4
30……………	684	576 (655)	572 (651)	83.6 (95.1)	99.4	4,567	5,079	4,658	102.0	91.7	5
35……………	922	778 (925)	766 (913)	83.1 (99.0)	98.4	5,917	6,233	5,546	93.7	89.0	6
40……………	1,182	946 (1,168)	930 (1,152)	78.6 (97.5)	98.3	8,511	8,889	8,032	94.4	90.4	7
45……………	1,956	1,484 (1,928)	1,450 (1,894)	74.1 (96.8)	97.7	12,857	16,208	14,580	113.4	90.0	8
50……………	3,323	1,946 (2,791)	1,878 (2,724)	56.5 (82.0)	96.6	31,767	31,065	26,676	84.0	85.9	9
55……………	5,909	3,593 (5,171)	3,466 (5,044)	58.6 (85.3)	96.5	76,170	66,213	56,496	74.2	85.3	10
60……………	9,464	4,689 (7,341)	4,504 (7,155)	47.6 (75.6)	96.0	110,127	106,132	95,268	86.5	89.8	11
平成 2……………	12,531	6,520 (10,321)	6,239 (10,040)	49.8 (80.1)	95.7	164,024	162,366	140,631	85.7	86.6	12
7……………	15,159	8,675 (13,519)	8,388 (13,233)	55.3 (87.3)	96.7	241,368	201,474	191,189	79.2	94.9	13
12……………	17,892	13,726 (20,254)	13,295 (19,824)	74.3 (110.8)	96.9	266,889	300,694	271,378	101.7	90.3	14
17……………	24,722	13,597 (21,539)	13,267 (21,209)	53.7 (85.8)	97.6	382,230	336,031	322,315	84.3	95.9	15
20……………	29,829	16,242 (25,243)	15,738 (24,740)	52.8 (82.9)	96.9	560,260	394,741	360,671	64.4	91.4	16
21……………	35,177	12,141 (21,050)	11,620 (20,529)	33.0 (58.4)	95.7	549,593	353,993	327,987	59.7	92.7	17
22……………	34,562	12,979 (21,627)	12,011 (20,659)	34.8 (59.8)	92.5	523,085	382,404	363,565	69.5	95.1	18

中央歳入及び中央歳入額には National Insurance の支出及び収入は含まれていない。

また、国税収入は、昭和19年度以前は“Financial Statement”，昭和25～35年度は“National Income and Expenditure”，昭和40～50年度は、OECD“Revenue Statistics”に基づき、昭和55年度以降は“Financial Statistics”，平成20年度以降は“Consolidated Fund Account”に基づく統合国庫基金への繰入額である。

なお、資料の関係上、出典が変更された年度の計数は、その前年度の計数と接続しない。

ラ			
---	--	--	--

なされているが、我が国に倣い歳出に立てて計算してある。会計年度は1月／12月である。

6. イタリアは昭和25年以前は“国連統計年鑑”，昭和30年及び35年は“International Financial Statistics”（国際通貨基金）及び“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和40年は“Assemblea Generale Ordinaria dei Partecipanti”，昭和45年以降55年までは“Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese”，昭和60年以降はイタリア中央銀行“Relazione Annuale”による。なお、中央歳入額・歳入額の55年以降は、計算方法の変更により、それ以前の計数と接続しない。

7. アメリカ、イギリス、フランスについては、歳入額に公債発行による収入を含めていない。

6. 一 般 会 計 歳 入

区 分	番号	租 税 及 び 印 紙 収 入	専 売 納 付 金	官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	政 府 資 産 整 理 収 入	雑 収 入
		百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
昭和 9～11年度…	1	1,024 44.7	202 8.8	55 2.4	20 0.9	244 10.6
16……………	2	4,403 51.2	415 4.8	185 2.2	10 0.1	598 7.0
19……………	3	11,665 55.4	1,050 5.0	563 2.7	10 0.0	899 4.3
		億円	億円	億円	億円	億円
25……………	4	4,564 63.7	1,145 16.0	50 0.7	174 2.4	644 9.0
30……………	5	7,960 70.7	1,143 10.1	138 1.2	83 0.7	498 4.4
35……………	6	16,183 82.5	1,470 7.5	183 0.9	226 1.2	527 2.7
40……………	7	30,496 80.8	1,804 4.8	157 0.4	246 0.7	1,699 4.5
45……………	8	72,958 86.2	2,744 3.2	36 0.0	277 0.3	3,199 3.8
50……………	9	137,527 64.0	3,405 1.6	41 0.0	304 0.1	7,857 3.7
55……………	10	268,687 61.0	8,124 1.8	99 0.0	641 0.1	11,260 2.6
60……………	11	381,988 70.7	108 0.0	225 0.0	1,631 0.3	25,865 4.8
平成 2……………	12	601,059 83.8	111 0.0	224 0.0	1,620 0.2	27,011 3.8
7……………	13	519,308 64.5	163 0.0	224 0.0	2,744 0.3	43,409 5.4
12……………	14	507,125 54.3	205 0.0	205 0.0	2,249 0.2	40,398 4.3
17……………	15	490,654 55.1	— —	160 0.0	3,321 0.4	43,170 4.9
18……………	16	490,691 58.1	— —	160 0.0	2,754 0.3	41,016 4.9
19……………	17	510,182 60.3	— —	161 0.0	2,943 0.3	48,756 5.8
20……………	18	442,673 49.6	— —	156 0.0	2,483 0.3	80,799 9.1
21……………	19	387,331 36.2	— —	153 0.0	1,447 0.1	117,553 11.0
22……………	20	414,868 41.3	— —	155 0.0	7,852 0.8	98,033 9.8
23(補正後)…	21	420,300 39.1	— —	157 0.0	3,101 0.3	72,961 6.8
24(予 算)…	22	423,460 46.9	— —	167 0.0	1,522 0.2	35,751 4.0

- (備考) 1. 平成22年度以前は決算額、平成23年度は補正予算額、平成24年度は予算額である。
2. 平成20年度の歳入の内訳には、上記以外に決算調整資金からの受入れがある。
3. 昭和25年以前の科目別収入は科目の組替えのため若干の推計を含んでいる。

7. 租 税 及 び 印 紙 収 入 (一般会計) 予 算 額

区 分	番 号	現行法による 収入見込額	年度間増収額	改正増減(△) 税 額	当 初 予 算 額	補 正 額	補正後予算額
		A	B=A-D ※	C	D=A+C	E	F=D+E
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和40年度……………	1	33,690	4,647	△813	32,877	△2,590	30,287
45……………	2	71,152	13,771	△1,768	69,384	3,011	72,395
50……………	3	175,450	37,830	△2,050	173,400	△38,790	134,610
55……………	4	260,850	45,980	3,260	264,110	7,340	271,450
60……………	5	383,720	37,760	外△1,110 2,890	385,500	△4,050	381,450
平成 2……………	6	583,540	73,440	△3,500	580,040	11,270	591,310
7……………	7	537,060	410	250	537,310	△30,500	506,810
12……………	8	488,110	16,920	△1,520	486,590	12,360	498,950
17……………	9	445,270	27,800	外△6,910 1,710	440,070	30,350	470,420
19……………	10	535,300	76,520	外3,460 △4,090	534,670	△9,160	525,510
20……………	11	535,630	960	△90	535,540	△71,250	464,290
21……………	12	458,880	△76,660	外6,500 △4,350	461,030	△92,420	368,610
22……………	13	374,340	△86,690	△380	373,960	22,470	396,430
23……………	14	412,130	38,170	△2,860	409,270	11,030	420,300
24……………	15	423,270	14,000	190	423,460		

- (備考) 1. 増減税額欄の外書については、平成18年度以前は特別会計への振替額であり、平成19年度及び21年度は特別会計から一般会計への組入額である。
2. 記号※は前年度を示す。

構 成 の 累 年 比 較

公 債 金		前年度剰余金受入		歳 入 合 計		歳出合計	本 年 度 金	うち新規 純剰余金	番 号
百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	百万円	
677	29.5	71	3.1	2,293	100.0	2,217	76	—	1
2,406	28.0	585	6.8	8,602	100.0	8,134	468	—	2
5,395	25.6	1,458	6.9	21,040	100.0	19,872	1,168	—	3
億円		億円		億円		億円	億円	億円	
—	—	592	8.3	7,168	100.0	6,333	835	269	4
—	—	1,443	12.8	11,264	100.0	10,182	1,082	323	5
—	—	1,022	5.2	19,610	100.0	17,431	2,179	1,251	6
1,972	5.2	1,358	3.6	37,731	100.0	37,230	501	21	7
3,472	4.1	1,906	2.3	84,592	100.0	81,877	2,715	995	8
52,805	24.6	12,793	6.0	214,734	100.0	208,609	6,125	3,241	9
(内72,152)									
141,702	32.2	9,894	2.2	440,407	100.0	434,050	6,356	897	10
(内60,050)									
123,080	22.8	7,028	1.3	539,926	100.0	530,045	9,881	4,429	11
(内9,565)									
									12
73,120	10.2	13,889	1.9	717,035	100.0	692,687	24,348	14,868	
212,470	26.4	27,254	3.4	805,572	100.0	759,385	46,187	9,220	13
(内110,413)									
330,040	35.4	53,389	5.7	933,610	100.0	893,210	40,400	4,599	14
(内209,240)									
312,690	35.1	40,007	4.5	890,003	100.0	855,196	34,807	15,040	15
(内235,070)									
274,700	32.5	34,807	4.1	844,127	100.0	814,455	29,672	8,321	16
(内210,550)									
253,820	30.0	29,672	3.5	845,535	100.0	818,426	27,109	6,319	17
(内193,380)									
331,680	37.2	27,109	3.0	892,082	100.0	846,974	45,108	—	18
(内261,930)									
519,550	48.5	45,108	4.2	1,071,142	100.0	1,009,734	61,408	22,005	19
(内369,440)									
423,030	42.1	61,408	6.1	1,005,346	100.0	953,123	52,222	20,106	20
(内347,000)									
558,480	51.9	20,106	1.9	1,075,105	100.0	1,075,105			21
(内359,300)									
442,440	49.0	—	—	903,339	100.0	903,339			22
(内383,350)									

4. 昭和50年度から昭和60年度まで、平成12年度から平成24年度の公債金欄の（ ）書は特例公債分の計数であり、平成7年度の同欄の（ ）書は減税特例公債分及び特例公債分の計数である。

並 び に 決 算 額 等 の 累 年 比 較

決 算 額	決 算 額	当初予算額－ 前年度当初予算額	当初予算額 前 年 度 当初予算額	決 算 額 － 当初予算額	決 算 額 当初予算額	決 算 額 － 前年度決算額	決 算 額 前年度決算額	番 号
G	H=F+G	※ I=D-D	※ J=D/D	K=H-D	L=H/D	※ M=H-H	※ N=H/H	号
億円	億円	億円	%	億円	%	億円	%	
209	30,496	3,834	113.2	△2,382	92.8	999	103.4	1
563	72,958	12,003	120.9	3,574	105.2	12,715	121.1	2
2,917	137,527	35,780	126.0	△35,873	79.3	△12,831	91.5	3
△2,763	268,687	49,240	122.9	4,577	101.7	31,392	113.2	4
538	381,988	39,540	111.4	△3,512	99.1	32,905	109.4	5
9,749	601,059	69,940	113.7	21,019	103.6	51,840	109.4	6
12,498	519,308	660	100.1	△18,002	96.6	9,007	101.8	7
8,175	507,125	15,400	103.3	20,535	104.2	34,780	107.4	8
20,234	490,654	22,600	105.4	50,584	111.5	34,764	107.6	9
△15,328	510,182	75,890	116.5	△24,488	95.4	19,492	104.0	10
△21,617	442,673	870	100.2	△92,867	82.7	△67,509	86.8	11
18,721	387,331	△74,510	86.1	△73,699	84.0	△55,342	87.5	12
18,438	414,868	△87,070	81.1	40,908	110.9	27,537	107.1	13
		35,310	109.4					14
		14,190	103.5					15

3. 平成7年度の補正額は、1次分（△1,380億円）と3次分（△29,120億円）の合計額を計上してある。

4. 単位未満の端数は、それぞれ四捨五入によっている。

8. 平成24年度租税及び印紙収入予算額（一般会計）

税 目	平成23年度	平 成 24 年 度				
	当 初 予 算 額	前年度予算額に 対する増減(△) 収見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△) 収見込額	改正法に よる収入 見 込 額 (予算額)	前年度予算額に 対する増減(△) 収見込額
	(A)	(B)	(C)=(A)+(B)	(D)	(E)=(C)+(D)	(F)=(E)-(A)
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
所得税						
源 泉 分	111,720	△950	110,770	170	110,940	△780
申 告 分	23,180	810	23,990	△20	23,970	790
計	134,900	△140	134,760	150	134,910	10
法 人 税	77,920	10,070	87,990	90	88,080	10,160
相 続 税	14,230	70	14,300	—	14,300	70
消 費 税	101,990	2,240	104,230	—	104,230	2,240
酒 税	13,480	△90	13,390	—	13,390	△90
た ば こ 税	8,160	1,290	9,450	—	9,450	1,290
揮 発 油 税	26,340	△230	26,110	—	26,110	△230
石 油 ガ ス 税	120	△10	110	—	110	△10
航 空 機 燃 料 税	460	△20	440	—	440	△20
石 油 石 炭 税	5,120	△50	5,070	390	5,460	340
電 源 開 発 促 進 税	3,460	△170	3,290	—	3,290	△170
自 動 車 重 量 税	4,280	350	4,630	△460	4,170	△110
関 税	8,150	940	9,090	10	9,100	950
と ん 税	90	10	100	—	100	10
印紙収入						
収入印紙	7,570	△210	7,360	10	7,370	△200
現金収入	3,000	△50	2,950	—	2,950	△50
計	10,570	△260	10,310	10	10,320	△250
合 計	409,270	14,000	423,270	190	423,460	14,190

9. 一般会計歳出の主要経費別予算額

事 項	前年度当初予算額	平成23年度予算額	比 較 増△減	伸 率	事 項	前年度当初予算額	平成23年度予算額	比 較 増△減	伸 率
	百万円	百万円	百万円	%		百万円	百万円	百万円	%
社 会 保 障 関 係 費					地方交付税交付金	16,396,858	16,466,544	69,686	0.4
1. 年金医療介護保険給付費	21,036,598	19,084,525	△1,952,073	△9.3	地方特例交付金	387,652	127,467	△260,185	△67.1
2. 生活保護費	2,606,511	2,831,887	225,376	8.6	防 衛 関 係 費	4,775,208	4,713,782	△61,426	△1.3
3. 社会福祉費	4,419,401	3,874,592	△544,809	△12.3	公 共 事 業 関 係 費				
4. 保健衛生対策費	390,478	378,775	△11,703	△3.0	1. 治山治水対策事業費	655,879	659,555	3,676	0.6
5. 雇用労災対策費	254,879	220,351	△34,528	△13.5	2. 道路整備事業費	986,238	1,020,249	34,011	3.4
計	28,707,866	26,390,129	△2,317,737	△8.1	3. 港湾空港鉄道等整備事業費	337,213	336,943	△270	△0.1
文教及び科学振興費					4. 住宅都市環境整備事業費	477,130	419,742	△57,388	△12.0
1. 義務教育費国庫負担金	1,566,649	1,557,528	△9,121	△0.6	5. 公園水道廃棄物処理等施設整備費	154,213	126,846	△27,367	△17.7
2. 科学技術振興費	1,335,165	1,294,285	△40,880	△3.1	6. 農林水産基盤整備事業費	435,264	408,926	△26,338	△6.1
3. 文教施設費	91,696	60,109	△31,587	△34.4	7. 社会資本総合整備事業費	1,753,870	1,439,530	△314,340	△17.9
4. 教育振興助成費	2,376,638	2,355,799	△20,839	△0.9	8. 推 進 費 等	101,832	88,556	△13,276	△13.0
5. 育 英 事 業 費	139,847	138,020	△1,827	△1.3	小 計	4,901,639	4,500,347	△401,292	△8.2
計	5,509,995	5,405,741	△104,254	△1.9	9. 災害復旧等事業費	72,699	73,049	350	0.5
国 債 費	21,549,100	21,944,217	395,117	1.8	計	4,974,338	4,573,396	△400,942	△8.1
恩 給 関 係 費					経 済 協 力 費	529,780	521,558	△8,222	△1.6
1. 文官等恩給費	20,303	18,098	△2,205	△10.9	中 小 企 業 対 策 費	196,897	180,164	△16,733	△8.5
2. 旧軍人遺族等恩給費	590,478	524,734	△65,744	△11.1	エ ネ ル ギ ー 対 策 費	855,885	820,175	△35,710	△4.2
3. 恩給支給事務費	1,899	1,751	△148	△7.8	食料安定供給関係費	1,158,662	1,104,115	△54,547	△4.7
4. 遺族及び留守家族等援護費	30,721	26,663	△4,058	△13.2	その他の事項経費	5,565,973	6,255,398	689,425	12.4
計	643,400	571,246	△72,154	△11.2	経済危機対応・地域活性化予備費	810,000	910,000	100,000	12.3
					予 備 費	350,000	350,000	-	-
					合 計	92,411,613	90,333,932	△2,077,681	△2.2

(備考) 1. 増減収額は、各年度毎に予算ベースで計算した平年度増減収額である。
2. 一般会計と特別会計との間の振替による減収額は含んでいない。
3. 平成5年度の外書は「新総合経済対策(平成5年4月13日閣議決定)における税制上の措置(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成5年法律第68号))」及び「緊急経済対策(平成5年9月16日閣議決定)における税制上の措置」による減収額の合計である。平成6年度の所得税のその他の欄の減収額は「総合経済対策(平成6年2月8日閣議決定)における所得減税の実施(平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法)」

(一般会計, 平年度) の 累 年 比 較

(単位 億円)

9	10	11	12	13	14	番号
-	-	-	-	-	-	1
-	△10	-	-	-	-	2
-	-	-	-	-	-	3
-	△590	△2,850	2,030	-	-	4
(-)	(△570)	(△550)	(-)	(-)	(-)	5
-	-	-	-	-	-	6
-	△50	-	-	-	-	7
-	△650	△2,850	2,030	-	-	8
-	-	△2,640	-	-	-	9
-	{ 外△14,060 △14,040	△26,460	-	△10	-	10
-	{ 外△14,060 △14,690	△31,950	2,030	△10	-	11
△820	{ 外△1,620 △250	△12,550	△3,560	{ 外△910 △9,420	-	12
△820	{ 外△15,680 △14,940	△44,500	△1,530	{ 外△910 △9,430	-	13
-	△13,800~△14,420	△16,940	-	-	-	14
160	{ 外△1,010 11,210~12,270	{ 外△20 △6,430	△5,090	△1,730	△230	15
160	{ 外1,010 △2,590~△2,150	{ 外△20 △23,370	△5,090	△1,730	△230	16
-	-	-	-	-	-	17
-	△1,340	△1,100	△50	△530	△50	18
△660	{ 外△16,690 △18,870~△18,430	{ 外△20 △68,970	△6,670	{ 外△910 △11,690	△280	19
-	70~70	△20	-	-	-	20
△290	-	-	-	-	-	21
-	-	-	-	-	-	22
△150	-	-	-	-	-	23
△410	-	{ 外△20 △770	△20	-	△30	24
△90	△10	-	△50	△30	△30	25
△40	△2,110	△3,240	-	-	△60	26
△980	△2,050~△2,050	{ 外△20 △4,030	△70	△30	△120	27
△1,640	{ 外△16,690 △20,920~△20,480	{ 外△40 △73,000	△6,740	{ 外△910 △11,720	△400	28
(△1,550)	{ (外△16,690) (△20,910~△20,470)	{ (外△40) (△73,000)	(△6,690)	{ 外△910 (△11,690)	(△370)	29

によるものである。平成6年11月税制改革の所得税のその他欄の減収額は、「平成7年分所得税の特別減税」によるものである。平成6年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）」による減収額である。平成7年度の外書は「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第48号）」及び「緊急円高・経済対策（平成7年4月14日閣議決定）に伴う税制上の措置（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第99号））」による減収額である。平成8年度の所得税のその他欄の減収額は、「平成8年分所得税の特別減税」によるものである。平成10年度の所得税のその他欄の減収額は

「平成10年分所得税の特別減税」によるものであり、外書は「総合経済対策（平成10年4月24日閣議決定）における税制上の措置」による減収額である。平成11年度の外書は「産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）における税制上の措置」によるものである。平成13年度の外書は「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第67号）」による減収額である。平成21年度の外書は「租税特別措置の一部を改正する法律（平成21年法律第61号）」による減収額である。平成23年度の増減収額は、23年6月の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）」及び23年12月の「経済社会の構造変化に対応した税制の構築を

(一般会計、平年度)の累年比較(続)

(単位 億円)

19	20	21	22	23	24	番号
—	—	—	—	—	—	1
—	—	—	—	—	—	2
—	—	—	—	—	—	3
—	—	—	6,142	—	—	4
(—)	(—)	(—)	(957)	(—)	(—)	5
—	—	—	—	—	842	6
△20	—	△170	△627	—	—	7
△20	—	△170	5,515	—	842	8
—	—	—	—	—	—	9
△80	—	—	△5	△6	89	10
△100	—	△170	5,510	△6	931	11
△690	3,070	△1,770	△188	△40	△15	12
△790	3,070	△1,940	5,322	△46	916	13
—	—	△1,100	—	△13,170	—	14
△5,410	△260	{ 外△650 △2,500	△26	5,425	32	15
△5,410	△260	{ 外△650 △3,600	△26	△7,745	32	16
—	—	—	—	—	—	17
—	—	△290	113	—	△4	18
△6,200	2,810	{ 外△650 △5,830	5,409	{ 外△600 △7,791	944	19
—	—	—	39	64	—	20
—	20	—	—	—	—	21
—	—	—	—	—	—	22
—	—	—	—	—	2,619	23
10	770	—	10	25	17	24
△10	△50	—	—	200	10	25
—	—	△680	△427	△263	△550	26
0	740	△680	△378	26	2,096	27
△6,200	3,550	{ 外△650 △6,510	5,031	{ 外△600 △7,765	3,040	28
(△6,190)	(3,600)	{ (外△650) (△6,510)	(5,031)	{ (外△600) (△7,965)	(3,030)	29

図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）」等によるものである。平成23年度の外書は「東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）」による減収額である。

4. 平成10年度の法人税及び消費税については、増減収見込額の経過措置期間（平成10年度～15年度）における平均値を、その計算の基礎となる課税所得等の計数の平成11年度以降の伸率が3.5%及び1.75%（「構造改革のための経済社会計画」で見込まれている名目経済成長率）の場合について機械的に計算している（「～」の左側の計数は名目経済成長1.75%の場合、右側の計数は名目経済成長率3.5%の場合である。）

11. 平成24年度経済見通し

(主要経済指標)

1. 国内総生産

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成23年度	平成24年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	名目・%程度	名目・%程度
民間最終消費支出	284.2	282.7	285.4	△0.5	1.0
民間住宅	13.0	13.5	14.5	4.1	7.3
民間企業設備	62.1	61.0	64.2	△1.7	5.2
民間在庫品増加	△1.5	△2.4	△1.8	(△0.2)	(0.1)
政府支出	117.1	119.8	120.3	2.3	0.4
政府最終消費支出	95.8	97.9	98.3	2.2	0.4
公的固定資本形成	21.4	21.9	21.9	2.0	0.1
財貨・サービスの輸出	73.8	72.5	77.2	△1.8	6.6
(控除) 財貨・サービスの輸入	69.5	76.9	80.2	10.7	4.2
国内総生産	479.2	470.1	479.6	△1.9	2.0

(注) 民間在庫品増加の()内は国内総生産に対する寄与度

2. 労働・雇用

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成23年度	平成24年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
労働力人口	6,587	6,538	6,551	△0.7	0.2
就業者総数	6,257	6,243	6,269	△0.2	0.4
雇用者総数	5,469	5,474	5,518	0.1	0.8
	%	%程度	%程度		
完全失業率	5.0	4.5	4.3	—	—

3. 生産

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)
鉱工業生産指数・増減率	% 8.9	%程度 △1.9	%程度 6.1

4. 物価

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)
国内企業物価指数・変化率	% 0.7	%程度 1.9	%程度 0.7
消費者物価指数・変化率	△0.4	△0.2	0.1

(平成24年1月24日閣議決定)

5. 国際収支

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成23年度	平成24年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	5.2	△3.6	△1.7	－	－
貿易収支	6.5	△1.6	0.1	－	－
輸出	64.5	64.2	69.1	△0.4	7.6
輸入	58.0	65.8	69.0	13.6	4.8
経常収支	16.1	9.9	12.2	－	－
	%	%程度	%程度		
経常収支対名目GDP比	3.4	2.1	2.5	－	－

6. 実質国内総支出

	対前年度比較増減率	
	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)
	%程度	%程度
民間最終消費支出	△0.1	2.2
民間住宅	0.3	1.1
民間企業設備	2.9	6.3
政府支出	2.3	0.6
財貨・サービスの輸出	0.0	6.5
(控除)財貨・サービスの輸入	4.6	3.3
国内総支出(＝国内総生産)	△0.1	2.2
うち内需寄与度	0.6	1.8
うち外需寄与度	△0.7	0.4

7. 国民所得

	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績見込み)	平成24年度 (見通し)	対前年度比較増減率	
				平成23年度	平成24年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
雇用者報酬	244.3	244.5	246.9	0.1	1.0
財産所得	19.8	19.1	19.7	△3.5	2.7
企業所得	85.2	78.6	82.9	67.7	5.4
合計：国民所得	349.3	342.3	349.4	△2.0	2.1

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において表明されている経済運営の下で想定された平成24年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきである。

12. 平成24年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

平成24年 1 月
財 務 省平成24年度予算を基に「社会保障・税一体改革素案」及び
「中期財政フレーム」を前提とした後年度歳出・歳入への影響試算

〔本試算は、平成24年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、「社会保障・税一体改革素案」及び「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」を前提とした上で、平成24年度予算が平成27年度までの歳出・歳入に与える影響を機械的に試算したものである。なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。〕

〔試算 1－1〕（名目経済成長率 1 % 台半ばを前提）

（単位：兆円）
（ ） 書きは対前年度伸率

		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
歳 出	国 債 費	21.5	(1.8%) 21.9	(6.9%) 23.5	(10.0%) 25.8	(6.5%) 27.5
	基礎的財政収支対象経費	70.9	(▲3.5%) 68.4	(0.0%) 68.4	(5.9%) 72.4	(2.0%) 73.9
	計	92.4	(▲2.2%) 90.3	(1.7%) 91.9	(6.9%) 98.2	(3.2%) 101.4
税 収 等	税 収	40.9	(3.5%) 42.3	(0.9%) 42.7	(16.5%) 49.7	(6.1%) 52.8
	そ の 他 収 入	7.2	(▲47.9%) 3.7	(▲8.6%) 3.4	(▲6.7%) 3.2	(0.0%) 3.2
	計	48.1	(▲4.2%) 46.1	(0.1%) 46.1	(14.8%) 52.9	(5.7%) 56.0
差 額		44.3	(▲0.1%) 44.2	(3.4%) 45.7	(▲0.9%) 45.3	(0.2%) 45.4
基 礎 的 財 政 収 支		▲22.7	▲22.3	▲22.3	▲19.8	▲18.2

(注) 1. 23年度は当初予算額。

2. 「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計の歳出のうち、国債費を除いたもの。「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」で定められた歳出の大枠に、「社会保障・税一体改革素案」に基づいて、社会保障の制度改革に伴う増（国分）、消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増（国分）を加算。26年度からは基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を含む。それまでの間は、24年度の措置が継続するものと機械的に想定し、年金交付国債の償還費は「国債費」に加算。27年度は、〔試算 1－2〕における「基礎的財政収支対象経費」の伸びを含む。

3. 「税収」は、「社会保障・税一体改革素案」に基づく税制抜本改革による税収増を含む。

4. 「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額であり、「差額」が新規国債発行額となることを意味するものではない。

5. 「基礎的財政収支」は、「税収等－基礎的財政収支対象経費（年金交付国債の償還費を含む）」により算出。

平成24年度予算における制度・施策を基にした後年度歳出・歳入への影響試算

〔 本試算は、平成24年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成24年度予算が平成27年度までの歳出・歳入に与える影響を機械的に試算したものである。なお、本試算は、将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものである。〕

〔試算1－2〕

(単位：兆円)
() 書きは対前年度伸率

		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
歳 出	国 債 費	21.5	(1.8%) 21.9	(7.0%) 23.5	(8.9%) 25.6	(7.0%) 27.4
	基礎的財政収支対象経費	70.9	(▲3.5%) 68.4	(2.1%) 69.8 (72.5)	(0.7%) 70.3 (73.0)	(0.8%) 70.9 (73.7)
	社会 保 障 関 係 費	28.7	(▲8.1%) 26.4	(3.2%) 27.2	(3.3%) 28.1	(3.1%) 29.0
	地 方 交 付 税 等	16.8	(▲1.1%) 16.6	(▲0.1%) 16.6	(▲2.6%) 16.1	(▲1.4%) 15.9
	そ の 他	25.4	(0.1%) 25.4	(2.4%) 26.0	(0.1%) 26.0	(▲0.2%) 26.0
	計	92.4	(▲2.2%) 90.3	(3.3%) 93.3 (95.9)	(2.8%) 95.9 (98.6)	(2.5%) 98.2 (101.1)

税 収 等	税 収	40.9	(3.5%) 42.3	(0.9%) 42.7	(2.0%) 43.6	(1.5%) 44.2
	そ の 他 収 入	7.2	(▲47.9%) 3.7	(▲8.6%) 3.4	(▲6.7%) 3.2	(0.0%) 3.2
	計	48.1	(▲4.2%) 46.1	(0.1%) 46.1	(1.3%) 46.7	(1.4%) 47.4

差 額	44.3	(▲0.1%) 44.2	(6.6%) 47.2 (49.8)	(4.2%) 49.1 (51.9)	(3.5%) 50.8 (53.6)
-----	------	-----------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

基 礎 的 財 政 収 支	▲22.7	▲22.3	▲23.7 (▲26.3)	▲23.6 (▲26.3)	▲23.5 (▲26.3)
---------------	-------	-------	------------------	------------------	------------------

(再掲) 〔試算1－1〕の基礎的財政収支

基 礎 的 財 政 収 支	▲22.7	▲22.3	▲22.3	▲19.8	▲18.2
---------------	-------	-------	-------	-------	-------

〔試算1－2〕からの収支改善額

基 礎 的 財 政 収 支	－	－	1.4	6.5	8.1
---------------	---	---	-----	-----	-----

- (注) 1. 23年度は当初予算額。
 2. 25年度以降の「歳出」及び「差額」における上段の計数は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額について「歳出」に計上しない場合の額、下段の括弧内の計数は当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の額。なお、当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の社会保障関係費(24年度28.9兆円)は、25年度29.8兆円、26年度30.8兆円、27年度31.7兆円。
 3. 「収支改善額」で比較する〔試算1－2〕の基礎的財政収支は、25年度は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を「歳出」に計上しない場合の額、26年度及び27年度は当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の額。

12. 平成24年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算（続）

平成24年度予算を基に「社会保障・税一体改革素案」及び
「中期財政フレーム」を前提とした後年度歳出・歳入への影響試算

〔試算2－1〕（名目経済成長率3％程度を前提）

（単位：兆円）
（ ）書きは対前年度伸率

		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
歳 出	国 債 費	21.5	(1.8%) 21.9	(7.3%) 23.6	(11.4%) 26.2	(8.6%) 28.5
	基礎的財政収支対象経費	70.9	(▲3.5%) 68.4	(0.0%) 68.4	(5.9%) 72.5	(1.9%) 73.9
	計	92.4	(▲2.2%) 90.3	(1.8%) 92.0	(7.3%) 98.7	(3.7%) 102.3

税 収 等	税 収	40.9	(3.5%) 42.3	(1.8%) 43.1	(18.0%) 50.9	(7.7%) 54.8
	そ の 他 収 入	7.2	(▲47.9%) 3.7	(▲8.6%) 3.4	(▲6.7%) 3.2	(0.0%) 3.2
	計	48.1	(▲4.2%) 46.1	(1.0%) 46.5	(16.2%) 54.1	(7.3%) 58.0

差 額	44.3	(▲0.1%) 44.2	(2.6%) 45.4	(▲1.8%) 44.6	(▲0.6%) 44.3
-----	------	-----------------	----------------	-----------------	-----------------

基 礎 的 財 政 収 支	▲22.7	▲22.3	▲21.9	▲18.7	▲16.2
---------------	-------	-------	-------	-------	-------

（注）1. 23年度は当初予算額。

2. 「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計の歳出のうち、国債費を除いたもの。「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」で定められた歳出の大枠に、「社会保障・税一体改革素案」に基づいて、社会保障の制度改革に伴う増（国分）、消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増（国分）を加算。26年度からは基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を含む。それまでの間は、24年度の措置が継続するものと機械的に想定し、年金交付国債の償還費は「国債費」に加算。27年度は、〔試算2－2〕における「基礎的財政収支対象経費」の伸びを含む。

3. 「税収」は、「社会保障・税一体改革素案」に基づく税制抜本改革による税収増を含む。

4. 「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額であり、「差額」が新規国債発行額となることを意味するものではない。

5. 「基礎的財政収支」は、「税収等－基礎的財政収支対象経費（年金交付国債の償還費を含む）」により算出。

平成24年度予算における制度・施策を基にした後年度歳出・歳入への影響試算

〔試算2-2〕

(単位：兆円)
() 書きは対前年度伸率

		23年度 (2011年度)	24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
歳 出	国 債 費	21.5	(1.8%) 21.9	(7.4%) 23.6	(10.3%) 26.0	(9.2%) 28.4
	基礎的財政収支対象経費	70.9	(▲3.5%) 68.4	(2.0%) 69.8 (72.4)	(0.6%) 70.2 (72.9)	(0.7%) 70.6 (73.4)
	社 会 保 障 関 係 費	28.7	(▲8.1%) 26.4	(3.2%) 27.2	(3.4%) 28.2	(3.1%) 29.0
	地 方 交 付 税 等	16.8	(▲1.1%) 16.6	(▲0.5%) 16.5	(▲3.5%) 15.9	(▲2.5%) 15.5
	そ の 他	25.4	(0.1%) 25.4	(2.4%) 26.0	(0.2%) 26.1	(▲0.0%) 26.1
	計	92.4	(▲2.2%) 90.3	(3.3%) 93.3 (96.0)	(3.0%) 96.2 (98.9)	(3.0%) 99.0 (101.8)

税 収 等	税 収	40.9	(3.5%) 42.3	(1.8%) 43.1	(3.3%) 44.5	(3.1%) 45.9
	そ の 他 収 入	7.2	(▲47.9%) 3.7	(▲8.6%) 3.4	(▲6.7%) 3.2	(0.0%) 3.2
	計	48.1	(▲4.2%) 46.1	(1.0%) 46.5	(2.6%) 47.7	(2.9%) 49.1

差 額	44.3	(▲0.1%) 44.2	(5.7%) 46.8 (49.4)	(3.5%) 48.4 (51.2)	(3.1%) 49.9 (52.7)
-----	------	-----------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

基 礎 的 財 政 収 支	▲22.7	▲22.3	▲23.2 (▲25.9)	▲22.4 (▲25.2)	▲21.5 (▲24.3)
---------------	-------	-------	------------------	------------------	------------------

(再掲) 〔試算2-1〕の基礎的財政収支

基 礎 的 財 政 収 支	▲22.7	▲22.3	▲21.9	▲18.7	▲16.2
---------------	-------	-------	-------	-------	-------

〔試算2-2〕からの収支改善額

収 支 改 善 額	-	-	1.4	6.5	8.2
-----------	---	---	-----	-----	-----

- (注) 1. 23年度は当初予算額。
 2. 25年度以降の「歳出」及び「差額」における上段の計数は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額について「歳出」に計上しない場合の額、下段の括弧内の計数は当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の額。なお、当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の社会保障関係費(24年度28.9兆円)は、25年度29.8兆円、26年度30.8兆円、27年度31.7兆円。
 3. 「収支改善額」で比較する〔試算2-2〕の基礎的財政収支は、25年度は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ所要額を「歳出」に計上しない場合の額、26年度及び27年度は当該所要額を機械的に「歳出」に加算した場合の額。

〔経済指標の前提〕

		平成24年度 (2012年度) (政府経済見通し)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
〔試算1-1〕	名目経済成長率	2.0%	1.4%	1.5%	1.6%
〔試算1-2〕	消費者物価上昇率	0.1%	0.4%	0.7%	1.0%
〔試算2-1〕	名目経済成長率	2.0%	2.3%	2.7%	3.0%
〔試算2-2〕	消費者物価上昇率	0.1%	0.7%	1.0%	1.5%

- ・〔試算1-1〕及び〔試算1-2〕は、「財政運営戦略」における「財政健全化の道筋を示すに当たっては、慎重な経済見通しを前提とすることを基本とすべきである」との記述等に基づき設定。
- ・〔試算2-1〕及び〔試算2-2〕は、「日本再生の基本戦略」における「2011年度から2020年度までの平均で名目成長率3%程度、実質成長率2%程度を政策努力の目標として取り組む」との記述等に基づき設定。

〔算出要領〕

- 国債 費：・〔試算1-1〕及び〔試算1-2〕は、平成24（2012）年度予算における積算金利により仮置き。
- ・〔試算2-1〕及び〔試算2-2〕は、平成24（2012）年度は予算における積算金利、平成25（2013）年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利により仮置き。
- ・歳出と税収等の差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

		平成24年度 (2012年度)	25年度 (2013年度)	26年度 (2014年度)	27年度 (2015年度)
〔試算1-1〕	金利（10年国債）	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
〔試算1-2〕					
〔試算2-1〕	金利（10年国債）	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%
〔試算2-2〕					

基礎的財政収支対象経費：平成24（2012）年度予算における制度・施策を前提とし、消費者物価上昇率等を用いて後年度負担額（地方交付税等を除く）を推計。

地方交付税等：法定率分について名目経済成長率×弾性値1.2等を用いるとともに、地方交付税法附則で定められる加算などにより推計。

税 収：名目経済成長率×弾性値1.1に、平成24（2012）年度税制改正の影響等を調整して推計。

その他収入：平成24（2012）年度予算額を基本とし、個別要因を勘案して推計。なお、現時点で具体的に見込めない収入については計上していない。

〔参 考〕 名目経済成長率及び金利が変化した場合の試算（〔試算 1－1〕を基に算出）

○平成25（2013）年度以降名目経済成長率が変化した場合の税収の増減額

（単位：兆円）
（ ）書きは「税収」の額

名目経済成長率 （上記の前提からの変化幅）	25年度 （2013年度）	26年度 （2014年度）	27年度 （2015年度）
+2%	0.9 (43.6)	2.2 (51.9)	3.5 (56.3)
+1%	0.5 (43.2)	1.1 (50.8)	1.7 (54.5)
－1%	▲0.5 (42.2)	▲1.1 (48.7)	▲1.7 (51.1)

○平成25（2013）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

（単位：兆円）
（ ）書きは「国債費」の額

金 利 （上記の前提からの変化幅）	25年度 （2013年度）	26年度 （2014年度）	27年度 （2015年度）
+2%	2.0 (25.5)	4.9 (30.7)	8.3 (35.8)
+1%	1.0 (24.5)	2.4 (28.3)	4.1 (31.6)
－1%	▲1.0 (22.4)	▲2.4 (23.4)	▲4.1 (23.4)

13. 所 得 税 負 担 額 の

区 分		年 次	番 号	給与年額200万円		300 万 円	
				税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
単 身 者	所 得 税	昭和25……	1	1,009,750	50.5	1,559,750	52.0
		30……	2	799,250	40.0	1,342,350	44.7
		40……	3	367,120	18.4	725,280	24.2
		50……	4	94,800	4.7	183,800	6.1
		60……	5	84,300	4.2	163,800	5.5
		63……	6	76,500	3.8	139,500	4.7
		平成元～5…	7	74,500	3.7	137,500	4.6
		6……	8	59,600	3.0	110,000	3.7
		7・8……	9	59,500	3.0	113,050	3.8
		9……	10	70,000	3.5	133,000	4.4
		10……	11	32,000	1.6	95,000	3.2
		11……	12	56,000	2.8	106,400	3.5
		12～17…	13	51,200	2.6	99,200	3.3
		18……	14	57,600	2.9	111,600	3.7
		19～24…	15	32,000	1.6	62,000	2.1
	(付) 個 人 住 民 税 を 加 え た 場 合	昭和25……	16	1,242,692	62.1	1,936,220	64.5
		30……	17	948,695	47.4	1,589,728	53.0
		40……	18	489,964	24.5	961,964	32.1
		50……	19	153,000	7.7	308,700	10.3
		60……	20	130,250	6.5	261,650	8.7
		63……	21	121,550	6.1	233,000	7.8
		平成元……	22	115,250	5.8	222,000	7.4
		2……	23	114,250	5.7	220,000	7.3
		3～5…	24	113,750	5.7	208,250	6.9
		6……	25	91,000	4.6	166,600	5.6
		7……	26	92,012	4.6	172,337	5.7
		8……	27	91,375	4.6	171,700	5.7
		9……	28	107,500	5.4	202,000	6.7
		10……	29	52,500	2.6	147,000	4.9
		11……	30	87,875	4.4	165,050	5.5
		12～17…	31	80,525	4.0	154,025	5.1
		18……	32	89,513	4.5	171,263	5.7
		19～24…	33	98,500	4.9	188,500	6.3
夫 婦 の み	所 得 税	昭和25……	34	1,003,150	50.2	1,553,150	51.8
		30……	35	779,250	39.0	1,320,350	44.0
		40……	36	331,870	16.6	678,280	22.6
		50……	37	63,600	3.2	147,400	4.9
		60……	38	45,675	2.3	120,300	4.0
		63……	39	27,000	1.4	90,000	3.0
		平成元～5…	40	4,500	0.2	67,500	2.3
		6……	41	3,600	0.2	54,000	1.8
		7・8……	42	－	－	48,450	1.6
		9……	43	－	－	57,000	1.9
		10……	44	－	－	－	－
		11……	45	－	－	45,600	1.5
		12～15…	46	－	－	38,400	1.3
		16・17…	47	20,800	1.0	68,800	2.3
		18……	48	23,400	1.2	77,400	2.6
		19～24…	49	13,000	0.7	43,000	1.4

累 年 比 較 (給与所得者)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,109,750	52.7	2,659,750	53.2	3,759,750	53.7	5,409,750	54.1	1
1,937,250	48.4	2,537,250	50.7	3,830,500	54.7	5,780,500	57.8	2
1,121,040	28.0	1,550,440	31.0	2,495,500	35.7	3,995,500	40.0	3
307,200	7.7	449,400	9.0	831,600	11.9	1,623,600	16.2	4
264,650	6.6	388,750	7.8	749,750	10.7	1,466,000	14.7	5
209,500	5.2	282,500	5.7	597,000	8.5	1,237,500	12.4	6
207,500	5.2	280,500	5.6	593,000	8.5	1,231,500	12.3	7
166,000	4.2	224,400	4.5	474,400	6.8	985,200	9.9	8
170,000	4.3	232,050	4.6	486,000	6.9	1,014,000	10.1	9
200,000	5.0	273,000	5.5	536,000	7.7	1,064,000	10.6	10
162,000	4.1	235,000	4.7	498,000	7.1	1,026,000	10.3	11
160,000	4.0	218,400	4.4	428,800	6.1	851,200	8.5	12
150,400	3.8	206,400	4.1	379,200	5.4	772,800	7.7	13
169,200	4.2	232,200	4.6	426,600	6.1	869,400	8.7	14
94,000	2.4	160,500	3.2	376,500	5.4	868,500	8.7	15
2,630,220	65.8	3,324,220	66.5	4,729,747	67.6	6,838,747	68.4	16
2,292,210	57.3	3,000,210	60.0	4,526,447	64.7	6,827,447	68.3	17
1,476,452	36.9	2,031,760	40.6	3,247,300	46.4	5,167,300	51.7	18
525,800	13.1	765,200	15.3	1,371,900	19.6	2,546,600	25.5	19
438,800	11.0	650,150	13.0	1,218,900	17.4	2,293,300	22.9	20
373,000	9.3	524,500	10.5	1,038,200	14.8	2,047,000	20.5	21
362,000	9.1	508,000	10.2	986,500	14.1	1,997,750	20.0	22
360,000	9.0	506,000	10.1	984,500	14.1	1,994,750	19.9	23
339,000	8.5	485,000	9.7	963,500	13.8	1,948,250	19.5	24
271,200	6.8	388,000	7.8	770,800	11.0	1,558,600	15.6	25
263,075	6.6	394,550	7.9	814,500	11.6	1,612,750	16.1	26
259,250	6.5	390,050	7.8	804,000	11.5	1,597,000	16.0	27
305,000	7.6	451,000	9.0	874,000	12.5	1,667,000	16.7	28
250,000	6.3	396,000	7.9	819,000	11.7	1,612,000	16.1	29
249,250	6.2	369,700	7.4	726,800	10.4	1,413,800	14.1	30
232,425	5.8	344,950	6.9	646,200	9.2	1,285,800	12.9	31
258,463	6.5	382,975	7.7	713,600	10.2	1,402,400	14.0	32
284,500	7.1	421,000	8.4	781,000	11.2	1,519,000	15.2	33
2,103,150	52.6	2,653,150	53.1	3,753,150	53.6	5,403,150	54.0	34
1,913,250	47.8	2,513,250	50.3	3,804,500	54.4	5,754,500	57.5	35
1,074,040	26.9	1,497,525	30.0	2,436,750	34.8	3,936,750	39.4	36
265,600	6.6	398,400	8.0	769,200	11.0	1,535,200	15.4	37
215,600	5.4	332,650	6.7	667,250	9.5	1,367,000	13.7	38
160,000	4.0	233,000	4.7	498,000	7.1	1,089,000	10.9	39
137,500	3.4	210,500	4.2	453,000	6.5	1,021,500	10.2	40
110,000	2.8	168,400	3.4	362,400	5.2	817,200	8.2	41
105,400	2.6	167,450	3.3	334,000	4.8	862,000	8.6	42
124,000	3.1	197,000	3.9	384,000	5.5	912,000	9.1	43
67,000	1.7	140,000	2.8	327,000	4.7	855,000	8.6	44
99,200	2.5	157,600	3.2	307,200	4.4	729,600	7.3	45
89,600	2.2	145,600	2.9	260,800	3.7	651,200	6.5	46
120,000	3.0	176,000	3.5	318,400	4.5	712,000	7.1	47
135,000	3.4	198,000	4.0	358,200	5.1	801,000	8.0	48
75,000	1.9	122,500	2.5	300,500	4.3	792,500	7.9	49

13. 所 得 税 負 担 額 の

区 分		年 次	番 号	給与年額200万円		300 万 円	
				税 額	負 担 率	税 額	負 担 率
夫 婦 の み (続)	(付) 個 人 住 民 税 を 加 え た 場 合	昭和25.....	1	1,235,768	61.8	1,929,296	64.3
		30.....	2	925,203	46.3	1,563,887	52.1
		40.....	3	447,014	22.4	906,564	30.2
		50.....	4	108,500	5.4	251,400	8.4
		60.....	5	74,675	3.7	194,750	6.5
		63.....	6	46,750	2.3	149,750	5.0
		平成元.....	7	24,250	1.2	118,750	4.0
		2.....	8	14,250	0.7	108,750	3.6
		3～5.....	9	12,750	0.6	107,250	3.6
		6.....	10	10,200	0.5	85,800	2.9
		7.....	11	4,462	0.2	79,687	2.7
		8.....	12	3,825	0.2	79,050	2.6
		9.....	13	4,500	0.2	93,000	3.1
		10.....	14	—	—	10,500	0.4
		11.....	15	3,825	0.2	76,200	2.5
		12～15.....	16	1,275	0.1	65,175	2.2
		16.....	17	22,075	1.1	95,575	3.2
		17.....	18	36,100	1.8	109,600	3.7
		18.....	19	40,050	2.0	121,800	4.1
		19～24.....	20	44,000	2.2	134,000	4.5
夫 婦 子 2 人	所 得 税	昭和25.....	21	989,950	49.5	1,539,950	51.3
		30.....	22	754,250	37.7	1,292,850	43.1
		40.....	23	303,370	15.2	641,245	21.4
		50.....	24	11,000	0.6	82,800	2.8
		60.....	25	—	—	42,525	1.4
		63.....	26	—	—	24,000	0.8
		平成元～4.....	27	—	—	—	—
		5.....	28	—	—	—	—
		6.....	29	—	—	—	—
		7・8.....	30	—	—	—	—
		9.....	31	—	—	—	—
		10.....	32	—	—	—	—
		11.....	33	—	—	—	—
		12～15.....	34	—	—	—	—
		16・17.....	35	—	—	—	—
		18.....	36	—	—	—	—
		19～22.....	37	—	—	—	—
		23・24.....	38	—	—	11,500	0.4
		昭和25.....	39	1,221,920	61.1	1,915,448	63.8
		30.....	40	895,919	44.8	1,531,674	51.1
		40.....	41	411,914	20.6	862,329	28.7
		50.....	42	34,800	1.7	156,600	5.2
		60.....	43	—	—	78,125	2.6
		63.....	44	—	—	47,250	1.6
		平成元.....	45	—	—	23,250	0.8
		2.....	46	—	—	8,750	0.3
		3・4.....	47	—	—	6,250	0.2
		5.....	48	—	—	6,250	0.2
		6.....	49	—	—	3,800	0.1
		7.....	50	—	—	—	—
		8.....	51	—	—	—	—
		9.....	52	—	—	—	—
		10.....	53	—	—	—	—
		11.....	54	—	—	—	—
		12～15.....	55	—	—	—	—
		16.....	56	—	—	—	—
		17.....	57	—	—	7,650	0.3
		18.....	58	—	—	8,325	0.3
		19～22.....	59	—	—	9,000	0.3
		23.....	60	—	—	20,500	0.7
		24.....	61	—	—	48,500	1.6

- (注) 1. 昭和63年分の所得税については、「昭和63年分の所得税の臨時特例に関する法律」による減税を加味している。
2. 平成6年分の所得税については、「平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
3. 平成7年分の所得税については、「平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
4. 平成8年分の所得税については、「平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定率減税を加味している。個人住民税についても、定率減税を加味している。
5. 平成10年分の所得税については、「平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法」による定額減税を加味している。個人住民税についても、定額減税を加味している。
6. 平成11年分から平成18年分までの所得税については、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」による減税を加味している。個人住民税についても、減税を加味している。
7. 平成18年分の所得税及び平成18年度分の個人住民税については、定率減税縮減後の数値である。
8. 平成19年分以降の所得税及び平成19年度分以降の個人住民税については、定率減税の廃止及び税源移譲後の数値である。
9. 平成23年分以降の所得税及び平成24年度分以降の個人住民税については、年少扶養控除の廃止後の数値である。

累 年 比 較 (給与所得者) (続)

(単位 円, %)

400 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円		番 号
税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	税 額	負 担 率	
2,623,296	65.6	3,317,296	66.3	4,722,822	67.5	6,831,823	68.3	1
2,264,019	56.6	2,972,019	59.4	4,495,907	64.2	6,796,907	68.0	2
1,421,052	35.5	1,969,785	39.4	3,178,750	45.4	5,098,750	51.0	3
462,000	11.6	691,400	13.8	1,284,800	18.4	2,431,600	24.3	4
361,150	9.0	562,850	11.3	1,102,600	15.8	2,157,900	21.6	5
281,500	7.0	427,500	8.6	888,800	12.7	1,839,700	18.4	6
250,000	6.3	396,000	7.9	804,500	11.5	1,724,750	17.2	7
230,000	5.8	376,000	7.5	784,500	11.2	1,694,750	16.9	8
212,250	5.3	353,000	7.1	761,500	10.9	1,645,250	16.5	9
169,800	4.2	282,400	5.6	609,200	8.7	1,316,200	13.2	10
166,387	4.2	266,475	5.3	596,500	8.5	1,388,500	13.9	11
164,475	4.1	262,650	5.3	586,000	8.4	1,378,000	13.8	12
193,500	4.8	309,000	6.2	656,000	9.4	1,448,000	14.5	13
111,000	2.8	226,500	4.5	573,500	8.2	1,365,500	13.7	14
158,275	4.0	252,800	5.1	539,200	7.7	1,225,600	12.3	15
143,575	3.6	229,325	4.6	465,650	6.7	1,098,200	11.0	16
173,975	4.3	259,725	5.2	523,250	7.5	1,159,000	11.6	17
188,000	4.7	286,500	5.7	552,400	7.9	1,192,000	11.9	18
209,000	5.2	318,250	6.4	612,200	8.7	1,301,000	13.0	19
230,000	5.8	350,000	7.0	672,000	9.6	1,410,000	14.1	20
2,089,950	52.2	2,639,950	52.8	3,739,950	53.4	5,389,950	53.9	21
1,883,250	47.1	2,483,250	49.7	3,772,000	53.9	5,722,000	57.2	22
1,036,040	25.9	1,454,775	29.1	2,389,250	34.1	3,889,250	38.9	23
186,600	4.7	305,600	6.1	644,400	9.2	1,368,000	13.7	24
125,100	3.1	225,400	4.5	522,450	7.5	1,169,000	11.7	25
94,000	2.4	167,000	3.3	366,000	5.2	894,000	8.9	26
57,500	1.4	130,500	2.6	296,500	4.2	821,000	8.2	27
52,500	1.3	125,500	2.5	291,500	4.2	811,000	8.1	28
42,000	1.1	100,400	2.0	233,200	3.3	648,800	6.5	29
28,050	0.7	90,100	1.8	226,100	3.2	680,000	6.8	30
33,000	0.8	106,000	2.1	266,000	3.8	730,000	7.3	31
—	—	6,000	0.1	166,000	2.4	625,000	6.3	32
10,400	0.3	68,800	1.4	196,800	2.8	552,000	5.5	33
8,800	0.2	64,800	1.3	180,000	2.6	489,600	4.9	34
39,200	1.0	95,200	1.9	210,400	3.0	550,400	5.5	35
44,100	1.1	107,100	2.1	236,700	3.4	619,200	6.2	36
24,500	0.6	59,500	1.2	165,500	2.4	590,500	5.9	37
43,500	1.1	78,500	1.6	203,500	2.9	666,500	6.7	38
2,609,448	65.2	3,303,448	66.1	4,708,975	67.3	6,817,975	68.2	39
2,228,878	55.7	2,936,878	58.7	4,457,838	63.7	6,758,838	67.6	40
1,375,852	34.4	1,919,235	38.4	3,122,850	44.6	5,042,850	50.4	41
345,600	8.6	557,800	11.2	1,115,800	15.9	2,216,800	22.2	42
215,750	5.4	394,050	7.9	890,200	12.7	1,887,100	18.9	43
163,550	4.1	305,500	6.1	689,600	9.9	1,566,300	15.7	44
115,750	2.9	260,000	5.2	592,000	8.5	1,440,250	14.4	45
101,250	2.5	231,000	4.6	563,000	8.0	1,396,750	14.0	46
98,750	2.5	208,250	4.2	538,000	7.7	1,344,250	13.4	47
93,750	2.3	203,250	4.1	533,000	7.6	1,334,250	13.3	48
73,800	1.8	161,400	3.2	424,000	6.1	1,063,800	10.6	49
57,587	1.4	150,662	3.0	414,600	5.9	1,132,500	11.3	50
55,675	1.4	148,750	3.0	404,100	5.8	1,122,000	11.2	51
65,500	1.6	175,000	3.5	464,000	6.6	1,192,000	11.9	52
—	—	32,500	0.7	321,500	4.6	1,044,500	10.4	53
37,175	0.9	126,600	2.5	363,400	5.2	972,000	9.7	54
29,625	0.7	115,375	2.3	318,550	4.6	858,600	8.6	55
60,025	1.5	145,775	2.9	348,950	5.0	919,400	9.2	56
74,050	1.9	159,800	3.2	377,000	5.4	952,400	9.5	57
82,025	2.1	177,400	3.5	418,000	6.0	1,041,200	10.4	58
90,000	2.3	195,000	3.9	459,000	6.6	1,130,000	11.3	59
109,000	2.7	214,000	4.3	497,000	7.1	1,206,000	12.1	60
144,500	3.6	249,500	5.0	530,000	7.6	1,239,000	12.4	61

(備考) 1. 昭和30年分以降は社会保険料控除を加味して計算しており、昭和60年分以降の社会保険料控除は、給与の収入金額の階級別に次のとおりの社会保険料を支払ったものとして算定した。

昭和60年分～平成11年分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
	7%	2% + 25万円	45万円
平成12年分～	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4% + 54万円	114万円

2. 平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、子2人のうち1人が中学生で、1人が大学生であるものとして計算している。

3. 税額は端数まで計算しているため、簡易税額表によって算定を行った場合と必ずしも一致しない。

4. 個人住民税負担額は年度分であり、所得割のみである（均等割を含まない）。

5. 個人住民税については、課税最低限を超える金額であっても、非課税限度額を超えなければ税額は発生しない。

14. 所得税負担額の

給与年額	区分	番号	日本			ア 連邦所得税額
			所得税額	個人住民税額	合計	
			千円 %	千円 %	千円 %	千円 %
(100万円 12,821ドル 8,130ポンド 9,434ユーロ)	単身者	1	—	—	—	24 (2.4)
	夫婦のみ	2	—	—	—	—
	夫婦子2人	3	—	—	—	—
(200万円 25,641ドル 16,260ポンド 18,868ユーロ)	単身者	4	32 (1.6)	67 (3.3)	99 (4.9)	152 (7.6)
	夫婦のみ	5	13 (0.7)	31 (1.6)	44 (2.2)	48 (2.4)
	夫婦子2人	6	—	—	—	—
(300万円 38,462ドル 24,390ポンド 28,302ユーロ)	単身者	7	62 (2.1)	127 (4.2)	189 (6.3)	302 (10.1)
	夫婦のみ	8	43 (1.4)	91 (3.0)	134 (4.5)	154 (5.1)
	夫婦子2人	9	—	9 (0.3)	9 (0.3)	89 (3.0)
(500万円 64,103ドル 40,650ポンド 47,170ユーロ)	単身者	10	161 (3.2)	261 (5.2)	421 (8.4)	750 (15.0)
	夫婦のみ	11	123 (2.5)	228 (4.6)	350 (7.0)	454 (9.1)
	夫婦子2人	12	60 (1.2)	136 (2.7)	195 (3.9)	365 (7.3)
(700万円 89,744ドル 56,911ポンド 66,038ユーロ)	単身者	13	377 (5.4)	405 (5.8)	781 (11.2)	1,250 (17.9)
	夫婦のみ	14	301 (4.3)	372 (5.3)	672 (9.6)	754 (10.8)
	夫婦子2人	15	166 (2.4)	294 (4.2)	459 (6.6)	665 (9.5)
(1,000万円 128,205ドル 81,301ポンド 89,286ユーロ)	単身者	16	869 (8.7)	651 (6.5)	1,519 (15.2)	2,042 (20.4)
	夫婦のみ	17	793 (7.9)	618 (6.2)	1,410 (14.1)	1,500 (15.0)
	夫婦子2人	18	591 (5.9)	540 (5.4)	1,130 (11.3)	1,352 (13.5)
(1,500万円 192,308ドル 121,951ポンド 141,509ユーロ)	単身者	19	2,104 (14.0)	1,106 (7.4)	3,209 (21.4)	3,349 (22.3)
	夫婦のみ	20	1,979 (13.2)	1,073 (7.2)	3,051 (20.3)	2,821 (18.8)
	夫婦子2人	21	1,645 (11.0)	995 (6.6)	2,640 (17.6)	2,655 (17.7)
(2,000万円 256,410ドル 162,602ポンド 188,679ユーロ)	単身者	22	3,671 (18.4)	1,581 (7.9)	5,252 (26.3)	4,879 (24.4)
	夫婦のみ	23	3,546 (17.7)	1,548 (7.7)	5,094 (25.5)	4,214 (21.1)
	夫婦子2人	24	3,213 (16.1)	1,470 (7.3)	4,682 (23.4)	4,022 (20.1)
(3,000万円 384,615ドル 243,902ポンド 283,019ユーロ)	単身者	25	7,316 (24.4)	2,531 (8.4)	9,847 (32.8)	7,922 (26.4)
	夫婦のみ	26	7,164 (23.9)	2,498 (8.3)	9,662 (32.2)	7,291 (24.3)
	夫婦子2人	27	6,760 (22.5)	2,420 (8.1)	9,180 (30.6)	7,099 (23.7)
(5,000万円 641,026ドル 406,504ポンド 471,698ユーロ)	単身者	28	14,916 (29.8)	4,431 (8.9)	19,347 (38.7)	14,423 (28.9)
	夫婦のみ	29	14,764 (29.5)	4,398 (8.8)	19,162 (38.3)	13,757 (27.5)
	夫婦子2人	30	14,360 (28.7)	4,320 (8.6)	18,680 (37.4)	13,553 (27.1)
(1億円 1,282,051ドル 813,008ポンド 943,396ユーロ)	単身者	31	33,916 (33.9)	9,181 (9.2)	43,097 (43.1)	30,576 (30.6)
	夫婦のみ	32	33,764 (33.8)	9,148 (9.1)	42,912 (42.9)	30,058 (30.1)
	夫婦子2人	33	33,360 (33.4)	9,070 (9.1)	42,430 (42.4)	29,854 (29.9)

- (備考) 1. 日本は社会保険料控除を適用し、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当し、1人が一般扶養親族に該当するものとして計算した場合の税額及び負担割合である。社会保険料控除については「13. 所得税負担額の累年比較(給与所得者)」備考を参照のこと。なお、平成25年から49年までは、別途復興特別所得税(所得税額の2.1%)が課される。アメリカ、イギリスでは社会保険料控除は認められない。フランスについては社会保険料控除を適用した場合の税額及び負担割合、ドイツについては社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除をした後の税額及び負担割合を示してある。
2. 子ども手当の創設とあいまって扶養控除(年少)を廃止。高校の実質無償化に伴い、16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止(平成23年分以後の所得税について適用)。
3. アメリカについては、勤労所得税額控除は一定額を超え格所得(配当、利子等)を有する者には適用されないという規定があることから、考慮していない。夫婦の場合は共同申告を想定。子2人は17才以上として計算している。また、州所得税は、ニューヨーク州を例にとっている。地方政府によっては、連邦・州とは別に個人所得税が課される場合がある。
4. イギリスの就労税額控除及び児童税額控除については、税額から控除されるものではなく、納税額とは別に、全額が給付されるものであることから、個人所得税課税負担額として、実際に納付している税額を国際比較する際には、これらを含めずに計算している。(なお、仮にこれらを含めて計算した場合、イギリスの個人所得課税の負担額は、夫婦子2人の場合、各々0円(給与収入100万円)、0円(同200万円)、54千円(同300万円)

国際比較（給与所得者）

メ リ カ		イ ギ リ ス		ド イ ツ		フ ラ ンス		番 号
州 所得税額	合 計	所 得 税 額		個人所得課税額		所 得 税 額	個人所得課税額	
千円 %	千円 %	千円 %		千円 %		千円 %	千円 %	
17(1.7)	41 (4.1)	16 (1.6)		—		—	79 (7.9)	1
—	—	16 (1.6)		—		—	79 (7.9)	2
—	—	16 (1.6)		—		—	79 (7.9)	3
67(3.4)	219(11.0)	216(10.8)		159 (8.0)		4 (0.2)	161 (8.1)	4
33(1.7)	81 (4.1)	216(10.8)		—		—	157 (7.9)	5
27(1.3)	27 (1.3)	216(10.8)		—		—	157 (7.9)	6
131(4.4)	433(14.4)	416(13.9)		428(14.3)		165 (5.5)	401(13.4)	7
77(2.6)	231 (7.7)	416(13.9)		125 (4.2)		21 (0.7)	257 (8.6)	8
69(2.3)	158 (5.3)	416(13.9)		125 (4.2)		—	236 (7.9)	9
260(5.2)	1,010(20.2)	816(16.3)		1,090(21.8)		512(10.2)	905(18.1)	10
198(4.0)	652(13.0)	816(16.3)		630(12.6)		230 (4.6)	623(12.5)	11
188(3.8)	553(11.1)	816(16.3)		600(12.0)		98 (2.0)	491 (9.8)	12
390(5.6)	1,640(23.4)	1,571(22.4)		1,904(27.2)		960(13.7)	1,510(21.6)	13
327(4.7)	1,081(15.4)	1,571(22.4)		1,218(17.4)		439 (6.3)	989(14.1)	14
317(4.5)	982(14.0)	1,571(22.4)		1,194(17.1)		297 (4.2)	847(12.1)	15
590(5.9)	2,631(26.3)	2,771(27.7)		3,231(32.3)		1,630(16.3)	2,416(24.2)	16
520(5.2)	2,021(20.2)	2,771(27.7)		2,308(23.1)		1,040(10.4)	1,826(18.3)	17
510(5.1)	1,862(18.6)	2,771(27.7)		2,210(22.1)		610 (6.1)	1,396(14.0)	18
922(6.1)	4,271(28.5)	5,139(34.3)		5,446(36.3)		3,260(21.7)	4,439(29.6)	19
847(5.6)	3,668(24.5)	5,139(34.3)		4,479(29.9)		2,241(14.9)	3,420(22.8)	20
836(5.6)	3,491(23.3)	5,139(34.3)		4,289(28.6)		1,746(11.6)	2,925(19.5)	21
1,262(6.3)	6,141(30.7)	7,294(36.5)		7,662(38.3)		5,090(25.5)	6,602(33.3)	22
1,179(5.9)	5,393(27.0)	7,294(36.5)		6,694(33.5)		3,674(18.4)	5,246(26.2)	23
1,162(5.8)	5,184(25.9)	7,294(36.5)		6,504(32.5)		3,179(15.9)	4,751(23.8)	24
1,940(6.5)	9,862(32.9)	12,294(41.0)		12,181(40.6)		8,950(29.8)	11,308(37.7)	25
1,855(6.2)	9,146(30.5)	12,294(41.0)		11,125(37.1)		7,534(25.1)	9,892(33.0)	26
1,845(6.1)	8,943(29.8)	12,294(41.0)		10,935(36.5)		7,039(23.5)	9,396(31.3)	27
3,317(6.6)	17,740(35.5)	22,294(44.6)		21,676(43.4)		16,669(33.3)	20,599(41.2)	28
3,225(6.5)	16,982(34.0)	22,294(44.6)		19,987(40.0)		15,253(30.5)	19,183(38.4)	29
3,215(6.4)	16,767(33.5)	22,294(44.6)		19,797(39.6)		14,758(29.5)	18,688(37.4)	30
7,164(7.2)	37,740(37.7)	47,294(47.3)		45,413(45.4)		35,968(36.0)	43,828(43.8)	31
6,650(6.7)	36,708(36.7)	47,294(47.3)		43,601(43.6)		34,552(34.6)	42,412(42.4)	32
6,640(6.6)	36,494(36.5)	47,294(47.3)		43,363(43.4)		34,057(34.1)	41,917(41.9)	33

円）、782千円（同500万円）、1,571千円（同700万円）、2,771千円（同1,000万円）、5,139千円（同1,500万円）、7,294千円（同2,000万円）、12,294千円（同3,000万円）、22,294千円（同5,000万円）、47,294千円（同1億円）、給与収入500万円までは、夫婦のみの場合、各々0円、139千円、416千円、816千円、単身の場合、0円、216千円、416千円、816千円で、それ以上の場合は夫婦子2人の場合と同額となる。1,310千円、2,510千円、4,510千円、6,510千円、10,510千円、18,510千円、38,510千円、となる。）

5. ドイツの個人所得課税額は、所得税に連帯付加税（所得税額の5.5%）を加えた額。フランスの個人所得課税額は、一般社会税額等を加えた額。フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税（C S G）等が定率で課されており、ここでは一般社会税等の額を機械的に算出した上で所得税額に加えている。

6. 平成24年1月現在の税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル＝78円、1ポンド＝123円、1ユーロ＝106円（基準外外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成23年11月中における実勢相場の平均値）。

15. 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

（付 個 人 住 民 税 課 税 最 低 限）

区 分	所得税（初年分）				所得税（平年分）				（付）個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫婦 子1人	夫婦 子2人	単身者	夫婦のみ	夫婦 子1人	夫婦 子2人	単身者	夫婦のみ	夫婦 子1人	夫婦 子2人
	円	円	円	円								
昭和 9～11年…	1,500	1,500	1,625	1,750								
16……………	720	920	1,120	1,320								
25……………	千円 29	千円 43	千円 57	千円 71					前年の所得税（初年分）と同じ			
30……………	93	143	174	205	千円 100	千円 150	千円 181	千円 212				
35……………	118	210	250	289	118	210	250	289				
40……………	196	351	413	474	202	360	425	491	千円 136	千円 228	千円 268	千円 307
45……………	344	580	728	880	347	587	741	900	281	427	534	640
48……………	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	353	552	706	865
49……………	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	403	643	829	1,016
50……………	800	1,073	1,418	1,830					661	860	1,039	1,218
55……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
56……………	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
57・58………	831	1,136	1,569	2,015					(770)	(1,040)	(1,350)	(1,757)
59……………	967	1,322	1,833	2,357					757	989	1,221	1,584
60……………	967	1,322	1,833	2,357					(770)	(1,130)	(1,500)	(1,885)
平成元……………	1,075	1,928	2,484	3,198					817	1,096	1,471	1,888
2……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(790)	(1,170)	(1,585)	(2,000)
3……………	1,075	1,928	2,484	3,198	所得税（初年分）と同じ				892	1,172	1,471	1,912
4……………	1,075	1,928	2,484	3,198					(860)	(1,240)	(1,600)	(2,021)
5……………	1,075	1,928	2,484	3,277					913	1,365	1,817	2,261
6……………	1,075	1,928	2,484	3,277					(890)	(1,300)	(1,735)	(2,192)
7……………	1,107	2,095	2,698	3,539					1,021	1,690	2,166	2,722
8・9 ……	1,107	2,095	2,698	3,539					(990)	(1,420)	(1,821)	(2,307)
10……………	1,107	2,095	2,698	3,616					1,032	1,738	2,230	2,801
11……………	1,107	2,095	2,857	3,821					(990)	(1,480)	(1,907)	(2,392)
12・13………	1,144	2,200	2,833	3,842					1,032	1,738	2,230	2,801
14・15………	1,144	2,200	2,833	3,842					(990)	(1,520)	(1,964)	(2,450)
16……………	1,144	1,566	2,200	3,250					1,032	1,738	2,230	2,801
17……………	1,144	1,566	2,200	3,250					(990)	(1,580)	(2,050)	(2,535)
18～22………	1,144	1,566	2,200	3,250					1,032	1,738	2,230	2,849
23……………	1,144	1,566	1,566	2,616					(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
24……………	1,144	1,566	1,566	2,616					1,053	1,833	2,357	3,007
									(990)	(1,633)	(2,121)	(2,607)
									1,053	1,857	2,380	3,031
									(990)	(1,633)	(2,142)	(2,628)
									1,053	1,857	2,380	3,031
									(1,000)	(1,666)	(2,185)	(2,685)
									1,053	1,857	2,380	3,063
									(1,000)	(1,683)	(2,200)	(2,700)
									1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
									1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,766)	(2,271)	(2,771)
									1,088	1,950	2,500	3,250
									(1,000)	(1,750)	(2,257)	(2,757)
									1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
									1,088	1,455	1,950	2,700
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)
									1,088	1,455	1,455	2,150
									(1,000)	(1,700)	(2,214)	(2,714)

- （備考）1. 昭和9～11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算した。
昭和40年については、夫婦子1人、子2人の子供は13歳未満として計算した。
昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。
昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。
平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦子1人の子供は中学生として計算し、夫婦子2人の子供は1人を中学生とし、1人を大学生であるものとして計算した。
2. 昭和40～49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されていた。
3. 社会保険料控除については、「13. 所得税負担額の累年比較（給与所得者）」の備考を参照のこと。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。
4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年からの（ ）書は非課税限度額である。昭和59年度は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を適用した後のものである。

16. 所得税課税最低限の国際比較（給与所得者）

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
単 身 者	千円 1,144 〔課税最低限〕	ドル 9,750 (761千円) (9,750) (761千円)	ポンド 11,209 (1,379千円) (7,475) (919千円)	ユーロ 10,862 (1,151千円) (10,862) (1,151千円)	ユーロ 18,733 (1,986千円) (18,733) (1,986千円)
夫 婦 の み	1,566 〔課税最低限〕	19,500 (1,521千円) (19,500) (1,521千円)	14,405 (1,772千円) (7,475) (919千円)	20,524 (2,176千円) (20,524) (2,176千円)	24,963 (2,646千円) (24,963) (2,646千円)
夫 婦 子 1 人	4,964 〔課税最低限〕	33,300 (2,597千円) (33,300) (2,597千円)	21,218 (2,610千円) (7,475) (919千円)	33,126 (3,511千円) (20,524) (2,176千円)	29,634 (3,141千円) (29,634) (3,141千円)
夫 婦 子 2 人	5,864 〔課税最低限〕	37,100 (2,894千円) (37,100) (2,894千円)	26,549 (3,265千円) (7,475) (919千円)	42,364 (4,491千円) (20,524) (2,176千円)	57,695 (6,116千円) (32,741) (3,471千円)
(参考) 1人当たり国民所得	2,686千円	36,679 (2,861千円)	17,796 (2,189千円)	21,888 (2,320千円)	22,395 (2,374千円)

(備考) 1. 給与所得者の所得税の納税額が発生する最低の給与収入水準（「所得税の課税最低限」）及びこれに一般的な給付措置を加味した際に、税額が給付額と等しくなる（実質的に負担額が生じ始める）給与収入水準を算出。所得税額及び給付金額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や所得を前提として一般的に適用される控除や給付等を考慮している。

2. 比較のため、モデルケースとして夫婦子1人の場合にはその子を13歳として、夫婦子2人の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。

3. 日本及びフランスは社会保険料控除が適用される。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められない。またドイツについては、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用している。

4. 1人当たり国民所得については、第2表参照。

5. 平成24年1月現在の税法等に基づいている。邦貨換算レートは、1ドル＝78円、1ポンド＝123円、1ユーロ＝106円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成23年11月中における実勢相場の平均値）。

17. 給与所得者数、納税者数の累年比較

(単位 千人, %)

区 分	給 与 所 得 者			納 税 者			納 税 者 割 合		
	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計	1年勤続	1年未満勤続	計
平成13年度……………	45,097	7,861	52,957	38,820	3,970	42,790	86.1	50.5	80.8
14……………	44,724	7,888	52,612	38,079	4,099	42,178	85.1	52.0	80.2
15……………	44,661	7,880	52,541	37,667	4,044	41,711	84.3	51.3	79.4
16……………	44,530	7,937	52,467	38,078	3,991	42,068	85.5	50.3	80.2
17……………	44,936	7,913	52,849	38,525	4,030	42,555	85.7	50.9	80.5
18……………	44,845	8,184	53,029	38,288	4,382	42,670	85.4	53.5	80.5
19……………	45,425	7,902	53,326	38,806	4,107	42,913	85.4	52.0	80.5
20……………	45,873	8,877	54,750	38,365	4,502	42,867	83.6	50.7	78.3
21……………	45,056	8,757	53,814	36,829	4,122	40,951	81.7	47.1	76.1
22……………	45,520	8,755	54,275	37,547	4,160	41,707	82.5	47.5	76.8

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

18. 給与所得者数、給与額、税額の累年比較

(1年を通じて勤務した給与所得者)

区 分	給 与 所得者数	給 料 ・ 手 当		賞 与		給 与 総 額		税 額	
		総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均	総 額	平 均
平成13年度……………	千人	億円	千円	億円	千円	億円	千円	億円	千円
14……………	45,097	1,697,950	3,765	349,452	775	2,047,402	4,540	88,940	197
15……………	44,724	1,678,258	3,752	324,332	725	2,002,590	4,478	85,539	191
16……………	44,661	1,669,383	3,738	313,256	701	1,982,639	4,439	84,649	190
17……………	44,530	1,648,004	3,701	306,107	687	1,954,110	4,388	87,988	198
18……………	44,936	1,659,915	3,694	302,864	674	1,962,779	4,368	89,630	199
19……………	44,845	1,648,714	3,676	301,439	672	1,950,153	4,349	98,925	221
20……………	45,425	1,673,771	3,685	312,125	687	1,985,896	4,372	87,575	193
21……………	45,873	1,674,259	3,650	296,412	646	1,970,670	4,296	85,551	186
22……………	45,056	1,575,817	3,497	252,928	561	1,828,745	4,059	71,240	158
22……………	男27,286	1,182,741	4,335	201,717	739	1,384,458	5,074		
	女18,233	428,232	2,349	62,765	344	490,998	2,693		
	計45,520	1,610,973	3,539	264,482	581	1,875,455	4,120	72,473	159

(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」による。

19. 所 得 税 の 控 除

区 分	平 成 16 年	17	18	19
給 与 所 得 控 除	180万円までの金額40% 360万円までの金額30% 660万円までの金額20% 1,000万円までの金額10% 1,000万円を超える金額5% 最低控除額650,000円	同 左	同 左	同 左
給 与 所 得 者 の 特 定 支 出 控 除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告により、その超える部分を控除することができる。	同 左	同 左	同 左
専 (青 色 事 業 専 従 者 給 与 特 別 控 除)	青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、労務の提供の程度等からみて労務の対価として相当であると認められる金額 白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 (最高限度 事業所得等の金額 1 + 事業専従者の数) 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 55万円 ② 簡易な簿記の方法により記録している者で貸借対照表を併せて添付した者（平成17年分まで） 45万円 ③①、②以外の青色申告者 10万円 (注) (16年度改正) 簡易な簿記の方法により記録している者に係る経過措置を廃止（平成16年分まで適用）	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左) 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 65万円 ②①以外の青色申告者 10万円	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左) 青色申告特別控除 同 左	青色事業専従者給与 同 左 白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左) 青色申告特別控除 同 左
公 的 年 金 等 控 除	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 1,000,000円 (65歳未満の者 500,000円) 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 1,400,000円 (65歳未満の者 700,000円)	定額控除と定率控除の合計額 定額控除 500,000円 定率控除 定額控除後の年金収入に対し、 360万円までの金額 25% 720万円までの金額 15% 720万円を超える金額 5% 最低控除額 700,000円 (65歳未満の者 1,200,000円)	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移

20	21	22	23	24
同 左	同 左	同 左	同 左	(注) (24年度改正) 180万円までの金額40% 360万円までの金額30% 660万円までの金額20% 1,000万円までの金額10% 1,500万円までの金額5% 1,500万円超の場合 245万円(一定) 最低控除額 65万円 (平成25年分から適用)
同 左	同 左	同 左	同 左	同左 (注) (24年度改正) 特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費及び勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)を追加。 また、適用判定の基準を、給与所得控除額の2分の1とする。 (平成25年分から適用)
青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左	青色事業専従者給与 同 左
白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)	白色事業専従者控除 同 左 配偶者の場合 同 左 (同 左)
青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左	青色申告特別控除 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平成 16 年	17	18	19
所得控除	基礎控除	380,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 730,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 830,000円 (控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であること)	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	最高 380,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 配偶者の所得 控除額 38～40万円未満 38万円 40～45 “ 36 “ 45～50 “ 31 “ 50～55 “ 26 “ 55～60 “ 21 “ 60～65 “ 16 “ 65～70 “ 11 “ 70～75 “ 6 “ 75～76 “ 3 “ 76万円以上 0 “	同 左	同 左	同 左
	扶養控除	扶養控除 380,000円 うち、特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 同居している特別障害者である扶養親族 730,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 980,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 830,000円 同居している特別障害者である同居老親等 930,000円 (扶養親族の所得要件 控除対象配偶者の場合と同様)	同 左	同 左	同 左
	障害者、勤労者、学生、寡婦(寡夫)控除	控除額 270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 400,000円 老年者控除は、 500,000円 (注) (16年度改正) 老年者控除は、平成16年分をもって廃止	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (平成23年分から適用)	380,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 480,000円 (控除対象配偶者の所得要件合計所得金額が38万円以下であること)	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左 (注) (22年度改正) 1. 年少扶養控除及び年齢16～18歳の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分を廃止。 (平成23年分から適用) 2. 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (平成23年分から適用)	控除対象扶養親族(年齢16歳以上) 380,000円 うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) 630,000円 うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) 480,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 580,000円 (扶養親族の所得要件、控除対象配偶者の場合と同様)	同 左
控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左 (注) (22年度改正) 扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者加算の特例措置に代え、同居特別障害者に対する障害者控除(75万円)を創設。 (平成23年分から適用)	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、750,000円	控除額 同 左 障害者のうち、特別障害者に該当する場合は、同 左 扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合は、同 左

19. 所得税の控除

区 分		平成 16 年	17	18	19
所得 控除 (続)	障害者、 老年者、 寡婦(寡夫) 及び勤労学生控除(続)	寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 350,000円 (所得要件等) (1) 障害者 所得要件なし (2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の者 (3) 寡婦(寡夫) ④ 寡婦…扶養親族を有する寡婦か、扶養親族を有しない未亡人で合計所得金額が500万円以下の者 (老年者に該当する者を除く。) (注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合は、8万円の特別加算 ⑤ 寡夫…扶養親族である子を有する寡夫で合計所得金額が500万円以下の者 (老年者に該当する者を除く。) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同 左 (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦(寡夫) ④ 寡婦…扶養親族を有する寡婦か、扶養親族を有しない未亡人で合計所得金額が500万円以下の者 (注) 扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合は、8万円の特別加算 ⑤ 寡夫…扶養親族である子を有する寡夫で合計所得金額が500万円以下の者 (3) 勤労学生 同 左	寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同 左 (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦(寡夫) 同 左 (3) 勤労学生 同 左	寡婦のうちの特別加算に該当する場合は、 同 左 (所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦(寡夫) 同 左 (3) 勤労学生 同 左
	その他の所得控除(続)	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額 (2) 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超える部分の金額(最高200万円) (3) 生命保険料控除 ④ 一般の生命保険料 支払保険料のうち、25,000円まで全額、25,000円を超え50,000円まで2分の1、50,000円を超え100,000円まで4分の1(最高50,000円)	(1) 雑損控除 同 左 (2) 医療費控除 同 左 (3) 生命保険料控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左 (2) 医療費控除 同 左 (3) 生命保険料控除 同 左	(1) 雑損控除 同 左 (2) 医療費控除 同 左 (3) 生命保険料控除 同 左

区 分		平成 16 年	17	18	19
所得 の 所 得 控 除 (続)	その 他 の 所 得 控 除 (続)	㊥ 個人年金保険料 支払保険料のうち、 25,000円まで全額、 25,000円を超え50,000 円まで2分の1、 50,000円を超え 100,000円まで4分の 1 (最高50,000円)			
		(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について 支払った損害保険料、傷 害保険料等 ① 長期契約のみの場合 10,000円まで全額、 10,000円を超え20,000 円まで2分の1 (最高 15,000円) ㊥ 短期契約のみの場合 2,000円まで全額、 2,000円を超え4,000円 まで2分の1 (最高 3,000円) ㊦ 長期契約と短期契約 とがある場合 ① + ㊥ (最高15,000円)	(4) 損害保険料控除 同 左	(4) 損害保険料控除 同 左	(4) 損害保険料控除 家屋又は家財について 支払った地震保険料等 (最高50,000円) (注) 平成18年末までに締 結した一定の長期損害 保険契約については従 前どおりの控除額が適 用。(地震保険料控除 と合わせて最高50,000 円)
		(5) 社会保険料控除 支払額の全額	(5) 社会保険料控除 (注) (17年度改正) 国民年金保険料の納付証 明書の添付等の義務付け	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
		(6) 小規模企業共済等掛金 控除 次の掛金の支払額の全額 ① 小規模企業共済契約 に係る掛金 ㊥ 確定拠出年金の個人 型年金加入者掛金 ㊦ 心身障害者扶養共済 制度の掛金	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左	(6) 小規模企業共済等掛金 控除 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
				(イ) 一般生命保険料 支払保険料のうち、20,000円まで 全額、20,000円を 超え40,000円まで 2分の1、40,000 円を超え80,000円 まで4分の1（最 高40,000円） (ロ) 介護医療保険料 支払保険料のうち、20,000円まで 全額、20,000円を 超え40,000円まで 2分の1、40,000 円を超え80,000円 まで4分の1（最 高40,000円） (ハ) 個人年金保険料 支払保険料のうち、20,000円まで 全額、20,000円を 超え40,000円まで 2分の1、40,000 円を超え80,000円 まで4分の1（最 高40,000円） (ニ) 平成23年12月31 日以前に締結した 保険契約等（旧契 約） 従前通り左の控 除額が適用 （22年度改正において措置）
(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左	(4) 地震保険料控除 同 左
(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左	(5) 社会保険料控除 同 左
(6) 小規模企業共済等 掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等 掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等 掛金控除 （注）（22年度改正） ① 小規模企業共済等 掛金の範囲に、個人 事業の共同経営者が 支払った掛金を追加。	(6) 小規模企業共済等 掛金控除 同 左	(6) 小規模企業共済等 掛金控除 同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分	平 成 16 年	17	18	19
所 得 の 所 得 控 除 (続)	(7) 寄附金控除 ① 国又は地方公共団体に対する寄附金 ② 指定寄附金 ③ 特定公益増進法人に対する寄附金 ④ 認定NPO法人に対する寄附金 ⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)について、寄附金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。	(7) 寄附金控除 ①～⑤(同左) について、寄附金の額(所得金額の30%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額を所得控除する。	(7) 寄附金控除 ①～⑤(同左) について、寄附金の額(所得金額の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を所得控除する。	(7) 寄附金控除 ①～⑤(同左) ⑥ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金について、寄附金の額(所得金額の40%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を所得控除する。
税 額 の 所 得 控 除	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5% ② 証券投資信託の収益の分配については5%〔課税総所得金額が1,000万円を超えときは、その超える部分については2.5%〕〔所法〕 ただし、公募証券投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。 〔措法〕	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
(7) 寄附金控除 ①～⑥ (同左) (注) (20年度改正) ① 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、特定地域雇用等促進法人が特定公益増進法人となるため、①に含まれる ② 公益社団法人と公益財団法人については、全て特定公益増進法人として取扱うこととされ、これらに対する寄附金は①の対象となる ③ 一定の特定新規中小企業者に投資した場合、投資額について、1,000万円を限度として、寄附金控除が適用される。	(7) 寄附金控除 同 左	② 小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金が拠出する企業型年金加入者掛金 (いわゆるマッチング拠出) を追加。 ※②については平成24年から適用 (7) 寄附金控除 (注) (22年度改正) ①～⑥ (同左) について、寄附金の額 (所得金額の40%を限度) のうち、2千円を超える部分の金額を所得控除する。	(7) 寄附金控除 同 左 (注) (23年度改正) 認定 NPO 法人並びに一定の要件を満たす公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人に対する寄附について、新たに税額控除制度を導入し、現行の所得控除度との選択制とする。(平成23年分から適用)	(7) 寄附金控除 同 左
同 左 (注) (20年度改正) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除の対象とならない。〔措法〕 ※平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について適用	同 左	同 左	同 左	同 左

19. 所得税の控除

区 分	平成 16 年	17	18	19
税	外国税額控除 外国所得税（通常行われる取引と認められない一定の取引に係る外国所得税を除く。）を課せられた年分の所得税額のうち国外源泉所得に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除余裕枠は当年の控除枠に加え、過去3年以内の控除未済額は当年で控除できる。	同 左 （注）（17年度改正） 外国所得税が減額された場合の調整措置を創設。	同 左	同 左
額 控 除（続）	（制度の基本的内容） 新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。 ① 平成16年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 5,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 1% ② 平成17年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 4,000万円以下の部分 ・ 1年目から8年目まで 1% ・ 9年目及び10年目まで 0.5% ③ 平成18年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 3,000万円以下の部分 ・ 1年目から7年目まで 1% ・ 8年目から10年目まで 0.5% ④ 平成19年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 2,500万円以下の部分 ・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目まで 0.5% ⑤ 平成20年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 2,000万円以下の部分 ・ 1年目から6年目まで 1% ・ 7年目から10年目まで 0.5%	（制度の基本的内容は左に同じ） （注）（17年度改正） 適用対象となる既存住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の既存住宅を追加	（制度の基本的内容は左に同じ）	（制度の基本的内容は左に同じ） （注）（19年度改正） ① 平成19年又は平成20年に居住の用に供した場合について、控除額の特例を創設。ただし、左の制度との選択適用とし、控除額は次のとおり。 ① 平成19年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 2,500万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 0.6% ・ 11年目から15年目まで 0.4% ② 平成20年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 2,000万円以下の部分 ・ 1年目から10年目まで 0.6% ・ 11年目から15年目まで 0.4% ③ バリアフリー改修工事等に係る控除額の特例を創設 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①又は下記③との選択適用とする。（平成19年4月1日から20年12月31日居住分）

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
同 左	同 左 (注) (21年度改正) 外国税額控除の適用を受けた外国所得税が減額された場合の調整を、その適用を受けた年の翌年以後7年内の減額に限る。	同 左	同 左 (注) (23年度改正) ・複数の税率の中から納税者と税務当局等との合意により税率が決定される税について、最も低い税率を上回る部分を外国税額控除の適用の対象となる外国所得税から除外。 ・控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等に課税権を認めた所得で当該条約相手国等において外国所得税を課されるものは、国外所得に該当。	同 左
(制度の基本的内容は左に同じ) (注) (20年度改正) ① 省エネ改修工事に係る控除額の特例の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、左記①又は下記②の制度との選択適用とする。 (平成20年4月1日から同年12月31日居住分) ④ 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高……2% ㊥ ④以外の住宅ローン等の残高……1% ※ 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるものをいう。	(21年度改正) (適用期限の延長・制度の見直し) 新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 ①一般の住宅 ④ 平成21・22年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊥ 平成23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊦ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊧ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%	(制度の基本的内容は左に同じ)	新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその居住に係る借入金残高等を対象として次により算出した額を10年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。 ①一般の住宅 ④ 平成21・22年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊥ 平成23年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊦ 平成24年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊧ 平成25年居住分 (年末の住宅ローン等の残高) 2,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1%	(制度の基本的内容は左に同じ) ①同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 額 控 除 (続)	住 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除 (続)				① 一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費用から補助金等を控除した金額 (200万円を限度) に相当する住宅ローン等の残高…… 2 % ② ①以外の住宅ローン等の残高…… 1 % ③ 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定のバリアフリー改修工事を追加

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
② 対象となる増改築等の範囲に、大規模の修繕又は模様替等に至らない一定の省エネ改修工事を追加（平成20年4月1日から同年12月31日居住分）	② 認定長期優良住宅 ① 平成21～23年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1.2% ㊦ 平成24年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊧ 平成25年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% （注）上記①②について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる。 ① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ㊦ 住宅ローン控除前の所得税額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ③ バリアフリー改修及び省エネ改修工事に係る控除額の特例の適用期限を平成25年12月31日まで5年延長		② 認定長期優良住宅 ① 平成21～23年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 5,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1.2% ㊦ 平成24年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊧ 平成25年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% （注）上記①②について、所得税から控除しきれない場合には、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除することができる。 ① 住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ㊦ 住宅ローン控除前の所得税額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ③ バリアフリー改修工事に係る控除額の特例を創設一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事等を行い、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間（年間所得3,000万円以下の年に限る。）にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①との選択適用とする。 （平成19年4月1日から25年12月31日居住分）	② 同 左 （注）（24年度改正） 認定低炭素住宅 ① 平成24年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 4,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ㊦ 平成25年居住分 （年末の住宅ローン等の残高） 3,000万円以下の部分 ・1年目から10年目まで1% ③ 同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 額 控 除 (続)	住 宅 借 入 金 等 に 係 る 税 額 控 除 (続)				
	政 治 献 金 税 額 控 除	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体（「政党等」という）に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の25%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の30%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。（平成17年分から適用）	同 左	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金（特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度）については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。（平成19年分から適用）

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
			① 一定のバリアフリー改修工事にかかる工事費用から補助金等を控除した金額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高……2% ㊦ ①以外の住宅ローン等の残高……1% ④ 省エネ改修工事に係る控除額の特例の創設 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事等を行い、6ヵ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事等に係る借入金残高の1,000万円以下の部分を対象として次により算出した額の合計額を5年間(年間所得3,000万円以下の年に限る。)にわたり所得税額から控除する。ただし、この特例は、上記①の制度との選択適用とする。(平成20年4月1日から25年12月31日居住分) ① 特定の省エネ改修工事に係る工事費用の額(200万円を限度)に相当する住宅ローン等の残高……2% ㊦ ①以外の住宅ローン等の残高……1% ※ 特定の省エネ改修工事とは、省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相対に上がるものをいう。	④ 同 左
同 左	同 左 (21年度改正) 適用期限を平成26年12月31日まで5年延長	個人の行う政治団体等に対する献金のうち、政党等に対する献金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 (平成22年分から適用)	同 左	同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 額 控 除 (統)	政治献金税額控除(統)	[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する献金の合計額 - 1万円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。 (適用期限の延長) 5年	[控除額の計算] 同 左	[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党に対する献金の合計額 - 5千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。(平成18年分から適用)	[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党に対する献金の合計額 - 5千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。
	認定NPO法人等に寄附をした場合の税額控除				
	耐震改修税額控除			地方公共団体の作成した一定の計画区域内において、昭和56年以前に建築された住宅の一定の耐震改修をした場合、耐震改修費用の10%相当額(最高20万円)を所得税額から控除する。 (平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間適用)	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
		[控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した政党に対する献金の合計額 - 2千円) × 30% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額を限度とする。		
			(注) (23年度改正) 個人が支出した認定特定非営利活動法人並びに一定の公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額限度とする。 (平成23年分から適用)	個人が支出した認定特定非営利活動法人等並びに一定の公益社団・財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人(以下「認定NPO法人等」という。)に対する寄附金(特定寄附金と合わせて所得金額の40%を限度)については、寄附金控除に代えて、税額控除を選択することができる。 [控除額の計算] 税額控除額 = (その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 40% 税額控除額は、納税者の納付する所得税額の25%相当額限度とする。
同 左	同 左 ※ (21年度改正) 次の措置を講じた上、適用期限を平成25年12月31日まで5年延長 ① 耐震改修計画について、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるとともに、補助金の下限要件を撤廃 ② 税額控除額を、実際の工事費用の額と標準的な工事費用相当額(200万円を限度)のいずれか少ない金額の10%相当額とする。	同 左	同 左 (注) (23年度改正) 適用対象となる地域の要件を廃止するとともに、税額控除額の計算の基礎となる耐震改修費用の額について、補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額とする。	同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 額 控 除 (続)	特 定 の 改 修 工 事 を し た 場 合 の 税 額 控 除				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
	(21年度改正により創設) (1) バリアフリー改修税額控除 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。(平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分) (2) 省エネ改修税額控除 居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事省エネ改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のその省エネ改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(200万円(太陽光発電装置を設置する場合は、300万円)を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。(平成21年4月1日から平成22年12月31日居住分)	(1) 同 左 (2) 同 左	(1) 同 左 (注)(23年度改正) 税額控除額の上限額について、平成23年分は20万円、平成24年分は15万円とした上、その適用期限を2年延長。 (2) 同 左 (注)(23年度改正) 税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額とした上、その適用期限を2年延長。	(1) バリアフリー改修税額控除 一定の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行い、6ヶ月以内に居住の用に供した場合のそのバリアフリー改修工事に係る費用と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額(150万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。ただし、住宅借入金等に係る税額控除の①及び③との選択適用とする。 (2) 同 左

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 額 控 除 (統)	認等 定を 長し 期た 優場 良合 住の 宅税 の額 新控 築除				
	電子 申告 に係 る所 得税 額の 特別 電子 控除				電子申告により平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に5,000円（その年の所得税額を限度）を所得税額から控除する。
そ の 他 の 控 除 等	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額（最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算）を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左
	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、5分5乗により分離課税	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
	(21年度改正) 居住者が、認定長期優良住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日(平成21年6月4日)から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(新築等の日から6ヶ月以内に限る)には、その認定長期優良住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額(1,000万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除(翌年繰越可)する(年間所得3,000万円以下の年に限る)。	同 左	同 左	同 左 (注)(24年度改正) 税額控除額の上限額を50万円に引き下げた上で、適用期限を2年延長。
同 左	※(21年度改正) 制度の基本的仕組みは左に同じ。 (適用期限を平成22年分まで2年延長)	同 左	電子申告により所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に4,000円(その年の所得税額を限度)を所得税額から控除する。 (注)(23年度改正) 税額控除額を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長。	電子申告により所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日までに提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書とを送信した場合に3,000円(その年の所得税額を限度)を所得税額から控除する。
(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左	(1) 退職所得 同 左 (注)(24年度改正) 退職手当等の支払者の役員等(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限る。)が支払を受ける特定役員退職手当等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。 (平成25年分から適用)
(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左	(2) 山林所得 同 左 (注)(24年度改正) 以下の見直しの 上、森林計画特別控除の適用期限を3年延長。 ・特例の対象者を森林法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とする。 ・3,000万円を超える部分の控除率を10%(改正前:一律20%)に引下げ。

19. 所 得 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
そ の 他 の 控 除 等	特 別 控 除	(3) 譲渡所得 ① 総合課税 譲渡益から50万円を 控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 ② ただし、土地・建物等に係る譲渡のうち一定のものについては、譲渡益から特別控除額(5,000万円特別控除等)を控除して課税する。 (注) (16年度改正) 土地・建物等に係る100万円特別控除の廃止	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左 ② 同 左
		(4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額から50万円を控除し、その残額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
税 一 般 の 税 率 率		330万円以下の金額 10% 330万円を超える金額 20% 900 “ 30% 1,800 “ 37% (注) 平成11年から定率減税(20%, 25万円限度)及び最高税率の特例が実施されている。	同 左	同 左 (注) 平成18年分の所得税については、定率減税を2分の1に縮減(10%, 12万5千円限度)	195万円以下の金額 5% 195万円を超える金額 10% 330 “ 20% 695 “ 23% 900 “ 33% 1,800 “ 40% (注) 平成19年分以後の所得税については、定率減税は廃止

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左	(3) 譲渡所得 ① 同 左
② 同 左	② 同 左 (注) (21年度改正) 平成21年及び22年 に取得した土地等の 長期譲渡所得に係る 1,000万円特別控除 制度の創設	② 同 左	② 同 左	② 同 左
(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左	(4) 一時所得 同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (参考)復興特別所得税 ・ 所得税額に対して 2.1%の時限的な付 加税を創設 ・ 平成25年1月から 平成49年12月までの 措置 ・ 納税義務者・源泉 徴収義務者は所得税 の納税義務者・源泉 徴収義務者と同じ (税制抜本改革(案)) 現行の所得税の税率 構造に加えて、課税所 得5,000万円超につい て45%の税率を設ける。 (平成27年分から適用)

19. (付表) 個人住民税の控

区 分		平成 16 年	17	18	19
所得控除	基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者控除	330,000円 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円 同居している特別障害者である控除対象配偶者 560,000円 同居している特別障害者である老人控除対象配偶者 610,000円	同 左	同 左	同 左
	配偶者特別控除	最高 330,000円 合計所得金額1,000万円以下の者について適用する。配偶者に所得がある場合の控除額の調整 配偶者に所得がある場合には、次により調整を行う。 ① 控除対象配偶者の場合 所得金額が10万円未満 330,000円 所得金額が10万円以上 28万円からその控除対象配偶者の所得金額のうち10万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 ② 控除対象配偶者以外の配偶者の場合 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上 50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上 75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上 76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円	最高 330,000円 合計所得1,000万円以下の者について適用する。控除対象配偶者以外の配偶者の所得金額に応じて以下のように控除額を調整 所得金額が45万円未満 330,000円 所得金額が45万円以上 50万円未満 310,000円 所得金額が50万円以上 75万円未満 26万円からその配偶者の所得金額のうち50万円を超える部分の金額（5万円の整数倍の金額とし、5万円未満の端数は切り捨てる。）を減額 所得金額が75万円以上 76万円未満 30,000円 所得金額が76万円以上 0円 (注) (15年度改正) 控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される部分を廃止	同 左	同 左
	扶養控除	扶養控除 330,000円 うち、特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満） 450,000円 うち、老人扶養親族（年齢70歳以上）380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 同居している特別障害者である扶養親族（年齢70歳以上）380,000円 ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 450,000円 同居している特別障害者である扶養親族 560,000円 同居している特別障害者である特定扶養親族 680,000円 同居している特別障害者である老人扶養親族 610,000円 同居している特別障害者である同居老親等 680,000円	同 左	同 左	同 左

19. (付表) 住民税の控除

区分	平成 16 年	17	18	19
所得控除(続)	障害者、寡妻、寡夫及び、老年者、勤労者、学生、寡婦、除 控除額 260,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合 300,000円 老年者控除 480,000円 寡婦のうち、特別加算に該当する場合 300,000円	同 左	同 左 (注) (平成16年度改正) 老年者控除は廃止	同 左
所得控除	雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。 ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額 医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額(最高200万円) 生命保険料控除 ① 一般の生命保険料 支払保険料のうち、15,000円まで全額、15,000円を超え40,000円まで2分の1、40,000円を超え70,000円まで4分の1(最高35,000円) ② 個人年金保険料 支払保険料のうち、15,000円まで全額、15,000円を超え40,000円まで2分の1、40,000円を超え70,000円まで4分の1(最高35,000円)	同 左	同 左	同 左

19. (付表) 住 民 税 の 控 除

区 分		平成 16 年	17	18	19
所 得 税 控 除 (続)	そ の 他 所 得 控 除 (続)	損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料金 ① 長期契約のみの場合 5,000円まで全額、円を超え15,000円まで2分の1 (最高10,000円) ② 短期契約のみの場合 1,000円まで全額、1,000円を超え3,000円まで2分の1 (最高2,000円) ③ 長期契約と短期契約とがある場合 ①+② (最高10,000円) 社会保険料控除 支払額の全額 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金 (第1種共済契約に基づく掛金) 及び心身障害者扶養共済制度の掛金の支払額の全額 寄附金控除 都道府県、市町村、特別区、都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金について、寄附金の額 (所得金額の25%を限度) のうち、10万円を超える部分の金額			損害保険料控除 同 左 (注) (18年度改正) 地震保険料控除に改組。
	専 従 者 控 除	青色事業専従者給与 給与の支払を受けた額 (所得税と同じ) 白色事業専従者控除 500,000円 配偶者の場合 860,000円 青色申告特別控除 ① 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者 500,000円 ② 簡易な簿記の方法により記録している者で 貸借対照表を併せて添付した者 450,000円 ③ ①、②以外の青色申告者 100,000円	同 左	同 左	同 左

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除(最高25,000円)。 (注)平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前どおりの控除額が適用(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。	寄附金控除 (注)(20年度改正) 税額控除方式に改組。	小規模企業共済等掛金控除 (注)(22年度改正) ① 小規模企業共済等掛金の範囲に、個人事業の共同経営者が支払った掛金を追加。 ② 小規模企業共済等掛金の範囲に、確定拠出年金の企業型年金について個人が拠出する企業型年金加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)を追加。 ※ ②については、平成25年分から適用。		
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

19. (付表) 住 民 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 控 除 額	配 当 控 除	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 0.8% (市町村) 2.0% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% ② 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.4% (市町村) 1.0% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分について道府県0.2%, 市町村0.5%) ただし、公募証券投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得については配当控除の対象にならない。	①, ②については、同左 ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の金銭の分配に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。	同 左	① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について (道府県) 1.2% (市町村) 1.6% 1,000万円を超える部分の金額について (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% ② 証券投資信託の収益の分配については (道府県) 0.6% (市町村) 0.8% (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%) ただし書きについては同左
	寄 付 金 控 除				

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
同 左	同 左	同 左 ただし、申告分離課税制度を選択した配当所得は配当控除の対象とならない。 (20年度改正)	同 左	同 左
	(注) (20年度改正) 所得控除方式から改組 ① 地方公共団体以外に対する寄附金 イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金 ハ 都道府県又は市町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く) について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、5千円を超える部分の金額を税額控除する。 ② 地方公共団体に対する寄附金 イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の10%を限度)する。 イ (寄附金－5千円)×10% ロ (寄附金－5千円)×(90%－0～40% (寄附者に適用される所得税の限界税率))	同 左	同 左	同 左 (注) (23年度改正) 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることができることとする。 適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。

19. (付表) 住 民 税 の 控 除

区 分		平 成 16 年	17	18	19
税 割	所 得	道府県（標準税率） 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% 市町村（標準税率） 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10% （注）平成11年度分から定 率減税（15%、4万円 限度）が実施されてい る。	同 左	同 左 （注）（17年度改正） 定率減税を2分の1に縮 減（7.5%、2万円限度）	道府県（標準税率） 一律4% 市町村（標準税率） 一律6% （注）（18年度改正） 定率減税を廃止 所得税と個人住民税の人的 控除額の差に基づく負担 増を調整する減額措置を講 じる。
	均 等 割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 3,000円	同 左	同 左	同 左

（備考）1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。
2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税において適用されたものがそのまま適用される。
3. 所得割については、所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年度29

及 び 税 率 の 推 移 (続)

20	21	22	23	24
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左 (参考) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る臨時特例に関する法律 ・道府県 (標準税率) を500円 ・市町村 (標準税率) を500円 引き上げる。 (注) 平成26年度から平成35年度までの措置。

万円、昭和161年度～昭和163年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には32万円(昭和157年度～平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度～平成10年度30万円、平成11年度31万円、平成12年度32万円、平成13年度～平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。

20. 申 告 所 得 税 の 課 税

区 分	番 号	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の
		納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税 告 額	納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税 告 額	
平成13年分…		千人	億円	億円	千人	億円	億円	千人
	1	1,944	76,376	5,508	130	4,721	195	5,003
	14…………	1,825	70,617	5,053	133	5,003	224	4,910
	15…………	1,780	68,225	4,879	150	5,791	268	5,003
	16…………	1,813	69,344	5,073	138	5,242	253	5,490
	17…………	1,826	68,724	5,218	138	4,424	200	6,329
	18…………	1,765	67,563	5,546	139	4,373	217	6,329
19…………	7	1,662	65,546	5,467	134	4,332	180	5,973

区 分	番 号	事 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			合
		納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税 告 額	納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税 告 額	
20…………	1	1,658	64,587	5,282	5,865	331,353	21,212	7,523
21…………	2	1,472	57,179	4,853	5,704	296,685	17,873	7,176
22…………	3	1,429	56,346	4,873	5,592	290,611	17,558	7,021

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。
3. 平成20年分より所得区分を変更し、「営業等所得」及び「農業所得」を「事業所得」へ集約した。

21. 源 泉 所 得 税

(1) 源泉徴収義務者数の累年比較

(単位 件)

区 分	源 泉 徴 収 義 務 者 数					
	利子所得等	配 当 所 得	上場株式等の譲渡所得等	給 与 所 得	報酬、料金額等所得	非居住者等所得
平成13年分…	47,687	138,313	5,127	3,951,920	3,216,486	22,978
14…………	45,449	128,938	1,924	3,905,529	3,221,712	23,538
15…………	43,226	126,904	1,985	3,883,328	3,151,055	24,094
16…………	41,889	128,655	2,021	3,866,691	3,104,574	24,450
17…………	40,448	129,045	5,279	3,859,683	3,082,798	24,275
18…………	39,569	125,528	6,592	3,845,831	3,069,616	24,850
19…………	47,913	129,812	7,370	3,810,440	3,043,366	24,548
20…………	49,701	130,365	7,338	3,745,714	2,989,766	24,027
21…………	46,439	126,822	7,527	3,681,794	2,930,253	23,303
22…………	43,838	125,724	10,527	3,620,660	2,884,102	23,381

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年6月30日現在である。

状 況 の 累 年 比 較

他 の 所 得 者			合 計			対 前 年 比			番 号
所 得 金 額	申 納 税	告 額	納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税	告 額	納 税 者 数	所 得 金 額	
億円	億円		千人	億円	億円		%	%	%
318,487	19,994		7,077	399,584	25,697		97.3	96.9	96.1
305,044	18,615		6,868	380,665	23,891		97.1	95.3	93.0
309,205	18,562		6,933	383,221	23,709		100.9	100.7	99.2
327,269	18,731		7,441	401,855	24,058		107.3	104.9	101.5
364,001	21,316		8,294	437,149	26,734		111.5	108.8	111.1
371,269	23,208		8,233	443,205	28,971		99.3	101.4	108.4
362,744	24,341		7,769	432,622	29,987		94.4	97.6	103.5

計			対 前 年 比			番 号
所 得 金 額	申 納 税	告 額	納 税 者 数	所 得 金 額	申 納 税	
395,940	26,495		96.8	91.5	88.4	1
353,865	22,725		95.4	89.4	85.8	2
346,958	22,431		97.8	98.0	98.7	3

の 課 税 状 況

(2) 源泉徴収税額の累年比較

(単位 億円)

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配 当 所 得	上場株式等の 譲渡所得等	給 与 所 得	退 職 所 得	報酬、料 金等所得	非居住者等 所 得	計
平成13年分…	39,863	9,430	1,808	101,371	3,216	11,140	4,013	170,840
14……………	12,580	10,537	1,968	97,035	3,807	11,006	3,910	140,844
15……………	8,373	10,018	552	94,239	3,318	10,440	3,670	130,609
16……………	7,612	11,672	958	98,172	3,377	10,398	3,209	135,398
17……………	6,151	24,070	2,547	101,328	2,950	13,152	2,913	153,109
18……………	4,838	23,487	2,239	113,625	2,864	13,633	3,586	164,273
19……………	6,325	24,458	2,104	98,702	2,685	11,959	3,948	150,181
20……………	8,195	20,442	497	97,273	2,606	11,701	3,606	144,320
21……………	6,620	15,842	504	86,269	2,620	11,499	2,572	125,926
22……………	5,482	16,411	468	85,013	2,296	11,508	2,855	124,032

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査期間は、その年2月1日から翌年1月31日である。
3. 源泉徴収税額は、本税の額である。

22. 利子・配当課税制度等の概要（所得税・個人住民税）

		～平成15.3	平成15.4～平成15.12	平成16.1～平成20.12	平成21.1～
利子所得	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%, 住民税5%〕)			
配当	上場株式等の配当等 ^(注1) 及び特定株式投資信託の収益の分配	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税〕) 次の課税方式の選択が可能 ○源泉分離選択課税 ^(注2) (35%の源泉徴収〔所得税〕)	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収〔所得税〕) ^(注4)	総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%, 住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%, 住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%, 住民税5%〕 平成21～25年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10%〔所得税7%, 住民税3%〕 ②10%の源泉徴収 〔10%の所得源泉徴収 〔所得税7%, 住民税3%〕
	非上場株式等の配当等 1回の支払配当の金額が10万円を配当計算期間であん分した金額以下のもの	○確定申告不要 ^(注3) (20%の源泉徴収〔所得税〕)	総合課税 (20%の源泉徴収〔所得税〕)		
所得	公募株式投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (20%の源泉徴収〔所得税15%, 住民税5%〕)		総合課税又は確定申告不要 (10%の源泉徴収) 〔所得税7%, 住民税3%〕	総合課税若しくは20%〔所得税15%, 住民税5%〕申告分離課税又は確定申告不要 (20%の源泉徴収) 〔所得税15%, 住民税5%〕 平成21～25年の間の特例措置 ①申告分離課税の税率 10%〔所得税7%, 住民税3%〕 ②10%の源泉徴収 〔10%の所得源泉徴収 〔所得税7%, 住民税3%〕
雑所得	割引債の償還差益	源泉分離課税 (18% (又は16%) の源泉徴収) (住民税は非課税)			
(参考) 非課税制度		老人等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 老人等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) 老人等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 財形住宅 (年金) 貯蓄非課税制度 (限度額550万円)			平成18.1～ 障害者等の少額貯蓄非課税制度 (限度額350万円) 障害者等の郵便貯金非課税制度 (限度額350万円) ^(注5) 障害者等の少額公債非課税制度 (限度額350万円) 同左

- (注) 1. 平成15年4月以後に支払を受ける上場株式等の配当等で、発行済株式総数の3% (平成23年10月1日前に支払を受ける上場株式等の配当等については5%) 以上の株式を保有する個人に係るものに対する課税は、非上場株式等の配当等に対する課税と同じである。
2. 発行済株式総数の5%未満の株式を保有する個人に係る配当等で1回の支払配当の金額が25万円 (年1回50万円) 未満のものについて適用がある。また、個人住民税は総合課税。
3. 1回の支払配当の金額が5万円 (年1回10万円) 以下のものについて適用がある。また、個人住民税は平成14年12月までに支払を受けるものは非課税、平成15年1月以降に支払を受けるものは総合課税。
4. 平成15年4月～同年12月までの間に生じた上場株式等の配当に係る個人住民税は非課税。
5. 郵政民営化法の施行の日 (平成19年10月1日) より廃止し、少額貯蓄非課税制度に統合 (限度額350万円)。但し、一定の優遇措置あり。

23. 譲渡所得課税制度の概要

(1) 個人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式 〔株式等の譲渡所得については、次のⅡによる分離課税。土地、建物等の譲渡所得については、Ⅲによる分離課税〕	(イ) 長期譲渡所得……（保有期間5年を超える資産の譲渡による所得） $\frac{\{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円}\}}{\text{譲渡益}} \times \frac{1}{2} = \text{課税所得}$ (ロ) 短期譲渡所得……（保有期間5年以下の資産の譲渡による所得） $(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) - 50\text{万円} = \text{課税所得}$ 譲渡益 (注) 1 取得費は、その資産の取得に要した費用、設備費及び改良費の合計額をいう。 2 昭和27年12月31日以前に取得した資産の取得費は、昭和28年1月1日における相続税評価額を基礎として計算する。 3 個人に対する贈与、相続等により取得した資産は、受贈者又は相続人等が引き続き所有していたものとみなす。
Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例	株式等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×15% ただし、特例措置として、上場株式等を平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に譲渡した場合には、7%軽減税率。 (イ) 特定管理株式が価値を失った場合の課税の特例 平成17年4月1日以後に、特定口座で管理されていた株式で上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託又は振替口座簿に記載若しくは記録がされているもの（特定管理株式）又は特定管理株式であった株式で、平成21年1月5日に特定管理講座から払い出されたもののうち、その払出しの後売買がされなかったもの（特定保有株式）について、清算終了等により株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合には、当該損失を株式等の譲渡損失とみなす。 (ロ) 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例 平成21年分以後の各年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することができる。 (ハ) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 平成15年1月1日以後に、上場株式等の譲渡による所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から繰越控除することができる。（上場株式等に係る配当所得の金額からの控除は平成21年から） (ニ) 特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得計算及び申告不要の特例 イ 金融商品取引業者等に設定した特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等又は当該特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による所得の金額については、他の株式等の譲渡による所得と区分して、これらの金額を計算する。 ロ 特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた特定口座（源泉徴収選択口座）において発生した源泉徴収選択口座内調整所得金額について、15%（平成21年1月1日から25年12月31日までの間は7%）の税率による所得税の源泉徴収又は還付を行う。 ハ ロの適用を受けた者のその年分の所得税については、当該特定口座内上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額を除外して確定申告を行うことができる。 (ホ) 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例 イ 平成22年1月1日以後に、金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合に、その金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができる。 ロ 上記イにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合に、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、源泉徴収選択口座内配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収を行う。

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
Ⅱ 株式等に係る譲渡所得の分離課税の特例（続）	(ハ) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税の特例（いわゆる日本版 ISA） ④ 非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日から10年を経過する日までの間にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については所得税を課さない。 ⑤ 非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、ないものとみなす。 ⑥ 「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限る。）が、上記④の非課税の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に、その年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成26年分から平成28年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限る。）をいう。 ⑦ 非課税口座には、その設定の日からその年12月31日までの間に当該非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限る。）その他一定の上場株式等のみを受け入れることができる。 ・非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。 (ト) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例 イ 特定中小会社に投資した場合、その投資額を同一年分の株式譲渡益から控除できる。なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。 ロ 上場等の日の前日までの期間（適用期間）内に株式を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年の他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することができる。また、適用期間内に株式を発行した株式会社が解散してその清算が終了し、又は破産手続開始の決定を受けたことにより、その株式が株式としての価値を失った場合には損失額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして上記繰越控除の適用が受けられる。 (参考) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例 特定新規中小会社（設立3年未満の一定の特定中小会社及び総合特別区域法に規定する一定の指定会社）により発行される特定新規株式を払込みにより取得をした場合に、その特定新規株式の取得に要した金額（1,000万円を限度）について、寄附金控除を適用することができる。 なお、この特例の適用を受けた株式の取得価額は、その取得に要した額からこの特例の適用を受けた金額を差し引いた額となる。
Ⅲ 土地、建物等に係る譲渡所得の分離課税の特例 (1) 長期譲渡所得の分離課税 ① 通常の譲渡の場合 (②及び③の場合を除く)	その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×15% (注) 1 昭和27年12月31日以前から所有していた土地、建物等の取得費は、原則として収入金額の5%相当額とする。(概算取得費控除) 2 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所持との損益通算は認められない。 ただし、所有期間5年超の居住用財産の譲渡による損失が生じた場合の損益通算の特例あり。
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合	昭和62年10月1日から平成25年12月31日までの間に、その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合にその譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、その該当する譲渡については、次により課税。 (イ) 譲渡益2,000万円以下の部分10% (ロ) 譲渡益2,000万円超の部分15% 「優良住宅地等のための譲渡」とは次に掲げるものをいう。

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 (続)	(イ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡 (ロ) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための土地等の譲渡 (ハ) 収用交換等による土地等の譲渡 (ニ) 第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (ホ) 防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (ヘ) 防災再開発促進地区内における認定建替計画により、建替を行う認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該土地等が当該事業の用に供されるもの (ト) 都市再生特別措置法の認定を受けて一定の要件を満たす都市再生事業を行う者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの (チ) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの (リ) マンション建替事業（良好な居住環境の確保に資する一定のものに限る。）の用に供するための当該事業の施行者に対する一定の事由による土地等の譲渡又は一定のマンション建替事業の用に供するための当該事業の施行者に対する隣接施行敷地に係る土地等の譲渡 (ヌ) 建築面積150㎡以上の建築物の建築をする事業（施行地区面積が500㎡以上等の要件を満たすもの。）の用に供するための一定の地域内にある土地等の譲渡 (ル) 特定の民間再開発事業の用に供するための当該事業を行う者に対する土地等の譲渡 (ヲ) 都市計画法の開発許可等を受けて行う一団の宅地の造成（一団の宅地の面積が1,000㎡以上（未線引都市計画区域内にあっては3,000㎡以上、調整区域内にあっては5ha以上）等の要件を満たすもの。）の用に供するための土地等の譲渡 (ワ) 都市計画法の開発許可を受けて行われる1,000㎡以上の住宅建設の用に供される一団の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡 (カ) 都市計画区域内の宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人又は法人が造成する1,000㎡以上（三大都市圏の特定市町村の市街化区域内にあっては500㎡以上）の一団の住宅地造成（優良な宅地の供給に寄与するものであることにつき都道府県知事の認可を受けたものに限る。）の用に供するための土地等の譲渡 (ヨ) 都市計画区域内において行う25戸以上の一団の住宅又は15戸若しくは床面積1,000㎡以上の中高層耐火共同住宅（いずれも優良な住宅の供給に寄与するものであることにつき認定を受けたものに限る。）の建設の用に供するための土地等の譲渡 (タ) 土地区画整理事業の施行地区内の土地等の譲渡で仮換地指定後3年以内に一定の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡 (注) 収用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに収用交換等の5,000万円特別控除、特定土地区画整理事業等のための2,000万円特別控除、特定住宅地造成事業等のための1,500万円特別控除、農地保有合理化等のための800万円特別控除、居住用財産の3,000万円特別控除及び平成21・22年に取得した土地等の長期譲渡所得に係る1,000万円特別控除を適用した場合には、この軽減税率の特例は適用しない。
③ 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合	その年の1月1日において所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（IV(7)等の特例の適用を受けるものを除く。）をした場合の長期譲渡所得については、3,000万円特別控除後の譲渡益に対し次により課税 (イ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円以下の部分 10% (ロ) 特別控除後の譲渡益 6,000万円超の部分 15%
(2) 短期譲渡所得の分離課税	その年の1月1日において所有期間5年以下の土地、建物等に係る譲渡所得は、次の税率による分離課税 譲渡益×30% ただし、国等に対する譲渡については、譲渡益×15% (注) 土地、建物等に係る譲渡所得については、他の所得との損益通算は認められない。

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 不動産業者等の土地等に 係る事業所得等の分離課税	その年の1月1日において所有期間5年以下の土地等で事業所得又は雑所得の基因となるものの譲渡等をした場合には、その土地等の譲渡等に係る事業所得又は雑所得は、次の(イ)と(ロ)とのうちいずれか多い方の税額による分離課税 (イ) 土地等に係る事業所得等の金額×40% (ロ) 土地等に係る事業所得等の金額につき総合課税を行った場合の上積税額×110% (注) 平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間は適用しない。
Ⅳ 土地、建物等譲渡した場合 の特別控除及び買換え等の特 例 (1) 取用等の場合	その有する土地について取用等が行われた場合には、 (イ) 原則として6月以内に譲渡することを条件として、その特別控除額を5,000円とし、(譲渡益－5,000万円)について上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用 (ロ) また、取用等のあった日から2年以内に代替資産を取得する場合には、上記(イ)の課税の特例か、取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ(代替資産の取得に充てなかった部分については、上記Ⅲの分離課税(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く))かの選択 (ハ) なお、土地、建物等以外の資産に係る譲渡益については、5,000万円の特別控除後、総合課税 「取用等が行われた場合」とは、土地取用法等の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合など一定の場合をいう。 (注) 取用等の場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(2) 特定土地区画整理事業等 のために土地等を譲渡した 場合	その有する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、2,000万円とし、(譲渡益－2,000万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」とは次に掲げる場合をいう。 (イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した場 合	その有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合の特別控除額は、1,500万円とし、(譲渡益－1,500万円)につき上記Ⅲの特例(Ⅲ(1)②の軽減税率を除く)を適用。 「特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (イ) 地方公共団体等の行う住宅建設又は宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 取用の対償に充てられる土地等、住宅地区改良法の改良住宅建設のための改良地区外の土地等又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合 (ハ) 平成6年1月1日から平成26年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業(一団の土地の面積が5ha以上等の要件を満たすもの)のために事業者が土地等を譲渡した場合 (ニ) 「公有地の拡大の推進に関する法律」第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地を譲渡した場合 (ホ) 地方公共団体が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合 (続)	(ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合 (チ) 「中心市街地活性化法」の認定基本計画の区域内に土地等が、地方公共団体又は一定の中心市街地整備推進機構の行う中心市街地の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等により買取られる場合 (リ) 景観計画の区域内の土地等が、地方公共団体又は一定の景観整備機構の行う景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、これらの者により買取られる場合 (ヌ) 都市再生整備計画の区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人の行う一定の公共施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合 (ル) 認定歴史的風致維持向上計画における認定重点区域内にある土地等が、地方公共団体又は一定の歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買取られる場合 (ヲ) 国、地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取る場合 (ワ) 「商店街活性化法」の認定計画に基づく商店街活性化事業又は認定支援計画に基づく商店街活性化支援事業、「中心市街地活性化法」の中小小売商業高度化事業及び「食品流通構造改善促進法」による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買取られる場合 (カ) 農業協同組合の行う宅地供給事業で一定の要件を満たすものために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすものために土地等を譲渡した場合 (ヨ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市長村長等が指定したものの用に供するために買取られる場合 (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合 (レ) 「広域臨海環境整備センター法」による基本計画の認可を受けて行う廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合 (ソ) 生産緑地地区内の土地を買取申出等に基づき地方公共団体等に譲渡した場合 (ツ) 「国土利用計画法」による規制区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合 (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等を地方公共団体等に譲渡した場合 (ナ) 土地地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合若しくは拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等により買取られる場合又は「中心市街地活性化法」の認定基本計画に定められた土地地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、「高齢者移動等円滑化法」の基本構想に定められた土地地区画整理事業に係る同意保留地制度における保留地の処分により対価を取得する場合、特定土地地区画整理事業による公営住宅等のための保留地の処分により対価を取得する場合若しくは拠点整備土地地区画整理事業による公益的施設のための保留地の処分により対価を取得する場合 (ラ) 土地地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地として換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（続）	(ム) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により、土地等に係る権利変換により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られた場合 (ウ) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合 (ホ) 都道府県立自然公園特別区域等の一定区域内の土地を地方公共団体に譲渡した場合 (ロ) 「農業経営基盤強化促進法」の買取協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合 (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(4) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	その有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額は800万円とし、(譲渡益－800万円)につき上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。 「農地保有の合理化等のために譲渡した場合」とは、次に掲げる場合をいう。 (イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のあつせん等により譲渡した場合又は農地保有の合理化に資するため農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金に農地等を譲渡した場合 (ロ) 「農業経営基盤強化促進法」に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域内の土地等を譲渡した場合 (ハ) 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の規定に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合 (ニ) 工業等導入地区内の土地等を工業用地等の用に供するため譲渡した場合 (ホ) 土地改良法による創設換地により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合 (ヘ) 森林組合等のあつせんにより林地保有合理化のために土地を譲渡した場合 (ト) 「林業経営基盤強化法」の規定による都道府県知事のあつせんにより、認定を受けた者に山林を譲渡した場合 (チ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による交換分合で、取得すべき土地を定めなくて清算金を取得する場合 (リ) 「集落地域整備法」に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得した場合
(5) 居住用財産を譲渡した場合等	自己の居住の用に供している土地、家屋等を譲渡（居住の用に供さなくなった年及び以後3年以内の譲渡）した場合の特別控除額は3,000万円とし、(譲渡益－3,000円)につき上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用 (注) 3,000万円の特別控除の適用を受けたときは、その翌年及び翌々年については3,000万円特別控除を適用しない。
(6) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合の特別控除額は1,000万円とし、(譲渡益－1,000万円)につき上記Ⅲ(1)の特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用。
(特別控除額の限度)	上記の特別控除（上記Ⅳの(1)から(6)までの特別控除）は、同一人については、年間5,000万円を限度とする。

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(7) 居住用財産の買換え、交換の場合	平成5年4月1日から平成25年12月31日までの間に、次の要件を満たす居住用財産を譲渡した場合 イ 譲渡資産の所有期間が10年超のものであること。 ロ 譲渡に係る対価の額が1.5億円以下であること。 ハ 譲渡者の居住期間が10年以上であること。 ニ 買換資産のうち、建物については、その床面積が50㎡以上のものであり、かつ、土地については、その面積が500㎡以下のものであること。また、既存住宅である中高層耐火共同住宅については、新築後の経過年数が25年以内のもの又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合するものであること。 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ（買換資産の取得価額に充てられなかった部分については、上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）と適用）
(8) 特定の事業用資産の買換え、交換の場合	平成26年12月31日までに、土地政策又は国土政策等に合致する買換えをした場合、すなわち、特定地域内にある事業用の土地等（所有期間5年以下の土地等でⅢ(3)の特例の適用除外要件を満たさないものを除く。ただし、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの譲渡については適用しない。）若しくは建物等又は船舶を譲渡し、その譲渡した日の属する年の前年から翌年末までに一定の要件に該当する土地、建物、機械装置等又は船舶を取得して、その取得後1年以内に事業の用に供した場合（詳細は「(2)法人の場合」の項参照。） 譲渡益のうち買換資産に対応する部分の80%に相当する部分については取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ、買換資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用
(9) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え、交換の場合	三大都市圏の既成市街地等（これに準ずる一定の区域を含む。）内にある土地等又は建築物を譲渡し、一定期間内にその土地等又は建築物の敷地の上に建築された中高層耐火建築物（敷地を含む。）（一定の区域内にあっては同一区域内に建築された他の中高層の耐火建築物を含む。）を取得して、その取得後1年以内に事業の用又は居住の用に供した場合 譲渡収入のうち取得資産の取得価額に対応する部分については取得価格の引継ぎによる課税の繰延べ、取得資産の取得価額に充てられなかった部分については上記Ⅲの特例（Ⅲ(1)②の軽減税率を除く）を適用
(10) 特定の交換分合の場合	(イ) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 (ロ) 「集落地域整備法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 (ハ) 農住組合の組合員が「農住組合法」の規定による交換分合により土地等を交換した場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(11) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(12) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内（首都圏整備法の既成市街地等を除く）にある土地等につき、平成25年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市開発推進機構が提供する区域外の土地等買い換える場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(13) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ

23. 譲 渡 所 得 課 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(14) 平成21・22年に土地等の 先行取得をした場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等（先行取得土地等）を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得年の12月31日後10年以内に所有する事業用土地等を譲渡したとき 事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額は、事業用土地等の譲渡利益金額から当該利益金額の80%（当該先行取得土地等が平成22年に取得されたもののみである場合は、60%）相当額（「繰延利益金額」）を控除した金額。ただし、80%（60%）相当額が先行取得土地等の取得価額を超える場合には、当該取得価額を限度。あわせて先行取得土地等については、その取得価額から繰延利益金額を控除することにより課税の繰延べ
(15) 相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合	相続財産を相続税申告期限後3年以内に譲渡した場合には、その譲渡益からその譲渡資産に係る相続税相当額が控除される。なお、平成5年1月1日以後に、相続税納付のために相続財産である土地等の一部を譲渡した場合（平成4年1月1日以後の相続に係るものに限る。）には、相続したすべての土地等に対応する相続税相当額が控除される。
(16) 国等に対して財産を寄付 した場合	国、地方公共団体又は一定の公益法人等に対して資産を贈与等した場合 非課税（一定の公益法人等に対する場合は、国税庁長官の承認が必要。）
(17) 国宝、重要文化財等を国 等に譲渡した場合	(イ) 国宝、重要文化財を国等に譲渡した場合 非課税 (ロ) 平成26年12月31日までの間に重要有形民俗文化財を国等に譲渡した場合 2分の1非課税
(18) 物納の場合	財産を物納した場合 非課税
(19) 強制換価手続等により譲 渡した場合	資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による譲渡をした場合 非課税
(20) 一般交換の場合	1年以上保有していた土地等一定の資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 取得時期及び取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(21) 居住用財産の譲渡により 損失が生じた場合	(イ) 平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をし、かつ、一定期間内に居住用財産（買換資産）の取得をして（年末において買換資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）、その翌年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、譲渡損失の金額を有する場合譲渡損失の金額について、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能 (ロ) 平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の居住用財産（譲渡資産）の譲渡をした場合（契約日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金の残高を有する場合に限る。）において、譲渡損失の金額を有する場合 譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅借入金の残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、その年及び翌年以後3年間は他の所得との損益通算及び繰越控除が可能

23. 譲渡所得課税制度の概要(続)

(2) 法人の場合

区 分	課 税 制 度
I 一般の課税方式	譲渡収入－(帳簿価額＋譲渡費用)＝譲渡利益 譲渡利益＝譲渡所得 (注) 商品等の販売益と同様に課税所得に含まれる。
II 土地の譲渡益に対する課税	(1) 一般の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等の譲渡益 ① 株式の譲渡益や土地売買の仲介手数料のうち実質的に土地等の譲渡益等と認められるものも課税対象とする。 ② 下記(2)の適用を受けるものを除く。 ③ 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 ・継続して営む住宅、造成宅地等の供給事業に係る棚卸資産に該当するもの譲渡 ・国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等に対する譲渡及び一定の優良な住宅地開発事業等のためにされる譲渡で一定の要件を満たすもの(個人の場合に軽減税率の対象となるもの-P85Ⅲ(1)②—と同様) ロ 課税標準 譲渡収入－(取得価額＋直接・間接に要した経費)＝譲渡益(課税所得) ① この課税標準は、法人の各事業年度の所得と別個に計算し、各事業年度の所得との通算は認めない。 ② 直接・間接に要した経費は、実績値と概算値との選択を認める。 ハ 税 額 $\text{譲渡益} \times 5\% = \text{土地譲渡税(国税)}$ (2) 短期所有の土地の譲渡等 (平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間の譲渡については、適用停止) イ 課税対象 法人(非課税法人等を除く。)の取得した土地等で譲渡のあった年の1月1日において所有期間5年以下であるものの譲渡益 ① (1)のイ①に同じ ② 次に掲げる土地等の譲渡は、課税対象から除外する。 ・国又は地方公共団体に対する譲渡 ・独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等の行う住宅建設又は宅地造成の用に供するための譲渡 ・収用換地等による譲渡 ・都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・開発許可を要しない場合の1,000㎡以上の一団の造成宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・一定の新築住宅の敷地の用に供された1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡で適正価格要件等を満たすもの ・次に掲げる1,000㎡未満の一団の宅地の譲渡で、その譲渡価額が適正であるもの ④ 一団の造成宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたもの ⑤ 一団の宅地で、一定の新築住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて市町村長等の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供されたもの ・宅地建物取引業者の行う居住用土地等の譲渡でその取得後一定期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するもの ・不動産特定共同事業者の行う土地等の譲渡で、不動産特定共同事業契約に係る事業参加者から取得した土地等の譲渡 ③ 土地等の贈与による譲渡で国、地方公共団体等に対する寄付に該当するもの ロ 課税標準 (1)のロに同じ ハ 税 額 $\text{譲渡益} \times 10\% = \text{土地譲渡税(国税)}$

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
Ⅲ 特別控除及び買換え等の特例 (1) 収用換地等の場合	(イ) 6月以内に譲渡することを条件として ○ 譲渡利益－5,000万円＝課税所得 (ロ) ただし、収用等のあった日から原則として2年以内に代替資産を取得する場合又は換地処分等により交換取得資産を取得する場合には、上記の課税の特例か、帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べかの選択 (注) 収用等の場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、この特別控除は適用しない。
(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 国、地方公共団体等が都市計画事業として行う土地区画整理事業、住宅街区整備事業、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業等のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 都市計画法の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業予定地内の土地等が、事業計画認可前に設立された市街地再開発組合に買い取られる場合 (ハ) 都市計画法の規定に基づき、防災街区整備事業の事業予定地内の土地等が、事業認可前に設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合 (ニ) 古都保存法等に規定する買取請求に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 史跡、名勝、天然記念物、重要文化財や国立公園及び国定公園の特別地域又は自然環境保全地域の特別地区として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合 (ヘ) 保安林等に係る土地を保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡した場合 (ト) 集団移転促進事業計画により移転促進区域内の農地等が地方公共団体に買い取られる場合 ○ 譲渡利益－2,000万円＝課税所得 (注) 同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	(イ) 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等の行う住宅建設又は宅地造成の事業のために土地等を譲渡した場合 (ロ) 収用の対償に充てられる土地等を譲渡した場合、住宅地区改良法の改良住宅を建設するために改良地区外の土地等を譲渡した場合又は公営住宅法の規定による公営住宅の買取りにより土地等を譲渡した場合 (ハ) 平成6年1月1日から平成26年12月31日までの間に、開発許可を受けて行われる一団の宅地造成事業（一団の土地の面積が5ha以上）等のために事業者が土地等を譲渡した場合 (ニ) 公有地の拡大の推進に関する法律第6条第1項の協議に基づき地方公共団体等に土地等を譲渡した場合 (ホ) 地方公共団体等が空港周辺整備計画に基づいて行う空港周辺の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合 (ヘ) 沿道地区計画の区域内にある土地等が、地方公共団体等の行う沿道整備道路の沿道の整備のための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (ト) 特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う地区の防災及び安全に関する機能の向上等を図るための一定の事業の用に供するために、地方公共団体等に買い取られる場合 (チ) 認定中心市街地の区域内の土地等が、地方公共団体等の行う認定中心市街地の整備のための一定の特定事業の用に供するために地方公共団体等に買い取られる場合 (リ) 地方公共団体等の景観重要公共施設の整備に関する事業のために景観計画の区域内にある土地等を譲渡した場合 (ヌ) 都市再生整備計画の区域内の土地が、同計画に記載された公共施設の整備に関する事業の用に供するために、地方公共団体又は一定の都市再生整備推進法人に買い取られる場合

税制度の概要(続)

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	(ル) 認定歴史的風致維持向上計画の認定重点区域内にある土地等が、歴史的風致維持向上支援法人の行う公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために買い取られる場合 (ヲ) 地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る一定の法人が国又は都道府県の作成した総合的な地域開発に関する計画に基づいて行う工業用地等の造成事業のために土地等を買い取る場合 (ワ) 商店街活性化法の認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業等、中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中小小売商業高度化事業及び食品流通構造改善促進法による認定計画に基づく食品商業集積施設整備事業で一定の要件を満たすものの用に供するために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等が買い取られる場合 (カ) 農業協同組合の行う宅地等供給事業で一定の要件を満たすもののために農地等を譲渡した場合又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の事業者との連携等若しくは中小企業の集積の活性化のための資金融資を受けて造成する土地等で一定の要件を満たすもののために土地等を譲渡した場合 (ヨ) 総合特別区域法に規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画等の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合することその他の一定の要件に該当するものとして市町村長等が指定したものの用に供するために買い取られる場合 (タ) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備事業のために地方公共団体の出資に係る法人等に土地等を譲渡した場合 (レ) 広域臨海環境整備センター法による認可を受けた基本計画に基づいて行われる廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために土地等を広域臨海環境整備センターに譲渡した場合 (ノ) 生産緑地地区内の土地が買取申出等に基づき地方公共団体、土地開発公社等に買い取られる場合 (ツ) 国土利用計画法による規制区域内の土地等を買取請求権に基づき都道府県知事に譲渡した場合 (ネ) 国、地方公共団体等が作成した地域開発保全整備計画で土地利用の調整等に関する事項として土地利用基本計画に定められたものに係る事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体等に買い取られる場合 (ナ) 市街地再開発促進区域内、土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内若しくは拠点整備促進区域内の土地等が買取申出に基づき地方公共団体等に買い取られる場合又は土地区画整理事業による交通施設等若しくは生活関連施設等、特定土地区画整理事業による公営住宅等若しくは拠点整備土地区画整理事業による公益的施設のための保留地に充てため換地処分により土地等を譲渡した場合 (ラ) 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得する場合 (ム) マンション建替事業が施行された場合において、やむを得ない事由により土地等に係る権利返還により補償金を取得するとき又は一定の請求により土地等が買い取られた場合 (ウ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により管理地区として指定された区域内の土地を国若しくは地方公共団体に譲渡した場合又は鳥獣保護区の特別保護地区内の土地のうち天然記念物である鳥獣の生息地等が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合 (ケ) 都道府県立自然公園又は都道府県自然環境保全地域の一定の区域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

23. 譲 渡 所 得 課

区 分	課 税 制 度
(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(続)	(ノ) 農業経営基盤強化促進法の買取り協議に基づき農用地区域内にある農地等を農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合 ○ 譲渡利益－1,500＝課税所得 (注) 特定住宅地造成事業等の用に供するために土地等を譲渡した場合において、同一事業の用地として二以上の年にわたって土地等を譲渡したときには、これらの譲渡のうち、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、これらの特別控除は適用しない。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合	(イ) 農用地区域内の農地等を農業委員会のあっせん等により譲渡した場合又は農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合 (ロ) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農用地区域内の農地等を譲渡した場合 (ハ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく所有権移転等促進計画により土地等を譲渡した場合 (ニ) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく都道府県知事のあっせんにより山林に係る土地を譲渡した場合 ○ 譲渡利益－800万円＝課税所得
(5) 平成21・22年に取得した土地等を譲渡した場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、5年超所有した後に当該土地等を譲渡した場合 ○ 譲渡利益－1,000万円＝課税所得
(6) 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	(1)から(5)に適用される特別控除額は、年間5,000万円を限度として認められる。
(7) 特定の資産の買換え、交換の場合	イ 平成26年3月31日まで[(ロ)の買換えについては、平成26年12月31日まで]に次の買換え、交換により生じた譲渡資産(短期所有土地譲渡益課税制度の適用を受けるものを除く。)の譲渡益については、買換え資産の帳簿価額を圧縮することにより、原則として、その80%相当額までの損金算入ができる(課税の繰延べ)。 ロ 譲渡事業年度に買換え資産の取得ができない場合には、特別勘定を設定することにより1年間(特定の場合は、税務署長の承認を得ることを条件に更に2年間)繰り越すことができる。 ハ なお、1年前に先行取得した資産(特定の場合には、3年前の取得資産も可)についても圧縮記帳の対象とすることができる。 ニ 買換え資産が土地である場合には、原則として、譲渡資産である土地の面積の5倍以内の面積部分に限り圧縮記帳の対象となる。 (イ) 既成市街地等の内から外への買換え (ロ) 既成市街地等又は市街化区域の内から外への農業用資産の買換え (ハ) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え (ニ) 誘致区域(誘致度の非常に高い地域)の外から内への買換え (ホ) 都市開発区域等(誘致度が誘致区域よりやや低い区域)及び誘致区域の外から都市開発区域等の内への買換え (ヘ) 土地等が土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴って取得される場合の既成市街地等(これに類する区域を含む。)内での買換え (ト) 農用地区域等内における土地等及び果樹の有効利用のための買換え (チ) 防災再開発促進地区内における防災街区整備事業に関する都市計画に基づく土地等の買換え (リ) 長期所有土地等、建物等を譲渡し、国内にある土地等、建物等、機械装置、鉄道用の機関車及びコンテナ用の貨車を取得した場合の買換え (ヌ) 日本船舶と日本船舶との買換え

税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	課 税 制 度
(8) 特定の交換分合の場合	イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による林地等交換分合又は協定関連交換分合により土地等を交換した場合 ロ 集落地域整備法の規定による交換分合により土地等を交換した場合 ハ 農住組合の組合員が農住組合法の規定による交換分合により土地等を交換した場合取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(9) 大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合	大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等につき造成後の宅地との交換等が行われる場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(10) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」の認定を受けた事業用地適正化計画の事業用地の区域内（首都圏整備法の既成市街地等を除く）にある土地等につき、平成25年3月31日までの間に、認定事業者が区域外に所有する土地等との交換が行われる場合、又は民間都市開発推進機構が提供する区域外の土地等買い換える場合 取得価額の引継ぎによる課税の繰延べ
(11) 普通財産とその隣接する土地等の交換の場合	国有財産特別措置法の普通財産である一定の土地等（特定普通財産）とその隣接する土地とを交換する場合 帳簿価額の引継による課税の繰延べ
(12) 平成21・22年に土地等の先行取得をした場合	平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益については、先行して取得した土地等の帳簿価額を圧縮することにより、その80%（平成22年に取得した土地等のみを本特例の適用対象とする場合には60%）相当額までの損金算入ができる（課税の繰延べ）
(13) 一般交換の場合	1年以上保有していた固定資産を同種の資産（相手方が1年以上保有し、かつ、交換のために取得したもの以外の固定資産）と交換し、同一用途に供した場合で、かつ、双方の価額の差額が20%以下の場合 帳簿価額の引継ぎによる課税の繰延べ

23. 譲 渡 所 得 課 税

(参考) 土 地 譲 渡 益 課 税

年 区 分		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56			
基 本 的 課 税 方 式	長 短 分	〔44年度改正〕 44. 1. 1かつ保有期間 5 年基準								〔50年度改正〕 44. 1. 1基準							
	個	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 次により分離課税 45・46年 10%（住 4%） 47・48年 15%（住 5%） 49・50年 20%（住 6%） （44年分は旧制度との選択適用）								〔50年度改正〕 51～54年 次により分離課税 2,000万円まで 20%（住 6%） 2,000万円超 3／4 総合課税				〔55年度改正〕 55・56年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住 6%） 4,000万円超8,000万円 まで 1／2 総合課税 8,000万円超 3／4 総合課税			
		短期	〔44年度改正 分離課税制度の創設〕 45. 1. 1～ 次のいずれか多い方の税額による ① 40%相当額(住12%相当額) ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 （44年分は旧制度との選択適用）														
	人	超 短期	〔48年度改正 個人の不動産業者等の土地譲渡益重課制度の創設〕 49. 1. 1～ 44. 1. 1以後の取得⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 40%相当額（住12%相当額） ② 全額総合課税をした場合の上積税額の110%相当額 （望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。）														
		短期	通常の法人税課税								〔48年度改正 法人の土地譲渡益（短期）重課制度の創設〕 49. 4. 1（一部48. 4. 21）～ 44. 1. 1以後の取得 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 （望ましい宅地供給に資する一定のものを除外。以下同じ。）						
	超 短期																
人	上記以外																
課 税 の 特 例	軽減税率（個人）	特定市街化 区域農地等 を譲渡した 場合				〔48年度改正 創設〕 48年10%（住 4%） 49・50年 15%（住 5%）				〔51年度改正〕51～53年 2,000万円まで 15%（住 5%） 2,000万円超 20%（住 6%）				〔54年度改正〕54～59年 4,000万円まで 15%（住 5%） 4,000万円超 20%（住 6%）			
										優良住宅地 等を譲渡し た場合				〔54年度改正 創設〕54～56年 4,000万円まで 20%（住 6%） 4,000万円超 1／2 総合課税			
		収用等		〔44年度改正〕 1,200万円		〔48年度改正〕 2,000万円		〔50年度改正〕 3,000万円									
		特定土地 区画整理事業等		〔44年度創設〕 600万円		1,000万円		2,000万円									
		特定住宅地 造成事業等		〔44年度改正〕 300万円		500万円		1,500万円									
	人・法人		農地保有 合理化等		〔45年度 創設〕 150万円		250万円		500万円								
居住用 （個人のみ）		〔44年度改正〕 1,000万円		1,700万円		3,000万円											
買 換 え	居住用（個人）	〔44年度改正 廃止〕 45. 1. 1～ 居住用財産の買換え特例（27年創設）を廃止															
	事業用（個人・法人）	〔44年度改正〕 法人45. 4. 1～ 個人45. 1. 1～ 一般的な事業用資産の買換え特例を廃止して、国土政策・土地 政策に合致する特定の事業用資産の買換え特例を創設															

(注) 適用期限の延長は省略している。

税 制 度 の 概 要 (続)

税 制 度 の 沿 革

57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5・6	7
〔57年度改正〕57～62.9.30 所有期間10年基準						〔62年9月改正〕62.10.1～9.3.31所有期間5年基準						
〔57年度改正〕57年～63年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住6%） 4,000万円超 1／2 総合課税						〔63年12月改正〕元～3年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住6%） 4,000万円超 25%（住7.5%）			〔3年度改正〕 4年～6年 次により分離課税 一律30%（住9%）		〔7年度改正〕 7年 次により分離課税 4,000万円ま で 25%（住7.5%） 4,000万円超 30%（住9%）	
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下⇒同左 〔62年9月改正 個人の不動産業者等の超短期重課制度の創設〕62.10.1～9.12.31 その年1月1日で所有期間2年以下⇒次のいずれか多い方の税額による分離課税 ① 50%相当額（住15%相当額） ② 全額総合課税をした場合の上積税額の120%相当額						
〔57年度改正〕57.1.1～ その年1月1日で所有期間10年以下⇒同左						〔62年9月改正〕62.10.1～ その年1月1日で所有期間5年以下 ⇒通常の法人税に加え20%の税率で追加課税 〔62年9月改正 超短期重課制度の創設〕 62.10.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税に加え30%の税率で追 加課税						
						〔3年度改正 分離課税制度の創設〕 4.1.1～ その年1月1日で所有期間2年以下 ⇒通常の法人税率に30%の税率を加 算した税率による分離課税 〔3年度改正 一般の土地譲渡益重 課制度創設〕4.1.1⇒通常の法人税 に加え10%の税率で追加課税						
			〔60年度改正〕60～63年 4,000万円まで 20%（住6%） 4,000万円超 25%（住7.5%）			〔63年12月改正〕元～3年 4,000万円まで 20%（住6%） 4,000万円超 22.5%（住7%）			〔3年度改正〕 4.1.1～ 一律 27.5% （住8%）		5.1.1～ 廃止	
〔57年度改正〕57.1.1～ 4,000万円まで 20%（住6%） 4,000万円超 25%（住7.5%）						〔63年度改正〕 63.4.1～ 一律20%（住6%）			〔3年度改正〕3.1.1～ 一律15%（住5%）			
居住用財産を 譲渡した場合						〔63年度改正 創設〕63.4.1～ 4,000万円まで10%（住4%） 4,000万円超 15%（住5%）			〔3年度改正〕4.1.1～ 6,000万円まで10%（住4%） 6,000万円超 15%（住5%）			
						〔元年度改正〕 5,000万円（適用期限あり）			〔3年度改正〕 5,000万円			
						〔元年度改正〕 800万円（適用期限あり）			〔3年度改正〕 800万円			
〔57年度改正 復活〕 57.1.1～ 所有期間10年超の居住用財産に限定して復活						〔63年度改正 原則廃止〕 63.4.1～ 父母等から相続等により取得し、かつ、 譲渡者の居住期間が30年以上のものに限定			〔5年度改正 一部復活〕 5.4.1～9.12.31 ①土地の対価の額について、国土利用計画法に基づ く勧告等を受けていないこと ②譲渡価額が1億円 以下（6.1.1～2億円以下）のもの ③譲渡者の居 住期間10年以上等一定の要件を満たすものに限定			
〔57年度改正〕57.1.1～ 長期所有土地等の判定基準の緩和 44.1.1以前取得⇒所有期間10年超			〔61年度改正〕 法人61.4.1～課 税の繰延額の2 割縮減			〔62年9月改正〕 個人62.10.1～ 課税の繰延額の2 割縮減			〔3年度改正〕 4.1.1～ 長期所有土地等 から減価償却資 産への買換えを 廃止		〔4年度改正〕 構造改善等の ための長期所 有土地等から 減価償却資産 への買換えの 追加	
									〔6年度改正〕 設備投資促進のた めの長期所有土地 等から既成市街地 等以外の地域内の 減価償却資産への 買換えの追加		〔7年度改正〕 事業革新の円 滑化、中小企 業の新分野進 出のための買 換えの追加	

23. 譲 渡 所 得 課 (参考) 土 地 譲 渡 益 課

年 区 分		8	9	10	11	12	13	
基 本 的 課 税 方 式	長 短 分	〔8年度改正〕所有期間5年基準（特例方式の廃止）						
	個 人	長期	〔8年度改正〕8・9年 次により分離課税 4,000万円まで 20%（住6%） 8,000万円まで 25%（住7.5%） 8,000万円超 30%（住9%）		〔10年度改正〕10年 次により分離課税 6,000万円まで 20%（住6%） 6,000万円超 25%（住7.5%）		〔11年度改正〕11年～15年 次により分離課税 一律20%（住6%） 〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31	
		短期						
		超 短 期	（個人の不動産業者等の土地 譲渡益重課制度）		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 適用停止 -----		〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31	
	法 人	短期	〔8年度改正〕8.1.1～ その年1月1日で所有期間5 年以下 ⇒通常の法人税に加え10%の 税率で追加課税		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止 -----		〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31	
			〔8年度改正〕8.1.1～14.3.31 その年1月1日で所有期間2 年以下 ⇒通常の法人税に加え15%の 税率で追加課税		〔10年度改正〕10.1.1～ ⇒廃止			
		上記 以外	〔8年度改正〕8.1.1～ ⇒通常の法人税に加え5%の 税率で追加課税		〔10年度改正〕 10.1.1～12.12.31 ⇒適用停止		〔13年度改正 停止措置延長〕 ～15.12.31	
	課 税 の 特 例	軽 減 税 率 （ 個 人 ）			〔8年度改正〕9.1.1～13.3.31 4,000万円まで15%（住5%） 4,000万円超 20%（住6%）		〔13年度改正 適用期限延長〕 ～15.12.31	
特 別 控 除 （ 個 人 ・ 法 人 ）								
例	居 住 用 （ 個 人 ）			〔10年度改正 要件緩和〕10年～15年 ①譲渡者の居住期間10年以上 ②買換資産についての面積要件等一定の要件を満たすものに限定		〔13年度改正〕 ①適用期限延長～15.12.31 ②買換資産に係る面積要件 等の緩和		
	事 業 用 （ 個 人 ・ 法 人 ）	〔8年度改正〕沿道整備権利 移転等促進計画による土地 等の買換えの追加	〔9年度改正〕防災街区整備 権利移転等促進計画による 土地等の買換えの追加	〔10年度改正〕長期所有土地等（所有 期間10年超）の買換え 10.1.1～12.12.31までの 間、地域限定要件なし 一律課税繰延割合80%	〔11年8月改正〕事業革新の円滑化、 中小企業の新分野進出 のための買換えを事業再 構築のための買換えに改組	〔12年度改正〕移転促進地 域から誘導地域内への買 換えを廃止	〔13年度改正〕水道水源水域に係る特定 施設等の移転に伴う買換え、 新産業都市区域外から内へ の買換え、過度集積地域か ら特定の拠点地区内への産 業業務施設の移転に伴う買 換え等を廃止	

税 制 度 の 概 要 (続)

税 制 度 の 沿 革 (続)

14	15	16	17	18	19・20	21	22	23	24		
		〔16年度改正〕16.1.1～ 次により分離課税 ・一律15%（住5%） ・他の所得との損益通算を廃止 ただし、所有期間5年超の居 住用財産の譲渡による損失が生 じた場合の損益通算の特例あり ・100万特別控除廃止									
		〔16年度改正〕16.1.1～ 次により分離課税一律30%（住9%） ただし、国等に対する譲渡につい ては、15%（住5%） ・他の所得との損益通算を廃止				〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31					
		〔16年度改正 停止措 置延長〕 ～20.12.31									
		〔16年度改正 停止措 置延長〕 ～20.12.31				〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31					
		〔16年度改正 停止措 置延長〕 ～20.12.31				〔21年度改正 停止措置延長〕 ～25.12.31					
		〔16年度改正〕 16.1.1～20.12.31 2,000万円まで 10%（住4%） 2,000万円超 15%（住5%） ・課税繰延べの特例、特例控 除との重複適用を廃止								〔21年度改正 停止措置延 長〕 ～25.12.31	

24. 法人税率

適用事業年度 区 分	各 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 税 率								
	普 通 法 人					協 同 組 合 等		公 益 法 人 等 (注 1)	
	基 本 税 率		軽 減 税 率					右記 以外	公益社団・財 団法人、非 営利型一般社 団・財団法人
	留保分	配当分	所 得 区 分	留保分	配当分	留保分	配当分		
昭和 43. 4. 1以降終了	35%	26%	（年300万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ）	28%	22%	23%	19%	23%	－
45. 5. 1 “	36. 75%	”	”	”	”	”	”	”	－
47. 4. 1以降開始	”	”	”	”	”	”	”	”	－
48. 4. 1 “	”	”	”	”	”	”	”	”	－
49. 5. 1以降終了	40%	28%	（年600万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ）	”	”	”	”	”	－
50. 5. 1 “	”	30%	（年700万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ）	”	”	”	”	”	－
56. 4. 1 “	42%	32%	（年800万円以下 資本金1億円以下の法 人のみ）	30%	24%	25%	21%	25%	－
59. 4. 1 “	43. 3%	33. 3%	”	31%	25%	26%	22%	26%	－
60. 4. 1 “	”	”	”	”	”	28%	23%	28%	－
62. 4. 1 “	42%	32%	”	30%	24%	27%	22%	27%	－
平成 元. 4. 1以降開始	40%	35%	”	29%	26%	（特定の協 同組合等 の所得10 億円超の 部分30%）	25%	”	－
2. 4. 1 “	37. 5%		”	28%		27% （特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%）		”	－
10. 4. 1 “	34. 5%		”	25%		25% （特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分30%）		25%	－
11. 4. 1 “	30%		”	22%		22% （特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%）		22%	－
13. 4. 1 “	”		”	”		”		”	－
18. 4. 1 “	”		”	”		”		”	－
19. 4. 1 “	”		”	”		”		”	－

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。

認可地縁団体、管理組合法人、政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

(注2) 平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

の 推 移

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 (各事業年度の留保所得金額から次の①、②、③、④のうち、最も多い金額を控除した金額)				退職年金等積立金に対する税率
積立金から成る部分		そ の 他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額	30%	年150万円	－	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の 1%
非課税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない。)		30% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)	21% (42.6.1以後の解散又は合併から適用)					
〃	〃	〃	〃	〃	35% (45.4.1以降開始)	年200万円 (45.4.1以降開始)	－	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年350万円	－	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年500万円	－	〃
〃	〃	35%	〃	〃	〃	年1,000万円 (49.4.1以降開始)	－	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	年1,500万円 (50.4.1以降開始)	－	〃
〃	〃	37% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	23% (56.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	38.1% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.9% (59.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	〃	25.8% (60.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	37% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	24.8% (62.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	35.2% (元.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	33% (2.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	30.7% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	23.1% (10.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃
〃	〃	27.1% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	20.5% (11.4.1以後の解散又は合併から適用)	〃	〃	〃	－	〃 (13.4.1～18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	13.4.1以後の解散から適用	13.4.1以後の解散から適用	〃	〃	〃	－	〃 (13.4.1～18.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40% (中小法人は50%)	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同族関係者からの借入金を含む。)/総資産)が30%に達するまでの間(自己資本比率が30%未満の中小法人のみ)	〃 (18.4.1～20.3.31までの間に開始する事業年度は課税停止)
〃	〃	〃	〃	〃	40%	〃	－	〃

(参考) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

24. 法人税率

適用事業年度 区 分	各 事 業 年 度 の 所 得 に 対 す る 税 率								
	普 通 法 人					協 同 組 合 等		公益法人等(注1)	
	基 本 税 率		軽 減 税 率					右記 以外	公益社団・財 団法人、非営 利型一般社 団・財団法人
	留保分	配当分	所 得 区 分	留保分	配当分	留保分	配当分		
20. 4. 1以降開始	30%		(年800万円以下 資本金1 億円以下の法 人のみ)		22%	22% (特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)		22%	30% (年所得800万円 以下の部分22%) (20. 12. 1以降終了)
21. 4. 1以降終了	〃		〃		18%	22% (年 所 得800万円 以下の部分18%、 特定の協同組合 等の所得10億円 超の部分26%)		〃 (年所得 800万 円以下 の部分 18%)	〃 (年所得800万円 以下の部分18%)
22. 4. 1以降開始	〃		(年800万円以下 資本金1 億円以下の法 人のみ (資本金の額等 が5 億円以上である法 人等との間にその法人 等による完全支配関係 があるもの等を除く。)		〃	〃		〃	〃
23. 4. 1 〃	〃		(年800万円以下 資本金1 億円以下の法 人のみ (大法人 (資本 金の額等が5 億円以上 の法人) 等との間にそ の法人等による完全支 配関係があるもの等及 び100%グループ内の 複数の大法人に発行済 株式の全部を保有され ている法人等を除く。)		〃	〃		〃	〃
24. 4. 1 〃	25. 5%		〃		15% (注2)	19% (年 所 得800万円 以下の部分15% (注2) 特定の 協同組合等の年 所得10億円超の 部分22%)		19% (年所得 800万 円以下 の部分 15% (注2))	25. 5% (年 所 得800万円 以下の部分15% (注2))

(注1) 他の法律により公益法人等とみなされる次の法人については収益事業から生じた所得に対して普通法人と同じ税率で法人税が課税される。
認可地縁団体、管理組合法人、政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

(注2) 平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度につ
いては経過措置として18%、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

の 推 移 (続)

清算所得に対する税率				同族会社の留保金に対する税率 (各事業年度の留保所得金額から次の①, ②, ③, ④のうち、最も多い金額を控除した金額 年3,000万円以下 10% 年3,000万円超 15% 年 1億円超 20%)				退職年金等積立 金に対する税率
積立金から成る部分		そ の 他		①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準	
普通法人	協同組合等	普通法人	協同組合等	①資本金基準	②所得基準	③定額基準	④自己資本比率 基準	
非課税 (積立金から成る部分 については清算所得 に対する法人税を課 さない。)		27.1% (13.4.1以 後の解散 又は合併 から適用)	20.5% (13.4.1以 後の解散 又は合併 から適用)	資本金の25%相 当額からその事 業年度末の利益 積立金額を控除 した金額	40%	年2,000万円	自己資本比率(自己資本(同 族関係者からの借入金を含 む。)/総資産)が30%に達す るまでの額(自己資本比率が 30%未満の中小法人のみ)	(18.4.1～20.3.31) までの間に開始す る事業年度は課税 停止
〃		〃	〃	〃	〃	〃	—	(21.4.1～23.3.31) までの間に開始す る事業年度は課税 停止
清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行				〃	〃	〃	—	〃
〃				〃	〃	〃	—	(23.4.1～26.3.31) までの間に開始す る事業年度は課税 停止
〃				〃	〃	〃	—	〃

(参考) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

25. 法人課税の

区 分		表		面		税		率		
日本 (資本金1億円以下) 以下の法人	税 目	年400万円以下			年400万円超～年800万円			年800万円超		
	法 人 税	19.00% (15.00%*) 0.95 (0.75) 2.34 (1.85) 4.89			19.00% (15.00%*) 0.95 (0.75) 2.34 (1.85) 7.24			25.50% 1.28 3.14 9.59		
	道府県民 市町村税									
アメリカ	税 目	年50千ドル以下		年50千ドル～75千ドル		年75千ドル～1千万ドル		1千万ドル超		
	法 人 税	15.00% 8.84		25.00% 8.84		34.00% 8.84		35.00% 8.84		
イギリス	税 目	年 間 利 潤 額 30 万 ポ ン ド 以 下				年 間 利 潤 額 30 万 ポ ン ド 超				
	法 人 税	20.00%				24.00%				
ドイツ	税 目									
	法 人 税	15.00% 13.65								
フランス	税 目									
	法 人 税	33⅓%								

- (備考)
- 日本

1. 資本金1億円超の法人の実効税率は、34.61%（東京都の場合は35.64%）である。

2. 地方税の標準税率は、道府県民税は法人税額の5.0%、市町村民税は法人税額の12.3%である。

3. 実効税率の計算に当たっては、事業税は、翌期の法人税及び事業税の所得計算上損金に算入されるので、その点を調整している。

4. 平成20年10月以降の事業税については、地方法人特別税を含む。

5. *の法人税率については、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度に適用。

6. 平成23年度改正前（平成23年度）の法人課税の税率水準は、次のとおりである。

区分	年400万円以下	年400万円超～年800万円	年800万円超
法人税	22.00% (18.00%)	22.00% (18.00%)	30.00%
道府県民税	1.10 (0.90)	1.10 (0.90)	1.50
市町村民税	2.71 (2.21)	2.71 (2.21)	3.69
事業税	4.89	7.24	9.59
調整後	29.26	30.82	36.04

※括弧内の税率については、平成21年4月1日から平成24年3月31日までに終了する事業年度について適用。

7. 軽減税率については、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。

8. 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、基準法人税額の10%の復興特別法人税が課される。

26. 法人の種類別法人数,

区 分		法 人 数	所 得 金 額		税 額
			利 益	欠 損	
内 普 国 法 人 人 会 通 社 人 等 う ち 特 定 目 的 会 社 企 業 組 合 人 医 療 法 人 (旧)中 間 法 人 小 計 人 人 格 の な い 社 団 等 協 同 組 合 等 会 農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会		2,839,083	283,932	234,432	
		1,403	47	2,924	
		1,843	24	25	
		45,618	7,850	1,597	
		263	4	7	
		2,886,807	291,809	236,061	77,299
		13,042	113	174	24
		3,179	6,352	252	

- (備考)
1. 「国税庁統計年報」による。

2. 「法人数」は、平成22年6月30日時点での件数であり連結親法人及び子法人の数を含んでいる。

3. 「所得金額」及び「税額」については、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成22年7月31日現在

税率の国際比較

調		整		後	
年400万円以下		年400万円超～年800万円		年800万円超	
$\begin{pmatrix} 18.11\% & 14.30\%* \\ 0.91 & 0.72 \\ 2.23 & 1.76 \\ 4.66 & 4.66 \end{pmatrix}$		$\begin{pmatrix} 17.72\% & 13.99\%* \\ 0.89 & 0.70 \\ 2.18 & 1.72 \\ 6.75 & 6.75 \end{pmatrix}$		$\begin{pmatrix} 23.27\% \\ 1.16 \\ 2.86 \\ 8.75 \end{pmatrix}$	
(計) 25.91 ((計) 21.44)		(計) 27.54 ((計) 23.16)		(計) 36.04	
年50千ドル以下		年50千ドル～75千ドル		年75千ドル～1千万ドル	
$\begin{pmatrix} 13.67\% \\ 8.84 \end{pmatrix}$		$\begin{pmatrix} 22.79\% \\ 8.84 \end{pmatrix}$		$\begin{pmatrix} 30.99\% \\ 8.84 \end{pmatrix}$	
(計) 22.51%		(計) 31.63%		(計) 39.83%	
年間利潤額 30万ポンド以下		年間利潤額 30万～150万ポンド超		年間利潤額 150万ポンド超	
20.00%		20.00～24.00%		24.00%	
		15.83%			
		13.65			
(計)		29.48%			
		33⅓%			
(計)		33⅓%			

- アメリカ { 1. 課税所得10万ドル超の法人については、所得が10万ドルを超える部分の5%相当額（11,750ドルを限度とする。）を、課税所得1千5百万ドル超の法人については、所得が1千5百万ドルを超える部分の3%相当額（10万ドルを限度とする。）を、上記税率を用いて計算した額に算入して法人税額とする。
2. 実効税率の計算に当たっては、州法人税（ロサンゼルス市を例にとった。）は連邦税の計算上損金に算入されるので、その点を調整している。なお、ニューヨーク市の実効税率は45.67%である。
- イギリス { 1. 年間利潤額とは、法人の課税所得に、受取配当額（グループ内の他の法人から受け取ったものを除く。）及びその90分の10相当額を加算した額である。
2. 年間利潤額30万～150万ポンドの法人については、課税所得に28%の税率を乗じて税額を算出した後、（150万ポンド－年間利潤額）× $\frac{\text{課税所得}}{\text{年間利潤額}} \times \frac{7}{400}$ を算出税額から控除する。
3. イギリスの法人税率は、2013年4月より23%、2014年4月より22%に引き下げられる予定。
- ドイツ { 1. 営業税は市町村税であるが、ここでは2010年の全ドイツ平均値を用いている。
2. 実効税率の計算においては、付加税（法人税額に対して5.5%の税率で課税）を加算している。

所得金額及び税額（平成21年度）

（単位 件、億円）

区 分	法 人 数	所 得 金 額		税 額
		利 益	欠 損	
消費生活協同組合及び同連合会	683	960	160	
中小企業協同組合（企業組合を除く。）	16,713	512	288	
漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会	2,027	114	198	
森林組合及び同連合会	3,230	72	24	
その他の	21,050	3,932	1,722	
小 計	46,882	11,941	2,644	2,401
公 益 法 人 等	45,490	2,368	2,609	493
外 国 法 人	5,800	3,355	4,014	964
小 計	2,998,021	309,586	245,503	81,182
連 結 法 人	—	23,007	24,198	4,346
合 計	2,998,021	332,592	269,700	85,528

で調査したものである。

4. 「税額」欄は、所得金額及び留保金額に対する税額から、所得税額等の税額控除を差し引いた税額を示す。
5. 「(旧) 中間法人」には、無限責任中間法人のほか、一部の一般社団・財団法人が含まれている。

27. 法人の資本金階級別の所得

資本金階級 所得階級	番 号	500万円未満		500万円以上		1,000万円以上		5,000万円以上		1億円以上	
		法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額
利益計上法人											
100万円未満	1	118,882	458	32,888	131	76,942	322	2,331	11	413	2
100万円以上	2	38,207	574	11,853	175	37,560	514	1,719	23	254	4
200万円	3	22,297	575	7,136	179	23,742	554	1,242	28	235	6
300万円	4	25,183	1,032	8,995	355	31,731	1,177	1,913	69	429	16
500万円	5	26,128	1,925	10,810	768	45,804	3,118	3,092	208	696	49
1,000万円	6	13,876	2,024	6,601	907	38,463	5,204	3,906	519	1,052	145
2,000万円	7	7,318	2,283	4,169	1,207	35,964	10,857	5,835	1,750	2,082	667
5,000万円	8	1,690	1,181	1,031	676	14,392	9,662	4,131	2,680	2,121	1,465
1億円	9	658	900	394	512	6,699	8,925	3,071	3,885	2,133	2,954
2億円	10	282	848	111	307	3,184	9,134	2,322	6,385	2,853	8,871
5億円	11	45	281	20	129	644	4,180	649	3,956	1,255	8,414
10億円	12	12	269	6	141	221	4,571	296	4,828	1,025	23,046
計	13	254,578	12,350	84,014	5,487	315,346	58,216	30,507	24,341	14,548	45,638
欠損法人	14	888,915	20,284	249,277	7,593	684,308	43,900	36,817	10,424	15,056	16,077

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成23年7月31日現在で調査したものである。
3. 決算期が年2回以上の法人の所得金額は上期と下期の合計額により、「利益」の事業年度と「欠損」の事業年度がある場合は、利益事業年度の所得金額は「利益計上法人」欄に含め、欠損事業年度の欠損金額は「欠損法人」欄に含めた。

28. 法人数（普通法人）の業種別の資本金階級別表（平成22年度）

（単位 社）

業種	100万円未満	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上	合 計
農 林 水 産 業	1,653	14,052	5,414	4,720	514	122	4	1	2	26,482
鉱 業	33	936	538	2,172	174	84	39	16	22	4,014
建 設 業	8,430	168,758	70,164	154,082	6,144	1,365	149	52	36	409,180
繊 維 工 業	291	3,812	1,388	7,076	344	150	17	9	8	13,095
化 学 工 業	525	9,351	3,900	17,468	2,445	1,384	314	88	124	35,599
鉄 鋼 金 属 工 業	663	19,368	7,216	24,004	2,049	720	120	44	42	54,226
機 械 工 業	1,197	28,504	10,782	36,898	4,074	2,088	427	129	177	84,276
食 料 品 製 造 業	1,317	16,840	6,276	19,130	1,566	834	130	32	40	46,165
出 版 印 刷 業	840	16,104	4,518	20,729	984	384	36	5	6	43,606
その他の製造業	1,737	34,117	11,974	36,256	2,907	1,092	135	36	42	88,296
卸 売 業	3,771	95,868	24,118	120,554	10,095	4,308	422	77	73	259,286
小 売 業	12,270	167,903	50,998	100,858	5,583	1,473	205	34	66	339,390
料理飲食旅館業	5,391	60,560	17,340	25,072	2,595	909	103	18	12	112,000
金 融 保 険 業	4,434	25,011	3,726	11,918	1,600	1,856	680	178	367	49,770
不 動 産 業	9,440	110,924	28,442	119,313	7,902	3,008	203	38	40	279,310
運輸通信公益事業	1,179	19,420	14,118	38,714	3,627	2,248	386	57	117	79,866
サ ー ビ ス 業	41,672	247,291	58,432	232,167	12,705	6,824	550	80	99	599,820
企 業 組 合	580	606	237	205	18	5	0	0	0	1,651
相 互 会 社	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
医 療 法 人	3,734	4,911	13,710	28,318	1,998	750	3	2	1	53,427
計	99,157	1,044,336	333,291	999,654	67,324	29,604	3,923	896	1,279	2,579,464

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了した事業年度について、平成23年7月31日現在で調査したものである。
3. 本表は、連結法人を除いている。
4. 相互会社は実態に即して便宜的に資本金100億円の階級として集計している。

階 級 別 表 (平成22年度)

(単位 社, 億円)

(単位 社, 億円)

10億円以上		100億円以上		合 計		番 号	所得階級	番 号	連結法人	
法人数	金 額	法人数	金 額	法人数	金 額				法人数	金 額
11	0	—	—	231,467	924	1	利 益 計 上 法 人	1	8	0
174	3	29	1	89,796	1,293	2	100万円 未 満	2	3	0
22	1	13	0	54,687	1,342	3	100万円 以 上	3	6	0
17	1	2	0	68,270	2,649	4	200万円	4	2	0
33	2	2	0	86,565	6,071	5	300万円	5	15	1
27	4	6	1	63,931	8,804	6	500万円	6	13	2
63	21	3	1	55,434	16,786	7	1,000万円	7	32	10
124	91	13	10	23,502	15,764	8	2,000万円	8	27	20
193	291	14	20	13,162	17,487	9	5,000万円	9	26	36
404	1,388	24	78	9,180	27,011	10	1億円	10	41	125
410	2,945	41	315	3,064	20,219	11	2億円	11	29	223
1,145	48,787	501	100,701	3,206	182,343	12	5億円	12	87	23,241
2,623	53,534	648	101,127	702,264	300,692	13	10億円	13	289	23,659
2,196	13,712	631	30,561	1,877,200	142,552	14	計	14	601	23,623
							欠 損 法 人			

29. 法 人 数 の 累 年 比 較

(単位 社, %)

区 分	普 通 法 人		協 同 組 合 等		公 益 法 人 等		計	
	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合	法 人 数	割 合
昭和45年分……	986,825	94.8	48,488	4.7	4,847	0.5	1,040,160	100.0
50……………	1,346,476	95.4	54,615	3.9	9,519	0.7	1,410,610	100.0
55……………	1,645,589	95.8	60,172	3.5	12,442	0.7	1,718,203	100.0
60……………	1,902,956	96.0	61,832	3.1	17,846	0.9	1,982,634	100.0
平成 5……………	2,561,830	96.9	57,842	2.1	22,367	0.8	2,642,039	100.0
6……………	2,608,444	97.0	57,626	2.1	22,912	0.9	2,688,982	100.0
7……………	2,650,201	97.0	57,452	2.1	23,470	0.9	2,731,123	100.0
8……………	2,694,814	97.1	57,124	2.1	24,075	0.9	2,776,013	100.0
9……………	2,667,689	97.0	56,721	2.1	24,689	0.9	2,749,099	100.0
10……………	2,699,881	97.1	56,052	2.0	25,374	0.9	2,781,307	100.0
11……………	2,730,482	97.1	55,393	2.0	25,980	0.9	2,811,855	100.0
12……………	2,766,457	97.1	55,067	1.9	26,459	0.9	2,847,983	100.0
13……………	2,791,841	97.1	54,313	1.9	27,957	1.0	2,874,111	100.0
14……………	2,806,347	97.1	53,613	1.9	30,397	1.1	2,890,357	100.0
15……………	2,790,489	97.0	52,529	1.8	32,631	1.1	2,875,649	100.0
16……………	2,809,691	97.0	51,724	1.8	35,511	1.2	2,896,926	100.0
17……………	2,830,691	96.9	51,019	1.7	38,511	1.3	2,920,221	100.0
18……………	2,853,438	96.9	50,277	1.7	40,992	1.4	2,944,707	100.0
平成19年度……	2,892,567	96.9	48,594	1.6	43,278	1.5	2,984,439	100.0
20……………	2,890,928	96.9	47,635	1.6	44,331	1.5	2,982,894	100.0
21……………	2,886,807	96.9	46,882	1.6	45,490	1.5	2,979,179	100.0

- (備考) 1. 「国税庁統計年報書」による。
2. 「法人数」は平成22年6月30日現在の内国法人(人格のない社団等を除く。)の数である。
3. 平成19年度以降は、連結法人を含んでいる。

税 率	法人税
	(1) 「各事業年度の所得」については
	① 普通法人
	イ 資本金1億円以下のもの
	(年800万円以下の所得)
	留保分 63年度 平元 平2 平10 平11 平21(注1) 平24～(注1)
	配当分 30% 29% } 28% 25% 22% 18% 15%
	24% 26% }
	(年800万円超の所得)
	留保分 63年度 平元 平2 平10 平11 平24～
	配当分 42% 40% } 37.5% 34.5% 30% 25.5%
	32% 35% }
	ロ 資本金1億円超のもの
	留保分 63年度 平元 平2 平10 平11 平24～
	配当分 42% 40% } 37.5% 34.5% 30% 25.5%
	32% 35% }
	② 公益法人等
	イ 下記以外のもの
	63年度 平10 平11 平21 平24～
	27% 25% 22% 22% 19%
	(年800万円以下の所得) 平21 平24～
	18%*(注1)15%*(注1)
	ロ 公益社団・財団法人、非営利型一般社団・財団法人
	(年800万円以下の所得) (年800万円超の所得)
	平20 平21(注1) 平24～(注1) 平20 平24～
	22% 18% 15% 30% 25.5%
	③ 協同組合等*
	63年度 平元 平2 平10 平11 平21 平14～
	留保分 27% 27% } 27% 25% 22% 22% 19%
	配当分 22% 25% }
	(年800万円以下の所得) 平21 平24～
	18%*(注1)15%*(注1)
	*特定の協同組合等の年10億円超の所得金額に係る税率は22%
所 得 の 計 算 (主 な も の)	(注1) 平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%，平成24年4月1日前に開始し，かつ，同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%，平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。
	(注2) 普通法人の軽減税率については，大法人(資本金の額が5億円以上の法人等)の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。
	(2) 「清算所得」については
	63年度 平元 平2 平10 平11 平22～
	① 普通法人 37% 35.2% 33% 30.7% 27.1% } 通常の所得
	② 協同組合等 24.8% 24.8% 24.8% 23.1% 20.5% } 課税に移行
	(1) 受取配当等の益金不算入
	完全子法人株式会社等及び関係法人株式会社等（株式保有割合25%以上）以外の株式等に係る受取配当等（負債利子控除後の金額。以下同じ。）についてはその50%相当額が益金不算入，完全子法人株式会社等及び関係法人株式会社等に係る受取配当等についてはその全額（関係法人株式会社等に係る受取配当等は，負債利子控除後の金額）が益金不算入とされる。
	(注) 受取配当等には，証券投資信託（信託財産の75%超を株式又は外貨建資産で運用できるものを除く。）の収益分配金の2分の1（信託財産の50%超75%以下を株式で運用できるもの又は外貨建資産で運用できるものは，4分の1）を含む。
	(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入
	外国子会社（株式保有割合25%以上）の株式等に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。
	(3) 有価証券の期末評価方法
	売買目的の有価証券については時価法，その他の有価証券については原価法による。

度の概要

所得の計算（主なもの）（続）

(4) 棚卸資産の期末評価方法

原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。

(5) 減価償却（後掲）

(6) 引当金

① 貸倒引当金

イ 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等（※）の貸倒引当金の繰入限度額は、期末貸金を個別に評価する貸金（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の貸金とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する貸金については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する貸金については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。

（※）これらの法人以外の法人の平成24年度から平成26年度までの間に開始する各事業年度については、平成23年度改正前の損金算入限度額に対して、平成24年度は4分の3、平成25年度は4分の2、平成26年度は4分の1の引当てができる。

ロ 中小法人については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。）

② 賞与引当金

賞与引当金の積立は認められない。

（注）賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに（1ヵ月以内が限度）支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入できる。

③ 退職給与引当金

退職給与引当金の積立は認められない。なお、廃止前の退職給与引当金勘定の金額については、平成14年度から4年間（中小法人及び協同組合等については、10年間）で取り崩される。

④ 製品保証等引当金

製品保証等引当金の積立は認められない。

⑤ 特別修繕引当金

特別修繕引当金の積立は認められないが、一定の船舶が定期検査を受けるための修繕に要する費用の支出に備えるための特別修繕準備金（租税特別措置）の積立が認められる。平成23年度改正により特別修繕準備金の対象から除外された銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉等に係る準備金として積み立てられた金額については、平成24年度から4年間（中小法人及び協同組合等については、10年間）で取り崩される。

⑥ 返品調整引当金（省略）

(7) 収益計上基準の特例

① 長期工事に係る収益計上の特例

イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上で、かつ、請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。

ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。

② 割賦販売等に係る収益計上の特例

賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等及び資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。

法人社内留保課税

特定同族会社の留保金課税

法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。

30. 法人税制

法人課税(統) 留	特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金又は出資金の額が1億円以下の会社を除く。（資本金の額が1億円以下の法人のうち大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等については、特定同族会社の範囲から除外しない。））をいう。
租 税 の 特 別 減 免	(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4） ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%～10%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成24.3.31までの間に開始する事業年度については30%）相当額を限度とする。）ができる。 試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む4年間の平均売上金額）に対する割合である。 ② 特別試験研究費の税額控除制度…大学、公的研究機関等との共同試験研究・委託試験研究又は希少疾病用医薬品若しくは希少疾病用医療機器に関する試験研究について、①と合わせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額の税額控除（①の税額控除と合計して当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成24.3.31までの間に開始する事業年度については30%）相当額を限度とする。）ができる。 ③ 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等の試験研究費について、上記①、②の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%（平成21.4.1～平成24.3.31までの間に開始する事業年度については30%）を限度とする。）ができる。 控除限度超過額については、当期の試験研究費の総額が前期の試験研究費の総額を超えるときは、1年間の繰越し（上記①～③の税額控除と合計して当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。 なお、平成21,22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23,24年度において税額控除の対象とする。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とする。 ④ 上記①～③の基本制度とは別枠で、平成20.4.1～平成26.3.31までの間に開始する各事業年度において、下記イ、ロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%相当額を限度とする。）が講じられている。 イ 当期の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合 比較試験研究費を超える部分の5%相当額 ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合 超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額 (2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5） 指定期間（平成23.4.1～平成26.3.31）内にエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等した場合に、取得価額の30%相当額の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等以外の法人は、税額控除を選択できない。）。控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。なお、平成24.7.1～平成25.3.31の間に一定の太陽光又は風力利用設備等を取得等した場合には既時償却ができる。 (3) 中小企業投資促進税制（措法42の6） 中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～平成26.3.31）内に特定機械装置等を取得等した場合に、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等のうち、資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。 (4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9） 製造業者等が平成14.4.1～平成29.3.31の内一定の期間内に次の地区内において工業用機械等を取得等した場合に、取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）ができる。 控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。 ① 観光地形成促進地域 ② 情報通信産業振興地域 ③ 産業高度化・事業革新促進地域 ④ 国際物流拠点産業集積地域 ⑤ 金融業務特別地区

度の概要 (続)

租税の特例減免(続)	(5) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） 総合特別区域法の指定法人が指定期間（総合特別区域法の施行の日～平成26.3.31）内に国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等を取得等した場合に、取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却と15%（建物等については8%）の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。 控除限度超過額については1年間の繰越しができる。 (6) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12） 適用年度（平成23.4.1～平成26.3.31までの間に開始する各事業年度）及び適用年度の前事業年度において会社都合の離職者がいないことについて公共職業安定所の長に証明された法人が、当該適用年度末の雇用者のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して5人以上（中小企業者等については、2人以上）、かつ、10%以上増加したこと等について公共職業安定所の長に証明された場合に、20万円に増加した雇用保険一般被保険者の数を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額を限度とする）ができる。 (7) 沖縄の認定法人の所得の特別控除（措法60） 沖縄振興特別措置法の認定を平成29.3.31までに受けた法人で次の地区内において新たに設立されたものについては、その設立後10年間、その地区内で行われる特定情報通信事業等に係る所得の40%相当額（金融業務特別地区内で金融業務を行う法人については、その金融業務に従事する者の人件費の20%相当額を限度とする。）の損金算入ができる。 ① 情報通信産業特別地区 ② 国際物流拠点産業集積地域 ③ 金融業務特別地区 (8) 国際戦略総合特別区域における指定特定目的法人の課税の特例（措法60の2） 総合特別区域法の指定を平成26.3.31までに受けた指定特定事業法人については、その指定後5年間、国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る事業のうち一定のものに係る所得の金額の20%相当額の損金算入ができる。 (9) 認定研究開発事業法人等の課税の特例（措法61） 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の認定を平成26.3.31までに受けた法人については、その認定後5年間、次の所得の金額の20%相当額の損金算入ができる。 ・研究開発事業計画の認定を受けた認定研究開発事業者の当該計画に記載された研究開発事業に係る所得の金額 ・統括事業計画の認定を受けた認定統括事業者の当該計画に記載された統括事業に係る所得の金額
使支出の課税の特例 途秘がある 匿金の場	平成6.4.1から平成26.3.31までの間の法人の使途秘匿金の支出に対しては、通常の法人税に加え、40%の法人税の追加課税を行う。（措法62） 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。
欠損金の繰越し繰戻し	(1) 法人の各事業年度開始の日前9年以内（注）に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。 ただし、所得金額の80%相当額を限度とする（中小法人等を除く）。 ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額 ② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額 （注）平成20年3月31日以前に終了した事業年度については7年以内に生じた欠損金額が対象。 (2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻還付ができる。 （注）資本金の額が1億円超の法人の平成4.4.1から平成26.3.31までの間に終了する事業年度において生じた欠損金については、解散、事業の全部の譲渡、更生手続の開始等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用されない（措法66の13）。（繰戻還付制度について、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等についても不適用とする。）

30. 法人税制度の概要(続)

納 期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が6ヶ月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2ヶ月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3ヶ月以内） 事業年度が6ヶ月を超える法人は最初の6ヶ月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2ヶ月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3ヶ月以内） なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。
その他の法人課税 (備考)	事業税 年所得400万円以下 4.89% 800万円以下 7.24% 800万円超 9.59% 道府県民税 法人税額の 5% 市町村民税 12.3% (注) 税率は標準税率である。 資本金1億円超の法人については、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税（付加価値割（0.48%）、資本割（0.2%））が導入され、事業税の所得割に係る税率は、所得400万円以下は3.8%、800万円以下は5.5%、800万円超は7.2%である。 法人事業税には、地方法人特別税を含む。
(参 考) 資 産 再 評 価	(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税 (2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ (3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税。ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免 (4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税

31. 連結納税制度の概要

連結納税制度とは、親法人である内国法人とその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人のすべてを一の納税単位として計算した各連結事業年度の連結所得に対する法人税について、その親法人である内国法人が申告・納付する制度である。

適用納税人義務	内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人（普通法人に限る。）のすべてが、その内国法人を納税義務者として法人税を納めることにつき国税庁長官の承認を受けた場合には、これらの法人は、その内国法人を納税義務者として法人税を納めるものとする。 なお、連結納税の承認の取消しの処分又は取りやめの承認を受けた法人は、5年間、連結納税の適用法人にはならない。
適用方法等	(1) 承認申請等 ① 原則 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前までに、内国法人及びその内国法人との間にその内国法人による完全支配関係がある他の内国法人のすべての連名で、承認申請書を親法人である内国法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 ② 設立事業年度等の承認申請特例 親法人である内国法人が新設法人の場合の承認申請書の提出期限は、次のとおり。 イ 設立事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 ロ 設立事業年度の翌事業年度を最初の連結事業年度としようとする場合 設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 (2) 連結納税の承認の取消し等 ① 連結法人につき、帳簿書類の保存義務違反、仮装隠蔽等の事実がある場合には、国税庁長官は、その連結法人に係る連結納税の承認を取り消すことができる。 ② 連結親法人と内国法人との間にその内国法人による完全支配関係が生じたこと等の一定の事実が生じた場合には、連結納税の承認は取り消されたものとみなされ、また、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合等には、その連結子法人に係る連結納税の承認は取り消されたものとみなされる。 ③ 連結法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて連結納税の適用を受けることをやめることができる。
事業年度及び連結事業年度	(1) 事業年度 ① 連結納税の適用を受ける法人について、その適用開始の前後でみなし事業年度を設ける。 ② 連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人について、その完全支配関係を有することとなった日の前後でみなし事業年度を設ける。 ③ 連結子法人の事業年度が連結親法人の事業年度と異なる場合には、連結親法人事業年度をみなし事業年度とする。 (2) 連結事業年度 ① 連結事業年度は、連結親法人事業年度開始の日から終了の日までの期間とする。 ② 他の内国法人が連結親法人事業年度の中途において連結親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その完全支配関係を有することとなった日から連結親法人事業年度終了の日までの期間を他の内国法人の最初の連結事業年度とする。
連・結加入税前の開始処理	(1) 連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価 連結納税の承認を受けた他の内国法人が連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産、又は連結親法人による完全支配関係を有することとなった他の内国法人が連結加入直前事業年度終了の時に有する時価評価資産については、その評価益又評価損を計上する。ただし、次に掲げる法人については、その評価益又は評価損の計上を行わない（加入の場合は、③～⑥）

31. 連 結 納 税

連結納税の開始・加入前の処理（続）	① 株式移転に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの ② 内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に長期（5年超）保有している法人 ③ 内国法人等が設立した法人で発行済株式の全部を直接又は間接に保有している法人 ④ 適格株式交換に係る完全子法人で内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有しているもの ⑤ 適格合併に係る被合併法人が発行済株式の全部を直接又は間接に保有していた法人でその適格合併により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなったもの等 ⑥ 法令の規定に基づく株式の買取り等により内国法人が発行済株式の全部を直接又は間接に有することとなった法人 (2) 長期割賦販売等に係る繰延損益 連結納税の開始又は連結納税への加入に伴い資産の時価評価損益の計上を行う他の内国法人が、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において延払基準を適用している場合には、その繰り延べている長期割賦販売等に係る損益について、連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度において計上する。
連結所得金額	(1) 連結所得金額の計算の基本的な仕組み ① 連結法人税の課税標準は、連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額とする。 ② 各連結事業年度の連結所得の金額は、連結事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額とする。 ③ 連結事業年度の益金の額及び損金の額については、個々の法人ごとに計算した金額の合計額が連結納税における益金の額は損金の額となるものは単体納税に関する規定を借用して計算し、連結グループ全体で計算するものは法人税法第81条の4から第81条の10までの規定により計算する。 (2) 個別益金額・個別損金額の益金又は損金算入 個々の法人ごとに計算するものにつき、連結事業年度の期間を各事業年度の所得に対する法人税が課される事業年度として所得の金額を計算するものとした場合に益金となる金額（個別益金額）又は損金となる金額（個別損金額）は、その連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。 ただし、次のような項目については、次のとおり、連結納税に係る独自の取扱いがなされる。 ① 連結法人税の負担額又は減少額の益金又は損金算入 イ 連結親法人が連結子法人から受け取る連結法人税の負担額及び連結子法人が連結親法人から受け取る連結法人税の減少額は、益金の額に算入しない。 ロ 連結親法人が連結子法人に支払う連結法人税の減少額及び連結子法人が連結親法人に支払う連結法人税の負担額は、損金の額に算入しない。 ② 貸倒引当金 連結完全支配関係がある他の連結法人に対する金銭債権は、繰入限度額の計算の対象となる金銭債権から除く。 ③ 会社更生等の場合の欠損金の損金算入 連結法人について会社更生等に伴う債務免除等があった場合には、繰り越された欠損金額のうち一定額は個別損金額として損金の額に算入する。 ④ 連結子法人株式の帳簿価額修正 連結法人が保有する連結子法人の株式を譲渡等する場合には、その譲渡等の前に、その連結子法人の株式の帳簿価額の修正及び利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少の処理を行う。 ⑤ 長期割賦販売等に係る益金・損金算入 長期割賦販売等に該当する資産の販売等には、連結完全支配関係がある他の連結法人に対する譲渡損益調整資産の販売等は含まない。 (3) 連結グループ全体で計算するもの 次のような項目については、連結グループを一体として益金又は損金算入額を計算する。 ① 受取配当等の益金不算入 イ 連結法人が受ける株式等に係る配当等の額のうち、a～cの金額は、益金の額に算入しない。 a 完全子法人株式等に係る配当等の額の金額 （注）完全子法人株式等とは、連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の株式等のうち一定のものをいう。

制 度 の 概 要 (続)

連 結 所 得 の 金 額 (続)

- b 関係法人株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額
(注) 関係法人株式等とは、発行済株式の総数の25%以上の株式を配当等の効力発生日以前6月以上継続して保有している場合のその株式(完全子法人株式等を除く)をいう。
- c 完全子法人株式等及び関係法人株式等にいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額から負債の利子の額を控除した残額の50%相当額。
- ロ 関係法人株式等の判定は連結グループを一体として行う。
- ② 寄附金の損金不算入
連結事業年度における寄附金の損金算入限度額は、連結親法人の連結個別資本金等の額又は連結所得の金額を基に連結グループを一体として計算する。
- ③ 連結欠損金の繰越し
イ 連結欠損金の繰越控除
連結親法人の各連結事業年度開始の日前9年以内に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額は、損金の額に算入する。
ただし、連結所得の金額の80%相当額を限度とする(中小法人等である連結親法人を除く)。
- ロ みなし連結欠損金額
次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、繰越控除の対象となる連結欠損金額とみなす。
a 連結親法人の連結納税の開始前の欠損金額
b 株式移転に係る株式移転完全子法人であった連結法人の連結納税の開始前の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額(非適格株式移転の日の属する事業年度前に生じた欠損金額を除く)。
c 連結親法人が連結グループ外の法人を被合併法人とする適格合併等を行った場合のその被合併法人等の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額
d 連結納税の開始・加入に伴う時価評価の適用対象外となる連結子法人のその開始・加入前に生じた欠損金額
- ハ 連結欠損金額の減額
連結子法人が連結グループから離脱等をした場合には、連結欠損金個別帰属額を単体納税における欠損金額とみなす。
なお、連結子法人の離脱等があった場合には、連結欠損金額のうち、その連結子法人の連結欠損金個別帰属額の全部又は一部に相当する金額は、ないものとされる。
(注) 連結欠損金個別帰属額とは、連結欠損金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいう。
- ④ 連結法人に係る租税特別措置
イ 租税特別措置による特別償却
特定設備等の特別償却など、租税特別措置による各種特別償却を適用することができる。
- ロ 租税特別措置による準備金
海外投資等損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金など、租税特別措置による各種準備金の積立てをすることができる。
- ハ その他の所得計算に関する租税特別措置
交際費等の損金不算入、特定資産の買換えの場合の課税の特例などの適用がある。

連 結 法 人 税 額 の 計 算

(1) 税率	平14～	平21～	平24～
① 普通法人である連結親法人の税率	30%	30%	25.5%
② 中小法人である連結親法人の軽減税率(年800万円以下の部分)	22%	{ 22% 18%(注1)	19%
			15%(注2)
③ 協同組合等である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{ 23% 19%(注1)	20%
			16%(注2)
④ 特定の医療法人である連結親法人の軽減税率 (年800万円以下の部分)	23%	{ 23% 19%(注1)	20%
			16%(注2)
⑤ 特定の協同組合等である連結親法人の税率 (年10億円超の部分)	26%	26%	22%

31. 連結納税制度の概要(続)

連結法人税額の計算	(注1) 平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度に適用される。 (注2) 平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度に適用される。 (注3) 連結親法人のうち資本金の額が5億円以上の法人等の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている子法人等については、軽減税率は適用しない。 (2) 連結特定同族会社の留保金課税 連結親法人が特定同族会社に該当する場合で、連結留保金額が連結留保控除額を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率(10%, 15%, 20%)を適用して計算した留保税額が課される。 (注) 特定同族会社とは、1株主グループ(その同族関係者を含む。)による持株割合等が50%を超える会社(資本金又は出資金の額が1億円以下の会社を除く。(資本金の額が1億円以下の法人のうち資本金の額が5億円以上法人等の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている子法人等については特定同族会社の範囲から除外しない。))をいう。 (3) 所得税額の控除 ① 利子配当等の元本の所有期間は、連結グループを一体として捉え、その元本が連結グループ内で移転した場合には、その所有期間を通算する。 ② 簡便法により控除所得税額を計算する場合には、連結グループを一体として計算する。 (4) 外国税額の控除 ① 控除限度額は、連結グループを一体として計算する。 ② 外国税額の控除額は、連結控除限度個別帰属額や個別控除対象外国法人税の額をもとにそれぞれの連結法人ごとに計算される金額の合計額とする。 (5) 連結法人税の個別帰属額 連結法人税の負担額として支出すべき金額と連結法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の個別所得金額又は個別欠損金額に法人税率を乗じて計算した金額に、税額調整金額を加算し又は減算した金額とされる。
申告・納付等	(1) 連結確定申告 連結親法人は、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に税務署長に連結確定申告書を提出しなければならない。 (2) 連結確定申告書の提出期限の延長 会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定しないため又は連結所得の金額等の計算を了することができないため、連結確定申告書をその提出期限までに提出できない常況にあるときは、連結親法人の申請によりその提出期限を2月間延長することができる。 (3) 個別帰属額等の届出 連結子法人は、連結確定申告書の提出期限までに、個別帰属額等を記載した書類をその連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。 (4) 納付 ① 連結親法人は、連結中間申告書に係る中間申告税額及び連結確定申告書に係る確定申告税額について、それぞれその申告書の提出期限までに納付しなければならない。 ② 連結子法人は、連結法人税について、連帯納付の責めに任ずる。
その他	(1) 連結法人に係る行為又は計算の否認 税務署長は、連結法人の行為又は計算で法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、その課税標準、税額等を計算すること等ができる。 (2) 質問検査権 連結親法人の所轄税務署等の職員は連結子法人に対して質問検査をすることができる。

32. 減価償却制度の概要

普 通 償 却 方 法	減価償却資産の	① 建物及びその附属設備 ④ 船 舶 ⑦ 工具、器具及び備品	② 構築物 ⑤ 航空機 ⑧ 鉱業権、特許権等19種類の無形固定資産	③ 機械及び装置 ⑥ 車両及び運搬具 ⑨ 牛、馬、果樹等
	償却方法	① 有形減価償却資産 建物 定額法 建物以外 定額法又は定率法（※）（鉱業用は、生産高比例法も選択可） （※）平成19.4.1以後取得するものについては250%定率法、平24.4.1以後取得するものについては200%定率法による。 ② 無形固定資産（鉱業権を除く）定額法 ③ 鉱業権 定額法又は生産高比例法 ④ 生 物 定額法 ⑤ 所有権移転外リース取引によるリース資産 リース期間定額法 （備考） 資産の使用実態に応じ、増加償却制度、陳腐化償却制度及び耐用年数の短縮制度が適用できる。		
	耐用年数	財務省令により、資産の種類別にすべて法定されている。ただし、資産の材質、製作方法等又は使用時間が異なるため耐用年数が法定年数と著しく異なる場合には、国税局長の承認を受けて年数の短縮、又は増加償却を行うことができる。		
	陳腐化	なし		
	償の却繰不足し	特別償却に係る償却不足額に限り1年間の繰越しが認められる。		
特 別 償 却		(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5） (2) 中小企業投資促進税制（措法42の6） (3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11） (4) 特定設備等の特別償却（措法43） ① 公害防止用設備 基準取得価額の8% ② 海運業の経営合理化及び環境への負荷の低減に資する船舶 16%（一定の外航近代化船（日本船舶以外を除く）及び環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶 18%） (5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の12%（建物等については：6%）の特別償却（措法43の2） (6) 生衛法の振興計画により設置される共同利用施設の6%の特別償却（措法44の3） (7) 特定農産加工品生産設備及び新用途米穀加工品等製造設備の30%の特別償却（措法44の4） (8) 特定高度通信設備の15%特別償却（措法44の5） (9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45） ① 半島振興対策実施地域、過疎地域、離島振興対策実施地域等及び振興山村 10%（建物等については6%） ② 沖縄の産業高度化・事業革新推進地域 34%（建物等については20%） ③ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域 50%（建物等については25%） ④ 沖縄の離島の地域（旅館業用建物等） 8% (10) 医療用機器等の特別償却（措法45の2） 医療用機器の12%（医療安全に資する機器については16%）の特別償却 (11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法46の2） 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 5年間24%（工場用建物等については32%） (12) 支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の30%の割増償却（措法46の3） (13) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の32%の割増償却（措法46の4）		

32. 減価償却制度の概要(続)

特別償却 (続)	(14) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の5年間28%（耐用年数が35年以上のものは40%）の割増償却（措法47） (15) 特定再開発建築物等の5年間10%（認定計画（認定があったものとみなされる特定都市再生緊急整備地域に係る整備計画を含む。）に基づく都市再生事業により整備される建築物及び認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物については50%）の割増償却（措法47の2） (16) 倉庫用建物等の5年間10%の割増償却（措法48）
その他	（減耗償却） 鉱業を営む者が、鉱物の売上高の12%（ただし、鉱業所得の50%を限度とする。）を採鉱準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入ができる。ただし、準備金積立て後3年以内に新鉱床探鉱の費用等を使用しなかった場合は、益金に算入される。 なお、3年以内に新鉱床探鉱費を支出したときは、準備金を取り崩して益金に算入するとともに、「新鉱床探鉱費の特別控除」により益金算入額と同額（その年の所得金額を限度とする。）の所得控除ができる。（この方法により、準備金を所得控除に振り替えるわけである。） また、海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得の50%を限度として海外探鉱準備金として積み立て、海外新鉱床探鉱費の支出に充てた場合にも、同様の措置が講じられている。

33. 減価償却の実施状況

(1) 累年比較

(単位 億円, %)

区 分	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)/(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
平成13年分……………	431,574	403,261	93.4	1,039	557
14……………	425,220	397,099	93.4	836	441
15……………	423,494	391,873	92.5	726	402
16……………	434,314	402,526	92.7	1,180	729
17……………	411,302	375,449	91.3	948	567
18……………	444,706	414,534	93.2	1,850	1,422
平成19年度……………	433,477	403,308	93.0	2,708	2,673
20……………	487,859	441,912	90.6	1,670	1,536
21……………	462,927	417,094	90.1	998	646
22……………	409,467	378,966	92.6	1,002	755

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 「減価償却費」欄の金額には、「前期から繰り越した償却不足額」欄の金額を含まない。

(2) 業 種 別 (平成22年度)

(単位 億円, %)

区 分 業 種	減 価 償 却 費		損金算入割合 (B)/(A)	前期から繰り越した償却不足額	
	損金算入限度額(A)	損金算入額(B)		損金算入限度額	損 金 算 入 額
農 林 水 産 業	2,379	2,094	88.0	3	0
鉱 業	2,158	2,036	94.4	2	1
建 設 業	13,710	11,538	84.2	27	4
繊 維 工 業	1,722	1,589	92.3	21	18
化 学 工 業	28,861	27,907	96.7	450	433
鉄 鋼 金 属 工 業	16,184	15,534	96.0	53	34
機 械 工 業	41,757	39,234	94.0	90	49
食 料 品 製 造 業	11,007	10,538	95.7	15	11
出 版 印 刷 業	6,027	5,515	91.5	15	7
そ の 他 の 製 造 業	14,237	13,529	95.0	17	9
卸 売 業	19,212	18,045	93.9	34	23
小 売 業	19,002	17,618	92.7	11	8
料 理 飲 食 旅 館 業	8,157	7,219	88.5	4	3
金 融 保 険 業	19,063	17,232	90.4	7	7
不 動 産 業	16,957	16,080	94.8	19	16
運 輸 通 信 公 益 事 業	61,037	57,466	94.1	181	96
サ ー ビ ス 業	60,856	54,046	88.8	38	25
そ の 他 の 法 人	7,582	7,266	95.8	3	1
連 結 法 人	59,559	54,480	91.5	11	10
合 計	409,467	378,966	92.6	1,002	755

(注) 「(1) 累年比較」の表と同じ。

34. 資本金階級別交際費等支出額の状況等

(1) 累 年 比 較

(単位 億円, %)

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損 金 不 算 入 額 (B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)	営 業 収 入 千 円 当 た り
	億円	億円	%	円
平成11年分……………	43,918	25,195	57.4	2.88
12……………	43,908	26,789	61.0	2.81
13……………	39,135	22,836	58.4	2.50
14……………	37,426	21,730	58.1	2.60
15……………	34,645	19,450	56.1	2.47
16……………	34,393	16,854	49.0	2.37
17……………	35,338	17,708	50.1	2.43
18……………	36,816	18,929	51.4	2.47
平成19年度……………	33,800	16,665	49.3	2.16
20……………	32,261	16,108	49.9	2.27
21……………	29,979	11,839	39.5	2.26
22……………	29,360	11,703	39.9	2.17

(備考) 国税庁「会社標本調査結果」による。

(2) 資本金階級別 (平成22年度)

(単位 億円, %)

区 分	交際費等支出額(A)	左 の う ち 損 金 不 算 入 額 (B)	不 算 入 割 合 (B)／(A)	1 社 当 た り の 支 出 交 際 費 等
資本金階級	億円	億円	%	千円
1,000万円 未 満	8,082	910	11.3	547
1,000万円 以 上	11,167	2,016	18.1	1,117
5,000万円 “	2,304	985	42.8	3,000
1億円 超	1,636	1,636	100.0	8,121
10億円 以 上	4,792	4,792	100.0	78,585
連 結 法 人	1,379	1,365	99.0	154,908
合 計	29,360	11,703	39.9	1,138

(備考) 1. 国税庁「会社標本調査結果」による。
2. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了した事業年度について平成23年7月31日現在で調査したものである。

35. 交 際 費 の 損 金 不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損 金 不 算 入 額 の 計 算 方 法	
			損 金 不 算 入 額 の 計 算	備 考
昭和29年度改正(創設)	昭和29.4.1～31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{④基準年度の交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 70\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合(例えば製造業0.8%、卸小売業0.25%、建設業1.2%等)を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1～32.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32 〃	32.4.1～34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{④基準年度の交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 60\% \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right\}$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。(例えば第1次金属製造業0.4%、卸小売業0.25%、医薬品製造業1.1%、建設業0.8%)
34 〃	34.4.1～36.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{④基準交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \right) \\ \text{又は} \text{②取引基準額のうちの多い方の金額} \end{array} \right\}$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36 〃	36.4.1～39.3.31 開始事業年度	全法人	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(300\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times \frac{1}{1,000} \right) \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39 〃	39.4.1～40.3.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末資本等の金額}}{1,000} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額(再評価積立金の額も含まれる。)の合計額をいう。 2 海外取引等に関し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40 〃	40.4.1～42.5.31 開始事業年度	〃	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末資本等の金額}}{1,000} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \\ \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\} \times 50\%$	
42 〃	42.6.1～44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額<基準交際費額るとき $\{ \text{限度超過額} - (\text{基準交際費額} - \text{支出交際費額}) \} \times 50\%$ (2) 支出交際費額>基準交際費額×105%のとき ④と②の合計額 $\text{④} (\text{支出交際費額} - \text{基準交際費額} \times 105\%) \times 100\%$ $\text{⑤} (\text{限度超過額} - \text{④の金額}) \times 50\%$ (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交際費額×105%のとき 限度超過額×50%	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末資本}}{1,000} \times \frac{2.5}{1,000} \right) \times \frac{\text{当期月数}}{12} \end{array} \right\}$ 3 海外取引等に関し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44 〃	44.4.1～46.3.31 開始事業年度	全法人	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46 〃	46.4.1～48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。

35. 交 際 費 の 損 金 不 算 入 制 度 の 沿 革 (続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損 金 不 算 入 額 の 計 算 方 法	
			損 金 不 算 入 額 の 計 算	備 考
48年度改正	48.4.1～49.3.31 開始事業年度	全法人	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49 〃	49.4.1～51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	
51 〃	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52 〃	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54 〃	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準（期末資本等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$ ）を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56 〃	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57 〃	57.4.1～ 平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額の全額を損金不算入とした。ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	昭和57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度改正、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成 6 〃	平6.4.1～ 平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
10 〃	平10.4.1～ 平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平年11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
14 〃	平14.4.1～ 平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
15 〃	平15.4.1～ 平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
18 〃	平18.4.1～ 平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
21年度 (経済危機 対策関連) 改正		〃	資本金1億円以下の法人の交際費について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
22年度改正	平18.4.1～ 平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成22.4.1以後終了する事業年度について適用。
23 〃	平18.4.1～ 平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。

36. 相 続 税 の 課 税 状 況

(1) 相続税の課税件数及び課税最低限の累年比較

区 分	死亡件数(A)	課税件数(B)	納付税額	$\frac{(B)}{(A)}$	(B)の指数	課 税 最 低 限	
	件	件	百万円	%			
昭和33年分…	684, 189	(13, 407)	5, 284	4, 670	0.8	100	150万円 + 30万円 × 法定相続人数
37……………	710, 265	(26, 856)	9, 461	22, 081	1.3	179	200万円 + 50万円 × 法定相続人数
39……………	673, 067	(29, 760)	10, 381	32, 624	1.5	196	250万円 + 50万円 × 法定相続人数
41……………	670, 342	(24, 877)	9, 232	37, 987	1.4	175	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高200万円)
46……………	684, 521	(78, 197)	25, 951	207, 388	3.8	491	400万円 + 80万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高400万円)
48……………	709, 416	(82, 504)	29, 231	375, 427	4.1	553	600万円 + 120万円 × 法定相続人数 (ほかに配偶者控除最高600万円)
50……………	702, 275	(42, 858)	14, 593	197, 312	2.1	276	2, 000万円 + 400万円 × 法定相続人数
55……………	722, 801	(78, 931)	26, 797	439, 935	3.7	507	〃
60……………	752, 283	(134, 475)	48, 111	926, 142	6.4	911	〃
平成 2……………	820, 305	(142, 286)	48, 287	2, 952, 675	5.9	914	4, 000万円 + 800万円 × 法定相続人数
4……………	856, 643	(156, 467)	54, 449	3, 409, 878	6.4	1, 030	4, 800万円 + 950万円 × 法定相続人数
7……………	922, 139	(143, 937)	50, 729	2, 172, 987	5.5	960	5, 000万円 + 1, 000万円 × 法定相続人数
9……………	913, 402	(134, 324)	48, 605	1, 933, 879	5.3	920	〃
10……………	936, 484	(139, 581)	49, 526	1, 682, 595	5.3	937	〃
11……………	982, 031	(136, 271)	50, 731	1, 687, 561	5.2	960	〃
12……………	961, 653	(128, 940)	48, 463	1, 521, 269	5.0	917	〃
13……………	970, 331	(120, 657)	46, 012	1, 477, 085	4.7	871	〃
14……………	982, 379	(115, 275)	44, 370	1, 286, 286	4.5	840	〃
15……………	1, 014, 951	(114, 723)	44, 438	1, 126, 333	4.4	841	〃
16……………	1, 028, 602	(111, 820)	43, 488	1, 065, 057	4.2	823	〃
17……………	1, 083, 796	(116, 309)	45, 152	1, 156, 712	4.2	855	〃
18……………	1, 084, 450	(115, 389)	45, 177	1, 223, 418	4.2	855	〃
19……………	1, 108, 334	(118, 582)	46, 820	1, 266, 612	4.2	886	〃
20……………	1, 142, 407	(120, 038)	48, 016	1, 251, 669	4.2	909	〃
21……………	1, 141, 865	(115, 574)	46, 439	1, 163, 159	4.0	879	〃

(備考) 1. 死亡件数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。ただし、昭和33年～44年には沖縄県を含まない。
2. 課税件数、納付税額は、「国税庁統計年報」による。ただし、納付税額には納税猶予税額を含まない。
3. 課税件数は相続税の課税があった被相続人の数であり、() 書は、相続税を課税された相続人の数である。

(2) 相続財産価額(課税価格)階級別表(平成21年分)

課 税 価 格 階 級	被相続人 の 数	課税価格	納付税額
	人	億円	億円
1 億 円 以 下	10,750 (23.1)	9,011 (8.9)	131 (1.1)
1 億 円 超	21,783 (46.9)	30,336 (30.0)	1,263 (10.9)
2 〃	6,601 (14.2)	15,926 (15.8)	1,346 (11.6)
3 〃	4,280 (9.2)	16,228 (16.1)	2,175 (18.7)
5 〃	1,369 (2.9)	8,004 (7.9)	1,375 (11.8)
7 〃	842 (1.8)	6,975 (6.9)	1,454 (12.5)
10 〃	639 (1.4)	8,588 (8.5)	2,079 (17.9)
20 〃	174 (0.4)	6,004 (5.9)	1,794 (15.4)
合 計	46,438 (100.0)	101,072 (100.0)	11,618 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 平成21年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。
3. () 内は構成比を示す。

(3) 相続財産種類別表(平成21年分)

区 分	人 員	取得財産価額
	人	億円
土 地	実 43,787	(49.7) 54,938
田 畑	11,044	(3.1) 3,397
宅 地	14,037	(5.7) 6,261
山林	43,161	(35.6) 39,326
その他の	9,974	(0.8) 865
家屋・構築物	13,206	(4.6) 5,088
事業(農業)用財産	41,668	(5.5) 6,059
有価証券	実 8,809	(0.4) 477
現金、預貯金等	実 35,993	(12.0) 13,307
家庭用財産	46,039	(22.3) 24,682
その他の財産	31,741	(0.1) 154
合 計	実 40,702	(9.9) 10,975
相続時精算課税適用財産価額	実 46,235	(100.0) 110,593
債 務	2,552	1,108
葬 式 費 用	41,030	10,036
合 計	45,201	1,178
差引純資産価額	実 45,838	11,214
加算贈与財産価額／ 暦年課税分贈与財産価額	実 46,278	100,487
課 税 価 格	7,883	586
	実 46,438	101,072

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 平成21年中に相続、遺贈又は相続時精算課税により財産を取得した者について提出された申告書(修正申告書を除く)による計数である。
3. () 内は構成比を示す。

37. 贈 与 税 の 課 税 状 況

(1) 贈与税の課税件数及び基礎控除額の累年比較

区 分	課税件数	納付税額	課税件数の指数	基礎控除額
	件	百万円		
昭和33年分…	71,865	2,160	100	20万円
39……………	53,451	5,380	74	40万円
50……………	104,760	30,705	146	60万円
55……………	239,080	59,091	333	〃
60……………	346,736	78,773	482	〃
平成 5……………	494,239	159,768	688	〃
6……………	472,449	131,233	657	〃
7……………	464,428	124,143	646	〃
8……………	449,893	133,454	626	〃
9……………	428,025	129,939	596	〃
10……………	402,792	116,582	560	〃
11……………	386,534	114,277	538	〃
12……………	354,095	95,456	493	〃
13……………	306,712	81,083	427	110万円
14……………	292,081	69,178	406	〃
15……………	276,274	87,725	384	〃
16……………	279,124	96,551	388	〃
17……………	280,328	115,857	390	〃
18……………	276,534	118,313	385	〃
19……………	260,990	107,362	363	〃
20……………	242,873	103,949	338	〃
21……………	236,274	101,762	329	〃

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 課税件数及び納付税額には、納税猶予されたものは含まない。

(2) 贈与財産価額階級別表 (平成21年分)

取 得 財 産 価 額 階 級	人 員	取得財産 価 額	納付税額
	人	億円	億円
150万円以下	112,906 (36.3)	1,358 (8.3)	21 (2.1)
150万円超	32,815 (10.6)	600 (3.7)	23 (2.2)
200 〃	67,801 (21.8)	1,966 (12.1)	110 (10.8)
400 〃	39,494 (12.7)	2,068 (12.7)	127 (12.5)
700 〃	19,028 (6.1)	1,677 (10.3)	78 (7.6)
1,000 〃	26,054 (8.4)	3,815 (23.4)	99 (9.7)
2,000 〃	9,776 (3.1)	2,331 (14.3)	44 (4.3)
3,000 〃	2,056 (0.7)	756 (4.6)	68 (6.7)
5,000 〃	1,039 (0.3)	1,729 (10.6)	447 (44.0)
合 計	310,969 (100.0)	16,301 (100.0)	1,016 (100.0)

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 平成21年分の納付税額がある者の申告分(修正申告を含まない。)による計数であり、税額には納税猶予されたものを含まない。
3. () 内は構成比を示す。

(3) 贈与財産種類別表 (平成21年分)

区 分	暦 年 課 税 分			相続時精算課税分		
	人 員	取得財産価額		人 員	取得財産価額	
	人		億円	人		億円
土 地	実 60,512	(33.1)	2,630	実 26,319	(30.7)	2,560
田	2,348	(0.8)	65	1,976	(1.3)	106
畑	2,052	(0.7)	56	1,619	(0.8)	67
宅 地	53,187	(29.9)	2,375	23,381	(26.6)	2,223
山 林	2,189	(0.4)	35	1,425	(0.4)	34
そ の 他	3,803	(1.2)	99	1,848	(1.6)	130
家 屋 ・ 構 築 物	23,721	(6.7)	534	13,204	(4.4)	371
事業(農業)用財産	実 270	(0.1)	5	実 130	(0.1)	10
有 価 証 券	実 50,958	(21.2)	1,684	実 2,422	(11.9)	994
現金, 預貯金等	117,239	(33.3)	2,651	29,277	(50.8)	4,241
家庭用財産	26	(0.0)	1	7	(0.0)	0
そ の 他 財 産	実 15,616	(5.6)	446	実 1,357	(2.1)	176
合 計	実 246,253	(100.0)	7,950	実 66,524	(100.0)	8,352

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 人員は、贈与税の納税人員であり、財産の種類別に該当のあるごとに1人として掲げてある。ただし、「実」は実人員を示す。
3. () 内は構成比を示す。

38. 平成23年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

国税局(所)	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年増減率	
			平成23年分	平成22年分	平成23年分	平成22年分
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	千円 2,400	千円 2,480	% ▲3.2	% ▲10.1
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	190	210	▲9.5	▲6.7
	盛岡	大通2丁目 大通り	275	300	▲8.3	▲14.3
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	1,840	2,050	▲10.2	▲12.8
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	160	180	▲11.1	▲7.7
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	185	200	▲7.5	▲9.1
	福島	栄町 福島駅前通り	175	185	▲5.4	▲5.1
関東信越	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	320	340	▲5.9	▲2.9
	宇都宮	馬場通り2丁目 大通り	340	350	▲2.9	▲5.4
	前橋	本町2丁目 本町通り	150	160	▲6.3	▲5.9
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2,250	2,300	▲2.2	▲8.0
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	500	530	▲5.7	▲3.6
	長野	大字南長野 長野駅前通り	340	370	▲8.1	▲5.1
東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅側通り	1,270	1,350	▲5.9	▲11.8
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	22,000	23,200	▲5.2	▲25.6
	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	5,910	6,040	▲2.2	▲7.4
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	275	285	▲3.5	▲5.0
金沢	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	430	440	▲2.3	▲4.3
	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	480	490	▲2.0	▲3.9
	福井	中央1丁目 駅前電車通り	290	295	▲1.7	▲4.8
名古屋	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	420	440	▲4.5	▲4.3
	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,160	1,210	▲4.1	▲4.0
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	5,810	5,810	0	▲20.2
	津	羽所町 津停車場線通り	200	200	0	0
大阪	大津	春日町 JR大津駅前通り	225	240	▲6.3	▲9.4
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	2,520	2,560	▲1.6	▲12.0
	大阪	北区角田町 御堂筋	6,800	7,240	▲6.1	▲19.9
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	2,420	2,460	▲1.6	▲8.9
	奈良	東向中町 大宮通り	510	510	0	▲3.8
	和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	400	410	▲2.4	▲4.7
広島	鳥取	栄町 若桜街道通り	155	170	▲8.8	▲8.1
	松江	朝日町 駅通り	175	195	▲10.3	▲7.1
	岡山	北区本町 市役所筋	970	1,050	▲7.6	▲5.4
	広島	中区基町 相生通り	1,840	1,960	▲6.1	▲7.5
	山口	小郡黄金町 山口阿知須字部線通り	180	190	▲5.3	0
	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	370	400	▲7.5	▲9.1
高松	高松	兵庫町 中央通り	370	400	▲7.5	▲7.0
	松山	湊町5丁目 伊予鉄松山市駅前通り	670	710	▲5.6	▲5.3
	高知	本町1丁目 電車通り	245	270	▲9.3	▲6.9
	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	4,640	4,590	1.1	▲16.2
熊本	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	190	200	▲5.0	▲7.0
	長崎	浜町 浜市アーケード	820	860	▲4.7	▲4.4
	熊本	手取本町 下通り	1,270	1,360	▲6.6	▲12.3
	大分	府内町1丁目 中央通り	450	490	▲8.2	▲12.5
沖縄	宮崎	橘通西3丁目 橘通り	290	310	▲6.5	▲6.1
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	820	840	▲2.4	▲2.3
	那覇	久茂地3丁目 国際通り	520	540	▲3.7	▲3.6

(注) 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基として算定した価格の80%により評価しています。

39. 相続税及び贈与

区 分	相 続 税														
納 税 義 務 者	相続又は遺贈により財産を取得した者														
課 税 価 格	相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額														
基 礎 控 除 等	5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数） （注） 法定相続人の数に含まれる養子の数は、原則として実子がいる場合は1人、実子がいなかった場合は2人までとする。														
税 額 の 計 算 等	(1) 基礎控除の金額を超える部分の遺産額（債務控除の適用がある場合には、その控除後の価額）を法定相続人が民法の法定相続分の割合に従って相続したものとした場合の各取得分の価額に対し、その取得分につき超過累進税率（下表）を適用して相続税の総額を求める。<table><tr><td></td><td>税率</td></tr><tr><td>1,000万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>3,000万円</td><td>15%</td></tr><tr><td>5,000万円</td><td>20%</td></tr><tr><td>1 億円</td><td>30%</td></tr><tr><td>3 億円</td><td>40%</td></tr><tr><td>3 億円超の金額</td><td>50%</td></tr></table> (2) 上記の相続税の総額を、各相続人及び受遺者の課税価格によりあん分した額をもって、それぞれの者の納付すべき相続税額とする。		税率	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円	15%	5,000万円	20%	1 億円	30%	3 億円	40%	3 億円超の金額	50%
	税率														
1,000万円以下の金額	10%														
3,000万円	15%														
5,000万円	20%														
1 億円	30%														
3 億円	40%														
3 億円超の金額	50%														
控 除 等	(1) 非課税 死亡保険金 500万円×法定相続人の数 死亡退職金 500万円× （注）死亡保険金及び死亡退職金の「法定相続人の数」には、基礎控除と同様、原則として養子は1人又は2人まで算入する。 (2) 債務控除 被相続人の債務（公租公課を含む。）及び葬式費用を課税価格から控除 (3) 税額控除 ① 相続税の対象となる遺産額に含まれる贈与財産につき課せられた贈与税額を控除 ② 被相続人の配偶者については、当該配偶者の法定相続分相当額（その額が1 億6,000万円未満である場合には1 億6,000万円）に対応する税額を控除 ③ 未成年者については、20歳に達するまでの年数各1年につき6万円を控除 ④ 障害者については、85歳に達するまでの年数各1年につき6万円（特別障害者については12万円）を控除 ⑤ 10年以内に2回以上相続が開始した場合には、原則として、前回の相続税額の10%に、10年からその時までの経過年数を控除した年数を乗じた額を控除 ⑥ 外国所在財産につき課せられた相続税額を控除 (4) 税額加算 相続人が被相続人の配偶者及び一親等の血族以外の者（孫養子（代襲相続人を除く。）を含む。）であるときは、その者の相続税額に20%を加算する。														
そ の 他	(1) 小規模宅地等の計算の特例<table><tr><td></td><td>減額割合</td><td>限度面積</td></tr><tr><td>① 特定事業用等宅地等</td><td>80%</td><td>400㎡</td></tr><tr><td>② 特定居住用宅地等</td><td>80%</td><td>240㎡</td></tr><tr><td>③ 貸付事業用宅地等</td><td>50%</td><td>200㎡</td></tr></table> （不動産貸付、駐車場の用） （注）特定事業用等宅地等とは、特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等をいう。 (2) 非上場株式等についての相続税の納税猶予 経営承継相続人等の相続税額のうち非上場株式等の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (3) 農地等に係る相続税の納税猶予制度 農業相続人の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予 (4) 山林についての相続税の納税猶予制度 林業経営相続人の相続税額のうち森林経営計画に従って施業・路網整備を行う山林の課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予 (5) 特定計画山林の課税価格の計算の特例 森林経営計画に基づき施業されている山林の課税価格を5%減額		減額割合	限度面積	① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡	② 特定居住用宅地等	80%	240㎡	③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡		
	減額割合	限度面積													
① 特定事業用等宅地等	80%	400㎡													
② 特定居住用宅地等	80%	240㎡													
③ 貸付事業用宅地等	50%	200㎡													

税 の 制 度 の 概 要

相 続 時 精 算 課 税	贈 与 税 （ 暦 年 課 税 ）														
特定贈与者（65歳以上の親）から贈与により財産を取得した20歳以上の子で相続時精算課税を選択した者	贈与により財産を取得した者														
その年中に特定贈与者から贈与により取得した財産の価額の合計額	その年中に贈与により取得した財産（相続時精算課税に係るものを除く）の価額の合計額														
特別控除：2,500万円（限度額まで複数回にわたって使用可）	基礎控除：110万円（本則：60万円）														
特別控除後の課税価格に20％の一律（比例）税率（贈与時） ・ 特定贈与者からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して贈与時に贈与税を納税 ・ 申告を前提に特別控除を超える部分について課税（相続時） ・ 相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算 ・ 相続税額（計算方法は「相続税」欄を参照）から既に支払った贈与税相当額を控除（控除しきれない贈与税相当額は還付） （注）相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、贈与時の時価	配偶者控除、基礎控除後の課税価格に超過累進税率(下表)を適用して贈与税額を求める。 <table><tr><td></td><td>税率</td></tr><tr><td>200万円以下の金額</td><td>10%</td></tr><tr><td>300万円</td><td>15%</td></tr><tr><td>400万円</td><td>20%</td></tr><tr><td>600万円</td><td>30%</td></tr><tr><td>1,000万円</td><td>40%</td></tr><tr><td>1,000万円超の金額</td><td>50%</td></tr></table>		税率	200万円以下の金額	10%	300万円	15%	400万円	20%	600万円	30%	1,000万円	40%	1,000万円超の金額	50%
	税率														
200万円以下の金額	10%														
300万円	15%														
400万円	20%														
600万円	30%														
1,000万円	40%														
1,000万円超の金額	50%														
(1) 同 右	(1) 特別障害者に対する贈与税の非課税 個人と信託銀行の間で特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に基づき金銭等が信託されたことによって、当該特別障害者が信託受益権を有することとなる場合には、その信託受益権のうち6,000万円までの部分は非課税														
(2) 同 右	(2) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 20歳以上の者がその直系尊属である者から住宅取得等のための金銭の贈与を受ける場合には、以下の金額までは非課税 <table><tr><td></td><td>平成24年</td><td>平成25年</td><td>平成26年</td></tr><tr><td>省エネ・耐震住宅</td><td>1,500万円</td><td>1,200万円</td><td>1,000万円</td></tr><tr><td>上記以外の住宅</td><td>1,000万円</td><td>700万円</td><td>500万円</td></tr></table>		平成24年	平成25年	平成26年	省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円		
	平成24年	平成25年	平成26年												
省エネ・耐震住宅	1,500万円	1,200万円	1,000万円												
上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円												
《適用手続》 ○ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を贈与税の申告書に添付して提出 ○ 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続 ○ 受贈者である兄弟姉妹が別々に、特定贈与者である父・母ごとに、選択可能 《適用対象》 ○ 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。	(3) 贈与税の配偶者控除 婚姻期間20年以上の夫婦間において居住用不動産等の贈与があった場合は、基礎控除とは別に2,000万円を控除														
○ 左記(5)の特例は、贈与財産を相続時に合算する際にも適用可能 ○ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例 住宅の取得又は増改築に充てる資金を贈与により取得した場合には、贈与者の年齢に関わらず、相続時精算課税制度を選択可能 （注）適用期限は平成26年12月31日まで	(1) 農地等に係る贈与税の納税猶予制度 農業を営む個人が、推定相続人のうち1人に農地の全部を贈与した場合には贈与税の全額を納税猶予 (2) 非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度 経営者の保有株式等の全部（贈与した結果、後継者の保有割合が発行済議決権株式等の2/3超となる場合は、当該2/3に達するまでの贈与が要件）の贈与をした場合には、贈与税の全額を納税猶予														

40. 間 接 税 等 収 入

区 分		昭和60年度		平成2		7		12	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 税 収 入 計		391,502	100.0	627,798	100.0	549,630	100.0	527,209	100.0
直 接 税 計		285,170	72.8	462,971	73.7	363,519	66.1	323,193	61.3
間 接 税 等 計		106,332	(100.0) 27.2	164,827	(100.0) 26.3	186,111	(100.0) 33.9	204,016	(100.0) 38.7
間 接 税 等 の 内 訳	①消 費 税	—	—	57,783	(35.1) 9.2	72,376	(38.9) 13.2	98,221	(48.1) 18.6
	酒 税	19,315	4.9	19,350	3.1	20,610	3.7	18,164	3.4
	た ば こ 税	8,837	2.3	9,959	1.6	10,420	1.9	8,755	1.7
	②し好品課税	—	—	—	—	—	—	2,644	0.5
	た ば こ 特 別 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	砂 糖 消 費 税	408	0.1	0	0.0	—	—	—	—
	小 計	28,560	(26.9) 7.3	29,309	(17.8) 4.7	31,030	(16.7) 5.6	29,564	(14.5) 5.6
	③個別物品又はサービス課税	—	—	—	—	—	—	—	—
	物 品 税	15,279	3.9	46	0.0	3	0.0	—	—
	入 場 税	50	0.0	0	0.0	0	0.0	—	—
	ト ラ ン プ 類 税	4	0.0	0	0.0	—	—	—	—
	通 行 税	753	0.2	△ 4	0.0	—	—	—	—
	小 計	16,086	(15.1) 4.1	42	(0.0) 0.0	3	(0.0) 0.0	—	—
	④流 通 税 等	—	—	—	—	—	—	—	—
	印 紙 収 入	14,126	3.6	18,944	3.0	19,413	3.5	15,318	2.9
	有 価 証 券 取 引 税	6,709	1.7	7,479	1.2	4,791	0.9	0	0.0
	取 引 所 税	111	0.0	413	0.1	438	0.1	—	—
	小 計	20,947	(19.7) 5.4	26,836	(16.3) 4.3	24,642	(13.2) 4.5	15,318	(7.5) 2.9
	⑤自 動 車 関 係 諸 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	揮 発 油 税	16,678	4.3	20,066	3.2	24,627	4.5	27,686	5.3
	地 方 揮 発 油 税 (平成20年度までは地方道路税)	2,999	0.8	3,608	0.6	2,635	0.5	2,962	0.6
	石 油 ガ ス 税	310	0.1	313	0.0	306	0.1	283	0.1
	自 動 車 重 量 税	6,031	1.5	8,813	1.4	10,449	1.9	11,342	2.2
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑥特定財源等	—	—	—	—	—	—	—	—
	航 空 機 燃 料 税	616	0.2	757	0.1	1,011	0.2	1,040	0.2
	電 源 開 発 促 進 税	2,335	0.6	2,947	0.5	3,386	0.6	3,746	0.7
	石 油 臨 時 特 別 税	—	—	—	—	0	0.0	—	—
	石 油 石 炭 税 (平成15年9月30日までは石油税)	4,004	1.0	4,870	0.8	5,131	0.9	4,890	0.9
	小 計	32,973	(31.0) 8.4	41,374	(25.1) 6.6	47,544	(25.5) 8.7	51,949	(25.5) 9.9
	⑦そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—
	関 税, 原 油 等 関 税	7,573	1.9	9,281	1.5	10,321	1.9	8,764	1.7
	と ん 税, 特 別 と ん 税	193	0.0	201	0.0	196	0.0	199	0.0
	小 計	7,766	(7.3) 2.0	9,481	(5.8) 1.5	10,517	(5.7) 1.9	8,963	(4.4) 1.7

(備考) 1. 平成22年度以前は決算額、平成23年度は補正後予算額、平成24年度は予算額である。

2. () 書は、間接税等計に占める各小計の構成比である。

3. たばこ税は、平成元年度からであり、昭和60年度はたばこ消費税の計数である。

4. 消費税は、平成元年4月1日から実施。それに伴い砂糖消費税、物品税、入場税、トランプ類税及び通行税は廃止。

の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

区 分		17		22		23（補正後）		24（予算）		
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
国 税 収 入 計		522,905	100.0	437,074	100.0	443,614	100.0	452,830	100.0	
直 接 税 計		315,413	60.3	246,225	56.3	251,957	56.8	259,182	57.2	
間 接 税 等 計		207,492	(100.0) 39.7	190,849	(100.0) 43.7	191,657	(100.0) 43.2	193,648	(100.0) 42.8	
間 接 税 等 の 内 訳	①消費 費 税	105,834	(51.0) 20.2	100,333	(52.6) 23.0	101,990	(53.2) 23.0	104,230	(53.8) 23.0	
	②嗜好品課税	酒 税	15,853	3.0	13,893	3.2	13,480	3.0	13,390	3.0
		た ば こ 税	8,867	1.7	9,077	2.1	9,940	2.2	9,450	2.1
		た ば こ 特 別 税	2,329	0.4	1,625	0.4	1,537	0.3	1,462	0.3
		砂 糖 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	③個別物品又はサービス課税	小 計	27,049	(13.0) 5.2	24,595	(12.9) 5.6	24,957	(13.0) 5.6	24,302	(12.5) 5.4
		物 品 税	—	—	—	—	—	—	—	—
		入 場 税	—	—	—	—	—	—	—	—
		ト ラ ン プ 類 税	—	—	—	—	—	—	—	—
	④流通税等	通 行 税	—	—	—	—	—	—	—	—
		小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
		印 紙 収 入	11,688	2.2	10,240	2.3	10,570	2.4	10,320	2.3
		有 価 証 券 取 引 税	0	0.0	—	—	—	—	—	—
	⑤自動車関係諸税	取 引 所 税	—	—	—	—	—	—	—	—
		小 計	11,688	(5.6) 2.2	10,240	(5.4) 2.3	10,570	(5.5) 2.4	10,320	(5.3) 2.3
		揮 発 油 税	29,084	5.6	27,501	6.3	26,340	5.9	26,110	5.8
		地 方 揮 発 油 税 （平成20年度までは地方道路税）	3,112	0.6	2,942	0.7	2,818	0.6	2,793	0.6
		石 油 ガ ス 税	285	0.1	238	0.1	240	0.1	220	0.0
		自 動 車 重 量 税	11,361	2.2	7,530	1.7	7,218	1.6	7,032	1.6
	⑥特定財源等	小 計	—	—	38,211	(20.0) 8.7	36,616	(19.1) 8.3	36,155	(18.7) 8.0
航 空 機 燃 料 税		1,047	0.2	886	0.2	591	0.1	566	0.1	
電 源 開 発 促 進 税		3,592	0.7	3,492	0.8	3,460	0.8	3,290	0.7	
石 油 臨 時 特 別 税		—	—	—	—	—	—	—	—	
石 油 石 炭 税 （平成15年9月30日までは石油税）		4,931	0.9	5,019	1.1	5,120	1.2	5,460	1.2	
小 計		53,412	(25.7) 10.2	9,397	(4.9) 2.1	9,171	(4.8) 2.1	9,316	(4.8) 2.1	
⑦そ の 他	関 税, 原 油 等 関 税	9,303	1.8	7,859	1.8	8,150	1.8	9,100	2.0	
	と ん 税, 特 別 と ん 税	205	0.0	214	0.0	203	0.0	225	0.0	
	小 計	9,508	(4.6) 1.8	8,073	(4.2) 1.8	8,353	(4.4) 1.9	9,325	(4.8) 2.0	

5. たばこ特別税は、平成10年12月1日からであり、その収入は、国債整理基金特別会計に組み入れられている。

6. 有価証券取引税及び取引所税は、平成11年3月31日をもって廃止。

7. 平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

8. 揮発油税・地方揮発油税（地方道路税）・石油ガス税・自動車重量税に係る道路特定財源制度は、平成21年度において廃止された。

41. 消 費 税 の 課 税 状 況 等 (平成22年度)

区 分		個 人 事 業 者		法 人		合 計		
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	
現 年 分	{	一 般 申 告 及 び 処 理	483,710	199,132	1,349,106	8,927,227	1,832,816	9,126,359
		簡 易 申 告 及 び 処 理	844,699	196,479	556,496	191,640	1,401,195	388,118
		納 税 申 告 計	1,328,409	395,610	1,905,602	9,118,867	3,234,011	9,514,477
		還 付 申 告 及 び 処 理	36,555	22,671	114,835	2,004,394	151,390	2,027,065
既 往 年 分	{	申告及び処理による増差 税額のあるもの	80,359	15,211	104,245	48,222	184,604	63,433
		申告及び処理による減差 税額のあるもの	9,261	1,944	16,551	28,457	25,812	30,401
差 引 計		実 1,401,843	386,207	実 2,037,612	7,134,237	実 3,439,455	7,520,445	
加 算 税		84,436	3,116	90,711	8,066	175,147	11,183	

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 「現年分」は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに終了した課税期間について、平成23年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については平成23年9月30日までの申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。
「既往年分」は、平成22年3月31日以前に終了した課税期間について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告（平成22年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。
3. 税関分は含まない。
4. 件数欄の「実」は実件数を示す。

(付表) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合 計
件	件	件	件
3, 270, 582	84, 470	15, 057	3, 370, 109

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 平成22年度末（平成23年3月31日現在）の届出件数を示している。
3. 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

42. 酒 税 の 課 税 状 況 (平成22年度)

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数	製造場数	販売場数
	千 kl	億円	千 kl	千 kl	場	場
清 酒	603	688	447	589	1,736	—
合 成 清 酒	44	43	43	43	2	—
連続式蒸留しょうちゅう	398	943	418	443	34	—
単式蒸留しょうちゅう	508	1,211	494	480	375	—
み び り ー ル	106	21	102	100	30	—
果 実 一 ル	2,920	6,412	2,954	2,764	187	—
甘 味 果 実 酒	88	69	74	262	257	—
ウ イ ス キ ー	4	5	4	8	10	—
プ ラ ン デ ー	81	296	80	94	8	—
発 泡 酒	5	21	5	8	5	—
原 料 用 アル コ ー ル	961	1,288	948	948	40	—
ス ビ リ ッ ツ	0	1	274	212	11	—
リ キ ュ ー ル	292	248			28	—
そ の 他 の 醸 造 酒	1,745	1,437	1,714	1,754	153	—
粉 末	717	574	718	784	224	—
雑	2	1	2	23	2	—
合 計	8,472	13,258	8,278	8,515	3,106	193,751

- (備考) 1. 「課税数量」とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
2. 「製成数量」とは、酒類の生産数量をいう。
3. 「販売(消費)数量」とは、酒類小売業者の販売数量(輸入酒類を含む。)のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
4. 「製造場数」及び「販売場数」は、平成23年3月31日現在である。
5. 税関分を含まない。
6. 「販売(消費)数量」欄は沖縄県分を含まない。

43. 主 要 酒 類 の 酒 税 等 負 担 率 表

(平成23年12月現在)

区 分	容 量	アルコール分	(A) 代表的な小売 価格(税込み)	(B) 酒税額	(C) 消費税額	(D) 酒税等負担率 (B+C)/(A)
品 目	ml	%	円	円	円	%
清 酒	1,800	15.0	1,888	216.00	89.90	16.2
連続式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,441	450.00	68.62	36.0
単式蒸留しょうちゅう	1,800	25.0	1,792	450.00	85.33	29.9
ウ イ ス キ ー	700	43.0	1,764	301.00	84.00	21.8
ビ ー ル	633	5.0	345	139.26	16.43	45.1
発 泡 酒	350	5.0	215	77.00	10.24	40.6
(麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	159	46.98	7.57	34.3
そ の 他 の 醸 造 酒	350	5.0	139	28.00	6.62	24.9
(発 泡 性)						

- (注) 1. 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及びウイスキーは、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格である。
また、ビール、発泡酒及びその他の醸造酒はオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
2. その他の醸造酒(発泡性)とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

(付表) 酒税等の負担率の推移

(単位 %)

年 度	昭50	55	60	平元	2	4	6	8	10	18	20	21	22
品 目													
清 酒	27.1	24.1	26.9	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	16.2	16.2	16.2	16.2
(1.8ℓ)													
連続式蒸留しょうちゅう	13.3	10.9	14.4	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	35.8	36.0	36.0	36.0	36.0
(25度, 1.8ℓ)													
単式蒸留しょうちゅう	10.2	7.2	8.7	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	27.9	32.1	29.9	29.9	29.9
(25度, 1.8ℓ)													
ビ ー ル (大びん)	42.1	42.5	48.8	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.2	45.1	45.1	45.1
ウ イ ス キ ー	40.6	47.3	50.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	22.8	22.5	21.8	21.8	21.8

- (注) 1. 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
2. ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
3. ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、8年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。

44. 主 要 間 接 税 の 課 税 状 況

(1) 酒 税 (2) 印 紙 税

区 分	課税数量	税 額
	千 kl	億円
平成18年度………	9,016	14,910
19……………	8,922	14,713
20……………	8,726	14,074
21……………	8,589	13,599
22……………	8,472	13,258
清 酒	603	688
合 成 清 酒	44	43
連続式蒸留しょうちゅう	398	943
単式蒸留しょうちゅう	508	1,211
み り ん	106	21
ビ ー ル	2,920	6,412
果 実 酒	88	69
甘 味 果 実 酒	4	5
ウ イ ス キ ー	81	296
ブ ラ ン デ ー	5	21
原料用アルコール	0	1
発 泡 酒	961	1,288
そ の 他 の 醸 造 酒	717	574
ス ピ リ ッ ツ	292	248
リ キ ュ ー ル	1,745	1,437
粉 末 酒	2	1
雑 酒		
合 計	8,472	13,258

区 分	税 印 押 納	書 式 表 示	その他	合 計	納税人員
	億円	億円	億円	億円	千人
平成18年度…	1	1,064	949	2,013	189
19……………	1	988	1,155	2,144	189
20……………	1	1,008	1,140	2,148	189
21……………	0	884	1,116	2,001	171
22……………	0	849	1,115	1,964	166

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 現金納付分のみである。

(3) 揮 発 油 税 等

区 分	揮発油税及び 地方揮発油税		石油ガス税	
	数 量	税 額	重 量	税 額
	千 kl	億円	千 t	億円
平成18年度…	58,930	31,659	1,594	279
19……………	58,101	31,213	1,570	274
20……………	55,680	28,472	1,486	260
21……………	55,646	29,892	1,409	247
22……………	55,992	30,077	1,370	240

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 税関分を含まない。
3. 平成21年4月1日以降、地方道路税は、地方揮発油税に名称変更。

45. 主 要 間 接 税 の 関 係 場 数 の 累 年 比 較

(単位 場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数	酒 類 販 売 場 数	揮 発 油 税 関 係 場 数	石 油 ガ ス 税 関 係 場 数
平成13年度………	3,254	198,005	5,734	2,618
14……………	3,216	200,355	5,870	2,642
15……………	3,165	208,325	6,000	2,672
16……………	3,146	211,828	6,053	2,721
17……………	3,139	210,452	6,216	2,736
18……………	3,141	214,905	6,311	2,766
19……………	3,150	215,247	5,959	2,724
20……………	3,116	212,311	5,971	2,707
21……………	3,090	196,570	5,824	2,725
22……………	3,106	193,751	5,977	2,748

(備考) 1. 「国税庁統計年報」による。
2. 調査時点は翌年3月31日現在である。

46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要

区 分	消 費 税
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……事業者 ただし、基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 （注1）資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しない。 （注2）特定期間（前年又は前事業年度上半期）の課税売上高（給与支払額）が1,000万円超の事業者についても納税義務を免除しない（法人は25年12月決算から、個人は25年分から適用）。 (2) 輸入取引……輸入者
3. 課 税 標 準	(1) 資産の譲渡等の対価（他の個別消費税を含む。）の額 (2) 引取価額（CIF 価格＋他の個別消費税＋関税）
4. 税 率	4 % （注）地方消費税（税率は消費税額の25％＝消費税率1％相当）と合わせた税率は5％となる。
5. 輸 出 免 税	輸取出引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等是非課税 【消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等】 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、外国為替取引 【社会政策的配慮に基づくもの】 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 介護保険法に規定する一定のサービス及び社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料 (12) 教科用図書 の譲渡 (13) 住宅の貸付け
7. 税 額 控 除	仕入税額控除 (1) 原則（本則計算） ① 課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が5億円以下の場合には、仕入に係る消費税額を全額控除する。 ② 課税売上割合が95％未満又は課税売上高が5億円超の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入に係る消費税額として控除する。 （注）仕入税額控除の適用要件として、帳簿及び請求書等の保存が義務付けられている（請求書等保存方式）。 (2) 特例（簡易課税制度） 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入に係る消費税額とすることができる。（みなし仕入率：第1種事業（卸売業）は90％、第2種事業（小売業）は80％、第3種事業（製造業等）は70％、第4種事業（その他の事業）は60％、第5種事業（サービス業等）は50％）

46. 主 要 間 接 税

区 分	消 費 税										
8. 申 告 ・ 納 付	(1) 国内取引 ① 課税期間……………個人事業者は暦年，法人は事業年度 ただし，事業者の選択により，3か月又は1か月に短縮することも可能。 ② 確定申告・納付……課税期間終了後2月以内に確定申告・納付 (注) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法) ③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額に応じ，年11回，年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)</th><th>中 間 申 告</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td><td>年11回(毎月)の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付</td></tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td><td>年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付</td></tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td><td>年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付</td></tr> <tr> <td>48万円以下</td><td>不要</td></tr> </tbody> </table> (注) 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付が義務付けられている。 (2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告，納付(3か月以内の納期限の延長あり) 関税の特例申告を行う場合には，引取りの日の属する月の翌月末日までに申告，納付(2か月以内の納期限の延長あり)	直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告	4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付	400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付	48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付	48万円以下	不要
直前の課税期間 の確定消費税額 (1年分)	中 間 申 告										
4,800万円超	年11回(毎月)の中間申告 課税期間開始の日以後1ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日(課税期間開始の日以後最初の1月の期間については，課税期間開始の日から2ヶ月を経過した日)から2月以内に，1月分相当額を中間申告・納付										
400万円超 4,800万円以下	年3回の中間申告 課税期間開始の日以後3ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，3月分相当額を中間申告・納付										
48万円超 400万円以下	年1回の中間申告 課税期間開始の日以後6ヶ月ごとに区分した各期間につき，その期間の末日の翌日から2月以内に，6月分相当額を中間申告・納付										
48万円以下	不要										
9. そ の 他	【国，地方公共団体等に対する特例】 国，地方公共団体，公共法人等については，申告・納付，仕入税額控除等につき，特例措置が設けられている。 【総額表示の義務付け】 事業者は，不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において，あらかじめその資産又は役務の価格を表示するときは，その資産又は役務に係る消費税相当額(地方消費税相当額を含む)を含めた価格を表示しなければならない。 【消費税の用途】 消費税収(国分)は，予算総則において基礎年金，老人医療，介護に充てることとされている(消費税収の福祉目的化)。										

制 度 の 概 要 (続)

区 分	酒 税	た ば こ 税	たばこ特別税
課 税 物 件	酒類	製造たばこ	たばこ税と同じ
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	製造者又は引取者	たばこ税と同じ
免 税 措 置	輸出用	輸出用	たばこ税と同じ
主 な 税 率	1 klにつき (1) 発泡性酒類 (ビール等) 220,000円 ・発泡酒 (麦芽25%以上50%未満でアルコール分10度未満) 178,125円 ・発泡酒 (麦芽25%未満でアルコール分10度未満) 134,250円 ・その他の発泡性酒類 (ホップ等を原料としたもの(一部を除く)を除く) 80,000円 (2) 醸造酒類 140,000円 ・清酒 120,000円 ・果実酒 80,000円 (3) 蒸留酒類 (20度) 200,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・ウイスキー, ブランデー及びスピリッツ (37度) 370,000円 (1度当たりの加算額10,000円) (4) 混成酒類 (20度) 220,000円 (1度当たりの加算額11,000円) ・リキュール及び甘味果実酒 (12度) 120,000円 (1度当たりの加算額10,000円) ・合成清酒 100,000円 ・みりん及び雑酒 (みりん類似) 20,000円 ・粉末酒 390,000円	喫煙用の製造たばこ 第1種 (紙巻たばこ) 第2種 (パイプたばこ) 第3種 (葉巻たばこ) 第4種 (刻みたばこ) かみ用の製造たばこ かぎ用の製造たばこ 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 5,302円 1,000本につき 2,517円 (注) 1. 上記の税率は、平成22年10月1日から適用。 2. 課税標準は紙巻たばこの本数とし、パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算する。	1,000本につき 820円 1,000本につき 389円 (注) 平成10年12月1日から実施。
納 税 方 法	製造場から移出される酒類については翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入酒類については保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	製造場から移出される製造たばこについては翌月末日までに申告し、納付する。 輸入製造たばこについては保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	たばこ税の申告にあわせて申告し、納付する。
備 考	酒類、酒母等を製造しようとする場合又は酒類の販売業をしようとする場合は所轄税務署長の免許を必要とする。	製造たばこには、上記のたばこ税及びたばこ特別税のほかに、地方のたばこ税(1,000本につき6,122円(旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき2,906円))が課税される。	

46. 主 要 間 接 税 制 度 の 概 要 (続)

区 分	揮発油税・地方揮発油税	石 油 ガ ス 税	航 空 機 燃 料 税	石 油 石 炭 税
課 税 物 件	揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品、ガス状炭化水素並びに石炭
納 税 義 務 者	製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
免 税 措 置	(1) 輸出入 (2) 灯油 (3) 航空機燃料用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出入 (2) 原料用 (3) 熱源用	国、地方公共団体及び国際線（ただし、国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用 A 重油 (3) アンモニア等製造用LPG (4) 鉄鋼、コークス及びセメント製造用石炭 (5) 沖縄発電用石炭等 (6) 苛性ソーダ製造業・イオン交換膜法による塩製造業用の自家発電用石炭（温対税の上乗せ税率部分を軽減）
主 な 税 率	1 kℓにつき 揮発油税 48,600円 地方揮発油税 5,200円 (当分の間の特例税率)	1 kgにつき 17円50銭 (1 ℓにつき 9円80銭)	1 kℓにつき 18,000円 (23. 4. 1～26. 3. 31) ・本土－沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島間を航行する航空機の航空機燃料 1 kℓにつき 9,000円 (23. 4. 1～26. 3. 31) ・一定の離島路線を航行する航空機の航空機燃料 1 kℓにつき13,500円 (23. 4. 1～26. 3. 31)	(1) 原油、輸入石油製品 1 kℓにつき 2,040円 (2) 天然ガス、石油ガス等 1 tにつき 1,080円 (3) 石炭 1 tにつき 700円 [地球温暖化対策のための特例税率] ○平成24年10月1日～26年3月31日 (1) 原油、輸入石油製品(A) 1 kℓにつき 2,290円 (2) 天然ガス、石油ガス等(B) 1 tにつき 1,340円 (3) 石炭(C) 1 tにつき 920円 ○平成26年4月1日～28年3月31日 (1) (A) 1 kℓにつき 2,540円 (2) (B) 1 tにつき 1,600円 (3) (C) 1 tにつき 1,140円 ○平成28年4月1日～ (1) (A) 1 kℓにつき 2,800円 (2) (B) 1 tにつき 1,860円 (3) (C) 1 tにつき 1,370円
納 税 方 法	製造場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入揮発油については、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては、翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては、保税地域からの引取の時までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。	翌月末日までに申告し、納付する。	採取場から移出される原油、ガス状炭化水素及び石炭については、翌月末日までに申告し、納付する。 輸入原油及び輸入石油製品、輸入ガス状炭化水素並びに輸入石炭については、保税地域からの引取の時（国税庁長官の承認を受けた場合には、翌月末日）までに申告し、納付する。ただし、関税の特例申告を行う場合には、引取の日の属する月の翌月末日までに申告し、納付する。
備 考	バイオエタノール等揮発油に対し、課税標準の特例措置が講じられている。			国産石化用ナフサ等、国産農林漁業用 A 重油及び国産アスファルト等について還付措置が講じられている。 また、内航運送用船舶等、鉄道、航空機の燃料及び農林漁業用の軽油について、地球温暖化対策のための税率の特例により上乗せされる税率についての還付措置が講じられている。

47. 自 動 車 関 係 諸 税 の 概 要

税 目	課税主体	課 税 物 件	税 率	税収の使途
揮 発 油 税	国	揮発油	48,600円/kl (当分の間の特例税率)	国の一般財源である。
地方揮発油税	国	揮発油	5,200円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県, 指定市及び市町村の一般財源として全額譲与されている。
石油ガス税	国	自動車用石油ガス	17円50銭/kg (9,800円/kl)	1/2は国の一般財源であるが, 1/2は都道府県及び指定市の一般財源として譲与されている。
軽油引取税	都道府県	軽油	32,100円/kl (当分の間の特例税率)	都道府県及び指定市の一般財源である。
自動車取得税	都道府県	乗 用 車, ト ラ ッ ク, バ ス, 軽自動車 等	自家用 取得価額の5% (当分の間の特例税率) 営業用及び軽自動車 3%	都道府県及び指定市 (7割), 市町村 (3 割)の一般財源である。
自 動 車 税	都道府県	乗 用 車, ト ラ ッ ク, バ ス等 (軽自動車 等を除く。)	(例) (自家用) (営業用) 乗用車 (2,000cc クラス) 39,500円(年) 9,500円(年) トラック (4～5 トン積) 25,500円(年) 18,500円(年) バス { 一般乗合用 (30～40人乗) - 14,500円(年) その他 (40～50人乗) 49,000円(年) 38,000円(年)	都道府県の一般財源 である。
軽自動車税	市町村	軽自動車, 小 型二輪車, 原 付自転車等	(例) 軽乗用車 { 自家用7,200円(年) 軽トラック { 自家用4,000円(年) 営業用5,500円(年) 営業用3,000円(年) 小型二輪車 4,000円(年)	市町村の一般財源で ある。
自動車重量 税	国	乗 用 車, ト ラ ッ ク, バ ス, 軽自動車 等	(例) (車検期間 1 年ごと) 次世代自動車等 次世代自動車等以外の車 (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 トラック { 2.5トン超 総重量1トンごとに 2,500円 4,100円 2,600円 { 2.5トン以下 2,500円 3,300円 2,600円 バス 2,500円 4,100円 2,600円 軽自動車 1両ごとに 2,500円 3,300円 2,600円 ※次世代自動車等とは電気自動車, プラグインハイブリッド自 動車, ガソリン自動車 (☆☆☆☆ (低排ガス車) かつ平成27 年度燃費基準+20%達成のものに限る) 等である。	593/1,000は国の一 般財源であるが, 407/ 1,000は市町村の一般 財源として譲与されて いる。(当分の間の特 例譲与割合)

- (備考) 1. 揮発油税・地方揮発油税・軽油引取税・自動車取得税・自動車重量税の特例税率については, 当分の間の措置である。
2. 一定の環境性能を満たした車に対しては, 自動車重量税にあっては平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に受ける新車に係る新規車検等, 自動車取得税にあっては平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間の車の取得について, それぞれ減免措置が講じられている。
3. 自動車税については低公害車・低燃費車に対し軽減するとともに, 新規登録後長期経過した自動車に対して, 重課する措置が講じられている。
4. 自動車重量税については, 新規登録後13年を経過した自動車及び新規登録後18年を経過した自動車に対して, それぞれ重課する措置が講じられている。
5. バリアフリー性能に優れた一定のバス及びタクシーに対しては, 自動車重量税にあっては平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に受ける新車に係る新規車検, 自動車取得税にあっては平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間の車の取得について, それぞれ減免措置が講じられている。
6. 衝突被害軽減ブレーキを装備した車両総重量8tを超えるトラック及び13tを超えるトラクタに対しては, 自動車重量税にあっては平成24年5月1日から平成27年4月30日(車両総重量が22tを超えるトラック及び車両総重量が13tを超えるトラクタについては平成26年10月31日)までの間に受ける新車に係る新規車検, 自動車取得税にあっては平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間の車の取得について, それぞれ減免措置が講じられている。

48. 外国法人・非居住者の課税状況の推移

(単位 億円)

年 分	法人税（事業年度分）						源泉所得税		
	法人所得金額 （全体）①	外国法人の 所得金額②	割合 ②／①	法人税額 （全体）③	外国法人の 法人税額④	割合 ④／③	源泉徴収税額 ⑤	外国法人・ 非居住者⑥	割合 ⑥／⑤
平成12	396,830	4,978	1.25%	109,405	1,457	1.33%	164,733	3,358	2.04%
13	419,528	5,983	1.43%	114,972	1,746	1.52%	170,840	4,013	2.35%
14	348,247	4,191	1.20%	96,118	1,219	1.27%	140,844	3,910	2.78%
15	355,095	5,073	1.43%	97,726	1,452	1.49%	130,609	3,670	2.81%
16	408,590	5,242	1.28%	107,269	1,475	1.38%	135,398	3,209	2.37%
17	456,650	6,361	1.39%	118,933	1,726	1.45%	153,109	2,913	1.90%
18	542,216	9,780	1.80%	138,639	2,761	1.99%	164,273	3,586	2.18%
19	581,035	5,585	0.96%	143,089	1,482	1.04%	150,181	3,948	2.63%
20	371,681	4,144	1.11%	94,737	1,185	1.25%	144,320	3,606	2.50%
21	332,592	3,355	1.01%	85,528	964	1.13%	125,926	2,572	2.04%

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。

法人税については、18年以前は、その年2月1日から翌年1月31日までの間に終了した事業年度。

19年以後は、その年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した事業年度。

49. 外国法人・非居住者の課税状況（源泉所得税）の内訳

(単位 億円)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
公社債・預貯金の利子等	125	114	99	72	57	53	69	61	72	31
利益又は利息の配当、 剰余金の分配、基金利 息の分配等	一般分	918	981	1,063	701	727	918	1,528	1,900	1,756
	源泉分離	1	4	5	22					
	計	919	985	1,068	722					
匿名組合契約に基づく利益の分配	—	—	113	290	261	263	528	562	238	264
給与・賞与等	124	202	159	185	192	201	210	219	227	175
退職所得	50	19	22	33	20	16	21	21	27	30
役務の報酬	70	102	104	105	116	132	113	122	17	19
工業所有権その他の技術に関する 権利等の使用料又はその譲渡による 対価	1,453	1,387	1,390	1,429	983	653	544	527	478	420
著作権の使用料又はその譲渡による 対価	448	485	533	515	366	198	190	161	148	124
貸付金の利子	73	383	200	118	106	180	137	161	247	176
不動産、採石権の貸付、租鉱権の 設定又は航空機、船舶の貸付による 所得	42	81	48	55	55	57	51	64	83	77
機械等の使用料	1	2	5	4	4	5	6	8	—	—
土地等の譲渡による対価	18	185	101	83	264	173	121	86	86	31
人的役務提供事業の対価	31	68	68	56	55	63	63	56	219	174
生命保険契約等に基づく年金	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0
賞金	4	1	1	1	1	2	5	1	1	0
合 計	3,358	4,013	3,910	3,670	3,209	2,913	3,586	3,948	3,606	2,572

(注)「国税庁統計年報書」に基づいて作成。

50. 我が国の締結した租税条約の概要 (続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
ドイツ	原S42. 6. 9 ①S55. 11. 10 ②S59. 5. 4	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
ブラジル	原S42. 12. 31 ①S52. 12. 29	12. 5%	12. 5%	商標権 25% 映画フィルム等15% その他 12. 5%	—	—	—	居住地国のみで課税	あり	—
スリ・ランカ (セイロン)	S43. 9. 22	20% (対法人のみ)	一定のもの 免税	著作権 } 免税 映画フィルム } 特許権等半額課税	—	—	—	源泉地国課税	あり	—
エジプト (アラブ連合)	S44. 8. 6	15%	—	15%	—	—	—	源泉地国課税	—	—
ベルギー	原S45. 4. 16 ①H 2. 11. 16	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
オーストラリア	原S45. 7. 4	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	5%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	—	—
	④H20. 12. 3									
オランダ	原S45. 10. 23 ①H 4. 12. 16	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	—	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
	④H23. 12. 29									
韓国	原S45. 10. 29 ④H11. 11. 22	15% (平成15年末 まで 10% 平成16年以 後 5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	あり (平15)	—
ザンビア	S46. 1. 23	免税	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	あり	—
スイス	原S46. 12. 26 ①H23. 12. 30	10% (一定のもの 免税 その他5%)	金融機関等受 取 免税 その他 10%	免税	不動産所在地 国課税	—	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	—
フィンランド	原S47. 12. 30 ①H 3. 12. 28	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
イタリア	原S48. 3. 17 ①S57. 1. 28	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
スペイン	S49. 11. 20	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	あり (注4)	—
アイルランド	S49. 12. 4	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	あり (注4)	—
ルーマニア	S53. 4. 9	10%	10%	文化的使用料 10% 工業的使用料 15%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
旧チェコスロ ヴァキア(注2)	S53. 11. 25	15% (10%)	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
フィリピン	原S55. 7. 20 ①H20. 12. 5	15% (10%)	10%	映画フィルム 15% その他 10%	不動産所在地 国課税	—	—	居住地国のみで課税	あり (平30)	—
ハンガリー	S55. 10. 25	10%	10%	文化的使用料 免税 工業的使用料 10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—

50. 我が国の締結した租税条約の概要 (続)

国名	発効日	限度税率			株式譲渡益の課税				二重課税の排除	相互協議
		配当	利子	使用料	不動産化体	事業譲渡類似	破綻金融機関	一般	日本国でのみなし外国税額控除(供与期限)	仲裁規定
ポーランド	S57.12.23	10%	10%	文化的の使用料 免税 工業的使用料 10%	—	—	—	居住地国のみで課税	—	—
インドネシア	S57.12.31	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	居住地国のみで課税	あり (注4)	—
中国	S59.6.26	10%	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	あり	—
旧ソ連 (注3)	S61.11.27	15%	10%	文化的の使用料 免税 工業的使用料 10%	—	—	—	源泉地国課税	—	—
バングラデシュ	H3.6.15	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	あり	—
ブルガリア	H3.8.9	15% (10%)	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	あり (平13)	—
ルクセンブルク	原H4.12.27 ①H23.12.30	15% (5%)	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	—	—
イスラエル	H5.12.24	15% (5%)	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	—	—
トルコ	H6.12.28	15% (10%)	金融機関受取 10% その他 15%	10%	—	—	—	源泉地国課税	あり (平16)	—
ヴェトナム	H7.12.31	10%	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	あり (平22)	—
メキシコ	H8.11.6	15% (一定のもの 免税 その他5%)	一定のもの 10% その他 15%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	あり (平17)	—
南アフリカ	H9.11.5	15% (5%)	10%	10%	—	—	—	源泉地国課税	—	—
ブルネイ	H21.12.19	10% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	—	—
カザフスタン	H21.12.30	15% (5%)	10%	10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	—	—
香港	H23.8.14	10% (5%)	10%	5%	不動産所在地 国課税	—	所在地国課税	居住地国のみで課税	—	あり
サウジアラビア	H23.9.1	10% (5%)	10%	設備の使用 5% その他 10%	不動産所在地 国課税	所在地国課税	—	居住地国のみで課税	—	—

(備考) 1. 原は当初の条約, ①, ②, ③はそれぞれ第1次, 第2次, 第3次の補足改訂を示し, ④は全面改訂を示す。

2. 配当に対する限度税率は日本側の税率を示す。配当欄の() 書は, 親会社間配当に対する限度税率を示す。

3. みなし外国税額控除とは, 条約の規定により, 日本国での外国税額控除の適用上, 条約の相手国において経済開発を目的とする税制上の特別措置等により減免された税額を納付したものとみなして, 当該減免税額を控除する制度である。

4. 事業所得に対しては, 国内に恒久的施設を有する場合に当該恒久的施設に帰属する部分に限り課税する。

(注) 1. イギリスとの当初の条約については, フィジーに適用される。

2. 旧チェコスロヴァキアとの条約については, チェッコ及びスロヴァキアにそれぞれ適用される。

3. 旧ソ連との条約についてはロシア, キルギス, グルジア, タジキスタン, ウズベキスタン, トルクメニスタン, ウクライナ, アルメニア, ベラルーシ, モルドヴァ及びアゼルバイジャンにそれぞれ適用される。

4. 先方の国内法の改正により, 事実上みなし外国税額控除の適用がない。

(2) 租税に関する情報交換規定を主体とする協定

・バミューダ (H22.8.1)

・バハマ (H23.8.25)

・マン島 (H23.9.1)

・ケイマン (H23.11.13)

(注) () 内は発効日を示す。

51. 地 方 税 収 入 の

区 分		番 号	昭和30年度		40		50		60		平 成 7	
			金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
道 府 県 税 市 町 村 税 地 方 税 総 計		1	1,471	38.6	7,823	50.5	38,692	47.4	102,040	43.8	139,090	41.3
		2	2,344	61.4	7,671	49.5	42,856	52.6	131,125	56.2	197,660	58.7
		3	3,815	100.0	15,494	100.0	81,548	100.0	233,165	100.0	336,750	100.0
道 府 県 税 <												

(備考) 1. 平成22年度以前は決算額、平成23年度及び平成24年度は地方財政計画額である。なお、平成24年度の地方財政計画は、通常収支分と東日本大震災分が策定されるが、上記は通常収支分の税収である。

2. 昭和31年度以前の入湯税は法定普通税に含まれる。

3. 自動車取得税、軽油引取税は平成21年度の税制改正によって使途が特定されない普通税に改められた。

構 成 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

17		20		21		22		23 (計画)		24 (計画)		番号
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
152,269	43.7	179,280	45.3	146,545	41.7	140,262	40.9	134,952	40.4	138,479	41.1	1
195,775	56.3	216,305	54.7	205,284	58.3	202,901	59.1	199,085	59.6	198,090	58.9	2
348,044	100.0	395,585	100.0	351,830	100.0	343,163	100.0	334,037	100.0	336,569	100.0	3
136,796	89.8	166,320	92.8	145,516	99.3	140,164	99.9	134,934	100.0	138,618	100.1	4
35,854	23.5	62,386	34.8	57,663	39.3	54,767	39.0	53,004	39.3	54,520	39.4	5
22,543	14.8	49,005	27.3	48,460	33.1	44,905	32.0	44,581	33.0	45,700	33.0	6
9,661	6.3	10,635	5.9	6,868	4.7	7,579	5.4	6,237	4.6	6,775	4.9	7
1,774	1.2	1,977	1.1	1,651	1.1	1,502	1.1	1,432	1.1	1,246	0.9	8
786	0.5	558	0.3	462	0.3	581	0.4	544	0.4	602	0.4	9
1,091	0.7	212	0.1	221	0.2	200	0.1	210	0.2	197	0.1	10
49,142	32.3	54,193	30.2	29,048	19.8	24,371	17.4	23,356	17.3	24,527	17.7	11
2,158	1.4	2,167	1.2	2,037	1.4	1,840	1.3	1,886	1.4	1,629	1.2	12
46,984	30.9	52,026	29.0	27,011	18.4	22,530	16.1	21,470	15.9	22,898	16.5	13
25,512	16.8	24,741	13.8	24,131	16.5	26,419	18.8	25,691	19.0	26,466	19.1	14
4,767	3.1	4,453	2.5	4,042	2.8	3,789	2.7	3,345	2.5	3,265	2.4	15
2,752	1.8	2,632	1.5	2,497	1.7	2,561	1.8	2,362	1.8	2,692	1.9	16
620	0.4	598	0.3	584	0.4	546	0.4	533	0.4	477	0.3	17
—	—	—	—	2,310	1.6	1,916	1.4	1,920	1.4	2,068	1.5	18
—	—	—	—	8,147	5.6	9,180	6.5	8,742	6.5	8,902	6.4	19
1	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	20
17,528	11.5	16,808	9.4	16,544	11.3	16,155	11.5	15,947	11.8	15,677	11.3	21
4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	4	0.0	22
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
164	0.1	176	0.1	186	0.1	52	0.0	30	0.0	20	0.0	24
453	0.3	329	0.2	362	0.2	404	0.3	—	—	—	—	25
15,473	10.2	12,960	7.2	1,029	0.7	99	0.1	18	0.0	17	0.0	26
4,528	3.0	3,663	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	27
10,859	7.1	9,188	5.1	937	0.6	—	—	—	—	—	—	28
25	0.0	21	0.0	20	0.0	19	0.0	18	0.0	17	0.0	29
60	0.0	88	0.0	73	0.0	80	0.1	—	—	—	—	30
0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	—	—	—	—	31
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲156	▲0.1	32
152,269	100.0	179,280	100.0	146,545	100.0	140,262	100.0	134,952	100.0	138,479	100.0	33
179,142	91.5	199,624	92.3	188,488	91.8	185,847	91.6	182,152	91.5	182,052	91.9	34
81,555	41.7	101,969	47.1	91,241	44.4	87,485	43.1	84,258	42.3	87,302	44.1	35
56,985	29.1	74,450	34.4	73,489	35.8	67,950	33.5	67,811	34.1	69,442	35.1	36
24,570	12.6	27,518	12.7	17,752	8.6	19,535	9.6	16,447	8.3	17,860	9.0	37
87,547	44.7	87,814	40.6	87,789	42.8	88,650	43.7	88,792	44.6	84,635	42.7	38
34,058	17.4	34,110	15.8	34,674	16.9	34,762	17.1	34,230	17.2	33,677	17.0	39
37,651	19.2	37,261	17.2	36,642	17.8	37,816	18.6	38,658	19.4	35,278	17.8	40
15,839	8.1	16,443	7.6	16,473	8.0	16,072	7.9	15,904	8.0	15,680	7.9	41
1,515	0.8	1,687	0.8	1,739	0.8	1,776	0.9	1,808	0.9	1,810	0.9	42
8,453	4.3	8,084	3.7	7,666	3.7	7,876	3.9	7,252	3.6	8,267	4.2	43
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
16	0.0	19	0.0	20	0.0	18	0.0	23	0.0	18	0.0	45
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
43	0.0	38	0.0	20	0.0	29	0.0	19	0.0	20	0.0	47
14	0.0	13	0.0	12	0.0	14	0.0	—	—	—	—	48
15,559	7.9	15,731	7.3	15,841	7.7	16,091	7.9	15,972	8.0	15,538	7.8	49
244	0.1	237	0.1	228	0.1	223	0.1	228	0.1	208	0.1	50
2,970	1.5	3,227	1.5	3,275	1.6	3,295	1.6	3,377	1.7	3,479	1.8	51
12,330	6.3	12,250	5.7	12,325	6.0	12,555	6.2	12,367	6.2	11,851	6.0	52
15	0.0	17	0.0	13	0.0	18	0.0	—	—	—	—	53
—	—	0	0.0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	54
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55
963	0.5	949	0.4	955	0.5	963	0.5	961	0.5	919	0.5	56
111	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲419	▲0.2	58
195,775	100.0	216,305	100.0	205,284	100.0	202,901	100.0	199,085	100.0	198,090	100.0	59

52. 国及び地方公共団体の歳入構造の推移

(単位 億円, %)

区 分	昭和10年度		25		40		50		55		60	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国	税 収 入	10.1	45	4,564	64	30,496	81	137,527	64	268,687	61	381,988
	専 売 納 付 金 債 他	2.0	9	1,145	16	1,804	5	3,405	2	8,124	2	108
	公 所 の 計	6.8	30	—	—	1,972	5	52,805	25	141,702	32	123,080
	そ の 計	3.7	16	1,459	20	3,459	9	20,997	9	21,894	5	34,750
		22.6	100	7,168	100	37,731	100	214,734	100	440,407	100	539,926
地 方 計	税 収 入	6.3	22	1,883	35	15,494	33	81,548	30	158,938	33	233,165
	地 方 庫 支 出 金 債 他	—	—	—	—	501	1	2,482	1	4,400	1	4,615
	所 庫 支 出 金 債 他	—	—	1,085	20	7,432	16	44,710	16	81,140	17	94,499
	地 庫 支 出 金 債 他	2.9	11	1,266	23	11,912	26	66,022	24	120,446	27	120,227
	そ の 計	6.7	26	328	6	3,209	7	32,598	12	48,383	8	46,079
道 府 県	税 収 入	9.6	38	887	16	7,947	17	46,305	17	79,451	14	104,592
	地 方 庫 支 出 金 債 他	25.5	100	5,449	100	46,495	100	273,666	100	492,758	100	603,177
	所 庫 支 出 金 債 他	2.5	32	782	26	8,484	31	42,809	30	81,371	33	113,537
	地 方 庫 支 出 金 債 他	—	—	—	—	456	2	1,491	1	1,756	1	1,831
	そ の 計	—	—	712	24	4,807	17	23,922	17	43,244	17	52,896
市 町 村	税 収 入	1.3	17	788	27	8,339	30	39,393	27	67,632	27	70,982
	地 方 庫 支 出 金 債 他	1.6	20	178	6	1,503	5	16,177	11	20,849	8	21,856
	所 庫 支 出 金 債 他	2.5	31	509	17	4,072	15	20,969	14	34,238	14	46,701
	地 方 庫 支 出 金 債 他	7.9	100	2,969	100	27,661	100	144,762	100	249,090	100	307,803
	そ の 計	3.8	22	1,101	45	7,010	37	38,739	30	77,567	32	119,628
市 町 村	税 収 入	—	—	—	—	45	0	991	1	2,644	1	2,784
	地 方 庫 支 出 金 債 他	—	—	373	15	2,625	14	20,788	16	37,896	15	41,603
	所 庫 支 出 金 債 他	1.6	9	478	19	3,573	19	26,629	21	52,814	22	49,245
	地 方 庫 支 出 金 債 他	5.1	29	150	6	1,706	9	16,421	13	27,534	11	24,223
	そ の 計	7.1	40	378	15	3,875	21	25,336	19	45,213	19	57,891
区 分	平 成 7	金 額	構成比	12	金 額	構成比	17	金 額	構成比	22	金 額	構成比
	国	519,308	64	507,125	54	490,654	55	414,868	41	420,300	39	423,460
	専 売 納 付 金 債 他	163	0	205	0	—	—	—	—	—	—	—
	公 所 の 計	212,470	26	330,040	35	312,690	35	423,030	42	558,480	52	442,440
	そ の 計	73,631	9	96,241	10	86,658	10	167,448	17	71,866	8	3,749
地 方 計	税 収 入	805,572	100	933,610	100	890,003	100	1,005,346	100	1,075,105	100	903,339
	地 方 庫 支 出 金 債 他	336,750	31	355,464	33	348,044	35	343,163	33	334,037	40	336,569
	所 庫 支 出 金 債 他	19,393	2	6,202	1	18,490	2	20,692	2	21,749	3	22,615
	地 庫 支 出 金 債 他	161,529	15	217,764	20	169,587	17	171,936	17	173,734	21	174,545
	そ の 計	176,683	17	168,395	16	141,192	14	142,345	14	121,745	15	117,604
道 府 県	税 収 入	171,176	16	111,735	10	104,284	11	129,949	13	114,772	14	111,654
	地 方 庫 支 出 金 債 他	205,425	19	212,630	20	210,134	21	231,116	22	59,017	7	—
	所 庫 支 出 金 債 他	1,070,956	100	1,072,191	100	991,731	100	1,039,201	100	825,054	100	818,647
	地 庫 支 出 金 債 他	157,287	29	174,561	32	171,374	35	159,323	32	134,952	—	138,479
	そ の 計	8,706	2	1,323	0	8,536	2	15,933	3	—	—	—
市 町 村	税 収 入	84,364	16	117,829	22	92,216	19	87,665	18	—	—	—
	地 方 庫 支 出 金 債 他	99,947	19	96,426	18	66,309	14	62,532	12	—	—	—
	所 庫 支 出 金 債 他	90,612	17	62,682	11	57,095	12	78,099	16	—	—	—
	地 方 庫 支 出 金 債 他	96,386	18	91,328	17	91,416	19	97,109	19	—	—	—
	そ の 計	537,302	100	544,149	100	486,945	100	500,661	100	—	—	—
市 町 村	税 収 入	179,462	34	180,903	34	176,670	35	183,840	34	199,085	—	198,090
	地 方 庫 支 出 金 債 他	10,687	2	4,879	1	9,954	2	4,759	1	—	—	—
	所 庫 支 出 金 債 他	77,165	14	99,936	19	77,371	15	84,271	16	—	—	—
	地 方 庫 支 出 金 債 他	76,736	14	71,969	14	74,883	14	79,813	15	—	—	—
	そ の 計	80,564	15	49,053	9	47,190	9	51,850	10	—	—	—
区 分	平 成 7	金 額	構成比	12	金 額	構成比	17	金 額	構成比	22	金 額	構成比
	国	109,040	20	121,302	23	118,718	24	134,007	25	—	—	—
	専 売 納 付 金 債 他	533,654	100	528,042	100	504,786	100	538,540	100	—	—	—
	公 所 の 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 1. 国は平成22年度までは決算額、平成23年度は補正後予算額であり、平成24年度は予算額である。

地方は平成22年度までは決算額、平成23年度及び平成24年度は地方財政計画額である。平成22年度までの地方計は、都道府県と市町村とを単純合計したものである。

2. 国は一般会計、地方は普通会計である。なお、東京都が徴収した市町村税相当分は、道府県税収入に含まれているので、他の表の道府県税収入額及び市町村税収入額とは一致していない。

3. 国の専売納付金のうち日本専売公社納付金は60年度からたばこ(消費)税に移行している。

4. 地方交付税には、分与税及び配付税を含む。

5. 決算額の国庫支出金には、都道府県支出金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別事業債償還交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。

53. 地方税（道府県税）収入の都道府県別所在状況（平成22年度人口1人当たり指数）

（全国平均＝100）

都道府県	税目	道府県民税				事業税			地方消費税 （清算前）	不動産 取得税	道府県 たばこ 税	ゴルフ 場利用 税	自 動 車 税	自動車 取得税	軽 油 引取税	計
		個人	法人	利子割	計	個人	法人	計								
北海道	道森手城田形島	77	63	66	74	48	64	63	66	103	120	85	116	113	149	90
		60	51	43	58	40	58	56	47	162	109	27	99	104	145	89
		63	57	48	62	43	53	52	42	61	92	56	107	99	151	78
		80	85	57	80	69	88	86	72	93	104	75	110	93	130	93
		60	54	47	59	42	53	52	40	62	93	43	106	104	125	75
		66	56	50	64	49	55	55	49	62	87	30	113	102	124	78
		69	60	52	68	45	78	76	49	62	93	92	118	96	140	87
茨城県	城木馬玉葉京川	91	85	59	89	59	87	85	66	78	104	263	139	104	142	99
		89	87	57	88	58	92	89	50	88	104	348	144	123	152	102
		84	84	75	83	54	87	84	59	80	100	196	141	127	121	96
		108	67	65	101	110	65	68	41	78	94	80	99	93	84	89
		115	65	68	107	82	69	70	146	90	95	188	99	90	87	94
		165	267	278	183	281	249	251	308	198	118	12	70	102	48	163
		134	77	80	125	142	89	93	77	96	91	47	87	94	60	102
新潟県	潟山川井	75	72	73	74	54	79	77	68	71	95	62	110	110	142	89
		88	83	97	87	56	83	81	90	69	92	81	127	108	149	96
		88	88	89	88	68	84	83	68	65	100	117	122	107	131	96
		85	97	90	87	61	108	104	67	79	96	87	122	114	138	107
山梨県	梨野阜岡知重	82	105	65	85	65	100	97	45	78	101	254	125	111	114	97
		80	73	86	79	46	71	69	50	73	86	116	122	125	121	90
		87	74	84	85	69	76	75	60	65	87	227	128	125	108	92
		99	84	85	97	98	105	105	63	91	97	185	120	117	125	104
		117	111	113	116	115	124	123	101	97	100	57	128	142	107	116
		92	84	84	91	69	95	93	86	74	94	284	122	129	161	101
滋賀県	賀都阪庫良山	94	105	82	95	62	104	101	41	92	96	220	106	106	116	97
		97	93	126	97	95	96	96	58	101	96	90	83	92	71	94
		97	134	126	103	118	126	125	152	143	120	44	75	85	68	103
		103	77	96	99	80	83	83	91	105	88	201	90	93	92	93
		97	47	98	90	59	44	45	28	57	77	162	93	87	57	77
		74	64	97	74	62	60	60	59	69	96	108	91	92	75	75
鳥取県	取根山島口	68	62	73	67	42	61	60	44	65	92	56	97	92	126	79
		70	63	67	69	55	68	67	47	46	83	54	93	98	113	79
		83	85	82	83	50	80	78	92	72	93	118	109	97	129	90
		94	98	90	95	80	95	94	65	81	91	73	95	99	109	95
		82	75	88	81	62	79	77	107	54	90	101	102	104	135	88
徳島県	島川媛知	76	98	93	80	41	88	85	45	73	94	96	107	88	108	87
		84	110	118	88	48	94	90	89	86	96	102	106	94	128	95
		72	87	82	75	53	80	78	57	72	90	82	90	76	100	83
		68	51	88	66	56	47	48	45	61	97	84	85	82	96	73
福岡県	岡賀崎本分崎島縄	84	83	70	84	77	77	77	88	100	104	50	95	88	105	88
		68	72	51	68	58	70	69	46	68	100	91	97	82	155	84
		67	58	50	66	54	52	52	49	71	92	53	74	67	75	70
		66	61	55	65	52	53	53	44	68	94	86	96	77	107	75
		70	70	57	70	51	65	64	72	69	97	88	97	83	107	80
		63	54	46	61	54	55	55	42	63	96	113	94	80	118	74
		63	60	48	62	44	53	52	47	68	91	63	86	71	108	72
		56	61	39	56	58	55	55	45	98	99	135	73	49	68	65
	合 計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

- （備考）1. 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
ただし、岩手県宮古市、宮城県石巻市及び福島県南相馬市等19団体については、東日本大震災の影響によりこれを把握できていないため、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
2. 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
3. 道府県が徴収した道府県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4. 地方消費税の収入額については、国からの払込額としており、都道府県間において清算する前の額を掲げてある。
なお、道府県税収計は、地方消費税清算後の数値である。

54. 租 税 収 入 の 国 と 地 方 団

区 分	番 号	租税総額 (A)	租 税 内 訳				地 方 交付税 (F)	地 方 譲与税 (G)	地方特例 交付金 (H)
			国 税 (B)	地 方 税					
				道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)	計 (E)			
昭和10年度…	1	19	12	2	4	6	—	—	
16…………	2	58	49	2	7	9	4	—	—
19…………	3	136	127	4	5	9	7	—	—
25…………	4	7,585	5,702	782	1,101	1,883	1,085	—	—
30…………	5	13,178	9,363	1,471	2,344	3,815	1,600	221	—
35…………	6	25,452	18,010	3,489	3,953	7,442	3,110	362	—
40…………	7	48,279	32,785	7,823	7,671	15,494	7,162	501	—
45…………	8	115,239	77,732	21,112	16,395	37,507	18,097	1,087	—
50…………	9	226,591	145,043	38,692	42,856	81,548	33,511	2,482	—
55…………	10	442,626	283,688	73,903	85,035	158,938	75,809	4,401	—
60…………	11	624,667	391,502	102,040	131,125	233,165	98,193	4,615	—
平成 2…………	12	962,302	627,798	156,463	178,041	334,504	158,002	16,627	—
8…………	13	903,198	552,261	145,915	205,022	350,937	136,524	19,970	—
9…………	14	917,562	556,007	149,478	212,077	361,555	157,745	10,805	—
10…………	15	871,199	511,977	153,195	206,027	359,222	143,050	5,952	—
11…………	16	842,400	492,139	145,863	204,399	350,261	124,445	6,089	6,399
12…………	17	882,673	527,209	155,850	199,614	355,464	143,862	6,202	9,140
13…………	18	855,172	499,684	155,303	200,185	355,488	163,366	6,240	9,018
14…………	19	792,227	458,442	138,035	195,750	333,785	155,755	6,342	9,036
15…………	20	780,351	453,694	136,931	189,726	326,657	163,926	6,940	10,062
16…………	21	816,417	481,029	144,870	190,518	335,388	155,227	11,641	11,048
17…………	22	870,949	522,905	152,269	195,775	348,044	156,666	18,490	15,180
18…………	23	906,231	541,169	163,243	201,819	365,062	156,551	37,285	8,160
19…………	24	929,226	526,558	186,642	216,026	402,668	155,538	7,146	3,120
20…………	25	853,894	458,309	179,280	216,305	395,585	157,272	6,788	5,391
21…………	26	754,262	402,433	146,545	205,284	351,830	161,113	12,966	4,620
22…………	27	780,237	437,074	159,323	183,840	343,163	173,948	20,692	3,832
23…………	28	777,651	443,614	134,952	199,085	334,037	174,095	21,749	3,877
24…………	29	789,399	452,830	138,479	198,090	336,569	176,129	22,615	1,275

(備考) 1. 国税は59年度までは日本専売公社納付金を含み、かつ、35年度以降は特別会計分を含む。
2. 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額である。
3. 地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)は、交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額に返還金及び繰越額等を加減算した額である。

体 と の 配 分 の 累 年 比 較

(単位 億円, %)

国庫支出金 (I)	地方から国へ の負担額 (J)	構		成		比		番 号
		配 分 前		配 分 後				
				交付税・譲与税・特例交付金配分後		交付税・譲与税・支出金・特例交付金 負担額調整後		
		国 (B) (A)	地方 (E) (A)	国 (B)-(F)-(G)-(H) (A)	地方 (E)+(F)+(G)+(H) (A)	国 (B)-(F)-(G) -(H)-(I)+(J) (A)	地方 (E)+(F)+(G) +(H)+(I)-(J) (A)	
3	0	66.1	33.9	66.1	33.9	49.9	50.1	1
6	0	84.5	15.5	77.6	22.4	67.2	32.8	2
8	0	93.4	6.6	88.2	11.8	82.4	17.6	3
1,139	0	75.2	24.8	60.9	39.1	45.9	54.1	4
2,954	19	71.1	28.9	57.2	42.8	35.0	65.0	5
4,771	276	70.8	29.2	57.1	42.9	39.5	60.5	6
10,898	692	67.9	32.1	52.0	48.0	30.9	69.1	7
20,930	1,262	67.5	32.5	50.8	49.2	33.7	66.3	8
58,823	2,668	64.0	36.0	48.1	51.9	23.3	76.7	9
105,782	4,601	64.1	35.9	46.0	54.0	23.1	76.9	10
105,074	6,579	62.7	37.3	46.2	53.8	30.4	69.6	11
107,311	11,319	65.2	34.8	47.1	52.9	37.1	62.9	12
147,808	12,694	61.1	38.9	43.8	56.2	28.9	71.1	13
143,724	12,543	60.6	39.4	42.2	57.8	27.9	72.1	14
157,451	17,386	58.8	41.2	41.7	58.3	25.6	74.4	15
165,990	16,106	58.4	41.6	42.2	57.8	24.4	75.6	16
144,543	15,467	59.7	40.3	41.7	58.3	27.1	72.9	17
145,501	15,347	58.4	41.6	37.5	62.5	22.3	77.7	18
131,748	14,634	57.9	42.1	36.3	63.7	21.5	78.5	19
131,421	12,691	58.1	41.9	35.0	65.0	19.7	80.3	20
124,598	12,624	58.9	41.1	37.1	62.9	23.4	76.6	21
118,889	12,642	60.0	40.0	38.2	61.8	26.0	74.0	22
105,307	12,593	59.7	40.3	37.4	62.6	27.2	72.8	23
103,365	12,539	56.7	43.3	38.8	61.2	29.0	71.0	24
116,890	11,800	53.7	46.3	33.8	66.2	21.5	78.5	25
168,391	12,812	53.4	46.6	29.7	70.3	9.0	91.0	26
143,052	8,499	56.0	44.0	30.6	69.4	13.3	86.7	27
121,745	6,415	57.0	43.0	31.4	68.6	16.5	83.5	28
130,435	6,627	57.4	42.6	32.0	68.0	16.3	83.7	29

4. 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特別交付金を含む。

5. 国は平成22年度までは決算額、平成23年度は補正後予算額、平成24年度は予算額であり、地方は平成22年度までは決算額、平成23年度は地方財政計画額、平成24年度は地方財政計画額（東日本大震災分を含む。）である。

55. 国税及び地方税の徴税費の累年比較

区 分		平成17年度	18	19	20	21	22
国	税 徴税コスト (税収百円当たり)	1.45円	1.43円	1.49円	1.71円	1.93円	1.75円
地方税	道 府 県 徴税コスト (税収百円当たり)	1.68円	1.61円	1.54円	1.77円	1.94円	1.94円
	市 町 村 徴税コスト (税収百円当たり)	2.80円	2.60円	2.32円	2.28円	2.28円	2.32円
	計 徴税コスト (税収百円当たり)	2.32円	2.17円	2.01円	2.08円	2.17円	2.20円

(備考) 国税庁及び総務省自治税務局調による。

56. 所得税及び住民税所得割の納税者数等の累年比較

(単位 万人)

区 分		所 得 税 の 納 税 者 数		住 民 税 所 得 割 の 納 税 者 数		就 業 者 総 数	
			指 数		指 数		指 数
所得税・ 就業者	住民税						
昭和45年……	昭和46年度…	2,484	100.0	2,985	100.0	5,094	100.0
50……	51……	2,960	119.2	3,458	115.8	5,223	102.5
55……	56……	3,725	150.0	4,040	135.3	5,536	108.7
59……	60……	4,046	162.9	4,297	144.0	5,766	113.2
60……	61……	4,155	167.3	4,387	147.0	5,807	114.0
61……	62……	4,245	170.9	4,485	150.3	5,853	114.9
62……	63……	4,290	172.7	4,533	151.9	5,911	116.0
63……	平成元……	4,373	176.0	4,593	153.9	6,011	118.0
平成元……	2……	4,369	175.9	4,569	153.1	6,128	120.3
2……	3……	4,592	184.9	4,768	159.7	6,249	122.7
3……	4……	4,752	191.3	4,917	164.7	6,369	125.0
4……	5……	4,881	196.5	5,046	169.0	6,436	126.3
5……	6……	4,935	198.7	5,100	170.9	6,450	126.6
6……	7……	4,973	200.2	5,105	171.0	6,453	126.7
7……	8……	4,941	198.9	5,171	173.2	6,457	126.8
8……	9……	5,005	201.5	5,245	175.7	6,486	127.3
9……	10……	5,019	202.1	5,246	175.7	6,557	128.7
10……	11……	4,999	201.2	5,232	175.3	6,514	127.9
11……	12……	4,867	195.9	5,163	173.0	6,462	126.9
12……	13……	4,847	195.1	5,126	171.7	6,446	126.5
13……	14……	4,796	193.1	5,081	170.2	6,412	125.9
14……	15……	4,702	189.3	4,997	167.4	6,330	124.3
15……	16……	4,691	188.8	4,996	167.4	6,316	124.0
16……	17……	4,856	195.5	5,136	172.1	6,329	124.2
17……	18……	5,228	210.5	5,504	184.4	6,356	124.8
18……	19……	5,282	212.6	5,563	186.4	6,382	125.3
19……	20……	5,268	212.1	5,609	187.9	6,412	125.9
20……	21……	5,233	210.7	5,611	188.0	6,385	125.3
21……	22……	5,052	203.4	5,477	183.5	6,282	123.3

(備考) 1. 所得税及び住民税所得割の納税者数は、「市町村税課税状況等の調」(総務省自治税務局)による。
2. 就業者総数は、「労働力調査報告」(総務省統計局)による暦年平均数である。
3. 所得税の納税者数及び就業者総数の指数は昭和45年、住民税所得割の納税者数の指数は昭和46年度を100として算出している。

経 済 日 誌

(5 月 中)

- 1日** ○自販連、4月の軽自動車を除く国内新車販売台数を発表
前年比92.0%増の20万8,977台
○米供給管理協会、4月のISM（製造業）景況指数を発表
総合指数は54.8ポイントと2か月連続で上昇
- 2日** ○厚生労働省、3月の毎月勤労統計（速報）を発表
現金給与総額は前年比1.3%増と2か月連続で増加
- 3日** ○ECB（欧州中央銀行）、政策金利を1.00%に据え置くことを決定
- 4日** ○米労働省、4月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比プラス11.5万人と19か月連続で増加、失業率は8.1%
- 9日** ○内閣府、3月の景気動向指数（速報）を発表
先行指数96.6、一致指数96.5、遅行指数86.7
- 10日** ○内閣府、4月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月比0.9ポイント低下の50.9となり横ばいを示す50を2か月連続で上回った
○東京商工リサーチ、4月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は1,004件（前年比6.6%減）と2か月連続で前年同月を下回った、負債総額は2,289億5,900万円（前年比18.1%減）
○米商務省、3月の貿易・サービス収支を発表
季調済で518億ドルの赤字、赤字額は2か月ぶりに拡大
○財務省、3月および平成23年度の国際収支状況（速報）を発表
3月の経常収支は1兆5,894億円の黒字（前年比1,493億円減と黒字幅は縮小）
23年度の経常収支は7兆8,934億円の黒字（前年比8兆7,659億円減と3年ぶりに黒字幅縮小）
○第4回国家戦略会議を開催
新成長戦略のフォローアップ、地域活性化の取組、医療イノベーション、成長ファイナンスについて
- 11日** ○日本銀行、4月のマネーストック速報を発表
M2は前年比2.6%増、M3は前年比2.3%増
- 13日** ○第5回日中韓サミット（～14日、於：北京）
- 14日** ○日本銀行、4月の企業物価指数を発表
前年比0.2%減となり、19か月ぶりのマイナス
- 15日** ○EU 統計局、ユーロ圏の2012年1～3月期のGDP（1次速報）を発表
季調済前期比は実質0.0%、前期比年率は0.1%増
- 16日** ○経済産業省、3月の第3次産業活動指数を発表
季調済前月比で0.6%減
○内閣府、3月の機械受注統計を発表
民需（除く船舶・電力）は前月比2.8%減
- 17日** ○内閣府、2012年1～3月期のGDP（1次速報）を発表
季調済前期比は実質1.0%増（年率換算4.1%増）
- 18日** ○政府、5月の月例経済報告で景気の基調判断を「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とし、景気判断を9か月ぶりに上方修正
○第3回デフレ脱却等経済状況検討会議
デフレ脱却と経済活性化に向けた取組～「モノを動かす」を中心に～
- 21日** ○経済産業省、3月の全産業活動指数を発表
季調済前月比で0.3%減
- 23日** ○日本銀行、金融政策決定会合を開催（22日～）
政策金利を0.0～0.1%前後に据え置きを決定
○財務省、4月の貿易統計（速報）を発表
輸出は自動車、自動車部品等が増加し前年比7.9%増の5兆5,665億円、輸入は原油、液化天然ガス等が増加し8.0%増の6兆868億円、貿易収支は5,203億円の赤字
- 25日** ○総務省、4月の消費者物価指数を発表
生鮮を除く総合は前年比0.2%増と3か月連続のプラス
- 29日** ○総務省、4月の家計調査を発表
実質消費支出は前年比2.6%増と3か月連続のプラス、名目消費支出は前年比3.2%増
○経済産業省、4月の商業販売統計を発表
小売業販売額は前年比5.8%増と5か月連続のプラス
○総務省、4月の労働力調査を発表
完全失業率（季調済）は4.6%、雇用者数は5,477万人となり前年比15万人の減少
○厚生労働省、4月の一般職業紹介状況を発表
有効求人倍率（季調済）は0.79倍
- 31日** ○経済産業省、4月の鉱工業指数（速報）を発表
生産は前月比0.2%増、出荷は前月比0.9%増、在庫は前月比2.0%増
○国土交通省、4月の建築着工統計を発表
新設住宅着工戸数は73,647戸となり、前年比10.3%増と3か月連続の増加
○厚生労働省、4月の毎月勤労統計（速報）を発表
現金給与総額は前年比0.8%増と3か月連続で増加
○米商務省、2012年1～3月期のGDP（2次速報）を発表
実質GDP成長率は季調済前期比年率1.9%増と1次速報値（2.2%増）から下方修正
- ※東証株価指数（TOPIX）第1部（終値）
月間最高値 792.87（2日）
〃 最安値 719.49（31日）
- ※東京外為市場（円相場、銀行間直物、対1ドル）
月間最高値 78円80銭～78円81銭（31日）
〃 最安値 80円38銭～80円40銭（16日）

主要経済指標 (平成24年6月)

[財政・金融]

45年度	租税収入実績(注)				日銀券発行高		マネーストック(注)		資金需給				国内銀行勘定(注)		コールドレート	コールド市場残高	貸出約定平均金利				
	一般会計総計		所得税		法人税	未残	平残前年比	M ₃	M ₂	平残前年比	銀行券重要	財政等要	貸出不足	金融調節	当座預金	実質預金残高	貸出残高	国内銀行合計(注)			
	億	%	億	%	億	億	%							億	%	億	%	億			
45年度	△4,459	72,968	100.8	24,282	25,672	49,748	17.6	19.8	17.9	—	△6,490	△4,387	△10,877	11,444	567	39,204	41,175	18.6	17,837	7,683	2.066
50	△21,260	137,527	99.0	54,823	41,279	112,760	11.7	11.9	13.9	—	△10,405	14,224	3,819	△9,601	△5,782	88,089	90,825	11.7	19,885	8,304	8.019
55	△28,603	268,687	99.0	107,996	89,227	168,275	5.2	0.5	8.4	—	△1,915	18,809	16,894	△15,546	1,348	145,778	139,298	7.7	33,095	6,266	6.684
60	46,527	381,988	100.1	154,350	222,709	5.8	4.0	8.7	9.5	9.5	△12,855	△42,749	△55,604	57,334	1,730	221,971	242,476	11.8	52,609	7,584	8.56250
2	21,525	601,059	101.6	259,955	337,235	7.1	3.5	10.2	8.5	8.5	△1,942	4,039	2,097	5,731	7,828	462,529	448,059	5.9	262,592	13,397	3.997
6	22,542	510,300	100.4	204,175	381,266	4.9	5.5	2.5	3.5	3.5	△16,656	50,041	33,385	△26,738	6,647	459,145	482,197	0.9	409,132	1,397	3.997
7	176,503	519,308	102.5	195,151	421,329	6.5	10.4	2.9	3.8	3.8	△40,061	△55,924	△95,985	91,080	△4,905	460,710	482,700	0.3	412,888	2,709	2.709
8	73,115	520,601	100.6	189,649	452,849	8.7	12.4	3.2	3.7	3.7	△31,520	77,029	45,509	△43,984	1,585	462,116	482,312	0.1	396,992	2,489	2.489
9	214,713	539,415	98.9	91,827	134,754	490,007	8.7	7.3	3.5	3.3	△37,156	△12,607	△49,763	70,758	20,995	465,863	477,978	0.9	385,746	2,374	2.374
10	181,082	494,319	95.9	169,961	114,232	512,866	7.8	7.3	3.7	2.9	△22,859	33,802	10,943	△10,302	641	469,540	472,609	0.1	352,179	2,223	2.223
11	256,295	472,345	103.4	154,688	107,951	571,201	7.1	11.8	3.2	3.2	△58,335	△317,536	△375,871	497,608	121,737	472,078	463,484	1.9	226,940	2,052	2.052
12	344,674	507,125	101.6	187,889	107,744	586,744	6.5	6.2	2.2	3.2	△15,543	△327,488	△343,031	217,760	△125,271	476,855	456,965	△1.4	203,611	2,047	2.047
13	351,786	479,481	96.6	178,065	102,478	678,762	8.9	12.2	3.1	2.0	△92,017	△359,340	△451,087	669,321	217,964	502,871	540,369	0.3	239,631	1,877	1.877
14	645,134	438,332	99.0	148,122	95,234	710,573	11.9	27.5	2.9	0.4	△31,810	△635,069	△666,879	409,069	33,190	509,977	423,285	0.2	152,110	1,829	1.829
15	358,505	432,824	103.6	139,146	101,152	714,032	4.1	4.8	1.6	0.6	△3,459	△357,483	△405,942	415,246	54,304	519,207	411,693	2.7	169,327	1,774	1.774
16	653,175	455,890	103.3	146,705	114,437	746,719	2.1	1.0	1.9	3.0	△32,685	△650,266	△682,951	676,913	△6,038	525,461	401,957	△2.4	182,635	1,703	1.703
17	377,929	490,654	104.3	155,859	132,736	749,781	2.7	0.3	1.7	2.4	△3,680	△384,329	△387,388	341,841	△45,548	531,600	410,758	2.2	206,047	1,589	1.589
18	407,654	490,691	97.2	140,541	149,793	758,941	0.8	△0.4	0.9	3.8	△9,160	△387,928	△397,389	201,832	△195,256	537,550	413,496	0.7	208,983	1,829	1.829
19	371,981	510,182	97.1	160,800	147,444	764,615	1.4	0.5	1.9	2.9	△5,671	△390,085	△395,759	421,469	25,710	552,339	419,419	1.4	231,144	1,926	1.926
20	364,688	442,673	95.3	149,851	100,106	768,977	0.7	0.8	2.1	0.4	△4,364	△369,451	△373,815	452,835	79,020	567,747	437,537	4.3	202,488	1,776	1.776
21	364,784	387,331	105.1	129,139	63,564	773,527	0.4	2.0	2.9	0.6	△4,548	△357,665	△362,213	575,277	13,064	580,724	427,612	△2.3	171,332	1,623	1.623
22	343,706	414,868	104.7	129,441	89,677	809,230	1.6	2.0	2.9	0.5	△35,701	△342,886	△378,587	551,590	173,003	597,558	425,151	△0.6	167,265	1,519	1.519
23	253,292	264.5	106.5	44,491	808,426	808,426	2.5	2.4	2.9	0.2	805	△253,800	△252,995	189,762	△63,233	611,205	430,289	1.2	176,039	1,428	1.428
22	155,944	99,206	64.5	28,984	5,019	768,546	1.1	2.1	2.8	0.7	4,165	△158,940	△154,775	167,625	2,880	579,630	423,413	0.3	156,435	1,365	1.365
10-12	106,423	109,961	58.5	28,984	30,269	823,143	1.8	2.0	2.6	0.3	△54,596	△104,518	△159,114	183,913	24,799	578,485	420,417	△1.9	167,093	1,511	1.511
1-3	54,548	182,759	104.7	44,703	54,340	809,230	2.7	1.9	2.4	△0.3	13,914	△54,645	△40,731	221,774	181,043	597,558	425,151	△0.6	160,834	1,508	1.508
4-6	13,504	25,047	6.1	12,309	1,338	792,915	3.1	2.2	2.8	△0.1	16,315	△12,838	3,477	△78,640	175,163	596,031	419,060	△0.7	177,240	1,508	1.508
7-9	107,035	103,510	25.3	46,701	5,793	788,829	2.8	2.3	2.8	0.3	4,086	△105,316	△101,230	115,242	14,012	594,121	424,064	0.2	173,452	1,473	1.473
10-12	△19,218	112,170	57.3	29,700	31,836	839,968	2.4	2.5	3.0	0.1	△51,137	15,789	△35,348	54,286	18,918	596,068	425,858	1.3	172,403	1,452	1.452
1-3	151,971	128,479	87.8	45,426	16,547	808,426	1.8	2.6	3.0	0.3	31,541	△151,435	△119,894	98,894	△21,001	611,205	430,289	1.2	181,060	1,428	1.428
23	△10,269	△1,515	—	△3,191	△340	811,619	3.7	2.1	2.7	△0.2	△2,389	10,609	8,200	△68,472	60,252	596,184	420,721	△0.4	173,233	1,521	1.521
4	102,695	9,009	1.8	7,201	△43	788,405	2.9	2.2	2.7	△0.2	33,214	△101,327	△78,113	22,746	△35,367	595,732	419,674	△0.2	174,550	1,512	1.512
5	△78,922	17,553	6.0	8,299	1,435	792,915	2.7	2.3	2.9	0.2	△4,510	77,880	73,370	△32,914	40,456	596,031	419,060	△0.7	183,938	1,508	1.508
6	118,994	44,576	16.6	27,636	△528	793,626	2.7	3.0	3.0	0.6	△711	△117,843	△118,554	65,994	△62,560	589,939	419,580	△0.3	181,834	1,501	1.501
8	34,774	34,342	24.7	11,173	4,613	791,873	2.7	2.2	2.7	0.3	1,753	△32,915	△31,162	36,976	5,714	590,572	418,217	△0.3	167,597	1,496	1.496
9	△46,734	24,593	30.6	7,893	1,678	788,829	2.9	2.3	2.7	0.1	3,044	45,442	48,486	12,372	60,858	594,121	424,064	0.2	170,927	1,473	1.473
10	47,433	27,695	37.2	7,880	3,431	792,915	2.6	2.3	2.9	0.0	4,126	△46,296	△40,422	11,740	△48,682	591,365	420,682	0.3	163,980	1,474	1.474
11	289	58,429	11.1	10,743	26,624	794,607	2.4	2.5	3.0	0.1	△1,651	△1,358	△3,009	26,055	23,046	596,515	420,770	0.8	175,297	1,469	1.469
12	△66,850	26,053	57.3	10,977	1,781	839,968	2.3	2.6	3.2	0.2	△45,360	63,443	18,083	36,471	44,554	598,668	425,858	3.5	177,934	1,452	1.452
24	139,001	33,382	66.2	15,924	1,744	801,881	2.3	2.6	3.1	0.2	38,086	△140,558	△102,452	35,728	△66,724	596,371	422,359	1.3	180,681	1,452	1.452
1	107,758	33,303	73.2	5,635	8,391	804,950	2.2	2.5	2.9	0.3	△3,068	△101,502	△104,570	86,005	△68,259	597,558	423,789	1.2	181,467	1,442	1.442
2	△94,788	61,593	87.8	23,867	6,412	808,426	0.9	2.6	3.0	0.5	△3,477	90,605	87,128	△22,839	64,289	611,205	430,289	1.2	181,034	1,428	1.428
3	2,232	△2,151	—	△3,143	△1,021	821,595	0.9	2.3	2.6	0.5	△13,167	△1,073	△14,240	33,811	19,571	607,936	425,590	1.2	189,038	1,424	1.424
4	103,903	—	—	—	—	802,534	1.6	1.9	2.1	0.4	19,060	△102,793	△83,733	29,297	△54,436	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔企業倒産〕

〔公社債・株式〕

年度	公 社 債		発 行 高		株 式 (期中平均)				手 形 高 東 京		不渡手形 (実数)		取引停止処分 (注)		企 業 倒 産			
	国 債	地方債	政保債	普 通 社 債	金融債	東京証券取引所 (第一部)		日経平均 (注)	東 京	円	円	件	倒 産 数	前年比	倒 産 数	前年比		
						東証株価指数 <TOPIX>	有配平均利回り											
						43.1.4	%											
億	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
45年度	3,557	895	2,632	6,083	31,726	CY 163.48	CY 138	CY 3.47	24,516	1,708,208	3,493	11,757	4,576	10,160	7,857	37.9		
50	53,627	3,112	4,620	15,042	80,795	312.06	179	2.31	4,356,120	4,356,120	5,134	14,946	11,153	13,224	20,752	21.9		
55	145,588	7,290	15,765	9,935	135,633	474.00	352	1.63	6,870,16	9,729,824	5,479	16,517	14,485	18,212	28,720	21.7		
60	229,978	8,073	27,479	9,435	263,004	997.72	415	0.99	12,565.62	22,508,468	8,023	15,082	19,000	18,319	44,113	27.1		
2	390,323	9,419	19,083	20,680	469,079	2,177.96	484	0.92	23,437.97	39,334,030	5,989	16,153	16,153	17,157	32,753	176.0		
6	547,247	15,840	26,179	32,650	378,801	1,600.32	328	0.76	19,935.90	19,332,740	5,366	10,366	26,688	14,201	65,003	△4.4		
7	684,306	19,740	32,370	57,192	433,643	1,378.93	357	0.92	17,329.70	13,581,355	5,306	10,762	25,805	15,162	86,307	32.7		
8	706,385	19,222	29,888	56,360	421,551	1,606.37	389	0.79	21,088.35	12,697,797	4,075	10,943	27,528	15,030	92,594	7.2		
9	710,638	18,510	28,704	86,895	282,609	1,397.37	431	0.99	18,397.52	11,121,963	5,435	12,631	34,453	17,496	145,236	56.8		
10	958,429	17,540	26,100	104,534	244,741	1,178.14	492	1.20	15,355.99	9,217,281	4,660	11,926	36,009	17,272	151,340	4.2		
11	998,065	20,610	33,246	77,875	233,045	1,388.63	617	1.04	16,823.41	8,315,569	3,220	11,328	29,922	16,741	112,880	△25.4		
12	1,053,917	22,690	51,410	76,371	210,427	1,545.22	684	0.98	17,145.01	7,267,447	2,853	11,888	30,096	18,787	261,287	131.4		
13	1,444,933	22,250	43,154	81,724	168,670	1,195.10	811	1.22	12,093.96	6,181,680	3,016	11,790	28,146	19,565	162,808	△37.6		
14	1,472,984	28,366	44,456	73,182	120,232	979.49	843	1.41	10,123.14	4,668,992	2,572	10,111	22,045	18,587	132,630	△18.5		
15	1,577,975	46,212	68,978	69,928	92,707	918.86	1,254	1.42	9,311.42	4,427,717	1,608	7,643	15,226	15,466	102,678	△22.5		
16	1,851,005	56,596	87,521	98,950	79,595	1,120.07	1,451	1.20	11,179.25	4,172,159	1,003	6,034	11,656	13,186	72,622	△29.2		
17	1,806,919	61,894	70,021	89,040	87,555	1,270.09	2,075	1.14	12,422.58	3,445,450	874	5,380	10,334	13,170	61,220	△15.7		
18	1,704,322	58,604	43,014	68,295	67,296	1,625.92	1,927	1.10	16,110.38	3,199,238	1,227	5,315	12,299	14,366	54,462	△11.0		
19	1,365,044	57,213	42,983	94,014	65,051	1,663.69	2,228	1.30	16,996.33	3,177,071	2,467	5,255	12,299	14,366	57,955	6.4		
20	1,238,668	63,460	47,517	96,049	55,174	1,137.82	2,211	1.99	12,150.80	2,901,851	2,217	5,739	15,998	16,146	140,189	141.8		
21	1,560,232	73,608	46,671	103,002	41,802	869.33	2,272	2.30	9,306.11	2,607,816	1,018	3,986	11,230	14,732	71,367	△49.0		
22	1,604,108	74,821	41,973	99,333	37,773	885.43	2,089	2.04	10,006.49	2,670,982	1,337	2,993	7,756	13,065	47,245	△33.7		
23	1,672,834	66,627	33,311	82,773	34,377	820.80	2,141	2.12	9,425.42	2,888,215	716	2,528	6,409	12,707	39,906	△15.5		
22 7-9	411,674	18,149	12,600	24,536	9,439	839.27	1,840	2.08	9,356.02	648,690	249	784	2,016	3,232	18,822	95.2		
10-12	410,185	23,173	9,780	26,025	9,969	857.78	2,072	1.96	9,842.44	635,737	512	783	2,183	3,299	10,403	△18.7		
1-3	386,315	16,635	8,493	20,717	8,730	917.09	2,739	1.96	10,285.30	633,501	107	653	1,678	3,211	9,168	△72.6		
4-6	419,046	14,956	5,642	18,487	9,038	833.88	2,083	2.08	9,609.36	760,462	118	675	1,750	3,312	7,485	△15.4		
7-9	428,843	14,967	8,000	21,741	8,574	797.03	2,048	2.21	9,246.35	705,783	290	696	1,630	3,108	12,272	△15.4		
10-12	406,441	19,992	9,400	21,890	8,653	737.58	1,709	2.32	8,580.64	707,498	176	585	1,748	3,103	7,002	△32.6		
1-3	418,505	16,713	10,270	20,655	8,112	799.79	2,405	2.02	9,265.34	714,470	132	572	1,281	3,184	13,145	43.3		
24 4	131,391	3,821	1,700	5,154	2,973	843.89	2,266	2.01	9,644.63	217,630	21	230	552	1,076	2,795	3.5		
5	127,660	6,073	1,942	4,300	3,345	837.02	2,008	2.14	9,660.78	268,790	20	213	639	1,071	2,526	△23.7		
6	159,994	5,062	2,000	9,033	2,721	822.06	1,982	2.08	9,541.53	284,040	27	232	559	1,165	2,163	△23.7		
7	137,660	5,130	2,450	9,230	2,775	861.29	1,903	2.10	9,996.68	223,539	56	219	645	1,081	2,209	△19.7		
8	133,786	4,320	2,300	1,080	3,000	778.73	2,210	2.22	9,072.94	246,085	41	222	542	1,026	7,940	320.3		
9	157,997	5,517	3,250	11,431	2,798	753.81	2,006	2.21	8,665.42	236,158	193	225	493	1,001	2,123	△85.0		
10	131,024	5,724	2,700	7,640	2,798	750.34	1,806	2.26	8,733.57	243,685	55	179	593	976	1,558	△70.0		
11	131,490	7,240	4,100	4,660	2,903	730.12	1,729	2.34	8,506.11	220,553	87	202	471	1,095	1,876	△31.4		
12	143,927	7,028	2,600	9,390	2,952	732.53	1,597	2.32	8,905.99	243,258	34	204	684	1,032	3,566	44.7		
24 1	144,967	5,862	4,150	4,780	2,467	744.40	2,009	2.23	8,616.71	218,255	23	176	451	985	3,493	47.7		
2	129,015	5,018	2,700	6,840	2,998	799.32	2,665	2.08	9,242.33	234,485	59	191	1,038	386	6,312	53.8		
3	144,523	5,833	3,420	9,035	2,647	850.37	2,503	2.02	9,962.35	261,729	51	205	529	1,161	3,339	23.5		
4						817.43	1,986	2.12	9,627.42	232,839	26	190	529	1,004	2,289	△18.1		
5						745.33	1,984	2.42	8,842.54	228,802	220	520	520	1,148	2,825	11.8		
発表機関	東 京 証 券 取 引 所														銀 行 協 会		東京商工リサーチ	

(注) 取引停止処分：平成19年4月以降、算出方法変更。

(注) 株式(日経平均)：平成12年4月24日に構成銘柄の大幅な入替えを行ったことにより、入替えの前後は連続して比較することには問題があるという意味において指数の連続性が失われている。

	鉅工業生產指數					特殊分類生產指數					平成 17 年					(注)					業	省	產	經 濟							
	原指數	前年比		季節調整		資本財	建設財	耐久消費財	非耐久消費財	生產財	季節調整		前期比 (前年比)	生產者出荷指數		生產者製品在庫指數		生產者製品在庫指數		製造工業 生產能力 指數 (未調整)					製造工業 設備指數 (季調済)						
		前年比	指數	前年比	指數						前年比	指數		前年比	指數	前年比	指數	前年比	指數							前年比	指數	前年比	指數	前年比	指數
45年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—									
50	67.0	2.1	—	—	—	62.2	144.3	65.3	79.3	57.8	63.4	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	88.3	104.9									
55	79.7	2.4	—	—	—	79.2	130.3	89.6	90.4	69.1	73.9	2.6	—	—	—	—	—	—	—	—	98.5	105.5									
60	100.4	4.9	—	—	—	109.2	159.8	106.6	106.2	87.3	87.3	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	107.9	110.8									
6	93.2	3.1	—	—	—	91.9	143.9	89.5	105.0	84.4	88.9	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	109.9	95.5									
7	95.2	2.1	—	—	—	98.1	143.0	87.7	106.4	86.4	90.6	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	110.0	96.0									
8	98.4	3.4	—	—	—	107.1	146.8	93.8	107.3	87.8	94.3	4.1	—	—	—	—	—	—	—	—	110.4	98.2									
9	99.5	1.1	—	—	—	109.2	137.7	97.3	106.5	90.0	95.3	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	111.5	99.2									
10	92.7	△6.8	—	—	—	93.8	124.0	94.6	104.0	85.1	90.4	△5.1	—	—	—	—	—	—	—	—	110.3	92.0									
11	95.1	2.6	—	—	—	93.7	121.7	95.9	105.0	89.7	93.2	3.1	—	—	—	—	—	—	—	—	110.3	94.1									
12	99.2	4.3	—	—	—	100.4	121.2	99.2	105.3	94.7	97.3	4.4	—	—	—	—	—	—	—	—	108.2	95.9									
13	90.7	△9.2	—	—	—	87.4	111.6	93.4	103.2	84.2	89.2	△8.3	—	—	—	—	—	—	—	—	103.5	87.6									
14	92.7	2.9	—	—	—	83.5	106.0	94.8	102.1	91.1	92.4	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	101.5	92.1									
15	95.4	2.9	—	—	—	87.5	103.1	96.0	102.2	95.1	95.4	3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	95.8									
16	99.1	3.9	—	—	—	98.3	101.5	97.4	102.6	98.6	98.8	3.6	—	—	—	—	—	—	—	—	99.1	99.1									
17	100.7	1.6	—	—	—	99.7	99.3	102.1	101.0	101.0	101.0	2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	100.6	100.5									
18	105.3	4.6	—	—	—	105.4	98.8	106.9	102.3	105.9	105.3	4.3	—	—	—	—	—	—	—	—	103.5	102.9									
19	108.1	2.7	—	—	—	107.4	93.9	113.9	103.5	109.9	108.7	3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	100.6	104.1									
20	94.4	△12.7	—	—	—	89.3	87.3	94.9	103.0	94.7	95.0	△12.6	—	—	—	—	—	—	—	—	106.1	88.7									
21	86.1	△8.8	—	—	—	68.7	77.1	85.2	103.1	88.9	87.1	△8.3	—	—	—	—	—	—	—	—	120.4	80.0									
22	94.1	9.3	—	—	—	82.7	79.5	88.2	104.4	98.7	95.3	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	106.7	88.0									
23	93.2	△1.0	—	—	—	87.1	81.2	84.3	109.7	94.8	93.4	△2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	87.4									
22	96.8	14.0	—	—	—	84.0	78.2	92.8	104.2	97.8	95.7	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	108.1	88.4									
7-9	97.1	5.9	—	—	—	83.7	79.8	94.2	104.4	98.2	95.4	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	88.4									
10-12	94.2	—	—	—	—	80.3	80.3	92.5	106.6	89.8	83.1	△1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	88.4									
23	90.2	△1.3	—	—	—	82.8	80.8	79.0	105.7	98.4	93.2	△2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	85.9									
4-6	87.0	△5.8	—	—	—	82.9	80.8	66.7	110.4	91.8	88.1	△5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	79.8									
7-9	95.9	△0.9	—	—	—	87.7	80.4	86.5	109.4	95.1	94.3	7.0	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	87.5									
10-12	95.5	△1.6	—	—	—	89.4	81.2	86.2	109.3	95.2	94.6	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	89.3									
24	94.5	△4.8	—	—	—	86.9	82.0	95.4	109.3	96.4	95.4	0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	107.3	92.1									
1-3	89.4	△12.4	—	—	—	72.3	77.2	93.2	98.7	90.3	84.3	△14.5	—	—	—	—	—	—	—	—	108.8	73.1									
23	89.4	△12.7	—	—	—	77.3	80.7	68.5	106.6	89.8	83.1	△1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	72.1									
4	79.7	△12.7	—	—	—	84.0	80.3	52.5	112.7	91.3	87.5	5.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	81.6									
5	83.6	△4.6	—	—	—	87.3	81.5	79.2	112.0	94.4	93.8	7.2	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	85.7									
6	97.6	△0.6	—	—	—	89.2	80.5	86.1	110.7	94.7	94.4	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	86.8									
7	96.7	△1.7	—	—	—	88.7	81.4	88.5	108.7	95.9	94.7	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.5	88.8									
8	91.5	1.6	—	—	—	85.3	80.3	78.5	108.8	94.7	93.9	△0.8	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	87.0									
9	99.4	△2.4	—	—	—	89.4	79.2	90.1	108.8	94.7	93.9	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	108.4	87.0									
10	96.1	0.9	—	—	—	89.4	79.9	90.1	107.8	95.7	94.8	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	108.8	89.9									
11	95.3	△2.9	—	—	—	88.5	81.8	78.5	110.5	94.3	93.0	△1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	108.1	88.1									
12	95.2	△3.0	—	—	—	90.3	82.0	90.1	109.6	95.7	95.1	3.3	—	—	—	—	—	—	—	—	108.3	89.8									
24	86.7	△1.6	—	—	—	89.5	84.9	98.8	108.4	95.5	95.0	△1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	107.7	92.9									
1	95.7	△1.6	—	—	—	85.2	80.3	92.6	108.2	96.2	95.3	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	107.8	91.2									
2	94.6	1.5	—	—	—	85.2	80.3	92.6	108.2	96.2	95.3	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	107.8	91.2									
3	102.1	14.2	—	—	—	86.1	80.9	94.8	111.3	97.4	96.8	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	107.3	92.4									
4	90.0	12.9	—	—	—	89.3	82.1	97.2	109.4	96.7	96.4	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	107.1	91.8									
発表機関																							業	省	產	經 濟					

(注) 平成20年4月、基準年次改訂。平成15年度以前の指数は、平成17年基準指数に接続させたものである。

〔設備・住宅〕

発表機関	機械受注 (280社) (季節調整済) (注)										建設工事受注 (50社) (注)										新設住宅着工							
	総額		民需		製造業		非製造業 [船舶・電力を除く]		前期比		前期比		総額		民間非住宅		前期比		戸数		季調済 年率戸数		持家		貸家		利用関係別 分住宅	
	億	円	億	円	億	円	億	円	%	%	億	円	億	円	%	%	億	円	%	%	千	戸	%	%	千	戸	%	%
	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%	前期比	%
45年度	66,440	25.1	40,036	29,232	5.5	19,202	0.0	10,179	18.5	36,001	18,569	15.7	1,491	5.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	86,048	△0.0	38,599	32,593	△18.2	17,104	△30.8	15,607	2.1	59,449	24,520	△17.3	1,428	13.2	9.8	20.5	9.8	20.5	9.8	20.5	15.8	△10.2	△15.8	△18.5	△25.8	△10.2	△15.8	
55	146,409	13.3	74,602	55,174	15.7	29,674	17.8	25,727	14.1	91,978	41,549	11.6	1,214	18.3	△18.5	△25.8	△18.5	△25.8	△18.5	△25.8	△10.2	△15.8	△18.5	△25.8	△10.2	△15.8		
60	159,584	△2.5	80,053	67,000	5.1	37,262	2.5	29,861	8.1	121,576	62,723	11.0	1,251	3.6	△2.8	12.8	△2.8	12.8	△2.8	12.8	△1.4	△21.4	△2.8	12.8	△1.4	△21.4		
2	283,949	8.3	167,625	145,762	8.7	73,297	6.1	72,656	11.3	268,167	166,203	30.4	1,665	△0.4	△5.0	△6.5	△5.0	△6.5	△5.0	△6.5	20.3	△20.3	△5.0	△6.5	20.3	△20.3		
6	250,839	1.6	135,829	110,012	4.1	47,449	4.7	62,408	3.1	190,341	87,531	△5.4	1,561	3.4	8.2	△11.9	8.2	△11.9	8.2	△11.9	30.1	30.1	8.2	△11.9	30.1	30.1		
7	261,322	4.2	142,394	119,380	8.5	52,149	9.9	67,485	8.1	197,556	88,846	1.5	1,485	△4.9	△5.2	△1.8	△5.2	△1.8	△5.2	△1.8	2.1	△8.7	△5.2	△1.8	2.1	△8.7		
8	287,134	9.9	155,268	133,042	11.4	55,370	6.2	77,928	15.5	203,370	97,887	10.2	1,630	9.8	15.6	9.3	15.6	9.3	15.6	9.3	2.1	2.1	15.6	9.3	2.1	2.1		
9	286,217	△0.3	150,471	127,867	△3.9	56,592	2.2	71,475	△8.3	185,247	90,695	△7.3	1,341	△17.7	△29.1	△16.3	△29.1	△16.3	△29.1	△0.4	△0.4	△29.1	△16.3	△29.1	△0.4	△0.4		
10	236,990	△17.2	122,535	104,067	△18.6	43,274	△23.5	60,939	△14.7	167,743	79,698	△12.1	1,180	△12.1	△2.9	△13.9	△2.9	△13.9	△2.9	△13.9	△19.6	△19.6	△2.9	△13.9	△19.6	△19.6		
11	236,311	△0.3	119,547	104,693	0.6	43,596	0.7	61,323	0.6	160,328	77,986	△2.1	1,226	4.0	8.6	△4.0	8.6	△4.0	8.6	△4.0	10.7	10.7	8.6	△4.0	10.7	10.7		
12	265,489	12.3	134,044	122,028	16.6	51,905	19.1	70,254	14.6	149,680	68,794	△11.8	1,213	△1.1	△8.0	△1.8	△8.0	△1.8	△8.0	△1.8	11.0	11.0	△8.0	△1.8	11.0	11.0		
13	232,808	△12.3	124,138	106,622	△12.6	39,575	△23.8	67,362	△4.1	137,470	62,170	△9.6	1,173	△3.3	△13.9	5.8	△13.9	5.8	△13.9	5.8	△0.7	△0.7	△13.9	5.8	△0.7	△0.7		
14	228,343	△1.9	115,509	102,664	△3.7	38,807	△1.9	64,143	△4.8	125,330	56,587	△9.0	1,146	△0.4	△3.1	2.8	△3.1	2.8	△3.1	2.8	△8.1	△8.1	△3.1	2.8	△8.1	△8.1		
15	254,636	11.5	120,393	111,078	8.2	45,500	17.2	65,764	2.5	125,485	61,313	8.4	1,174	2.5	2.1	0.9	2.1	0.9	2.1	0.9	5.6	5.6	2.1	0.9	5.6	5.6		
16	265,050	4.1	128,260	118,292	6.5	51,183	12.5	67,341	2.4	135,913	68,711	12.1	1,193	1.7	△1.6	1.9	△1.6	1.9	△1.6	1.9	4.6	4.6	△1.6	1.9	4.6	4.6		
17	276,779	—	124,425	112,340	—	54,880	—	57,721	—	134,537	70,895	3.2	1,249	4.7	△4.0	10.8	△4.0	10.8	△4.0	10.8	6.1	6.1	△4.0	10.8	6.1	6.1		
18	291,148	5.2	128,603	116,296	3.5	58,163	6.0	58,403	1.2	138,936	75,464	6.4	1,285	2.9	0.9	3.9	0.9	3.9	0.9	3.9	3.3	3.3	0.9	3.9	3.3	3.3		
19	302,637	3.9	127,931	111,841	△3.8	56,114	△3.6	56,157	△3.8	141,141	81,128	7.5	1,036	△19.4	△12.3	△19.9	△12.3	△19.9	△12.3	△19.9	△26.1	△26.1	△12.3	△19.9	△26.1	△26.1		
20	247,049	△18.4	112,839	97,221	△13.1	43,487	△22.5	54,363	△3.2	123,767	72,342	△10.8	1,039	0.3	△0.4	3.2	△0.4	3.2	△0.4	3.2	△3.5	△3.5	△0.4	3.2	△3.5	△3.5		
21	200,800	△18.7	94,917	77,405	△20.4	31,366	△27.9	46,346	△14.7	106,162	60,464	△16.4	775	△25.4	△7.6	△30.0	△7.6	△30.0	△7.6	△30.0	△40.0	△40.0	△7.6	△30.0	△40.0	△40.0		
22	243,646	21.3	104,817	84,480	9.1	37,112	18.3	47,576	2.7	100,685	56,214	△7.0	819	5.6	7.5	△6.3	7.5	△6.3	7.5	△6.3	29.6	29.6	7.5	△6.3	29.6	29.6		
23	250,226	2.7	108,746	89,742	6.2	39,284	5.9	50,698	6.6	107,829	59,446	5.7	841	2.7	△1.2	△0.7	△1.2	△0.7	△1.2	△0.7	12.7	12.7	△1.2	△0.7	12.7	12.7		
22 7-9	60,577	7.8	26,999	21,476	5.3	9,345	10.9	12,078	0.9	26,142	15,067	△12.7	213	13.8	10.8	3.6	10.8	3.6	10.8	3.6	40.8	40.8	10.8	3.6	40.8	40.8		
10-12	61,071	0.8	26,653	20,883	△2.8	9,352	0.1	11,648	△3.6	22,752	12,158	0.1	219	6.9	9.7	△9.0	9.7	△9.0	9.7	△9.0	40.2	40.2	9.7	△9.0	40.2	40.2		
23 1-3	66,262	8.5	27,436	21,630	3.6	9,788	4.7	11,856	1.8	34,794	19,129	△3.5	192	3.2	5.2	△8.5	5.2	△8.5	5.2	△8.5	21.9	21.9	5.2	△8.5	21.9	21.9		
4-6	61,803	△6.7	27,754	22,240	2.8	9,861	0.7	12,351	4.2	20,055	11,453	16.5	203	4.1	△1.8	△2.9	△1.8	△2.9	△1.8	△2.9	24.0	24.0	△1.8	△2.9	24.0	24.0		
7-9	59,045	△4.5	27,423	22,592	1.6	9,861	△0.0	12,793	3.6	25,986	15,238	1.1	230	7.9	6.5	4.0	6.5	4.0	6.5	4.0	16.7	16.7	6.5	4.0	16.7	16.7		
10-12	62,834	6.4	27,404	22,425	△0.7	9,792	△0.7	12,728	△0.5	25,741	14,364	18.1	209	△4.5	△7.3	△8.8	△7.3	△8.8	△7.3	△8.8	4.5	4.5	△7.3	△8.8	4.5	4.5		
24 1-3	67,292	7.1	26,253	22,620	0.9	9,804	0.1	12,791	0.5	36,046	18,361	△4.0	200	3.7	△1.2	5.9	△1.2	5.9	△1.2	5.9	857	857	△1.2	5.9	857	857		
23 3	19,682	△20.0	7,886	7,242	△0.7	3,278	1.1	3,987	0.6	20,085	10,730	△10.1	63	△2.4	4.0	△9.5	4.0	△9.5	4.0	△9.5	4.6	4.6	4.0	△9.5	4.6	4.6		
4	20,647	4.9	8,437	7,225	△0.2	3,238	△1.2	4,053	1.7	5,544	3,021	19.1	67	0.3	0.2	△9.3	0.2	△9.3	0.2	△9.3	12.4	12.4	0.2	△9.3	12.4	12.4		
5	20,210	△2.1	9,000	7,230	0.1	3,246	0.2	3,947	△2.6	6,232	3,218	8.7	64	6.4	△2.9	△4.9	△2.9	△4.9	△2.9	△4.9	42.9	42.9	△2.9	△4.9	42.9	42.9		
6	20,946	3.6	10,317	7,784	7.7	3,377	4.1	4,351	10.2	8,280	5,244	20.2	73	5.8	△2.6	5.0	△2.6	5.0	△2.6	5.0	21.6	21.6	△2.6	5.0	21.6	21.6		
7	19,237	△8.2	9,006	7,565	△2.8	3,275	△3.0	4,304	△1.1	6,933	4,474	15.1	83	21.2	19.1	18.5	19.1	18.5	19.1	18.5	33.2	33.2	19.1	18.5	33.2	33.2		
8	20,223	5.1	9,038	7,601	0.5	3,427	4.6	4,129	△4.1	7,585	4,566	12.5	82	14.0	6.9	9.8	6.9	9.8	6.9	9.8	31.2	31.2	6.9	9.8	31.2	31.2		
9	19,585	△3.2	9,379	7,427	△2.3	3,159	△7.8	4,360	5.6	11,468	6,197	△13.0	64	△10.8	△7.7	△18.2	△7.7	△18.2	△7.7	△18.2	△7.7	△7.7	△18.2	△7.7	△18.2	△7.7		
10	19,980	2.0	8,713	7,386	△0.6	3,247	2.8	4,151	△4.8	7,290	3,841	8.1	67	△5.8	△8.1	△8.9	△8.1	△8.9	△8.1	△8.9	3.1	3.1	△8.1	△8.9	3.1	3.1		
11	21,719	8.7	10,394	7,613	3.1	3,340	2.9	4,376	5.4	8,124	4,627	37.2	73	△0.3	△5.1	△8.5	△5.1	△8.5	△5.1	△8.5	13.1	13.1	△5.1	△8.5	13.1	13.1		
12	21,135	△2.7	8,298	7,425	△2.5	3,205	△4.0	4,201	△4.0	10,327	5,897	12.7	69	△7.3	△8.8	△9.0	△8.8	△9.0	△8.8	△9.0	△2.2	△2.2	△8.8	△9.0	△2.2	△2.2		
24 1	23,970	13.4	8,679	7,475	0.7	3,165	△1.3	4,260	1.4	7,449	4,203	26.6	66	△1.1	△2.7	1.1	△2.7	1.1	△2.7	1.1	△0.5	△0.5	△2.7	1.1	△0.5	△0.5		
2	21,227	△11.4	8,979	7,681	2.8	3,465	9.5	4,351	2.1	8,576	4,051	△20.2	67	7.5	1.5	9.4	1.5	9.4	1.5	9.4	13.1	13.1	1.5	9.4	13.1	13.1		
3	22,094	4.1	8,594	7,463	△2.8	3,174	△8.4	4,180	△3.9	20,021	10,106	△5.8	67	5.0	△2.3	7.8	△2.3	7.8	△2.3	7.8	11.8	11.8	△2.3	7.8	11.8	11.8		
4	21,201	△4.0	10,003	7,886	5.7	3,282	3.4	4,418	5.7	6,443	3,967	31.3	74	10.3	2.5	16.5	2.5	16.5	2.5	16.5	△0.4	△0.4	2.5	16.5	△0.4	△0.4		

(注) 機械受注 (280社)：昭和61年度以前は178社ベース、四半期の前期比は四半期平均の伸び率。

平成17年4月より、季節調整方法がセンサス局法 X-11 から X-12-ARIMA の中の X-11 に移行した。

平成17年度以降は、「携帯電話」の受注額は含まない。

建設工事受注 (50社)：昭和59年度以前は43社ベース。

〔賃金・労働〕

	賃金指数				事業所				常用雇用指数				5人以上				所定外労働時間指数				労働力人口	就業者数	雇用者数	完全失業者数	完全失業率 (季節調整)	有効求人倍率	新規有効求人倍率
	名目実質		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比										
	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業	全産業	製造業									
45年度	19.8	17.2	18.1	79.4	3.6	132.0	121.6	△5.0	—	130.0	103.9	△7.9	—	103.9	△8.7	—	5,170	5,109	3,340	61	1.2	1.35	1.52	1.35	1.52	1.52	
50	46.5	12.4	1.9	9.9	△1.4	121.6	121.6	△5.0	—	83.5	55.9	△8.5	—	55.9	△8.7	—	5,344	5,240	3,669	104	1.9	0.59	0.98	0.59	0.98	0.98	
55	66.9	6.0	△1.7	7.1	1.2	117.3	117.3	1.2	—	105.7	92.2	2.6	—	92.2	0.0	—	5,671	5,562	3,997	158	2.1	0.73	1.02	0.73	1.02	1.02	
60	80.2	3.1	△1.1	3.1	1.4	121.9	121.9	1.4	—	114.5	102.1	△0.7	—	102.1	1.3	—	5,975	5,817	4,328	198	2.6	0.67	1.05	0.67	1.05	1.05	
2	101.7	—	—	—	—	132.6	132.6	—	—	131.2	125.9	—	—	125.9	—	—	6,414	6,280	4,882	134	2.1	1.43	2.11	1.43	2.11	2.11	
6	109.9	1.5	1.3	2.2	△1.7	131.1	131.1	△1.7	—	95.1	83.9	9.3	—	83.9	1.4	—	6,650	6,455	5,243	194	2.9	0.64	1.07	0.64	1.07	1.07	
7	110.8	0.9	1.2	95.2	0.6	129.1	129.1	△1.5	—	97.1	89.1	6.4	—	89.1	2.0	—	6,672	6,456	5,279	216	3.2	0.64	1.09	0.64	1.09	1.09	
8	112.6	1.6	1.6	96.0	0.8	127.2	127.2	△1.4	—	103.0	96.2	10.2	—	96.2	6.1	—	6,737	6,512	5,347	225	3.3	0.72	1.22	0.72	1.22	1.22	
9	113.6	0.9	△1.3	98.8	1.7	125.5	125.5	△1.3	—	102.1	99.7	1.5	—	99.7	0.8	—	6,794	6,557	5,392	236	3.5	0.69	1.13	0.69	1.13	1.13	
10	111.7	△1.7	△1.7	98.6	△0.2	122.1	122.1	△2.7	—	94.2	85.2	△14.5	—	85.2	△7.7	—	6,789	6,495	5,353	294	4.3	0.50	0.89	0.50	0.89	0.89	
11	110.5	△1.2	△0.5	96.0	△0.5	118.3	118.3	△3.1	—	95.1	91.2	6.9	—	91.2	0.9	—	6,775	6,455	5,325	320	4.7	0.49	0.90	0.49	0.90	0.90	
12	110.5	0.1	0.8	95.7	△0.3	115.6	115.6	△2.4	—	98.5	100.7	10.5	—	100.7	3.7	—	6,772	6,453	5,372	319	4.7	0.62	1.08	0.62	1.08	1.08	
13	108.2	△2.0	△0.8	95.2	△0.5	111.3	111.3	△3.7	—	93.1	89.4	△11.2	—	89.4	5.6	—	6,737	6,389	5,354	348	5.2	0.56	0.96	0.56	0.96	0.96	
14	105.4	△2.7	△1.8	98.1	△0.6	103.4	103.4	0.6	—	96.7	99.6	11.5	—	99.6	4.0	—	6,677	6,318	5,329	360	5.4	0.56	0.96	0.56	0.96	0.96	
15	104.4	△0.9	△0.8	99.7	1.6	103.5	103.5	△2.3	—	100.8	106.2	8.6	—	106.2	4.2	—	6,662	6,320	5,340	342	5.1	0.69	1.12	0.69	1.12	1.12	
16	104.1	△0.3	△0.3	101.3	1.6	102.6	102.6	△0.9	—	103.2	113.1	4.5	—	113.1	2.3	—	6,639	6,332	5,355	308	4.6	0.86	1.35	0.86	1.35	1.35	
17	104.8	0.7	1.1	102.2	0.9	102.4	102.4	△0.2	—	104.8	114.3	1.0	—	114.3	1.6	—	6,654	6,365	5,420	289	4.3	0.98	1.49	0.98	1.49	1.49	
18	104.8	0.1	△0.3	103.3	1.0	102.8	102.8	0.4	—	107.5	118.4	3.7	—	118.4	2.6	—	6,660	6,389	5,486	271	4.1	1.06	1.56	1.06	1.56	1.56	
19	104.1	△0.7	△1.1	103.3	0.1	103.4	103.4	0.6	—	108.8	118.5	0.1	—	118.5	1.3	—	6,668	6,414	5,523	255	3.8	1.02	1.47	1.02	1.47	1.47	
20	102.9	△1.1	△2.4	102.2	△1.1	103.4	103.4	△0.1	—	101.2	96.4	△18.7	—	96.4	△7.0	—	6,648	6,373	5,520	275	4.1	0.77	1.08	0.77	1.08	1.08	
21	99.5	△3.4	△1.6	96.9	△5.2	100.4	100.4	△2.8	—	93.3	82.6	△14.3	—	82.6	△7.8	—	6,608	6,265	5,457	343	5.2	0.45	0.79	0.45	0.79	0.79	
22	100.0	0.5	1.1	100.4	3.6	99.9	99.9	△0.5	—	100.7	101.4	22.7	—	101.4	7.9	—	[6,294]	[5,982]	[5,238]	[312]	[5.0]	0.56	0.93	0.56	0.93	0.93	
23	99.7	△0.3	△0.2	102.3	1.9	100.8	100.8	△0.3	—	101.5	103.1	1.7	—	103.1	0.8	—	[6,295]	[6,013]	[5,276]	[283]	[4.5]	0.68	1.11	0.68	1.11	1.11	
22 7-9	95.8	0.9	2.0	101.2	4.3	100.4	100.4	0.5	—	99.3	102.0	30.5	—	102.0	10.8	—	6,622	6,286	5,474	331	5.0	0.54	0.90	0.54	0.90	0.90	
10-12	115.4	0.1	0.4	118.0	3.6	100.4	100.4	△0.1	—	103.9	105.9	14.5	—	105.9	6.8	—	6,574	6,257	5,486	329	5.0	0.57	0.96	0.57	0.96	0.96	
23 1-3	85.4	0.0	0.6	84.3	1.9	99.9	99.9	0.7	—	100.8	100.9	5.9	—	100.9	2.8	—	6,519	6,209	5,466	315	4.8	0.61	0.99	0.61	0.99	0.99	
4-6	102.9	△0.6	0.0	100.0	0.7	100.0	100.0	△0.2	—	97.7	92.7	△4.2	—	92.7	△1.1	—	6,585	6,268	5,480	306	4.7	0.62	1.00	0.62	1.00	1.00	
7-9	95.4	△0.4	△0.6	102.8	1.5	101.0	101.0	△0.3	—	99.6	103.8	1.7	—	103.8	0.2	—	6,544	6,252	5,447	304	4.7	0.66	1.08	0.66	1.08	1.08	
10-12	115.3	△0.1	0.3	121.1	2.7	101.0	101.0	0.6	—	105.9	110.1	3.9	—	110.1	2.0	—	6,529	6,248	5,491	292	4.5	0.69	1.15	0.69	1.15	1.15	
24 1-3	85.4	0.0	△0.4	85.4	1.3	100.5	100.5	△0.4	—	102.6	105.9	5.0	—	105.9	1.8	—	6,513	6,217	5,476	300	4.6	0.75	1.22	0.75	1.22	1.22	
23 3	86.8	△0.2	0.3	85.4	1.7	99.6	99.6	0.8	—	102.5	100.9	0.2	—	100.9	△0.1	—	6,513	6,194	5,430	309	4.7	0.62	0.96	0.62	0.96	0.96	
4	85.8	△1.6	△1.0	84.5	0.0	100.5	100.5	△0.1	—	100.6	92.3	△7.1	—	92.3	△2.9	—	6,583	6,257	5,456	310	4.7	0.62	0.97	0.62	0.97	0.97	
5	85.4	0.9	1.3	82.4	0.0	100.6	100.6	0.6	—	94.7	87.4	△6.0	—	87.4	△1.1	—	6,594	6,282	5,495	304	4.6	0.62	1.01	0.62	1.01	1.01	
6	137.4	△0.8	△0.4	133.1	4.3	100.8	100.8	0.7	—	97.8	98.3	0.3	—	98.3	1.1	—	6,577	6,265	5,488	305	4.7	0.63	1.02	0.63	1.02	1.02	
7	115.7	△0.3	△0.6	137.7	2.8	101.1	101.1	0.7	—	100.8	104.2	1.8	—	104.2	△0.1	—	6,553	6,241	5,428	304	4.7	0.65	1.07	0.65	1.07	1.07	
8	86.4	△0.5	△0.7	86.1	0.2	100.9	100.9	△0.3	—	97.0	100.6	0.2	—	100.6	△0.1	—	6,529	6,236	5,430	288	4.4	0.66	1.07	0.66	1.07	1.07	
9	84.1	△0.5	△0.6	84.5	0.7	100.9	100.9	0.6	—	101.0	106.6	3.2	—	106.6	2.0	—	6,551	6,276	5,483	272	4.2	0.67	1.11	0.67	1.11	1.11	
10	84.6	△0.1	0.1	85.0	1.6	100.9	100.9	0.5	—	104.2	108.8	5.2	—	108.8	2.0	—	6,552	6,264	5,479	290	4.4	0.68	1.12	0.68	1.12	1.12	
11	87.6	△0.2	0.3	90.0	1.3	101.1	101.1	0.7	—	105.2	109.6	2.3	—	109.6	1.0	—	6,540	6,260	5,505	292	4.5	0.69	1.16	0.69	1.16	1.16	
12	173.7	0.0	0.2	188.4	3.8	101.0	101.0	0.6	—	108.3	111.9	4.3	—	111.9	2.9	—	6,497	6,222	5,488	295	4.5	0.71	1.18	0.71	1.18	1.18	
24 1	85.1	△1.2	△1.3	84.9	0.4	100.7	100.7	0.5	—	99.0	97.2	2.3	—	97.2	0.6	—	6,502	6,211	5,492	305	4.6	0.73	1.20	0.73	1.20	1.20	
2	83.5	0.1	△0.2	84.3	1.8	100.6	100.6	0.6	—	102.0	109.9	3.0	—	109.9	0.6	—	6,515	6,226	5,488	298	4.5	0.75	1.27	0.75	1.27	1.27	
3	87.6	0.9	0.3	86.9	1.8	100.2	100.2	0.6	—	106.9	110.6	9.6	—	110.6	4.3	—	6,521	6,215	5,449	297	4.5	0.76	1.19	0.76	1.19	1.19	
4	86.0	0.2	△0.3	86.3	2.1	101.2	101.2	0.7	—	105.9	107.8	16.8	—	107.8	5.3	—	6,591	6,275	5,477	299	4.6	0.79	1.28	0.79	1.28	1.28	

厚生労働省

総務省

発表機関

〔通 関〕

	貿易 実績 (注)										入 入											
	輸 出					輸 入					機 械 器 具					機 械 器 具						
	輸 出					輸 入					機 械 器 具					機 械 器 具						
	原数値 前年比	季調済 前年比	金 属 及 同 製 品	一 般 機 械	事 務 用 機 器	電 機 機 器	輸 送 用 機 器	自 動 車	ア 美 リ カ	E U	ア ジ ア	総 額	原数値 前年比	季調済 前年比	食 料 品	原 燃 料	原 油 製 品	機 械 器 具	事 務 用 機 器	ア 美 リ カ	E U	ア ジ ア
45年度	億 円	%	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	%	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円
50	72,901	20.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	69,671	20.9	△4.2	—	—	—	—	—	—	—	—
55	170,262	△0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	173,963	△4.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
60	300,588	22.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	314,771	14.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
55	407,312	△1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,797	△11.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	418,750	7.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,711	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	407,503	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289,888	9.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	420,694	3.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329,530	13.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	460,406	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	396,717	20.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	514,112	11.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	399,615	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	494,493	△3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	353,938	△11.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	485,476	△1.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	364,516	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	520,452	7.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	424,494	16.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	485,928	△6.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	415,091	△2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	527,271	8.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	430,671	3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	560,603	6.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	448,552	4.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	617,194	10.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	503,888	12.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	682,902	10.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	605,113	20.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	774,606	13.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	694,473	13.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	851,134	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	749,581	9.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	711,456	△16.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	719,104	△4.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	590,079	△17.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	538,209	△25.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	677,888	14.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	624,567	16.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	682,814	△3.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	697,000	11.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22	170,313	17.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	154,086	14.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7-9	172,743	10.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	155,845	11.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	164,177	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	161,069	11.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	156,906	△8.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	169,645	10.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4-6	171,113	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	175,302	13.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7-9	163,270	△5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	175,095	12.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10-12	161,526	△1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	176,958	9.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	58,585	△2.4	△9.6	△8.0	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	56,876	12.2	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0
3	51,566	△12.4	△8.0	△8.0	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	△1.6	56,344	9.2	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
4	47,593	△10.3	5.1	4.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	56,200	12.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
5	57,746	△1.6	7.8	7.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	57,102	9.9	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4
6	57,818	△3.3	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	57,120	9.9	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5	△0.5
7	53,557	2.8	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	61,331	19.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
8	59,738	2.3	1.6	1.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	56,850	12.2	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0	△2.0
9	55,069	△3.8	△4.2	△4.2	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	57,899	17.9	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
10	51,962	△4.5	△3.2	△3.2	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	58,747	11.5	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0	△1.0
11	56,239	△8.0	1.4	1.4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	58,322	8.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
12	45,105	△9.2	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	59,873	9.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
24	54,384	△2.7	2.7	2.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	54,130	9.3	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7	△0.7
2	62,037	5.9	1.0	1.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	62,908	10.6	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
3	55,660	7.9	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	60,880	8.1	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7	△1.7
4																						
発表機関																						

(注) 昭和51年1月より「金鉱」及び「非貨幣用金」を含む。「EU」は昭和56年以降以降10カ国、昭和61年度以降以降12カ国、平成7年以降以降15カ国、平成16年以降以降25カ国、平成19年以降以降加盟国27カ国をベース。

〔国際収支〕

	資 本 投 資										取 支			国 際 取 支		差 漏		経 常 収 支 (IMF 統計ベース) (注)					外 貨		為 替 レート 〔 インターバンク米 ドル直物中心相場 〕																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	投 資					取 支					其 他 資 本 取 支			誤 差		貿 易 ・ サ ー ビ ス 収 支					所 得 収 支		経 常 移 転 収 支			貨 準 備 高																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	直 接 投 資					証 券 投 資					其 他 投 資			其 他 取 支		貿 易 出 入					サ ー ビ ス 収 支					所 得 収 入		移 転 収 入		億 万 ドル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	億					億					億			億		億					億					億		億		億		億																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	45年度	50	55	60	2	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
—	—	—	△133,379	△37,014	△77,602	△24,935	△81,110	△156,187	△168,501	△49,817	△93,303	△84,394	△50,491	△205,376	△141,969	△140,413	△152,330	△223,531	△173,053	△123,113	△97,220	P 78,287	△36,631	△10,192	△34,300	8,948	4,589	83,423	△18,673	△11,743	△1,013	△1,783	△7,830	31,591	△19,171	△4,185	77,436	10,171	P 901	2 P △6,806	3 P △12,767	4 P △304	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) IMF の国際収支マニュアル第5版ベース。

〔国内総支出・国民所得・貯蓄率〕

45年度 50 55 60 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 P 23	政 府				国 内 総 支 出 (季節調整済) (注)				財貨・サービスの輸出				財貨・サービスの輸入(控除)				国 民 所 得		貯蓄率	
	最終消費支出		資本形成		国内総支出		国内総生産		前期比		構成比		前期比		構成比		1人当り			
	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後				
	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質	名目	実質		名目		実質
10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	10 億 円	%	千 円	%	
58159.1	—	23.4	—	14.1	—	23222.5	—	9.3	33501.3	—	13.5	34630.8	—	20387.7	—	1,743	—	—	—	
68284.6	1.4	△2.4	20.7	22323.3	14.1	1.8	13.9	6.8	44396.3	△3.5	2.5	44396.3	△3.5	2.5	44396.3	△3.5	2.5	2,153	17.5	
82932.5	7.3	2.9	19.9	22708.2	13.4	2.8	13.4	6.5	43643.5	12.9	8.5	37912.0	24.1	15.0	9.1	2,605	15.9	2,153	15.9	
89492.2	7.9	4.2	19.8	23935.9	13.3	3.8	13.3	6.5	46126.6	5.7	6.7	41588.4	9.6	5.4	9.2	2,808	13.9	2,605	13.9	
95448.2	6.7	4.3	20.2	31650.4	13.5	3.6	13.5	6.0	46987.2	1.9	5.2	43642.2	△7.5	△0.6	8.1	2,974	12.6	2,808	12.6	
104888.1	9.9	7.7	21.7	37406.1	14.0	2.8	14.0	7.7	47377.0	0.5	3.7	36421.9	△5.3	△2.1	7.5	3,693	15.1	3,693	15.1	
110059.6	4.9	5.4	22.8	40114.4	14.5	3.3	14.5	8.3	47377.6	△8.0	△0.6	36421.9	△5.3	△2.1	7.5	2,940	14.9	2,940	14.9	
116149.5	—	—	23.4	42711.5	14.9	—	—	8.5	44610.1	—	9.0	35590.5	—	—	7.2	3,989	13.5	3,989	13.5	
121633.5	4.7	5.2	24.1	46866.0	15.2	4.3	15.2	8.9	46362.8	3.9	4.4	40649.7	14.2	13.8	8.8	4,056	13.8	4,056	13.8	
122989.3	1.1	0.5	23.8	47959.5	15.5	3.3	15.5	8.4	51140.0	10.3	7.4	49177.5	21.3	11.6	9.5	4,153	11.5	4,153	11.5	
121716.2	△1.0	△2.1	23.3	40930.5	15.8	0.6	15.8	7.8	56466.5	10.4	8.7	49413.0	0.5	△1.5	9.5	4,190	11.4	4,190	11.4	
122278.3	0.5	1.9	23.9	82010.2	16.1	2.0	16.1	7.9	53706.7	△4.0	10.5	49394.9	△11.1	△6.7	8.6	4,906	11.4	4,906	11.4	
122134.9	△0.1	1.5	24.1	83633.7	16.5	3.8	16.5	7.6	52376.6	△2.5	5.9	44340.6	1.1	6.7	8.8	4,096	10.7	4,096	10.7	
123318.6	1.0	1.4	24.1	87363.7	17.1	4.5	17.1	7.0	59287.7	6.6	9.3	49577.5	11.6	11.2	9.7	4,081	10.0	4,081	10.0	
123340.0	0.0	0.9	24.6	90402.1	18.0	3.5	18.0	6.6	52548.8	△5.9	△7.8	48618.1	△1.9	△3.5	9.7	4,011	3.5	4,011	3.5	
121516.2	△1.5	0.2	24.4	90694.4	18.2	0.3	18.2	6.2	57039.0	8.5	11.9	50482.0	3.8	4.3	10.1	3,969	2.8	3,969	2.8	
119819.0	△1.4	△0.3	23.9	91413.5	18.2	0.8	18.2	5.7	60716.3	6.4	10.1	51265.6	1.6	3.2	10.2	3,998	2.6	3,998	2.6	
117726.5	△1.7	△1.5	23.4	92059.2	18.3	0.7	18.3	5.1	67268.6	10.8	11.1	58113.0	13.4	7.9	11.6	4,012	1.7	4,012	1.7	
116700.3	△0.9	△1.2	23.1	92431.3	18.3	0.4	18.3	4.8	75104.5	11.6	8.5	68494.3	17.9	4.5	13.6	4,058	0.9	4,058	0.9	
114707.8	△1.7	△1.3	22.5	91938.5	18.1	△0.5	18.1	4.5	84066.1	11.9	8.7	76943.1	12.3	3.8	15.1	3,780	0.9	3,780	0.9	
115390.6	0.6	0.0	22.5	93255.6	18.2	1.4	18.2	4.3	92437.6	10.0	9.4	84375.9	9.7	2.4	16.4	4,144	1.5	4,144	1.5	
114150.4	△1.1	△1.6	22.3	92895.0	19.0	△0.4	19.0	4.6	10255.4	△0.6	16.1	80229.9	△4.9	△6.4	16.4	3,941	0.3	3,941	0.3	
117039.7	2.5	4.2	24.7	94244.1	19.5	2.7	19.5	4.8	64506.3	△17.9	△9.8	61190.1	△25.0	△10.7	12.7	3,941	1.5	3,941	1.5	
11752.6	0.1	0.5	24.4	95784.1	19.6	2.3	19.6	4.5	73802.7	14.4	17.2	69503.2	15.5	12.0	14.5	3,798	2.6	3,798	2.6	
119353.9	1.9	2.1	25.4	97073.9	2.2	1.8	20.7	4.7	70909.9	△3.9	△1.4	77271.4	11.2	5.3	16.4	3,842	2.5	3,842	2.5	
119800.0	2.3	2.3	—	97900.0	2.2	2.5	—	2.1	72500.0	△1.8	0.0	76900.0	10.7	4.6	—	—	—	—	—	
120300.0	0.4	0.6	—	98300.0	0.4	0.8	—	—	77200.0	0.0	6.6	80200.0	4.2	3.3	—	—	—	—	—	
113536.8	△0.2	0.1	22.9	92184.9	△0.9	△0.1	18.6	2.1	95629.9	3.2	0.0	9723.6	7.9	0.4	19.5	—	—	—	—	
114534.6	0.9	0.6	23.4	93166.7	1.1	0.5	19.1	4.4	73817.8	△22.8	△13.9	7840.6	△19.5	1.6	15.9	—	—	—	—	
114530.7	△0.0	1.3	24.5	93092.9	△0.1	1.1	19.9	4.6	52137.0	△29.4	△25.3	56427.3	△16.4	12.1	12.1	—	—	—	—	
115772.3	1.1	1.7	24.5	93303.6	0.2	0.6	19.7	4.8	57436.5	10.2	9.5	55005.5	△2.5	△3.8	11.6	—	—	—	—	
116628.1	0.7	0.9	24.9	94380.4	1.2	1.2	20.1	4.7	62627.6	9.0	9.1	59615.8	8.4	5.2	12.7	—	—	—	—	
117504.8	0.8	0.9	24.8	94672.3	0.3	0.5	20.0	4.8	66287.1	6.7	6.7	61335.7	2.9	1.6	12.9	—	—	—	—	
118163.7	0.6	0.1	24.7	94703.5	0.0	△0.5	19.8	4.5	71134.2	6.4	6.2	64789.8	5.6	2.5	13.5	—	—	—	—	
117364.6	△0.7	△0.1	24.3	95523.7	0.9	1.6	19.8	4.5	74816.8	5.2	5.5	68595.0	5.9	5.9	14.2	—	—	—	—	
117746.5	0.3	0.3	24.3	95866.5	0.4	0.3	19.8	4.5	73468.6	△1.8	1.5	67743.8	△1.2	1.8	14.0	—	—	—	—	
116943.3	△0.7	△0.0	24.3	96394.1	△0.5	0.4	19.8	4.5	73411.2	△0.1	△0.2	68991.0	1.4	0.2	14.3	—	—	—	—	
117098.0	0.1	△0.5	24.9	96438.7	1.1	0.3	20.5	4.4	73507.8	0.1	△0.4	73035.4	6.3	1.2	15.6	—	—	—	—	
119007.2	1.6	1.9	25.7	96651.6	0.2	0.2	20.9	4.8	68687.9	△6.6	△6.3	75085.3	2.8	0.2	16.2	—	—	—	—	
119199.6	0.2	0.0	25.3	96928.1	0.3	0.2	20.6	4.7	73280.0	6.7	8.7	77016.3	3.2	3.5	16.3	—	—	—	—	
118779.7	△0.4	0.1	25.3	96229.7	△0.1	△1.0	20.6	4.7	69683.4	△4.9	△3.7	7274.2	0.3	0.9	16.8	—	—	—	—	
120566.4	1.5	1.3	25.4	97944.2	1.2	0.7	20.6	4.8	72001.8	3.3	3.0	79717.1	3.2	1.9	16.3	—	—	—	—	
発表機関																	府			

〔企業収益〕

(%)

	法人企業統計 (全産業)		日銀短観 (全企業、全産業)			大企業 (製造業)		大企業 (製造業)		大企業 (製造業)	
	売上高 前年比	経常利益 前年比	設備投資 前年比	売上高 前年比	経常利益 前年比	大企業 製造業	大企業 製造業	大企業 製造業	大企業 製造業	大企業 製造業	大企業 製造業
60年度	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04		
2	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15		
7	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81		
12	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61		
17	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48		
18	3.9	5.2	14.3	4.8	6.6	10.1	10.6	4.26	6.76		
19	0.9	△1.6	1.0	4.1	6.1	△1.0	0.8	4.05	6.42		
20	△4.6	△33.7	△38.3	△4.5	△9.2	△42.5	△61.9	2.44	2.70		
21	△9.3	△9.4	20.5	△12.6	△12.7	△4.3	△3.7	2.73	2.98		
22	1.3	36.1	△0.2	4.5	6.9	38.3	67.9	3.61	4.68		
23				*1.5	*0.4	*△9.4	*△17.9	*3.22	*3.82		
24				*1.4	*2.0	*2.1	*0.6	*3.24	*3.77		
20. 10～12 20・下	△11.6	△64.1	△17.3	△12.5	△21.6	△70.1	欠損	1.30	△0.84		
21. 1～3	△20.4	△69.0	△25.3								
4～6 21・上	△17.0	△33.0	△21.7	△20.6	△26.4	△49.9	△82.4	2.21	1.32		
7～9	△15.7	△32.4	△24.8								
10～12 21・下	△3.1	102.2	△17.3	△3.8	4.0	2.2階	利益	3.20	4.42		
1～3	△3.1	103.8	△11.5								
4～6 22・上	20.3	83.4	△1.7	7.5	13.8	79.3	4.3階	3.69	5.03		
7～9	6.5	54.1	5.0								
10～12 22・下	4.1	27.3	3.8	1.7	1.0	12.6	△0.9	3.54	4.33		
1～3	0.3	11.4	3.0								
4～6 23・上	△11.6	△14.6	△7.8	0.0	△2.7	△4.9	△9.0	3.51	4.70		
7～9	△1.9	△8.5	△9.8								
10～12 23・下	△1.3	△10.3	7.6	*3.0	*3.4	*△14.0	*△28.1	*2.95	*3.01		
1～3	0.6	9.3	3.3								
4～6 24・上				*1.8	*1.8	*△8.1	*△18.2	*3.17	*3.78		
7～9											
10～12 24・下				*1.0	*2.2	*13.2	*27.5	*3.31	*3.75		
1～3											
発表機関	財	務	省	日 本 銀 行							

(注) 日銀短観：*印は平成24年3月調査による計画である。
 法人企業統計：金融業、保険業は含まれていない。
 平成20年4～6月期以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。
 平成21年度年次別調査から、日本郵政㈱、郵政事業㈱、郵便局㈱を含んだ計数となっている。
 設備投資は平成14年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。

最近の財政金融政策 (平成24年6月18日現在)

23. 7. 15	財政演説	
7. 25	平成23年度補正予算 (第2号及び特第2号) 成立	
7. 29	東日本大震災からの復興の基本方針 (東日本大震災復興対策本部決定)	
8. 4	「資産買入等の基金」増額 (40⇒50兆円程度) (日銀金融政策決定会合決定)	
8. 5	日本再生のための戦略に向けて (閣議決定)	
8. 12	中期財政フレーム (平成24年度～平成26年度) (閣議決定)	
8. 15	政策推進の全体像 (閣議決定)	
9. 13	所信表明演説	
10. 21	平成23年度補正予算 (第3号、特第3号及び機第2号) 概算 (閣議決定)	
〃	一般会計補正増額 121,025億円	
〃	円高への総合的対応策	
〃	～リスクに強靱な社会の構築を目指して～ (閣議決定)	
10. 27	「資産買入等の基金」増額 (50⇒55兆円程度) (日銀金融政策決定会合決定)	
10. 28	所信表明演説	
〃	財政演説	
11. 21	平成23年度補正予算 (第3号、特第3号及び機第2号) 成立	
12. 16	平成24年度予算編成の基本方針	
〃	～日本再生に向けて一危機をチャンスに～ (閣議決定)	
12. 20	平成23年度補正予算 (第4号及び特第3号) 概算 (閣議決定)	
〃	一般会計補正増額 25,345億円	
12. 21	平成24年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (閣議了解)	
12. 24	平成24年度予算概算 (閣議決定)	
〃	一般会計予算 903,339億円 対当初 2.2%減	
〃	基礎的財政収支対象経費 683,897億円 対当初 3.5%減	
〃	公債発行額 442,440億円 公債依存度 49.0%	
〃	財政投融资計画 176,482億円 対当初 18.4%増	
24. 1. 24	施政方針演説	
〃	財政演説	
〃	平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度 (閣議決定)	
2. 8	平成23年度補正予算 (第4号及び特第3号) 成立	
2. 14	「中長期的な物価安定の目途」導入 (日銀金融政策決定会合決定)	
〃	「当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで強力に金融緩和を推進していく。」	
〃	「資産買入等の基金」増額 (55⇒65兆円程度)	
3. 29	平成24年度暫定予算 (閣議決定)	
3. 30	平成24年度暫定予算成立	
4. 5	平成24年度予算成立	
4. 27	「資産買入等の基金」増額 (65⇒70兆円程度) (日銀金融政策決定会合決定)	